

大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等の
あり方に係る調査
報告書

平成 26 年 3 月

国土交通省

目次

第1章 調査の目的・方法	6
1. 調査の背景及び目的	6
2. 調査の考え方及び方法	7
(1) 調査の基本的考え方	7
(2) 調査の方法	11
第2章 日本の拠点都市とアジアの都市の国際競争力	15
1. 日本の拠点都市における各種施設	15
(1) 高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーションセンター)／外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター	15
(2) 多言語対応会議場	23
(3) 都市プレゼンテーションセンター	28
(4) 外国人対応の医療施設	29
(5) 外国人対応の教育施設	34
(6) 多言語情報板	38
2. アジアの都市における各種施設	63
(1) 高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーションセンター)／外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター	63
(2) 多言語対応会議場	74
(3) 都市プレゼンテーションセンター	85
(4) 外国人対応の医療施設	91
(5) 外国人対応の教育施設	101
(6) 多言語情報板	108
3. 日本の拠点都市とアジアの都市の各種施設整備状況の比較及び示唆	128

(1) 高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーション施設)／外国人対応生活・ビジネスコンシェルジュセンター	129
(2) 多言語対応会議場	131
(3) 都市プレゼンテーションセンター	135
(4) 外国人対応の医療施設	137
(5) 外国人対応の教育施設	139
(6) 多言語情報板	141
.....	
4. 施設に関連する実績	142
(1) 外資系企業数(外資系企業地域統括拠点数)	142
(2) 外資系企業の売上高(対内直接投資額)	143
(3) 外国人居住者数	144
(4) 留学生数	147
(5) 外国人患者数・医療費(医療観光客規模)	149
(6) 都市ランキング	151
.....	
第3章 アジア各都市における対海外シティセールス方法と我が国への導入に関する検討	156
.....	
1. 対海外シティセールス事例の調査対象の考え方	156
(1) アジアの都市における対海外シティセールス事例の調査対象の考え方	156
(2) 日本の都市における対海外シティセールス事例の調査対象の考え方	163
.....	
2. アジア各都市における対海外シティセールス事例① (シンガポールの「グローバル・ハイドロハブ」戦略)	170
(1) 都市戦略の概要	170
(2) シティセールスの取組み	171
(3) 成果とまとめ	179
.....	
3. アジア各都市における対海外シティセールス事例② (韓国ソウルにおけるシティセールスの取り組み)	182
(1) 都市戦略の概要	182
(2) シティセールスの取組み	184

(3) 成果とまとめ	194
<hr/>	
4. 国内都市における対海外シティセールス事例①（東京都におけるシティセールスの取り組み）.197	
(1) シティセールスの取り組み概要	197
(2) シティセールスの取組とその成果.....	199
(3) 成果と課題.....	203
<hr/>	
5. 国内都市における対海外シティセールス事例② 横浜市におけるシティセールスの取り組み	204
(1) 都市戦略の概要	204
(2) シティセールスの取組み	209
(3) 成果と課題.....	217
<hr/>	
6. 国内都市における対海外シティセールス事例③ 大阪府/大阪市におけるシティセールスの取組み	219
(1) 都市戦略の概要	219
(2) シティセールスによる取組み	221
(3) 成果と課題.....	227
<hr/>	
7. アジア各都市でのシティセールスの取組みの日本への適用可否、具体策の検討.....	231
(1) シティセールスの考え方及び国内都市への適用可能性	231
(2) 今後の具体的な取組みのあり方.....	241
<hr/>	
まとめ.....	248
付録.....	253
<hr/>	
1. 国際競争力関連指標.....	253
(1) 日本国内の在留外国人及び高度外国人材数.....	253
<hr/>	
2. 施設関連指標	255
(1) 多言語対応会議場	255
(2) 外国人対応の医療施設	277
(3) 外国人対応の教育施設.....	283
<hr/>	
3. 調査対象都市以外の都市のシティセールス事例.....	288

(1) MIPIM(国際不動産見本市)におけるロンドン及びパリのシティセールス	288
(2) イギリス・リバプール市のシティセールスによる外国企業誘致事例	290

第1章 調査の目的・方法

1. 調査の背景及び目的

グローバル化が進む現代の国際経済においては、経済成長の鍵となるグローバル企業や優れた能力を有する高度外国人材を巡る都市間競争が進んでいる。他方、我が国の大都市圏においては、少子化・高齢化が進展し、国内市場が縮小する中で、急速に発展するシンガポール、香港等のアジアの近隣都市に対する優位性が後退してきている。

我が国においては、平成 23 年 4 月には都市再生特別措置法が改正され特定都市再生緊急整備地域制度が創設されるなど、都市再生に関する取り組みが積極的に進められている。また国家戦略特区により、国内主要都市圏に世界の資本と人材を呼び込むための試みが動き始めている。このような動きを引き継ぎつつ、我が国各都市は、この国境を越えた都市間競争の中でアジア諸都市に対する都市の優位性を明らかにし、グローバル企業や高度外国人材にとって更に魅力ある街づくりを進めていく必要があると考えられる。

本調査では、我が国の大都市圏における拠点都市とアジアの都市の国際競争力に関する基礎的なデータの収集・整理、アジアの都市における対海外シティセールスの取組みに着目した調査と我が国への導入可能性の検討等を行い、成長著しいアジア諸都市に対する我が国の拠点都市の優位性を海外に主張していくうえでの戦略の検討に活用することを目的とする。

【外貨換算】

本調査において、外貨は下記レート(2014 年 2 月 21 日)で換算している。

シンガポールドル： 1ドル=80.92 円/ 香港ドル： 1ドル=13.20 円/人民元： 1元=16.81 円/韓国
ウォン： 1ウォン=0.096 円/米ドル： 1ドル=102.41 円/ユーロ： 1ユーロ=140.45 円

2. 調査の考え方及び方法

(1) 調査の基本的考え方

本調査では、まず、我が国都市とアジア各都市の国際競争力の現状を各種指標から明らかにする。アジア各都市については、特にグローバル企業の各種拠点として日本の大都市との間で競合し得る大都市として、シンガポール、香港、上海、ソウルの4都市を選択する。また日本の大都市圏については、これらアジア各都市との間で特に高度外国人材¹・外資系企業を誘致する際に競合する可能性の高いいくつかの都市圏(具体的には東京、中部、近畿、九州の各都市圏)を抽出する。なお、我が国各「都市圏」については通常明確な定義(範囲)は存在しないが、本調査では便宜上、原則として国土交通省の各地方整備局の管轄区域を各「都市圏」にあたるものとして、整理した²。また我が国においては大都市圏が複数存在するが、今回の調査では便宜上図表 1-2-1.の通り、東京、中部、近畿、九州の各4都市圏について、施設整備状況の確認・整理を行った。

図表 1-2-1.我が国各都市圏及び拠点都市の本報告書中における整理

都市圏名	拠点都市	該当都道府県
東京圏	東京23区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部圏	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県
近畿圏	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
九州圏	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

我が国都市の国際競争力強化の観点から、高度外国人材・外資系企業にとって魅力あるハード(各種都市施設)が整備されていることは、国境を越えた都市間競争における重要な差別化

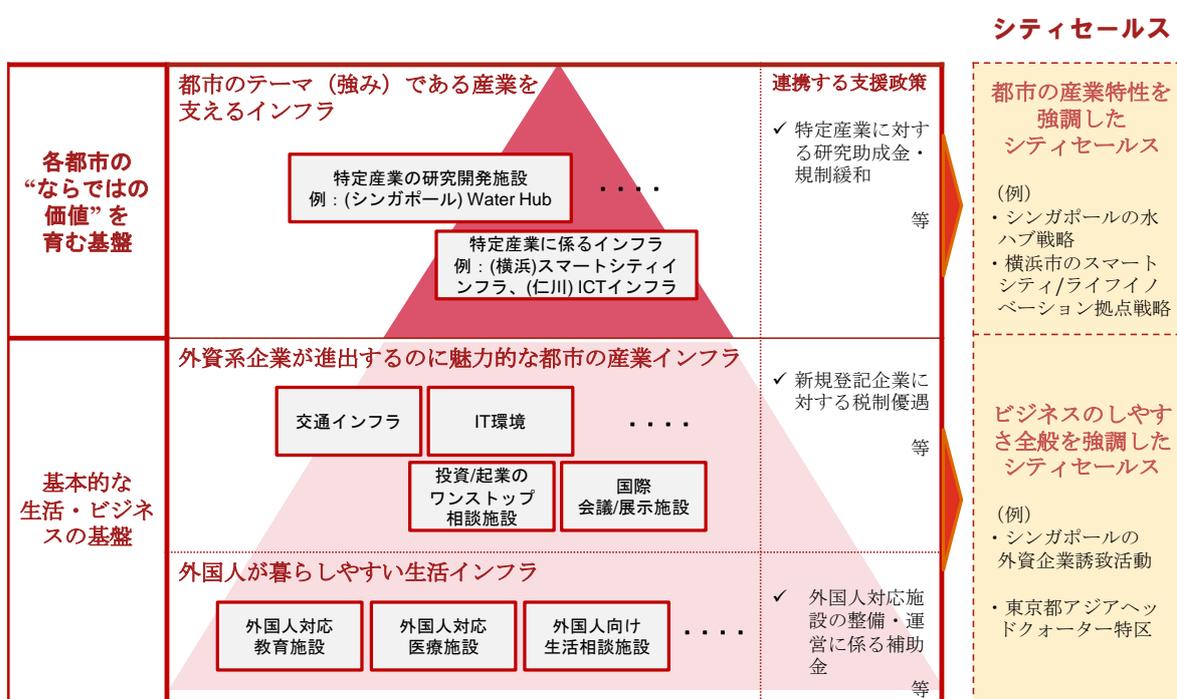
¹本報告書において「高度外国人材」とは、「経済財政改革の基本方針 2008」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)で、受入れを促進すべき「高度人材」として例示されている、専門的・技術的分野の在留資格(「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」の 13 種)の者とする。

²「東京圏」は関東整備局の管轄区域に依る。また長野県及び静岡県はそれぞれ関東、中部地方整備局に管轄が二分されているが、ここでは両県共に中部圏として整理した。

要因になり得る。本調査では各種都市施設に関するアジア各都市及び我が国拠点都市における整備状況の確認・比較を行う。

また直接投資の促進のため、都市が持つ魅力を海外にアピールし、実際の高度外国人材・外資系企業の誘致に繋げるためには、シティセールスの考え方を基本とした国や自治体によるインバウンド戦略が重要となる。本調査ではアジア及び我が国の代表的なシティセールス事例を検証し、特にアジア大都市におけるシティセールスの日本への適用可否、具体策等を検討する。

図表 1-2-2.高度外国人材・外資系企業にとって魅力ある都市インフラ及びシティセールスの考え方の整理



これら基本的な考え方を踏まえ、具体的な調査対象項目について、以下に整理する。

① 高度外国人材・外資系企業誘致に向けた都市インフラの整備状況

都市の国際競争力のあり方を考えたとき、いかに高度外国人材にとって暮らしやすい生活インフラ施設が整備されているか、また外資系企業が円滑なビジネス活動を行うための各種産業インフラが整備されているかは重要な要素となると考えられる。こうした基本的な生活・ビジネス基盤が充実していることは高度外国人材や外資系企業がその都市に進出する前提条件となると考えられる。

こうした都市インフラには様々な施設が想定されると共に、インフラ基盤と連携するよりソフト的な施策（例：税制優遇、助成金、規制緩和等）も同じく重要と考えられるが、本調査では、代表的な施設を抽出し、日本及びアジア主要都市における整備状況について調査比較を実施し、国内都市における「ビジネス関連インフラ」や「生活インフラ」に分類されるような各種都市インフラ（施設）の充足度合を確認することとした。

ア. 外国人が暮らしやすい生活インフラ

高度外国人材の生活基本ニーズを満たす施設例として、例えば疾患時に安心して治療を受けることができる**外国人対応の医療施設**は重要な生活基礎インフラ施設と考えられる。また、高度外国人材が生活する場所としてその都市を選択し、家族（子女）を伴い安心して生活するためには、子女に対して自国と同等内容の教育が、対象都市において、提供され得るか否かは重要な要因であり、**外国人対応の教育施設**は同じく重要な生活基礎インフラ施設と考えられる。

イ. 外資系企業が進出するのに魅力的なビジネス関連インフラ

ビジネス環境や法制度他が異なる外国都市においてビジネスを始めるに際して、適格なアドバイスをを行うことのできる、**外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター³**は重要な施設と考えられる。また、都市に広く人が集まり、情報やビジネス機会の連結点を提供する場としては、**多言語対応会議場**も重要な施設であると考えられる。

② 高度外国人材・外資系企業に対するシティセールスの考え方

これら基本的な都市インフラ（施設）の整備は当然重要だが、これだけでは他都市との差別化が図れず、企業や人材に選ばれる都市となることは困難とも考えられる。実際に世界の主要都市の中には、自都市が持つ強み・比較優位性ある分野を見極め、その成長を支援・促進する為の基盤整備（例：特定産業に関する研究開発施設や産学連携施設）を進めながら、これに関連する人材や企業にターゲットを絞ったプロモーション活動（シティセールス）を展開している例が少なくない。この為、本調査では日本及びアジア主要都市における代表的なシティセールス政策の事例を調査・比較し、各都市の戦略に基づきどのような都市インフラ整備を進めているかについても確認することとした。

³「外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター」は外国人の生活全般に関するアドバイスをを行う場合もあるため、生活関連都市インフラにも整理され得るが、ここではビジネス面でのサポート機能の側面を重視し、便宜上、ビジネス関連都市インフラとして整理を行った。

高度外国人材・外資系企業向けのシティセールスのアプローチとしては、まず彼らがビジネスを行うための円滑な都市のインフラやビジネス環境が整備されていること、つまり「ビジネスのしやすさ全般を強調したシティセールス」が考えられる。具体的には例えば、後述する通り、シンガポールにおける外資誘致のための活動や、我が国においては東京都のアジアヘッドクォーター特区などがこれに該当すると考えられる。

「ビジネスのしやすさ全般」を強調するシティセールスに加え、さらにその都市の有するビジネス上の特性、特に対象都市が強みを有する産業分野について積極的にPRを行うことで、その産業分野に関連する高度外国人材・外資系企業を呼び込み、都市の国際競争力の更なる強化につなげていくことが考えられる。具体的には例えば、シンガポールにおける「グローバル・ハイドロハブ」に関するシティセールスや、ソウルにおける金融セクターやデジタルコンテンツセクター関連のシティセールス、また我が国においては横浜市のスマートシティに関するシティセールスなどがこれに該当すると考えられる。

国際競争力のある都市であるためには、前述のような高度外国人材・外資系企業にとって魅力ある各種施設が整っているという土台の下で、として、その基礎力や強みのある産業等の特性をどうシティセールスしていくかという発想が必要になると考えられる。これらに関する関係を整理したのが、図表 1-2-2.である。

③ 高度外国人材・外資系企業に対するシティセールスの具体的な方法

図表 1-2-3.シティセールスの各種手法

シティセールスの種別	考え方	具体例
プッシュ型シティセールス	海外に居住する高度外国人・外資系企業に対し、シティセールスの主体側（都市）がアプローチするセールス手法	<ul style="list-style-type: none"> 海外開催の関連MICEへの出展（例：MIPIMへの東京都出展） 誘致機関による外資系企業へのアプローチ（例：シンガポールEDB）
プル型シティセールス	高度外国人・外資系企業関係者の対象都市への訪問機会を作り、その機会を通じて都市の魅力をPRするセールス手法	<ul style="list-style-type: none"> 関連MICEの対象都市での開催（例：シンガポール世界都市サミット） 都市プレゼンテーション施設（例：シンガポール都市プレゼンセンター）

高度人材・外資系企業に対し、その都市の魅力をPRする手法として大きくは、対象者が海外に居住した状態の中で、当該対象者に対しアプローチするプッシュ型シティセールスか、対象者に都市への訪問機会を作り、その滞在の機会を通じて都市の魅力をPRするプル型シティセールスの二つの手法が考えられる。この考え方を整理したのが、図表 1-2-3 である。

(2) 調査の方法

前項(調査の基本的考え方)において述べた通り、本調査では、我が国各大都市圏及び成長著しいアジアの各都市において高度外国人材・外資系企業に対する魅力的な街づくりに資すると考えられる代表的な施設について、その整備状況の調査を行う。なおここにおいて、各種施設の定義及び各都市圏の整理については原則下記の通りとすることとし、データ入手上特段の事情によって別の定義が必要な場合やデータ入手が不可の場合はその旨を該当箇所において明記することとする。

① 各施設の定義

本調査の対象となる各種施設の定義について、図表 1-2-4 の通り定義を行い、我が国拠点都市及びアジアの各都市それぞれにおける施設整備状況の確認・整理を行った。

図表 1-2-4.各種施設の当報告書中における定義

施設種別	施設名	施設定義
(外資系企業向け)ビジネス関連インフラ	高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーションセンター)	公的機関が整備・運営の中心となり、高度外国人材・外資系企業を含む高度な人材の交流拠点として産学間の連携・研究開発を行っている施設・拠点。但しここでは大学研究施設や中小企業向け開発支援センターのようなものではなく、都市内で国内外スタートアップ企業・起業家同士が交流しビジネス機会のマッチングを図るような、いわゆる「インキュベーションセンター」を指す。
	多言語対応会議場	ICCA(国際会議協会)のデータベースより、過去3年間(2011年から2013年)の期間に国際会議開催の実績のある施設をその施設とする。
	外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター	公的機関が整備・運営の中心となり、高度外国人材・外資系企業に対し、特に対象都市進出初期段階における一般的なビジネス・生活関連の相談に応じるなどのサービスを提供している施設。なお右サービスは、インキュベーションセンターの提供業務の一部として行われている実態が多いため、当報告書上では「産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーションセンター)」と同項目に整理している。
(高度外国人材向け)生活関連インフラ	外国人対応の医療施設	対象都市のJCI(国際病院評価機構)認証取得施設。加えて、米国大使館・領事館ウェブサイトに掲載され外国語使用に問題ないとされる医療施設(歯科・矯正歯科を除く)も確認を行う。
	外国人対応の教育	4つの国際的な評価機関(IB、WASC、ACSI、CIS)から認可されている

	施設	るインターナショナルスクール。日本の拠点都市については、加えて「各種学校」として認可されているインターナショナルスクール及び日本インターナショナルスクール協会(JCIS)会員のインターナショナルスクールも確認を行う。
	多言語情報板	多言語で地域の情報(公共交通の利用案内、経路案内、イベント案内、災害・緊急情報等)が提供されている情報板。市中心部パブリックスペース等において設置されているもの。
シティプロモーション施設	都市プレゼンテーション施設	公的機関が整備・運営の中心となり、当該都市の都市開発概況などの紹介を、外国人を含む一般の人々向けに行っている施設。

② 調査手法

本調査は、各種文献やウェブ情報、政府統計等の公開情報に加え、関係者への対面及び非対面(電話、E-mail など)のヒアリングによって実施した。

図表 1-2-5. 主要ヒアリング先

シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> - Urban Redevelopment Agency (URA) - Public Utility Board (PUB) - JTC Corporation - iAxil Pte Ltd - Economic Development Board - 現地進出外資系企業
香港	<ul style="list-style-type: none"> - 香港投資推進局 (InvestHK) - 香港経済貿易代表部 東京事務所 - Hong Kong Science and Technology Parks Corporation
ソウル	<ul style="list-style-type: none"> - ソウル特別市 経済振興室 - 韓国保健福祉医療機関政策課、保険産業政策課 - ソウルグローバルセンター - 現地進出外資系企業
上海	<ul style="list-style-type: none"> - Shanghai United Family Hospital and Clinics - Shanghai Children's Medicak Center - Dulwich College Shanghai

	<ul style="list-style-type: none"> - Shanghai Pinghe School - 上海市教育委員会 - 上海市国際貿易促進委員会 - 上海都市計画展示センター
--	--

東京圏	茨城県	茨城県産業立地推進東京本部
	栃木県	栃木県産業労働観光部国際課経済・交流担当、産業政策課 企業立地班
	群馬県	群馬県産業経済部産業政策課企業誘致推進室
	埼玉県	埼玉国際ビジネスサポートセンター (SBSC)
	千葉県	ちば投資サポートセンター (CISC)
	東京都	東京都知事本局総合特区推進部総合特区推進課 東京ビジネスエントリーポイント
	神奈川県	神奈川県産業労働局産業・エネルギー部国際ビジネス課
	横浜市	横浜市経済局成長戦略推進部誘致推進課
中部圏	岐阜県	岐阜県商工労働部企業誘致課
	愛知県	愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター (I-BAC)
	名古屋市	名古屋市市民経済局産業労働課
	三重県	三重県雇用経済部企業誘致推進課
	長野県	長野県商工労働部産業政策課次世代産業集積室
近畿圏	滋賀県	滋賀県商工観光労働部企業誘致推進室
	京都府	京都府商工労働観光部海外経済課
	大阪府	大阪府商工労働部成長産業振興室 大阪府商工労働部商工労働総務課大阪産業経済リサーチ センター 大阪外国企業誘致センター
	大阪市	大阪市経済戦略局企業立地部
	兵庫県	ひょうご・神戸投資サポートセンター
	奈良県	奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課
	和歌山県	和歌山県商工観光労働部企業立地課
	福井県	福井県産業労働部企業誘致課
九州圏	福岡県	福岡県海外企業誘致センター(福岡県国際経済観光課)
	福岡市	福岡市経済観光文化局新産業・立地推進部企業誘致課
	佐賀県	佐賀県農林水産商工本部企業立地課

	長崎県	公益財団法人長崎県産業振興財団
	熊本県	熊本県商工観光労働部観光経済交流局国際課
	大分県	大分県商工労働部企業立地推進課
	宮崎県	宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課
	鹿児島県	鹿児島県商工労働水産部産業立地課

第2章 日本の拠点都市とアジアの都市の国際競争力

1. 日本の拠点都市における各種施設

(1) 高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーションセンター)／外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター

インキュベーションセンターとコンシェルジュセンターは併設されていたり、インキュベーションセンターにコンシェルジュ機能が付設されているケースも多く見られる為、同時に確認することとする。なお、特にインキュベーションセンターについては政府系や民間系、NGO、海外政府による整備施設などが混在し、網羅的に施設数を把握することが困難である為、ここでは特に政府系施設を中心に主要施設の概要や特徴を確認することとした。

① 東京圏

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

東京都

ビジネスコンシェルジュ東京(Business Development Center Tokyo)⁴

2012年に東京都千代田区丸の内内に設立。東京都「アジアヘッドクォーター特区」への進出を図る外国企業向けに、ビジネス支援(ビジネスデベロップメント、ビジネス交流、各種行政手続支援、専門家案内)や生活支援、各種情報提供を行っている。

【支援の内容・開始時期】

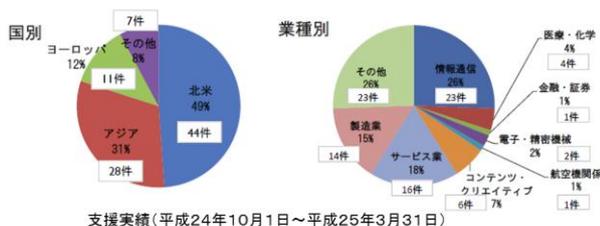
2012年より、東京都(知事本局)が民間企業(三菱地所株式会社)に運營業務を委託している。

⁴ <http://www.bdc-tokyo.org/>

図表 2-1-1. ビジネスコンシェルジュ東京の概要



- ・施設の概要：東京都「アジアヘッドクォーター特区制度」への進出を図る外国企業向けに、ビジネス支援（ビジネスマッチング支援、ビジネス交流支援）や生活支援（生活サポート・情報提供、コミュニティ形成サポート）を行っている。
- ・設置時期：2012年10月
- ・管理・運営者：東京都が民間事業者（三菱地所）に運営委託を行っている。
- ・主な支援：
 - ビジネス支援：
 - ・専門サービス提供者の紹介
 - ・ビジネスマッチング
 - ・ビジネス交流支援
 - ・各種事業開発支援
 - ・行政手続き代行 等



(出典)ビジネスコンシェルジュ東京資料より作成

東京ビジネスエントリーポイント(Tokyo Business Entry Point)⁵

2007年に東京都千代田区丸の内に設立。東京都への進出を図る外国企業向けに、ビジネス支援（ビジネスデベロップメント、ビジネス交流、各種行政手続支援、専門家案内）や生活支援、各種情報提供を行っている。アドバイスをを行う専門スタッフは2名程度が常駐している。なお「ビジネスコンシェルジュ東京」がアジアヘッドクォーター特区制度の下で一次進出を希望するグローバル企業を対象としているのに対し、「東京ビジネスエントリーポイント」は、外資系企業のうち、二次進出を含む中小企業・個人起業などをその主な対象としているとのことである⁶。

⁵ <http://www.tokyo-business.jp/index.html>

⁶ なお平成25年度の東京都の事業評価対象として外国企業に対するビジネス支援等が挙げられており、具体的な見直しの内容(今後の方向性)として「東京ビジネスエントリーポイントをビジネスコンシェルジュ東京に事業統合することで、利用者の利便性を向上させるとともに、経費の縮減を図り、効率的な運営を実施」することが挙げられている。

【支援の内容・開始時期】

2007年より、東京都（産業労働局）が民間企業（株式会社メディカルアソシア）に運營業務を委託している。2007年設立時の関連予算においては、「東京ビジネスエントリーポイント」において、都内の外資系企業や外国人駐在員等に対して、ビジネス支援情報や生活関連情報を一元的に提供することにより、都内への定着を図る」ために約9千9百万円の予算が拠出されている。

千葉県

外資系企業スタートアップセンター(FASuC)⁷

幕張新都心のワールドビジネスガーデンにおいて外資系企業に対して低廉な賃料でオフィスを提供している。同ビル内にはまた、ジェトロ千葉オフィス、千葉県産業振興センター、ちば国際コンベンションビューローが立地しており、ビジネスのみならず生活面等でも様々なサポートが受けられようになっている。

【支援の内容・開始時期】

同施設は2003年より千葉県が三井不動産に対して運営を委託している。なお2004年設立時の千葉県の予算によれば、「外資系企業スタートアップセンター推進事業」予算額として約7百万円が計上されている。

神奈川県

横浜ワールドビジネスサポートセンター（Yokohama World Business Support Center）⁸

1999年に設立。横浜進出や市内企業とのビジネスを進める海外企業・個人を対象に、海外ビジネスに有用な各種情報の提供、輸出入や販路拡大、または投資・技術提携などの相談、オフィススペースの提供など、様々な海外ビジネス支援サービスを提供している。

【支援の内容・開始時期】

1999年の設立時より横浜市が民間に業務運営委託を行っている。3年に一度にプロポーザル公募を実施し事業者を募集しており、現在は株式会社メディカルアソシアが運營業務を受託している。

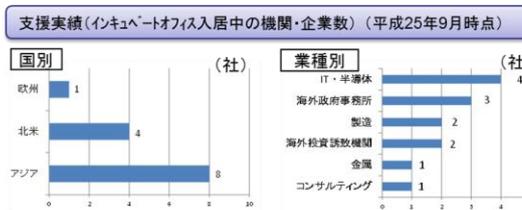
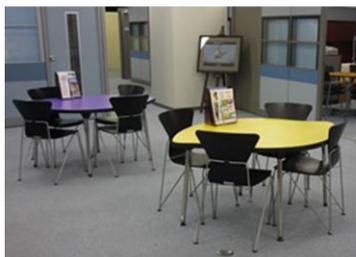
⁷ <http://www.businesssupport-chiba.jp/incentive/fasuc/>

⁸ <http://www.ywbc.org/cgi-bin/index.cgi>

図表 2-1-2. 横浜ワールドビジネスサポートセンターの概要



- ・施設の概要: 横浜進出や市内企業とのビジネスを進める海外企業・個人を対象に、海外ビジネス支援サービスを提供する窓口として解説している。
- ・設置時期: 1999年
- ・管理・運営者: 横浜市が民間事業者(株式会社メディカルアジア)に運営委託を行っている。
- ・主な支援:
 - ビジネス支援:
 - ・事業開発・手続き支援
 - ・インキュベーションオフィス
 - ・引き合い情報交換 等



(出典)横浜ワールドビジネスサポートセンター資料より作成

埼玉県

埼玉国際ビジネスサポートセンター(SBSC)⁹

埼玉県、さいたま市、埼玉商工会議所の3団体が共同で、2004年に設立した。その後2011年に公益財団法人埼玉県産業振興公社に吸収され、現在は同公社により運営されている。埼玉県企業と海外企業とのビジネス実現のため、各種支援を行っている。具体的には、ビジネスパートナー紹介、マーケティング支援、人材確保支援、専門家紹介、ビジネス拠点情報の提供、ビジネス情報の提供・セミナーの開催など。ヒアリングによれば、同公社内の「海外ビジネス支援グループ」に所属する約15名の職員がSBSCに関する業務を併せて行う形で関連サービスを提供している。

【支援の内容・開始時期】

2004年の設立時より運営は同公団の予算で実施されているが、公団自体が埼玉県からの補助金により運営(具体的金額非公表)されているため、間接的には埼玉県の公的支援を受けている形になっている。

⁹ <http://www.saitama-j.or.jp/sbsc/>

② 中部圏

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

愛知県

愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター(I-BAC)¹⁰

2006年に設立。愛知県・名古屋市への進出を希望する海外企業・個人を対象に、海外ビジネス支援サービスを提供する窓口として開設している。

【支援の内容・開始時期】

2006年より、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所が共同で設立し、運営を担っている。ヒアリングによれば、年間予算規模は3000万円程度(除く人件費)であり、職員5名が常勤し各種サービスを提供しているとのことである。

図表 2-1-3. 愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センターの概要



- ・施設の概要: 愛知県・名古屋市への進出を希望する海外企業・個人を対象に、海外ビジネス支援サービスを提供する窓口として開設している。
- ・設置時期: 2006年
- ・管理・運営者: 愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所が共同で設立し、運営を担っている。
- ・主な支援:
 - ・愛知・名古屋に関する各種情報の提供
 - ・ビジネス・パートナー情報の提供
 - ・インセンティブ情報の提供
 - ・オフィス及び工場の立地に関する情報の提供
 - ・交通インフラに関する情報の提供
 - ・人材情報の提供
 - ・住居・教育・医療など生活関連情報の提供
 - ・進出に関する許認可・手続きに関する相談とアドバイス
 - ・専門家・サポート企業の紹介

(出典)愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター資料より作成

③ 近畿圏

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

大阪外国企業誘致センター(O-BIC)¹¹

2001年に大阪市の大阪商工会議所内に設立。大阪府、大阪市、大阪商工会議所が共同で設立。大阪への進出を希望する外国企業、外国公館・経済団体、また大阪に2次進出を希望す

¹⁰ <http://www.i-bac.jp/>

¹¹ <http://o-bic.net/j/>

る在日外資系企業に対して、必要とされる情報を提供し、的確なアドバイスをすることを目的に、ワンストップ・サービス・センターとして活動している。

事務局は大阪商工会議所。運営費用は大阪府、大阪市、大阪商工会議所がそれぞれ3分の1ずつ負担している。

【支援の内容・開始時期】

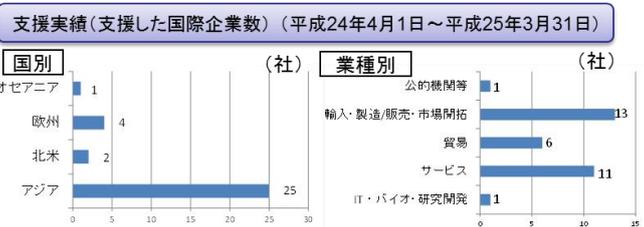
2001年より大阪商工会議所が事務局として運営を行っている。運営費用は大阪府、大阪市、大阪商工会議所がそれぞれ3分の1ずつ負担している。

図表 2-1-4. 大阪外国企業誘致センター(O-BIC)の概要



写真) 2009年 上海市商務委員会来日時時の投資環境説明会。大阪市、JETRO大阪等と協働で開催。

- ・概要： 大阪への進出を希望する外国企業、外国公館・経済団体、また大阪に2次進出を希望する在日外資系企業に対して、ビジネス開始支援・生活支援サービスを提供する窓口として開設。
- ・設置時期： 1999年
- ・管理・運営者： 大阪外国企業誘致センター
(大阪府、大阪市、大阪商工会議所が共同で設立した非営利団体)
- ・主な支援：
 - ビジネス支援：
 - ・進出検討中企業の支援(ニーズに応じた視察・面談アレンジ等)
 - ・事業手続き支援(専門家紹介、不動産紹介、情報提供、手続き支援等)
 - 生活支援：
 - ・生活サポート、情報提供(学校・医療機関等)



(出典)大阪外国企業誘致センター資料より作成

ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)¹²

MOBIO(モビオ)は、大阪府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」として2010年に大阪府ものづくり支援課が移転し、設置された。同施設の来館者数は約24

¹² <http://www.m-osaka.com/jp/>

千人、ワンストップ相談件数は約 49 百件、産学連携相談件数は約 18 百件等の実績となっている(実績はいずれも平成 23 年度)。

【支援の内容・開始時期】

同施設は 2011 年より財団法人大阪産業振興機構が運営にあたっている。なお大阪府より、「大阪府ものづくり支援拠点(MOBIO)推進事業費」として施設運営や展示場等事業費に関して約 53 百万円の予算が拠出されている(平成 25 年度当初予算)¹³。

図表 2-1-5. ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)の概要



- ・施設の概要: 大阪府内のものづくり企業の技術革新や活性化のため、イノベーションの創出、産学官ネットワークの構築、ビジネスマッチング支援、人材育成など総合的な支援を行っている。
- ・設置時期: 2010年
- ・管理・運営者: 財団法人大阪産業振興機構が運営。
- ・主な支援: (ビジネスマッチングのための各種支援)
 - 常設展示場における展示スペースの提供
 - インキュベーションオフィス
 - ビジネスマッチングサポート
 - ものづくりB2Bセンター事業
 - 産学連携オフィス(ものづくりのための各種支援)
 - ワンストップサービス
 - ビジネスマッチングサポート
 - 国際ビジネスの相談
 - 産学連携/知的財産の相談
 - 人材育成の相談等

(出典)ものづくりビジネスセンター大阪資料より作成

ひょうご・神戸投資サポートセンター (HKIS)¹⁴

兵庫県内への立地を検討する企業に対する相談窓口として、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を設置している。外国・外資系企業に対し、ビジネス関連情報、許認可手続、生活関連情報を提供するとともに、日本法人設立等、専門家による各種アドバイスを提供している。

¹³ <http://www.pref.osaka.lg.jp/sesaku/index.php?jcode=20020462&status=jigyoDetail>

¹⁴ <http://www.hyogo-kobe.jp/his/>

【支援の内容・開始時期】

2005年より実施。なお平成25年度兵庫県一般会計予算案によれば、「ひょうご・神戸投資サポートセンター事業費」として約4千8百万円が拠出予定となっている。

④ 九州圏

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

福岡県海外企業誘致センター（Invest Fukuoka）¹⁵

2002年に設立。福岡県が運営している。福岡への投資および福岡でのビジネス拡大を計画している海外企業に対して、情報提供からビジネスのスタートアップまで、ワンストップサービスを提供している。特に先端成長産業として福岡県がその育成と拠点化に取り組んでいる産業分野（半導体、IT、自動車、バイオ、水素エネルギー、ロボット、環境技術、ナノテクノロジー、デジタルコンテンツ）を中心に、誘致努力を行っている。

【支援の内容・開始時期】

2002年より福岡県が運営している。なお平成25年度当初予算案によれば、海外企業誘致センターの運営等に要する経費として1億6千1百万円が計上されている。

図表 2-1-6. 福岡県海外企業誘致センターの概要



- ・施設の概要：福岡への投資および福岡でのビジネス拡大を計画している海外企業に対して、情報提供からビジネスのスタートアップまで、ワンストップサービスを提供している。
- ・設置時期：2002年
- ・管理・運営者：福岡県が運営。
- ・主な支援：
 - 不動産（オフィス、住居）、インフラ、雇用に関する情報提供
 - パートナー候補となり得る地元企業の紹介
 - 県および市のインセンティブの紹介
 - 工場やオフィスの候補地の紹介と立地までのサポート
 - 会社設立にかかる登記および各種登録、地元スタッフの雇用、行政書士、司法書士、会計士、通訳など各専門家の紹介
 - 福岡の地元企業とのビジネスマッチングの機会の提供
 - 拠点設立後の長期的なビジネスサポート

（出典）福岡県外国企業誘致センター資料より作成

¹⁵ <http://www.investfk.jp/japanese/index.html>

(2) 多言語対応会議場

図表 2-1-7.各都市圏及び拠点都市の関連施設数

拠点都市別	コンベンション施設 (A)	その他(ホテル、大学施設等)(B)	施設計(A+B)
東京 23 区	7	26	33
名古屋市	2	2	4
大阪市	3	2	5
福岡市	2	3	5

都市圏別	コンベンション施設 (A)	その他(ホテル、大学施設等)(B)	施設計(A+B)
東京圏	13	32	45
中部圏	2	2	4
近畿圏	9	21	30
九州圏	2	3	5
(上記 4 都市圏合計)	(26)	(58)	(84)
上記 4 都市圏以外	8	8	16
全国合計	34	66	100

多言語対応会議場については、過去 3 年間(2011 年～2013 年)に国際会議開催実績のある施設について ICCA データベース¹⁶を基に抽出を行った。結果、コンベンション施設(ホテル等の

¹⁶ ICCA((International Congress and Convention Association)は国際会議関連企業・政府系機関・専門家等がまとまって設立した組織(本部:アムステルダム)。同機関が集計する国際会議の定義は、①参加者総数が 50 名以上の参加者で、②定期的に開催され(1 回だけ開催されたものは除外される)、かつ、③3 カ国以上での会議持ち回りがある(2 カ国間会議は除外される)を指している。

他の国際会議開催施設を除く)については、東京 **23** 区において **7** 施設、名古屋市において **2** 施設、大阪市において **3** 施設、福岡市において **2** 施設、また都市圏別に見た場合は東京圏において **13** 施設、中部圏において **9** 施設、九州圏において **2** 施設、全国合計で計 **34** 施設(ホテル等のその他施設を加えると計 **100** 施設)が確認された¹⁷。

¹⁷ 施設リストについては、付録図表 4-2-1.参照。

① 東京23区

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

図表 2-1-8. 東京 23 区の主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	<p>東京国際フォーラム:1997年開業。計14万平米の展示・会議等施設を有する。最大5000名収容の会議場の他、複数の会議室を備える。事業主体は東京都であり、管理運営については株式会社東京国際フォーラムが担っている。</p> 
	<p>東京ビッグサイト:1996年開業。計23万平米の展示・会議等施設を有する。会議場は最大1000名収容の会議場の他、複数の会議室を備える。株式会社東京ビッグサイトが運営を担っている。</p> 

② 名古屋市

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

図表 2-1-9. 名古屋市の主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	<p>名古屋国際会議場:1990年開業。計約7万平米の展示・会議等施設を有する。会議場は最大3000名収容のホール他、同時通訳ブースを備える複数の国際会議室がある。事業主体は名古屋市であり、管理運営については株式会社コングレが担っている。</p> 
------	--

③ 大阪市

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

図表 2-1-10. 大阪市の主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	<p>大阪国際会議場(グランキューブ大阪):2000年開業。計約6万平米の展示・会議等施設を有する。会議場は最大2750名収容のメインホール他、会議室やイベントホールを備える。事業主体は大阪府であり、管理運営については指定管理者である株式会社大阪国際会議場が担っている。</p> 
------	---

④ 福岡市

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

図表 2-1-11. 福岡市の主要な多言語対応会議場の施設概要

<p>施設概要</p>	<p>福岡国際会議場:2003年開業。計約7万平米の展示・会議等施設を有する。会議場は最大1500名収容の多目的ホール他、複数の会議室を備える。事業主体は福岡市であり、管理運営は一般財団法人福岡コンベンションセンターが担っている。</p> 
-------------	--

施設に対する公的支援

拠点都市における上記の多言語対応会議場は、東京ビッグサイトを除いては、対象都市自治体が設置主体となり、運営については指定管理者として民間企業が担っている。但し、各自治体担当者に確認を行ったところ、特に指定管理者としての業務委託料以上に特段の施設に対する公的支援は確認されなかった。

【支援の開始時期】

該当なし。

(3) 都市プレゼンテーションセンター

シンガポールを始めとするアジアの各都市において確認されたような、当該都市開発概況などの紹介を一般向けに行っている施設は特に確認されなかった。なお千葉県柏市においては、直接当該都市(柏の葉スマートシティ)自体を紹介するものではないものの、スマートシティに関して体験してもらうことを目的とした施設が存在する。

① 東京圏

千葉県

「柏の葉スマートシティミュージアム」:2013年に設立されている。環境共生都市・健康長寿都市・新産業創造都市を目指して街づくりを進めている千葉県柏市「柏の葉スマートシティ」において、未来の街の仕組みやそこで実現されるライフスタイルを伝える体感学習施設。三井不動産によって運営されている。入場料金は大人 500 円、中高生 300 円、小学生以下無料。

② 中部圏

当調査において、中部圏内主要自治体に対し、都市プレゼンテーションセンターに類する施設の存在について照会を行ったが、特に該当する施設は存在しないという回答であった。

③ 近畿圏

当調査において、近畿圏内主要自治体に対し、都市プレゼンテーションセンターに類する施設の存在について照会を行ったが、特に該当する施設は存在しないという回答であった。

④ 九州圏

当調査において、九州圏内主要自治体に対し、都市プレゼンテーションセンターに類する施設の存在について照会を行ったが、特に該当する施設は存在しないという回答であった。

(4) 外国人対応の医療施設

図表 2-1-12. 日本の拠点都市における外国人対応の医療施設数

拠点都市名	施設数 (JCI 認証施設)	施設数 (米大使館 HP 掲載)
東京 23 区 ¹⁸	2	39
名古屋市	0	13
大阪市	0	11
福岡市 ¹⁹	0	6
上記 4 拠点都市合計	2	69

¹⁸ 東京 23 区については、在日アメリカ大使館ウェブサイトに掲載の施設数(37 施設)に加え、最近開業した「聖路加メディローカス」及び「亀田京橋クリニック」を加えた計 39 施設を外国人対応の医療施設と見なしている。

¹⁹ 在日アメリカ大使館・領事館ウェブサイトに掲載の医療施設数については、それぞれの都市毎に数値にぶれがみられるため、日本国内各地域を管轄する各アメリカ領事館に確認を行った。結果、東京近郊については定期的(3 年に 1 回のペース)に質問票形式の調査を行い各医療施設に確認を行うなど詳細な調査を行っていることが分かったが、一方で国内他地域の領事館については、マンパワー不足等の理由により、詳細な調査を行っている訳ではなく、施設定義を広めにとり、リストを作成していることが判明した。したがって、うち特に数値に大きなぶれが認められる福岡市(81 施設)を異常値と認め、代替値(仮定値)として、平成 24 年医療施設(動態)調査における東京都区内の病院・診療施設数と外国語対応医療施設の割合(レシオ)と同等の数値が福岡市にも当てはまるものと仮定し、以下の通り代替値を算出した。

- 東京都区内:外国人対応の医療施設(39 施設)÷[病院数(420 施設)及び診療所(9,691 施設)](計 10,111 施設)=0.385%
- 福岡市:[病院数(115 施設)及び診療所(1449 施設)](計 1564 施設)×0.385%=約 6(6.02)施設

図表 2-1-13. 日本の各都市圏における外国人対応の医療施設数

都市圏名	施設数 (JCI 認証施設)	施設数 (米大使館 HP 掲載)
東京圏	5	62
中部圏	2	18
近畿圏	0	38
九州圏 ²⁰	0	22
上記 4 都市圏合計	7	140

我が国の外国人対応の医療施設整備状況

「外国人対応の医療施設」とは、ここにおいて医師のみならず、看護師・技師やスタッフも含め、一貫した医療サービスを外国語で対応できる医療施設(病院・診療所)を想定している。なお上記定義に合致した「外国人対応の医療施設」をリスト化した公的な情報ソースは特段存在しない。そこで、日本及びアジア他都市との比較の便宜上、「外国人が安心して利用できる施設として国際的に認知されている医療施設」として、JCI (Joint Commission International、国際病院評価機構)が認証を取得している病院、及びアメリカ大使館・領事館がホームページ上で紹介している医療施設を「外国人対応の医療施設」と見なすことにした。

国際病院評価機構によると、日本国内に立地する外国語対応医療施設は 2013 年末時点で、7 箇所(うち歯科・矯正歯科は 0 箇所)あり、うち日本の拠点都市内において施設は東京 23 区に

²⁰前注釈と同様に、九州圏の数値(216 施設)を異常値と認め、代替値(仮定値)として、平成 24 年医療施設(動態)調査における他都市圏(東京圏、中部圏、近畿圏)内の病院・診療施設数と外国語対応医療施設の割合(レシオ)の平均値と同等の数値が九州圏にも当てはまるものと仮定し、以下の通り代替値を算出した。

- 他 3 都市圏内:外国人対応の医療施設(計 118 施設)÷[病院数(東京圏 1,851 施設、中部圏 735 施設、近畿圏 1,238 施設)及び診療所(東京圏 32,389 施設、中部圏 12,479 施設、近畿圏 19,577 施設)](計 68269 施設) = 0.173%
- 九州圏:[病院数(1289 施設)及び診療所(11,419 施設)](計 12708 施設) × 0.173% = 約 22(21.97)施設

おける聖路加国際病院及びNTT東日本関東病院の2施設であり、都市圏にて分類すると東京圏に計5施設、中部圏に計2施設ある。

なおアメリカ大使館ウェブサイト²¹では、東京(及びその周辺都市)大阪(及びその周辺都市)、札幌(及びその周辺都市)、福岡(及びその周辺都市)に分類してリスト化されており、日本国内の外国語対応医療施設を全て網羅的にリスト化したものではないことに留意を要するが、2013年末時点で、東京23区において39施設、名古屋市において13施設、大阪市において11施設、福岡市において6施設あり、また都市圏別に見ると、東京圏において76施設、中部圏において18施設、近畿圏において38施設、九州圏において44施設存在する²²。

図表 2-1-14. 国際病院評価機構(JCI)が認証している日本国内の医療施設

都道府県名	施設名	認証年月	米大使館サイト
長野県(松本市)	相澤病院	2013.2	サイト掲載あり
東京都(中央区)	聖路加国際病院	2012.6	サイト掲載あり
神奈川県(横浜市)	愛優会	2012.3	
千葉県(鴨川市)	亀田メディカルセンター	2009.8	サイト掲載あり
東京都(品川区)	NTT東日本関東病院	2011.3	サイト掲載あり
静岡県(浜松市)	聖隷浜松病院	2012.11	
神奈川県(鎌倉市)	湘南鎌倉総合病院	2012.10	サイト掲載あり

²¹ <http://japan.usembassy.gov/e/acs/tacs-7119.html>

²²米大使館サイト掲載の医療施設を合算すると、日本国内に計519施設あることが分かる(うち歯科・矯正歯科は50箇所を除くと計469施設)。しかし上述の通り、都市毎に集計方法が異なるため、右記数値は参考値に留めるのが適当と考えられる。なお右都道府県別の施設数(調整前の施設数)については付録図表4-2-9.に付している。

図表 2-1-15. 日本の拠点都市における外国人対応の主要医療施設 (JCI 認証) の施設概要

施設概要	<p>聖路加国際病院(東京都中央区):1902年より開業しているが、JCI 認証は2012年に取得している。JCIの認証はNTT東日本関東病院に続いて日本で3番目の取得である。大規模総合病院であり、許可病床数は520床。一般財団法人聖路加国際メディカルセンターが運営している。</p> 
	<p>NTT東日本関東病院(東京都品川区):1952年より開業しているが、JCI 認証は2011年に取得している。JCIの認証は日本で2番目、東京では初の認証取得である。大規模総合病院であり、許可病床数は665床。東日本電信電話株式会社が運営している。</p> 

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

特に外国語対応医療施設を対象とした公的支援・取り決めは存在しない。²³

なお外国人医師による診療に関連する制度としては、「外国人医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条の特例等に関する法律」により、外国人医師が厚生労働大臣の指定する病院（臨床修練指定病院）において、臨床修練指導医の指導監督の下に医業を行うことができる。現在、厚生労働省において、本制度を拡充し、医療に関する知識・技能の習得に加え、教授・臨床研究・高度医療指導を目的とする外国人医師についても、医療行為を認める方向で検討されている。

また国際病院評価機構（JCI）認証取得に向けた受審経費は 800～1000 万円程度とされている²⁴が、東京都提案の国際戦略特区制度においても、JCI 認証取得に向けた支援制度の創設が提案されているところである。

【支援の開始時期】

該当なし。

²³ へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とした「医療施設等施設整備費補助金」や良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする「医療提供体制施設整備交付金」（厚生労働省）等の公的支援制度は存在する。

²⁴ 審査費用500万円、サーベイヤール旅費等、通訳費用。内閣官房ホームページより

(5) 外国人対応の教育施設

図表 2-1-16. 日本の拠点都市における外国人対応の教育施設数

拠点都市名	施設数 (IB 認証施設)	施設数 (文部科学省における「インターナショナルスクール」の定義 ²⁵ に基づく)
東京 23 区	7	20
名古屋市	1	2
大阪市	1	2
福岡市	1	1
上記 4 拠点都市合計	10	25

図表 2-1-17. 日本の各都市圏における外国人対応の教育施設数

都市圏名	施設数 (IB 認証施設)	施設数 (文部科学省における「インターナショナルスクール」の定義に基づく)
東京圏	13	31
中部圏	2	5
近畿圏	7	13
九州圏	1	1
上記 4 都市圏合計	23	50

²⁵ 「各種学校」として認可されているインターナショナルスクール、4つの国際的な評価機関 (IB、WASC、ACSI、CIS) から認可されているインターナショナルスクール、日本インターナショナル協会 (JCIS) 会員のインターナショナルスクールのいずれかに該当するもの。

我が国の外国人対応の教育施設整備状況

「外国人対応の教育施設」は、主に英語等外国語により授業が行われ、高度外国人材等の子女を対象とする施設を指す²⁶。ここでは便宜上、「主に高度外国人材等の子女を対象とする教育施設」として国際的に認知されている施設として、①各種学校として認可されているインターナショナルスクール、②4つの国際的な評価機関（IB、WASC、ACSI、CIS）から認可されているインターナショナルスクール、③日本インターナショナル協会（JCIS）会員のインターナショナルスクールのいずれかに該当するものをその「外国人対応の教育施設」として見なすことにした。これらの評価機関によると、各拠点都市及び各都市圏にある施設数は上記表の通りである。なお日本国内に立地する外国人対応の教育施設は計 59 校²⁷である（日本国内の施設リストは付録 4-2-12.参照）。なお IB（国際バカロレア）の認証を受けている教育施設は、日本国内で計 26 校である。

図表 2-1-18. 東京 23 区における外国人対応の主要教育施設の施設概要

施設概要	東京インターナショナルスクール(東京都港区): 幼児から中学生までを対象としており、教育言語は英語。生徒数は約 180 名。東京インターナショナルスクール株式会社が運営。IB、CIS の認証を取得している。
	カナディアンインターナショナルスクール(東京都品川区): 1999 年設立。幼児から高校生までを対象としており、教育言語は英語。IB、WASC の認証を取得している。
	セント・メリーズ・インターナショナルスクール(東京都世田谷区): 1954 年設立。幼児から高校生までを対象としており、教育言語は英語。カトリック教会キリスト教教育修士会が運営。IB、WASC、CIS の認証を取得している。

²⁶ 文部科学省のウェブページによれば、「インターナショナルスクールについて、法令上特段の規定はないが、一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられている。」とある。

²⁷ うち 4 認証機関（IB、WASC、ACSI、CIS）から認証を受けていない教育施設は東京 23 区内に 4 施設あり、右を除いた場合の「外国人対応の教育施設」は東京 23 区内では、20→16 施設、東京圏内では 31→27 施設、日本全国では 59→55 施設となる。

図表 2-1-19. 名古屋市における外国人対応の主要教育施設の施設概要

施設概要	名古屋国際学園(名古屋市守山区):1964年設立。幼児から高校生までを対象としており、教育言語は英語。生徒数は約340名。学校法人名古屋国際学園が運営。IB、WASC、CISの認証を取得している。
------	--

図表 2-1-20. 大阪市における外国人対応の主要教育施設の施設概要

施設概要	大阪YMCAインターナショナルスクール(大阪市北区):2001年設立。幼児から小学生までを対象としており、教育言語は英語。生徒数は約70名。大阪YMCA(キリスト教青年会)が運営。IB、WASCの認証を取得している。
------	--

図表 2-1-21. 福岡市における外国人対応の主要教育施設の施設概要

施設概要	福岡インターナショナルスクール(福岡市早良区):1972年設立。幼児から高校生までを対象としており、教育言語は英語。学校法人福岡国際学園が運営。IB、WASCの認証を取得している。
------	--

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

特に外国語対応教育施設を対象とした公的支援・取り決めは存在しない。

【支援の開始時期】

該当なし。

インターナショナルスクールは通常、「各種学校」²⁸としての運営形態が一般的であるため、いわゆる「一条校」に比して財政的な支援に乏しく、学費及び寄付金等を主たる財源として運営している。

本件については、例えば東京都が提案中の国家戦略特区においても財政支援制度の創設の必要性が指摘されており、具体的には新たにインターナショナルスクールを設置する際の初期コストに対して補助する制度の構築が提案されている。また国は、校地・校舎については、原則として負担附又は借用のものでないこと、と定めており、特別の事情があり、教育上支障がないことが确实と認められる場合は、その例外を認めているところであるが、同規定についても、東京都は自己所有要件の緩和を図り、借用を可能とすることを検討している。

²⁸ 学校教育法第134条に基づいて、「学校教育法の第1条に規定される学校」(一条校)以外で、学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設を指す。

(6) 多言語情報板

我が国では各自治体・公共交通機関において多言語化の試みが進められている。全国的に全ての地域を網羅した先行調査は存在しないものの、例えば観光庁が特に訪日外国人旅行者の移動容易化の観点から、代表的な取組み事例を確認している²⁹。

各拠点都市における施設概要

アジア都市同様、国内各拠点都市についても、主要ターミナル駅周辺およそ 100 メートル圏内において、該当する表示板をサンプル確認し、比較を行った。

① 東京 23 区

東京都においては、東京駅(JR・地下鉄)周辺において、多言語情報板の確認を行った。

図表 2-1-22. 東京駅周辺の多言語情報板の主要概要

公共交通機関案内	<p>駅構内に設置の駅周辺案内図、駅構内案内図、のりば案内等は原則日本語と英語両併記となっている。また駅構内案内図中においても「インフォメーションセンター」等の要所の案内については、日英に併せて、中国語や韓国語も表示するなどの配慮も見られる。</p> 
----------	--

²⁹ 平成 24 年 3 月観光庁「言語バリアフリー施策取組み好事例集」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000220366.pdf>)



駅構内において電車運行状況等を伝える電子情報板。日本語、英語、中国語、韓国語が交互に表示される。



駅の主要表示は日本語及び英語の二か国語表記になっている。



地下鉄出口の案内板は日英両併記になっている。



バス乗り場の表示は日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表記になっている。



道路案内

道路標識の地名については日英両併記になっている。

	
周辺案内	<p>東京駅周辺の民間ビル敷地内に設置されている周辺案内は日本語と英語の両表記になっている。設置主体は三菱地所。</p>  <p>上記と同様、民間ビル敷地内に設置されている周辺案内は日本語と英語の両表記となっている。設置主体は三菱地所。</p>



駅周辺歩道上に設置の周辺地図については、日本語と英語の両表記になっている。



移動案内

東京駅前に設置の駅構内案内板。日英両表記となっている。



駅構内への出入口。日本語と英語の両表記になっている。



その他

駅構内に設置のデジタルサイネージ。約10秒毎に表示が切り替わる形で民間企業の各種広告が表示される。



タクシー乗り場。主要な表示については、日本語と英語の両表記がなされている。



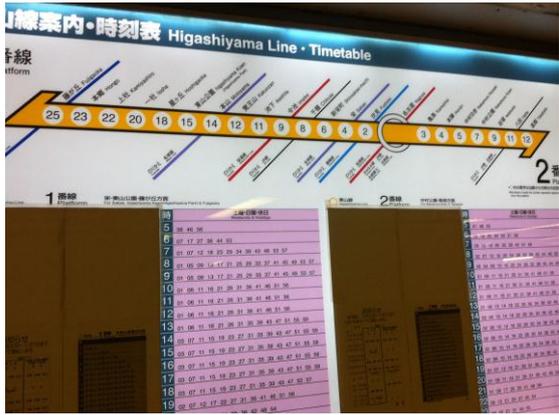
路上喫煙に関する注意を促す案内板。日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表記となっている。



② 名古屋市

名古屋市においては、名古屋駅(JR)周辺において、多言語情報板の確認を行った。

図表 2-1-23. 名古屋駅周辺の多言語情報板の主要概要

<p>公共交通機関案内</p>	<p>路線案内は日英併記。</p>  
-----------------	---



駅構内案内等は日英併記。





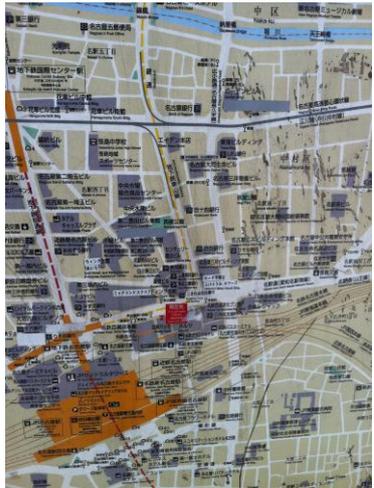
駅構内電子表示も日英表記。

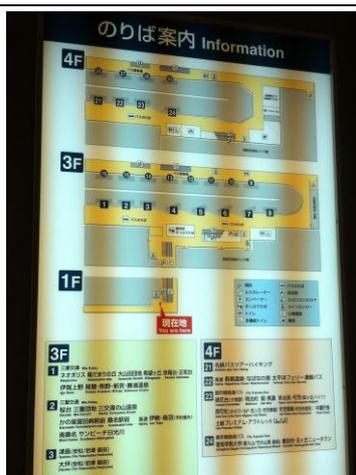


道路案内

道路標識は日英表記だが、日本語による情報と比較し、英語情報は限定的。



	
都心地図	周辺地図は日英表記。 
移動案内	バス乗り場案内は日英表記。



駅周辺案内は日英併記及びピクトグラムが使われている例が多く見られる。



	 
<p>その他</p>	<p>市内の行政案内掲示の一部に日英併記が見られる。</p>  <p>なお多くの行政案内については日本語とピクトグラムのみ。</p>



③ 大阪市

大阪市においては、大阪駅(JR)/梅田駅(地下鉄)周辺において、多言語情報板の確認を行った。

特に整備後新しい施設を中心に、多くの案内板は日本語と英語の両方で表記されており、地図などにおいても主要スポットについてはハングルおよび簡体字も併記されている。全般に見て英語表記は簡体字と比較し小さいものの、公共交通機関を利用し、主要な観光名所やホテル等へ移動するにあたっては、日本語の分からない外国人であっても、特段支障はないと考えられる。

しかし細かい部分では、主要情報については日英併記であるものの、より詳細な情報については日本語のみであったり、また公共施設内における注意書き等も、英語表記が無い場合が多い。

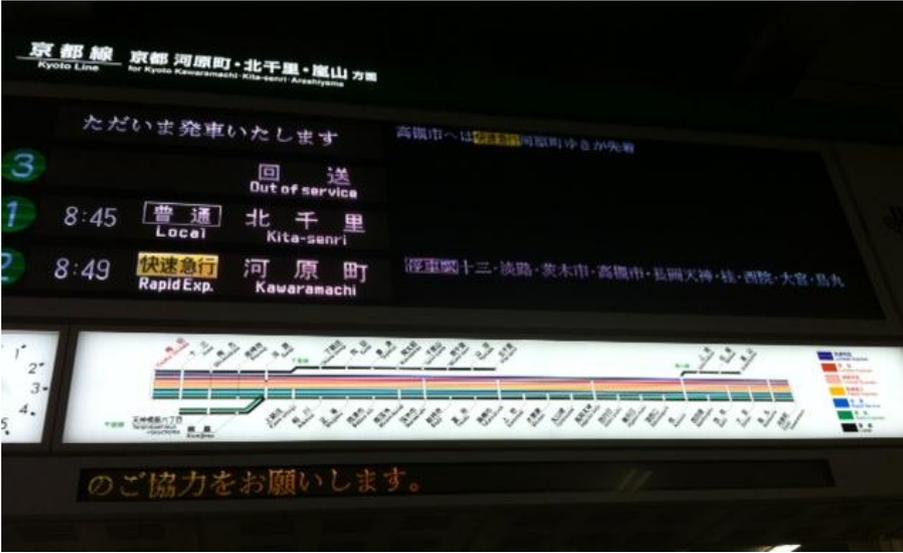
図表 2-1-24.大阪駅周辺の多言語情報板の主要概要

公共交通機関案内

路線案内は日英併記。その下の注意書きは日本語のみ。



電車案内、路線図は日英併記。

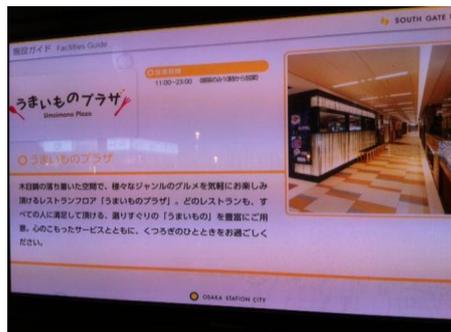
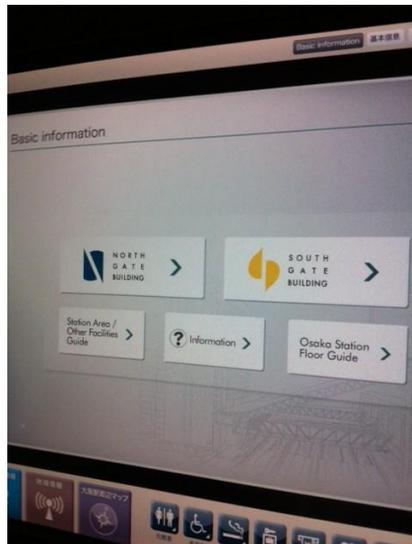


道路案内	<p>道路標識は日英表記だが、日本語による情報と比較し、英語情報は限定的。信号案内は日本語のみ。</p>  
都心地図	<p>周辺地図は日英表記。また主要スポットについてはハングル・中国語も併記。</p>

	
<p>移動案内</p>	<p>駅周辺施設への誘導案内は日英併記。</p> 

	 <p>タクシー乗り場案内は日本語とピクトグラムのみ。</p> 
<p>その他</p>	<p>放置自転車に関する注意書きは日本語表記のみ。</p>  <p>大阪ステーションシティにはデジタルサイネージが設置されており、日本語・</p>

英語により周辺地図等の検索が可能である。しかしショップやレストラン情報などの詳細画面は英語表記がなく、日本語で得られる情報と比較し、英語情報は限定的である。



④ 福岡市

福岡市においては、博多駅(JR)/博多駅・祇園駅(地下鉄)周辺において、多言語情報板の確認を行った。

図表 2-1-25. 博多駅周辺の多言語情報板の主要概要

公共交通機関
案内

JR 駅構内ののりば案内。日本語と英語の両表記となっている。



地下鉄博多駅構内の案内表示。日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表記となっている。

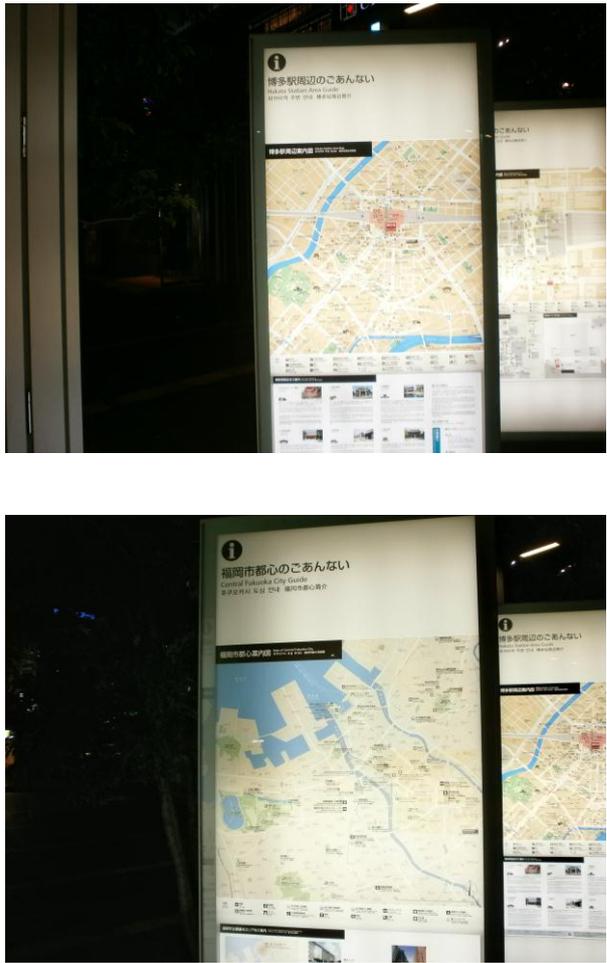


JR 駅構内の案内。日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表記となっている。



地下鉄祇園駅出口における周辺案内図は日本語と英語の両表記になっている。

<p>周辺地図</p>	<p>博多駅前に設置の周辺及び市内案内図。日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表記がなされている。</p>

	
<p>移動案内</p>	<p>駅前ビルの移動案内。表示は日本語のみとなっている。</p> 
<p>その他</p>	<p>地下鉄博多駅入り口。隣接して設置の周辺案内板を含め、主要な表記は日本語と英語の2カ国語表記となっている。</p>



周辺観光地(博多部)の観光案内板。日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語表記となっている。



なお平成 22 年度観光庁「外国人観光客の移動容易化のための言語バリアフリー化事業」事業(後述)において、対象都市の一つとして福岡市が選定され、多言語対応が進められた。具体的には外国人の利用が見込まれる主要なバス乗り場においてタッチパネル式の電子看板(デジタルサイネージ)を設置し、路線やダイヤをはじめバスの運行情報や主要観光地までの乗継情報等を4カ国語で提供することにより、外国人に対するバスの利便性の向上を図った。

また福岡県内における情報案内板設置の例として、駅構内のピクトグラムを使用した運行状況や外国語表記、また安全のための注意情報を整備するために、西日本鉄道が西鉄天神大牟田線計 8 駅に約 15 億円の予算で設置した例がある³⁰(下記図表 2-1-26)。

図表 2-1-26. 西日本鉄道の情報案内板設置例

2/3

2 案内表示器の増設

改札口の外にも新たに設置し、列車案内情報への接触機会を増やします。



西鉄福岡(天神)駅 北口改札 (幅:11.4m、高さ1.5m)



北口(ナリアプラザ側)
(幅:1.4m、高さ2.4m)

2/3

2 案内表示器の増設

改札口の外にも新たに設置し、列車案内情報への接触機会を増やします。



西鉄福岡(天神)駅 北口改札 (幅:11.4m、高さ1.5m)



北口(ナリアプラザ側)
(幅:1.4m、高さ2.4m)

(出典)西日本鉄道ホームページ

ア. 施設概要、公的支援の内容及び支援の開始時期

2010年(平成22年度)に単年の観光庁事業として「外国人観光客の移動容易化のための言語バリアフリー化事業」が実施された。同事業は「交通拠点から目的地(主要観光地等)に至るま

³⁰ http://www.nishitetsu.co.jp/release/2012/12_o80.pdf

での行程において、外国人観光客に言語面での障害を感じさせないよう、電子看板等の案内表示に加え、車内放送、バス停のナンバリング等様々な手段を用いて、点から線への多言語対応等を実施することで、外国人観光客の移動を容易化し、言語バリアフリーな移動環境を実現する³¹ため、全国13地域において言語バリアフリー化事業を行った。当事業は5億円の予算規模で行われ、地方運輸局等を介し一般競争入札・随意契約によって民間企業と契約が行われ、それぞれの地域の多言語対応が行われた。

【支援の開始時期】

上記観光庁事業は2010年に実施。

³¹ 平成23年行政事業レビューシート

2. アジアの都市における各種施設

(1) 高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点(インキュベーションセンター)／外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンター

① シンガポール

ア. 施設概要

シンガポールについては、外国人対応のコンシェルジュセンターは設置していない。但し、ワンポイントでビジネスや生活に係る情報収集が可能なウェブサイト「EnterpriseOne³²」を運営し、事業設立の手続きや法規制、政府支援、外国人従業員のビザ取得、医療・教育情報、事業者間のネットワーキング機会などの有用な情報を掲載するほか、ホットライン(電話)または「Feedback Form(ウェブから提出が可能な質問票)」により相談を受け付けている。受け付けた質問については、EnterpriseOneのオペレーターが対応可能なものは回答し、そうでない場合は他の担当政府機関に取り次ぎ、同機関から回答させることとしている。

シンガポールのインキュベーションセンターについては、都心部よりも、大学や、ハイテク産業を対象としてサイエンスパーク内に設置しているものが多い。民間企業が整備する施設や、韓国など外国政府が自国の企業進出を支援するために運営しているものもある。政府系では、国営デベロッパーのJTC Corporatinが整備・運営するビジネスパークや商業ビルの内部に設置されており、商業ビル「Ayer Rajah Industrial Estate」内の「Start-up Technopreneur Centres」と、商業ビル「iHUB」内、ビジネスパーク「one north」内にそれぞれインキュベーションオフィスを設置している。オフィス賃料は有料であるが、入居後1か月は賃料無料とされている(入居期間は3年間)³³また、JTC Corporation 孫会社で、インキュベーション事業の専門会社として1996年に設立された iAxil Pte Ltd (アセンダス社子会社)も、「iAxil Venture Acceleration Center(Singapore Science Park I 及びIIの2カ所にそれぞれ設置)」を運営しており、オフィスレンタルのみならず、市場調査・事業戦略の立案支援などのコンサルティングサービスも提供している。同社サービスは全て有料である。同社については、インキュベーション施設運営に留まらず、アジアや北米など海外の政府機関に対し、インキュベーションプログラムのあり方・運営方法についてコンサルティングサービスも提供するなど、イン

³² <http://www.enterpriseone.gov.sg/>

³³ EnterpriseOne – JTC Commercial Premises for Start-Ups
(http://www.enterpriseone.gov.sg/Topics/Selecting%20Premises/Types%20of%20Premises/Commercial%20Land/prem_type_com_jtc.aspx)

キュベーション事業を海外展開することも視野に活動している³⁴。iAxil Venture Acceleration Center の機能は下記の通りであり、Science Park I のセンターでは 41 部屋、II では 30 部屋をそれぞれ提供している。

図表 2-2-1. iAxil Venture Acceleration Center の概要



- ・施設の概要: Singapore Science Park I および II 内にそれぞれ設置されたハイテク産業を対象としたインキュベーション施設。オフィス及び設備、会議室の貸出に加え、専門家アドバイスや他の起業家・ビジネスコミュニティとのネットワーキング、各種ビジネスサポートサービスを提供。Singapore Science Park内に設置された駐車場や食堂、保育所等の各種設備も使用可能となっている。
- ・設置時期: 1996年
- ・管理・運営者: iAxil Pte Ltd社
- ・主な支援:
 - Venture Acceleration Program (起業家のアイデアをビジネスに結びつける為の各種アドバイス支援)
 - EiR and Mentoring Program (既に成功している起業家とのネットワーキング支援によるメンターの発掘)
 - Global Market Access Program (事業者の海外進出を支援する市場調査、戦略立案、事業パートナー発掘等のサポート)
 - 人材雇用支援
 - 知的財産の管理支援
 - 広報、ブランディング支援
 - 経理・給与管理支援 ほか



(出典) iAxil Pte Ltd

また、政府の公益事業庁(PUB)庁舎内には上下水セクターを対象とした、産学連携型の研究開発施設である「WaterHub」が設置されている。同施設については、第 3 章「2. シティセー
ルス事例① シンガポールのグローバル・ハイドロハブ」戦略で詳しく説明する。

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

上記の通り、政府系インキュベーション施設は、国立大学の附属施設などを除くと、国営デベ
ロッパーとその関連企業により整備・運営されている。また水など一部の注力セクターに関連す
る施設については、政府庁舎の一角に設けられている事例も見られた。貿易産業省(Ministry
of Trade and industry)管轄下の SPRING Singapore は、同国における起業家や中小企業支

34 iAxil Pte Ltd ヒアリング

援のため設立された機関であるが、上記 **iAxil Pte Ltd** 及び民間インキュベーター等を対象に、インキュベーションプログラムの開発や、起業アドバイザーの雇用、その他運営管理にかかる費用助成支援を **2009** 年より提供している(実際費用の最大 **70%**を補助)。ベンチャーキャピタルや一般的なコンサルティング企業ではなく、起業家支援のためのインキュベーションプログラムの開発・提供を専門的に担う企業が支援の対象であり、該当する企業は **SPRING Singapore** に申込が可能である。ベンチャーキャピタルの支援制度としては別途、**2008** 年にシンガポール国立研究財団(NRF)が立ち上げた「**Technology Incubation Scheme**」制度があり、当該制度では民間ベンチャーキャピタルと共同で、起業家に対する出資を行っている。資本の **85%**(1 事業者あたり最大 **S\$500,000**=およそ **4,046** 万円)を NRF が出資、残り **15%**を民間ベンチャーキャピタルが出資するスキームとなっている。民間ベンチャーキャピタルにはさらに、創業に必要な各種アドバイス支援等のサービスを事業者提供することが求められる。当該制度における NRF のパートナーとしては、現在までに **14** 社のベンチャーキャピタルが選定されている³⁵。

【支援の開始時期】

SPRING Singapore による助成制度(**Incubator Development Programme (IDP)**)は **2009** 年開始。NRF による **Technology Incubation Scheme** 制度は **2008** 年より開始。

② 香港

ア. 施設概要

香港は外国人対応コンシェルジュサービスに特化した施設は設置していないが、香港投資推進局(**Invest HK**)が、事業設立に係る各種相談に対応している(推進局オフィスは **Fairmont House** と呼ばれる高層オフィスビルの **25** 階に入居。職員数約 **35** 名。)。同局のウェブサイトには事業設立に係る手続き等の有用情報が掲載されているほか、電話、**E-mail**、或いは専門家面談による相談を受け付けている。

インキュベーションセンターは投資推進局に併設はない。香港政府は同国における技術イノベーション促進およびインキュベーションプログラムの推進主体として **Hong Kong Science and Technology Parks Corporation (HKSTPC)** を設立しており、同機関が **Hong Kong Science & Technology Park** 内で科学技術に係るインキュベーションプログラムを運営している。以前は

InnoCenter(デザイン産業を対象としたオフィスコンプレックス)においても「Design Incubation Program」を実施していたが、ここでのプログラムは2012年5月よりHong Kong Design Centre(HKDC)に移管された。この他、香港政府が提供するインキュベーション施設には、Cyberport(ICT産業をテーマとする開発区)に設置されたEntrepreneur Centerと、Hong Kong Council for Technology & Creation(HKCTC)が運営するGlobal Creation & Innovation Incubation Center(クリエイティブ産業を対象とする)があり、計4拠点存在する³⁶。シンガポール同様、単なるオフィス提供に留まらず、コンサルティングサービスや補助金などを受けることができる。また特に支援対象となるセクターを明示し、それ毎に異なる支援をパッケージで提供している点が特徴的である。例えば科学技術をテーマとするHong Kong Science & Technology Parkの場合、ウェブ/モバイルアプリケーション(Incub-App)、バイオ技術(Incub-Bio)、テクノロジー(Incub-Tech)それぞれについて、下記の支援プログラムが設けられている。

³⁶ Invest HK ウェブサイトに紹介されているプログラムのみ。

図表 2-2-2. Hong Kong Science & Technology Park の概要



・施設の概要: Hong Kong Science and Technology Parks内で運営されるインキュベーション施設。セクター毎にIncu-App、Incu-Bio、Incu-Techの3種類のプログラムが用意され、セクター毎に異なるインキュベーションオフィスの貸与と費用補助、コンサルティングサービス、ビジネスサポート(広報、法務など)などの支援をパッケージ化したプログラムとなっている。

・設置時期: 2004年10月

・管理・運営者: Hong Kong Science and Technology Parks Corporation (HKSTPC)

・主な支援: -Incu-Appプログラム(ウェブ/モバイルアプリケーション技術を対象とした18か月間のインキュベーションプログラムであり、期間中オフィスの無償貸与、R&Dや創業に係る経費補助(最大300,000HKD、補助率50%)、関連企業とのネットワーキング支援などを提供)



- Incu-Bioプログラム(バイオ技術を対象とした4年間のプログラム。サイエンスパーク内のラボスペースやビジネスセンター等の無償貸与、各種費用補助(合計で最大860,000HKD)などを提供)

- Incu-Techプログラム(電気機器、グリーン技術、IT・通信などを対象とした3年間のプログラム。オフィスやサイエンスパーク内の共用ラボの無償貸与、各種費用補助(合計で最大645,000HKD)などを提供)



(出典) Hong Kong Science & Technology Park

(注) 300,000HKD・・・およそ 396 万円、860,000HKD・・・およそ 1,136 万円、645,000HKD・・・およそ 852 万円

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

香港投資推進局は 2000 年に開設・運営を開始した。同局の年間支出(但し、コンシェルジュサービス以外の投資誘致業務等も含む)は 2010～2011 年度で HK\$10,877 万(およそ 14.4 億円)、2011～2012 年度および 2012～2013 年度の予算はそれぞれ HK\$11,206 万(およそ 14.8 億円)、HK\$11,368 万(およそ 15 億円)と上昇傾向にある³⁷。

HKSTPC のインキュベーションプログラムは、当該機関が設立された 1993 年より推進されている(設立当初の名称は Hong Kong Industrial Technology Centre Corporation)。サイエンスパーク施設の一部を利用している為、インキュベーション施設のみの建設費は算出されていない

37 香港政府財政預算案

いが、2006年11月時点ではおよそ70社の参加が報告されており、またHKSTPCとしては年間100社のインキュベーション支援を目標に設定するなど、規模は大きい。インキュベーションプログラムの年間管理運営費は2011～2012年度でHK\$16,579,228(およそ2.1億円)、2012～2013年度でHK\$13,444,695(およそ1.7億円)となっている³⁸。

【支援の開始時期】

香港投資推進局による支援は2000年に開始。KHSTPCによるインキュベーションプログラムは1993年に開始。

③ 上海

ア. 施設概要

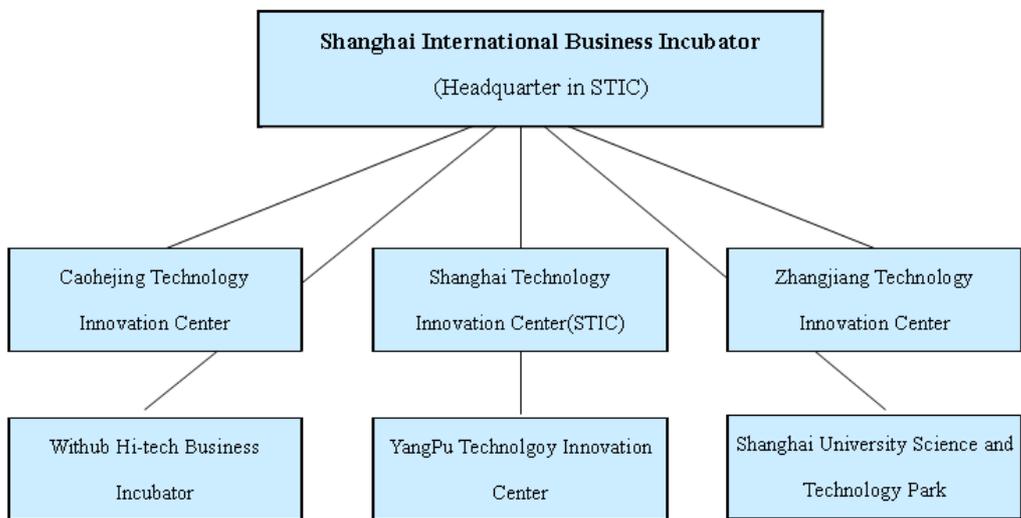
上海市人力資源・社会保障局が、上海市内で就労する外国人データを管理する為、「上海市外国人就業センター(上海市外国人就業中心)」を設置し、外国人就業許可証等の申請書類を受け付けているが(多くはインターネット上で申請が可能)、ビジネスや生活に係るコンシェルジュセンターと呼べる施設は確認されなかった。現地の日本人駐在員によると、中国では公的手続の受付において英語化が進んでおらず(上述の外国人就業センターのウェブサイトも一部情報を除き中国語のみとなっている)、各種手続きの代行等を行う民間サービスを利用することが一般的となっている。登記手続、就業証・ビザ申請、各種許認可申請など、様々な行政機関を対象に手続きが必要となるが、中国の場合、地域によって実施方法が異なったり、頻繁に変更されたりと煩雑である為、これらを一括して請け負う現地の業者が多く存在する。

インキュベーションセンターについて、上海では1997年に同国の科学技術省(Ministry of Science and Technology)の認可を受け「Shanghai International Business Incubator (IBI)」と呼ばれるインキュベーションネットワークが設立され、Shanghai Technology Innovation Center (STIC)に統括拠点が置かれた。これは市内に点在するインキュベーション施設のうち、下図の6施設を特に国際インキュベーション施設としてネットワーク化し相互補完を図ることで(“One Incubator, Several Bases”)、外資系中小企業の創業支援、および国内企業の国際ビジ

³⁸HKSTPCヒアリング(2014年1月24日)、香港立法府「Work of the Hong Kong Science and Technology Parks Corporation (LC Paper No. CB(1)486/06-07(03))」

ネス展開の支援体制を強化するものである。対象となる 6 施設はいずれも上海市または上海市と区の自治体が共同で運営する政府系施設である。

図表 2-2-3. 上海におけるインキュベーションネットワーク



統括拠点である STIC は 1988 年に上海市により設立され、同市の科学技術委員会 (Science and Technology Commission of Shanghai Municipality) により運営されるインキュベーション施設である。

図表 2-2-4. Shanghai Technology Innovation Center (STIC) の概要



- ・施設の概要: 優れた科学技術のイノベーション促進・事業創出を目指し、上海市で最初に設立されたインキュベーション施設。Shanghai International Business Incubator (IBI)を統括し、上海市内インキュベーション施設の品質標準化、国際化の推進主体となっている。
- ・設置時期: 1988年4月
- ・管理・運営者: 上海市科学技術委員会
- ・主な支援:
 - 低価でのインキュベーションオフィス貸与
(賃料は1年目は利用面積あたり1.4元/m²、2年目では1.6元、3年目は1.8元と、年ごと値上がりする)
 - 起業家に対する各種トレーニングプログラムの実施
 - 中国内の各種政府機関が提供する研究開発費助成制度への申込支援
 - 金融機関やベンチャーキャピタル等からの資金調達に係る各種コンサルティング、保証支援



(出典) STIC

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

上海市によるインキュベーションセンター整備は、1988年のSTIC設立を皮切りに進められている。個別施設におけるサービスに留まらず、IBIとして、海外のインキュベーション運営団体等とパートナーシップの覚書を締結し、事業や技術に係る国際交流をはかり、企業誘致並びに入居起業家の海外事業展開を促進することにも取り組んでいる。これまでにロシア、米国、フランス、英国、日本、韓国、イスラエル、フィンランド、ポーランド、チェコ共和国、インド等の団体と覚書を結んでいる（日本では「おかやまインキュベーター協議会(OIA)」と覚書を締結）。STIC単独およびIBIの整備・活動予算については、STICに確認したところ公開不可となっているが³⁹、総面積約34,000m²のインキュベーションスペースを有し、職員数は1466名、入居企業数は92社と、規模は大きい⁴⁰。

【支援の開始時期】

政府が整備・運営するインキュベーション/コンシェルジュ施設(STIC)は1988年に設立。

④ ソウル

ア. 施設概要⁴¹

ソウル市ではビジネスや生活に係るワンストップ相談窓口(コンシェルジュセンター)およびインキュベーション施設として、「Seoul Global Center(ソウルグローバルセンター)」および江南(カンナム)と汝矣島(ヨイド)に「Global Business Center(グローバルビジネスセンター)」を設置している。2010年からこれまでに、同3機関で計43社の外国企業にインキュベーションオフィスを提供し、そのうち20社が入居期間中に創業に成功している(2013年11月現在)。

³⁹ STICヒアリング(2014年1月31日)

⁴⁰ 2006年時点実績。STIC「Practice on International Cooperation of TBIs & Sino-French Model」

⁴¹ ソウルグローバルセンターヒアリング、ソウル特別市「2013年グローバルビジネスセンター主要事業及び予算承認」、KR News 記事(2013年11月26日)

図表 2-2-5. ソウルグローバルセンターの概要



- ・施設の概要: ソウルで生活する外国人が暮らし、ビジネス、文化生活を自国と同様に円滑にできるようサポートする韓国で唯一の外国人総合支援機関として設置(同センターウェブサイトより)。
- ・設置時期: 2008年1月
- ・管理・運営者: ソウル特別市
- ・主な支援:
 - ビザ出入国管理※
 - 外国人登録証の発行※
 - 就業斡旋※
 - 生活相談(銀行業務(外換銀行)、移動通信業務(LGテレコム)等)
 - 自動車免許証発行
 - フリーマーケット等の国際交流イベント開催
 - 韓国語講座等の教育プログラム など
 - (※マークが主業務)
- ・インキュベーション施設:
 - 進出企業のスタートアップを支援するインキュベーションオフィスを6室設置。入居期間内に創業予定、または募集公告日基準で創業1年以内の企業を対象に、無償で事務所およびオフィス設備を提供。資格要件は国内居住者でビジネス関連ビザ保有者。
 - 期間は6ヶ月間の無償賃貸だが、中間評価において実績が優れていたり、成長可能性が高いとみなされた企業については、1回に限り6ヶ月間延長が可能。

図表 2-2-6. グローバルビジネスセンターの概要



- ・施設の概要: 外国企業のソウルにおける事業設立を支援するため、起業やビジネスに係る各種コンサルティング・生活相談、インキュベーションオフィスを無償提供する施設として設置。
- ・設置時期: (江南)2010年5月; (汝矣島)2012年1月
- ・管理・運営者: ソウル特別市が所有、ソウル産業通商振興院 (SBA) が運営
- ・主な支援:
 - 事業設立に係る包括的なコンサルティング
 - 外部専門家(セクター毎ビジネス、税務、法務、不動産ほか)紹介
 - 生活に係る各種相談(住居、医療、交通ほか)
 - 各種ネットワーキングイベントによる外国事業者間の交流促進
 - 起業やビジネスに係る各種セミナー・勉強会開催
- ・インキュベーション施設:
 - 江南に3室、汝矣島では5室のインキュベーションオフィスを設置。入居条件については、ソウルグローバルセンターと同様。



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

ソウル市は、2008年1月のソウルグローバルセンター設立を皮切りに、江南/汝矣島グローバルビジネスセンターを、それぞれ設立・運営している。ソウルグローバルセンターの建設費総予算は23,967百万ウォン(およそ23億円)であり、また2011年の運営予算は2,276百万ウォン(およそ2.2億円)、2012年は2,411百万ウォン(およそ2.3億円)となっている⁴²。グローバルビジネスセンターについては、既存ビルに入居しているため、単体での建設費はなし。運営費については、2013年の予算について約630,719千ウォン(およそ6千万円)で、以下の内訳が公表されている。

図表 2-2-7. グローバルビジネスセンターの財務概況 (単位:千ウォン)

区分	小計	人件費	事業費	賃貸料	受託手数料
全体	630,719	270,405	169,487	178,460	12,367
江南	284,306	128,444	94,858	55,573	5,431
汝矣島	346,413	134,761	81,829	122,887	6,936

【支援の開始時期】

政府が整備・運営するインキュベーション/コンシェルジュ施設(ソウルグローバルセンター)は2008年に設立。

⁴² 2012年政策資料集(外国人支援施設設置運営)

(2) 多言語対応会議場

① シンガポール

図表 2-2-8.シンガポールの関連施設数

	コンベン ション施設 (A)	その他(ホテ ル、大学施設 等)(B)	施設計(A+B)
シンガポール	8	41	49

多言語対応会議場については、過去3年間(2011年～2013年)に国際会議開催実績のある施設について ICCA データベースを基に抽出を行った。結果、コンベンション施設については、シンガポール全体で計8施設(ホテル等のその他施設を加えると計49施設)が確認された。⁴³⁴⁴

ア. 施設概要

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

43 施設リストについては、付録図表 4-2-2.参照。

44 なおシンガポール観光局(Singapore Tourism Board)ウェブサイト(<http://www.yoursingapore.com/content/mice/en/plan-your-event/venues.html>)に掲載されている施設も併せて確認した。同サイトより、1000平米以上の会議場ないしは展示設備を有する施設を抽出したところ、計18施設(うち会議・展示場は4施設、ホテルは7施設、その他施設は7施設)が確認された。

図表 2-2-9. シンガポールの主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	<p>Marina Bay Sands: 2010年開業。展示場面積は31,750平米、会議場は最大11,000名収容で、8,140平米。敷地内にホテル、大規模ショッピングモール、カジノ施設等を備える。</p>
	
	<p>(写真出典: www.streetdirectory.com)</p>
	<p>Suntec Singapore: 1995年開業。展示場面積は22,600平米、会議場は最大12,000名収容で、10,600平米。敷地内にホテル5つ、大規模ショッピングモール等を備える。</p>
	
	<p>(写真出典: businessasean.com)</p>
	<p>Singapore Expo: 1999年開業。展示場面積は100,000平米。会議場は最大8,000名収容で、10,000平米。敷地内にフードコート等を備える。</p>
	
	<p>(写真出典: Singapore EXPO)</p>
	<p>Resort World Sentosa: 2010年開業。会議場は最大7,300名収</p>

容で、6,500 平米。敷地内にホテル 6 つ、ショッピングモール、カジノ等を備える。



(写真出典: www.aecom.com)

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

1999 年に開業した Singapore Expo は国営会社 Singex 社により約 S\$220 百万(およそ 178 億円)で整備・運営されている。しかしシンガポールにおいて、国際会議場施設の多くは民設民営である。主要会議場の中で最も新しい Marina Bay Sands および Resort World Sentosa の場合、2004 年に Singapore Tourism Board が企画したカジノを有する IR(Integrated Resort) 開発事業の実施者について公募がなされ、Marina Bay Sands については Las Vegas Sands Corp、Resort World Sentosa については Genting Singapore PLC がそれぞれ落札した。この際、両事業者はシンガポール政府より事業用地のリース(Marina Bay Sands の場合、60 年間リースで賃借料は S\$12 億[およそ 971 億円])およびカジノ運営権の付与を受けている。つまり事業企画は政府が主導するものの、施設整備・運営は、事業者自ら資金調達して実施している。いずれの計画も、国際会議場に加えてエンターテインメント、レジャー施設、宿泊施設などを IR として一体的に整備するものであり、またカジノ運営によって高額の収益が得られる事業形態となっている。2010 年 4 月の IR 開業以降、同年の第 3 四半期までの間にシンガポールが得た追加観光収入(増加した観光客による国内支出)は、およそ 37 億シンガポールドル(同国 GDP の 1.7%相当)と言われており、IR 整備による経済効果は著しい。この他、シンガポール政府政策における MICE 施設の整備・運営に対する公的支援制度については、シンガポール観光庁に問い合わせたところ、公表不可となっている。

また MICE イベントの誘致・開催を担う PCO(Professional Conference Organizer) 企業へのヒアリングによると、シンガポール政府は国際会議主催者に多額の開催支援金を提供しているとのことであり、MICE 誘致活動に対して積極的な支援を行っているものと見られる。

【支援の開始時期】

具体の支援制度については非公表。

② 香港

図表 2-2-10. 香港の関連施設数

	コンベンション施設 (A)	その他(ホテル、大学施設等)(B)	施設計(A+B)
香港	7	36	43

多言語対応会議場については、過去3年間(2011年～2013年)に国際会議開催実績のある施設について ICCA データベースを基に抽出を行った。結果、コンベンション施設については、香港全体で計7施設(ホテル等のその他施設を加えると計43施設)が確認された。⁴⁵⁴⁶

ア. 施設概要

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

図表 2-2-11. 香港の主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	Asia World-Expo: 2005年開業。計7万平米の展示・会議等施設を有する。会議場は最大13,500名収容。
------	--

⁴⁵ 施設リストについては、付録図表 4-2-3.参照。

⁴⁶ なお香港観光局ウェブサイトも併せて確認した。同サイトに掲載されている施設リストより、1000平米以上の会議場ないしは展示設備を有する施設をより抽出したところ、計8施設(うち会議・展示場は2施設、ホテルは6施設)が確認された。

	
	<p>Hong Kong Convention & Exhibition Centre (HKCEC): 1988年開業。展示場面積は66,000平米、会議場は最大8,000名収容で7,590平米。敷地内にホテル2つやレストラン等を有する。</p> 

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

香港では、政府自らが大規模な国際会議施設を整備している。上記に示した主要2施設はいずれも政府が整備・所有し、運営管理を民間企業に委託している。HKCECについては1988年に約HK\$25億(およそ330億円)を投じ設立されて以来、1997年にHK\$48億(およそ634億円)、さらに2009年にHK\$14億(およそ185億円)を投じた拡張事業をそれぞれ完工している⁴⁷。

【支援の開始時期】

具体の支援制度については非公表。但し、上記に挙げた政府が整備した主要大規模施設(HKCEC)は、1988年設立。

⁴⁷ HKCEC

③ 上海

図表 2-2-12. 上海の関連施設数

	コンベンション施設 (A)	その他(ホテル、大学施設等) (B)	施設計(A+B)
上海	7	40	47

多言語対応会議場については、過去3年間(2011年～2013年)に国際会議開催実績のある施設について ICCA データベースを基に抽出を行った。結果、コンベンション施設については、上海全体で計7施設(ホテル等のその他施設を加えると計47施設)が確認された。⁴⁸⁴⁹

⁴⁸ 施設リストについては、付録図表 4-2-4.参照。

⁴⁹ なお上海観光局ウェブサイト(http://www.meet-in-shanghai.net/recommended_venues.php)についても確認を行ったところ、掲載されている施設は、計11施設であり、またこれらの施設は多くが1,000平米以上の会議場施設を有している。

ア. 施設概要

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

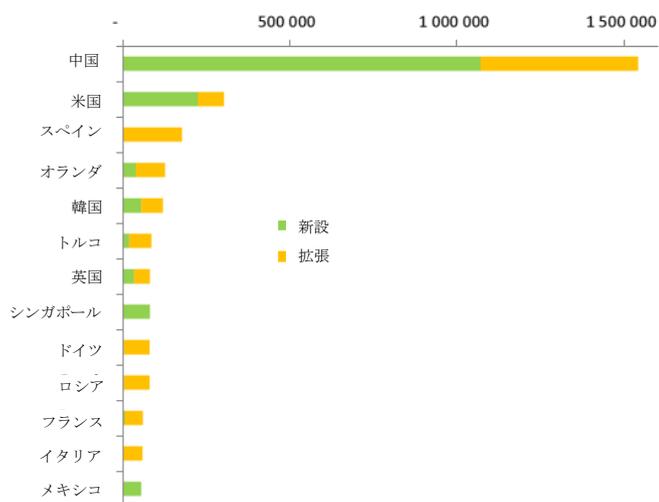
図表 2-2-13. 上海の主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	<p>Shanghai New International Expo Centre: 2001 年開業。 総展示面積 200,000 平米を有する。</p> 
	<p>Intex: 1992 年開業。総展示面積 12000 平米を有する。</p>  <p>(写真出典: events.cbichina.com)</p>

	<p>Shanghai International Convention Center:1999 年開業。会議場は最大 6000 人収容可能。総展示面積は 18,200 平米。ホテルを併設。</p>  <p>(写真出典: www.shanghai.gov.cn)</p>
--	--

なお近年、上海を含む中国において、大規模施設の整備が相次いでいる。下表は 2006 年から 2011 年の間に、50,000 平米以上の展示場の新設および増設面積を国ごとに示したものであるが、新設・増設の双方において、中国が突出して多い。世界で保有する展示場総面積が最も多いのは米国であるが、次に中国、ドイツ、イタリア、フランスが続き、この上位 5 か国で世界中の展示場面積の 59%を占め、アジア・太平洋地域では、中国は全展示場面積の 72%を占める。日本は 16 位に位置し、アジア・太平洋地域では 2 位、同地域における割合は 5%となっている。

図表 2-2-14. 国際展示場の新設・拡張面積(2006年～2011年)



出典 The 2011 World Map of Exhibition Venues- UFI

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

MICE 施設の整備・運営に対する上海市の公的支援制度については、上海市国際貿易促進委員会に問い合わせたところ、回答不可となっているものの、上海市は国際会議場施設の整備にあたり、公社を通じて、民間投資家と共同出資を行っている。2001年に開業した Shanghai New International Expo Centre は、上海市が運営する公社 Shanghai Lujiazui Development の子会社 Shanghai Lujiazui Exhibition Development Co.,Ltd 社と、German Exposition Corp 社(ドイツの展示場運営会社である Deutsche Messe AG、Messe Duesseldorf GmbH、Messe Muenchen GmbH が共同出資により設立)の共同出資により、約 US\$320 百万(およそ 328 億円)をかけ建設されている。

【支援の開始時期】

具体の支援制度については非公表。

④ ソウル

図表 2-2-15.ソウルの関連施設数

	コンベンション施設 (A)	その他(ホテル、大学施設等) (B)	施設計(A+B)
ソウル	8	40	48

多言語対応会議場については、過去3年間(2011年～2013年)に国際会議開催実績のある施設について ICCA データベースを基に抽出を行った。結果、コンベンション施設については、ソウル全体で計8施設(ホテル等のその他施設を加えると計48施設)が確認された。⁵⁰⁵¹

ア. 施設概要

主要な施設例としては、下記が挙げられる。

図表 2-2-16. ソウルの主要な多言語対応会議場の施設概要

施設概要	<p>Kintex: 2005年開業。展示・会議場施設。会議場は最大6,000人収容。</p> 
------	---

⁵⁰ 施設リストについては、付録図表 4-2-5.参照。

⁵¹ なおソウル市観光局ウェブサイト(<http://jp.miceseoul.com/venue-finder/>)も併せて確認を行った。同サイトに掲載されている施設リストのうち、1000平米以上の会議場ないしは展示設備を有する施設をより抽出したところ、計17施設(うち会議・展示場は2施設、ホテルは9施設、その他施設は6施設)が確認された。



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

韓国では2008年3月に「展示会産業発展法」を制定し、展示産業育成を国策に位置付けている。同法では、展示事業を推進する「主管機関」は地方自治体や、大学、公団等とされているが、第4条3項において、「知識経済部長官は主管機関が展示産業発展事業を推進するのに使われる費用の全部または一部を予算の範囲で支援できる」としている。また、同法施行令によると、主管機関は知識経済部長官に事業計画を提出し、その内容次第で助成金を取得することができる代わりに、その使用実績を毎年、同長官に報告することとされている。特に展示施設の建設にあたっては、主管機関は建設の妥当性や財源対策、建設計画などを含む「展示施設建設計画」を策定のうえ、知識経済部長官とあらかじめ協議することが求められる。

施設の建設にあたっては、展示事業者(施設所有者、展示会主催者ほか)は、必要に応じ金融及びその他の行政上必要な支援措置を受けることができる。また、上記に加え、他の法令で義務付けられている農地保全負担金(農地法)や代替山林資源造成費(産地管理法)などの負担金の支払いが減免されるほか、国または地方自治体より、展示施設の整備を目的として、国・公有地を随意契約により貸借または購入することができる。国有または公有地の賃貸は、賃貸期間を20年間としているが、これを延長することも可能である。

なお、上記のKITEXは公設公営の施設であり、建設費は京畿道、高陽市、KOTRAが1/3ずつ投資しており、用地は高陽市が提供している。

【支援の開始時期】

展示施設への支援制度を規定した「展示会産業発展法」は、2008年に成立。

(3) 都市プレゼンテーションセンター

政府が運営する都市プレゼンテーションセンターについては、各対象都市において、それぞれ以下の施設が確認された。

① シンガポール

ア. 施設概要

「Singapore City Gallery(シンガポール・シティ・ギャラリー)」:計3フロア 2400 平米の展示スペースにおいて、シンガポールの都市開発の歴史及び現状を伝える施設であり、年間 20 万人近くが訪れている。

図表 2-2-17. シンガポール・シティ・ギャラリーの概要



- ・施設の概要:シンガポールの都市開発の歴史及び現状を伝える施設。
- ・設置時期:1999年設立。
- ・規模・面積:計3フロア2400平米
- ・来場者数:年間20万人(半数は海外から)
- ・管理・運営者:国家開発省管下のURA(都市再開発庁)によって直接運営
- ・入場料金:無料
- ・その他:URA職員によるガイドツアー有り。World Cities Summitのエクスクー
ション先としても活用されている。
- ・主な施設:
 - 270° スクリーンによる主要都市紹介
 - シンガポール都市開発の歴史や都市デザイン等に関するパネル/映像展示
 - 都市計画体験を行うゲーム機
 - 歴史遺産模型
 - シンガポール中心部の変化を示す時代別地図帳
 - シンガポールのジオラマ模型



(出典)URA、Singapore City Gallery 資料より作成

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

1997年に設立されたシンガポール・シティ・ギャラリーは、シンガポール国家開発省管下の法定機関であるURA(都市再開発庁)によって直接運営されている⁵²。URAによると、同ギャラリーの施設整備費はS\$3,500/平方メートルであり、2,400平方メートルをかけると総額はおよそS\$8,400,000(およそ6.8億円)、また2011年には、S\$4,300,000(およそ3.5億円)をかけ改装を行っている。スタッフは5人の正規職員および1人のパートタイム職員(技術職)のみと少人数である為、運営費も小規模である。

【支援の開始時期】

政府が整備・運営するプレゼンテーションセンター(シンガポール・シティ・ギャラリー)は1997年に設立。

② 香港

ア. 施設概要

「City Gallery(シティ・ギャラリー)」:2002年に「Hong Kong Planning and Infrastructure Exhibition Gallery」としてオープン。その後2012年に現在の場所に移転し、「City Gallery」と改名し、再オープンしている。5フロアで構成される展示ギャラリーでは香港の都市開発の歴史や現在の開発計画等に関して様々なビジュアル手段を通して紹介する施設になっている。

⁵²正確な運営費についてはURAより情報の開示を得られなかったが、勤務スタッフは5人の正規職員および1人のパートタイム職員(技術職)のみと少人数であることから、運営費も小規模とのコメントを得た。

図表 2-2-18. シティ・ギャラリー（香港）の概要



(出典) City Gallery 資料より作成

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

シティ・ギャラリーは、香港政府によって直接整備・運営されている。2012年の現施設の移転・開業に際し、関連費用として計 HK\$253 百万香港ドル(約 33 億円)の予算が割り当てられた。年間運営予算については、香港 Planning Department の予算説明書に基づき、概ね HK\$3.1 百万(およそ 4 千万円)と推定される⁵³。

【支援の開始時期】

政府が整備・運営するプレゼンテーションセンター(シティ・ギャラリー)は 2002 年に設立。

⁵³ シティ・ギャラリーの運営予算は、「Town Planning Information Services」活動費 27.4 百万香港ドル(2013 年度予算)の内数となっており、ギャラリー単独の予算については公表されていない。但し、当該活動費の 2012 年度予算 24.3 百万ドルからの 3.1 百万ドルの増額理由について、「主として 2012 年開業のシティ・ギャラリー運営予算分である」と説明している。(香港政府「Examination of Estimates of Expenditure 2013-14 Reply Serial No. DEVB (PL) 190 (2013 年 4 月 5 日)」、「政府財政予算案 2013-14」)

③ 上海

ア. 施設概要

「Shanghai Urban Planning Exhibition Center(上海都市計画展示センター)」:2000年2月に設立され、上海市民及び世界の人々に上海市の都市計画発展の成果を示し、市政府の都市計画に対する市民の理解・参加を促進する目的で運営されている。「都市、市民、環境、そして成長」をテーマに上海市の都市としての成長および市民生活の変化等についてジオラマや各種模型、大型スクリーン等によって紹介している。

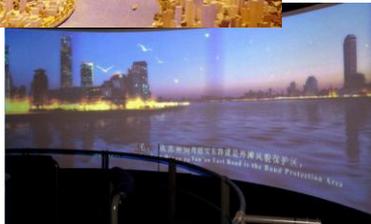
図表 2-2-19. 上海都市計画展示センターの概要



- ・施設の概要: 上海市の過去から現在までの変化と成長、市民文化や芸術を伝える施設。テーマは「都市、市民、環境そして成長」。
- ・設置時期: 2000年2月
- ・規模・面積: 計8フロア 展示スペースは7,000平米
- ・来場者数: 開業からの総計約230万人(2013年現在)
- ・管理・運営者: 上海市によって直接運営
- ・入場料金: 大人30元(20人以上グループの場合は24元)
- ・主な施設:
 - パノラマスクリーンによる近代都市開発の紹介
 - 昔の市民の生活を再現した模型
 - 上海市の歴史遺産保護を伝えるパネル展示
 - 上海の港湾周辺エリア・海上を体験できるゲーム
 - 上海市のジオラマ模型



港湾周辺の体験ゲーム



(出典) Shanghai Urban Planning Exhibition Center 資料より作成

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

同施設の設立・運営に係る政府支出については、本調査において施設管理者に問い合わせたところ、公表不可となっている。

【支援の開始時期】

具体の支援制度については非公表。

④ ソウル

都市プレゼンテーションセンターに該当するものは、今回の調査では確認されなかった。

⑤ (参考)ロンドン

今回の調査対象都市ではないが、最近英国のロンドン市においても、「サステナブルシティ」としての都市プロモーションを意図した大規模施設が整備されているため、その概要を紹介することとする。

「Crystal(クリスタル)」: 大ロンドン市長(Mayor of London)及び大ロンドン開発庁(LDA; London Development Agency)が推進する「Green Enterprise District⁵⁴」のランドマーク施設として、Siemens社が自ら€35百万(およそ50億円)を投じ、LDA及びNewham地区の所有地に設立。2012年9月に開業した。当該施設の建設計画については、2010年5月にSiemens社CEO、大ロンドン市長(Mayor of London)のBoris Johnson氏、Newham地区Mayorが共同でアナウンスしている。展示内容はSiemens社の製品に特化したものではなく、中立的に最新の環境技術や各国都市における政策や具体的な取組みを紹介している。

図表 2-2-20. クリスタル(ロンドン)の概要



タッチパネルや大型スクリーンを使用した映像展示多数

- ・施設の概要: サステナブルシティをテーマとし最新の環境技術や持続可能な都市計画の在り方を伝える施設。低炭素・環境セクター企業を誘致する「Green Enterprise District」のランドマーク的施設。
- ・設置時期: 2012年設立。
- ・規模・面積: 3,500平米(うち展示スペースは2フロア 2,060平米)
- ・来場者数: (年間10万人の予想)
- ・管理・運営者: Siemens社
- ・入場料金: 無料
- ・その他: スタッフによるガイドツアー有り。開業式を兼ねサステナブルシティをテーマとした国際会議「Urban Planning for City Leaders」(世界各国より約300人の市長、市政府職員、都市プランナー、建築家、学術機関、NGO等が参加)の開催実績有り。
- ・主な施設: 環境というテーマに即した先端技術を採用した建物(ソーラーパネル、ヒートポンプ等)
今日の世界的問題(都市問題・温暖化等)、各国の都市計画等の在り方、最新のスマート技術、インフラ整備/管理/ノウハウ等に関するパネル/映像展示、エコカー等の技術展示
会議場施設(270席のオーデトリウム他)

(出典)Crystal 資料より作成

⁵⁴英国の優先再開発地に指定される「Thames Gateway」エリアの一部に指定された地区で、環境ビジネスの誘致と低炭素モデル都市としての発展(環境に優しい住環境・インフラ整備、R&D事業、観光客向けアトラクション整備等を含む)を目指している。Y2007~2008をベースラインとし、FY2014/2015までに当該Districtにおける雇用の40%増加(+6000件)を見込んでいる。

(4) 外国人対応の医療施設

① シンガポール

ア. 施設概要

シンガポールでは英語が公用語の一つ(他の公用語は中国語、マレー語、タミール語)であるため、原則として国内全ての医療施設において、外国人が言語上問題なく施設を利用できると考えられる。しかし、特に「外国人が安心して利用できる施設として国際的に認知されている医療施設」として、国際病院評価機構(JCI; Joint Commission International)が認証を取得している病院、及びアメリカ大使館がウェブサイトで紹介している医療施設を「外国語対応医療施設」について、既存の施設数を確認することとした。両資料によると、シンガポールに立地する外国語対応医療施設は 2013.7.30 時点で、前者(国際病院評価機構)では 20 箇所(うち歯科・矯正歯科は1箇所)、アメリカ大使館ウェブサイトでは 29 箇所である(うち歯科・矯正歯科は1箇所)。以下に事例を示す。

図表 2-2-21. シンガポールの主要な外国人対応の医療施設概要

施設概要	<p>National University Hospital: 1985 年に開業した公立病院。 2004 年にシンガポールにおいて初めてとなる JCI を取得。病床数は約 1000 床で、同国で最も大規模な病院の一つ。</p> 
	<p>Singapore General Hospital: 1821 年に開業した公立病院。 2008 年に JCI 取得。病床数は 1597 床で、同国の全病床数のおよそ 20%、公立病院の全病床数のおよそ 25% を占める規模である。</p> 



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

特に外国語対応医療施設の設立・運営を対象とした公的支援は存在しない。

シンガポールには公立病院と私立病院が存在するが、公立病院は日本の総合病院と類似し、その運営には政府の補助金が拠出されている。補助金割合は病棟クラスによって異なり、安価な複数部屋ほど多く、高価な個室部屋等には補助金は出されていない。つまり政府補助は低所得者に医療を提供する目的で拠出されている。一方で私立病院のほとんどは株式会社であり、会社が運営する病院施設を各専門医がテナントとして借り受け、個々にクリニックを開業しており、医師ごとに診療費・診療方針も異なる(オープンシステム)。私立病院は富裕層や先進国からの外国人を対象としており、高度外国人材は基本的にこうした先進的設備を備えた私立病院を利用していると考えられる。私立病院を対象とした公的支援はなく、政府の支援対象は、あくまで低所得者を含む全国民がアクセス可能な医療制度を整備することにある。

一方でシンガポールの医療水準は極めて高く、先進国人材が安心して医療を受けられる環境が整備されている。Bloombergが発行する「Most Efficient Health Care: Countries」ランキングによると、シンガポールは1位の香港に次いで、世界2位とされている(日本は第3位)⁵⁵。かつてイギリスに統治されていたため、医療においても英国式の影響を受け、世界でより一般的

⁵⁵ 各国の平均寿命、一人当たりGDPに占める医療コスト、一人当たり医療コストを比較しランク付けしたもの(2013年8月19日発行)

に見られる診療方式(日本のように自己判断で専門医にかかるのではなく、外来一次診療は **General Practitioner**/一般医が対応し、専門医への紹介状を発行する方式)を有している。またシンガポールの医療セクターは、海外の医療企業や人材の進出に対して、積極的に誘致しているわけではないが、オープンである。自国の医大が 2 校しかなく国内だけでは医療人材が不足することから、欧米の大学で取得した医師資格も認められ、外国人医師や看護師の受け入れも進んでいる。このため、人材面でも外国人がより親しみやすく安心してかかれる医師が多いと考えられる。また、米国の **Johns Hopkins International Medical Centre** の医療施設が、2000 年に **National University Hospital** 内に開業し、現在では **Tan Tock Seng Hospital** 内にも開業している。アジア最大級の病院経営会社であるマレーシアの **IHH** ヘルスケア社やインドの **フォルティス・ヘルスケア社** がシンガポールに富裕層向け病院を開設するなど民間の高付加価値医療サービスもシンガポールに進出している。

【支援の開始時期】

該当なし。

② 香港

ア. 施設概要

香港においても、シンガポールと同様に英語が公用語の一つ(他の公用語は中国語(広東語))であるため、原則として外国人が言語上問題なく施設を利用できると考えられるが、上記同様に国際病院評価機構が認証を取得している病院、及び在香港アメリカ領事館がウェブサイトで紹介している医療施設数を確認したところ、**2013.7.30** 時点で、前者(国際病院評価機構)では **1** 箇所(うち歯科・矯正歯科は **0** 箇所)、在香港アメリカ領事館ウェブサイト では **130** 箇所が確認された(うち歯科・矯正歯科は **0** 箇所)。以下に事例を示す。

図表 2-2-22. 香港の主要な外国人対応の医療施設概要

施設概要	<p>Hong Kong Adventist Hospital: 1960年代後半に開業した非営利の民間病院。同国で唯一、2006年にJCIを取得。入院用個室はホテルさながらの内装に整備されている。JCIに以外にも海外の認定機構 Trent Accreditation Board (英国)、および Australian Council on Healthcare Standards (ACHS) (豪州) から、2000年、2010年にそれぞれ認定を受けている。</p>
	

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

特に外国語対応医療施設を対象とした公的支援は存在しない。

香港における病院施設は、政府(病院管理局)が運営する公立病院と私立病院が存在する。いずれにおいても香港の医師はほとんどが英語を話すことができ、さらに私立病院では英語が母国語でない患者向けの通訳サービスが提供されるケースもある。またシンガポールと同様に、海外の大学で資格取得した医師の受入も進んでいる。医療水準は高く最新の医療機器が導入されており、英国統治の歴史から医療にも英国式の影響を受けている。病床数では、公立病院が圧倒的に多く、2010年時点で私立病院の病床数は香港全体の11%、対応する患者数も全体の21%に留まっている。

このような状況から、香港政府は私立病院の拡大に向けた支援を提供しており、既存病院の拡張や再築に対する助成のほか、最近では新規病院の建設用地の低価での提供も実施している。2012年4月に香港政府は、こうした私立病院の開発用地2か所を入札にかけ、国内外の病院オペレーターがこれに応じた。このうちの1か所(27,500平方メートルの敷地)はマレーシアIHHヘルスケア社が落札しており、病床数500の病院を建設し2016年に開業予定としている。外国人対応医療施設に対する直接的な支援ではないが、私立病院の拡大支援に伴い、こうした高付加価値医療サービスを提供するグローバル企業の参入が進むことは、結果として高度外国人材にも益する可能性が高い。

【支援の開始時期】

該当なし。

③ 上海

ア. 施設概要

国際病院評価機構が認証を取得している病院、及び在上海アメリカ領事館がウェブサイトで紹介している医療施設を確認したところ、**2013.7.30**時点で、前者(国際病院評価機構)では**3箇所**(うち歯科・矯正歯科は**0**箇所)、在上海アメリカ領事館ウェブサイトでは**57**箇所が確認された(うち歯科・矯正歯科は**22**箇所)。なお中国全土で見た場合、国際病院評価機構の認証を取得している医療施設は計**29**箇所ある。以下に事例を示す。

図表 2-2-23. 上海の主要な外国人対応の医療施設概要

<p>施設概要</p>	<p>Shanghai Children's Medical Center:1998年に上海市と Project HOPE(米国で設立されたヘルスケア国際団体)が共同で設立。開院式には上海市長と当時米国のファーストレディであったヒラリー・クリントンが出席した。2010年に JCI 認証を取得。病床数は約 500 床。</p> 
	<p>Shanghai United Family Hospital and Clinics:2004年に民間の病院オペレーターである Chindex International により設立。Chindex は中国に移住した米国人により設立された企業であり、西欧基準の医療サービスを提供する。2008年に JCI 認証を取得。病床数は 50 床。</p> 

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

上海市衛生局に問い合わせたところ、外国語対応医療施設を対象とした公的支援については回答不可とのことである。市内で JCI を取得している複数の病院にも問い合わせを行ったが、該当する公的支援の存在は確認されなかった。

但し、公表情報によると中国では、医療セクターにおける外資参入規制を緩和し、医療システムの国際化に繋げる方針を打ち出している。現状、中国の医療機関の大半は公立であるが、現地駐在員によると公立病院の医療サービス水準は低く、質の良い民間病院の数は限定的である。医療機関全体に見ても、中国の人口千人あたり病床数は 3.3 床(2011 年)であり、日本の 13.7 床(2009 年)や、韓国の 10.3 床(2009 年)と比較して、不足している⁵⁶。こうした背景を受け、中国政府は 2012 年 10 月に「衛星事業発展「十二五」計画(国発[2012]57 号)」を交付し、2015 年までに非公立医療機関のベッド数とサービス量を平均して医療機関全体の 20%程度に引き上げる目標を設定した。従来、医療機関の設立において、外国資本の参入は国内企業との合弁の形でのみ認められており、その条件として、次の 3 条件のうち 1 つを満たすことが求められている: 1) 国際的に先進的な医療機関の管理経験・管理モデルおよびサービスモデルを提供できること、2) 国際的にトップレベルの医療技術と設備を提供できること、3) 現地の医療サービス能力、医療技術、資金、医療施設の不備を補えるまたは改善できること。しかし、上記のような流れを受け、現在の規定では医療機関は外国投資に制限をかけない「許可類」に分類され、法律の上では、外国単独資本で医療機関の設立が可能となった。但し、具体的な実施手続に関する法整備が進んでいないことから、実際の運用までには、もうしばらく時間がかかると見られる。先行して、経済貿易緊密化協定(CEPA)や海峽兩岸経済協力枠組み協定(ECFA)を締結している香港やマカオ、台湾の企業については、既に単独資本での参入が進んでいる。香港・マカオ企業については全国で、台湾企業については上海市とその他複数の省に限定して、単独資本での医療機関設立が可能となった。これを受けて上海市では、2012 年 6 月に初の 100%外資(台湾)の医療機関 Shanghai Landseed International Hospital が設立されている。

今後、グローバルの病院オペレーターの参入が進むことにより、世界水準の医療システム整備が進む可能性は高いと考えられる。

【支援の開始時期】

該当なし。

④ ソウル

ア. 施設概要

ソウルにおいて国際病院評価機構による認証を取得している病院、及びアメリカ大使館がウェブサイトで紹介している医療施設は、2013.7.30 時点で、前者(国際病院評価機構)では 8 箇所

⁵⁶世界銀行データ

(うち歯科・矯正歯科は 0 箇所)、アメリカ大使館ウェブサイト では 24 箇所が確認された(うち歯科・矯正歯科は 10 箇所)。なお韓国全土で見た場合、国際病院評価機構の認証を取得している医療施設は計 14 箇所ある。以下に事例を示す。

図表 2-2-24. ソウルの主要な外国人対応の医療施設概要

施設概要	<p>Severance Hospital, Yonsei University College of Medicine: 1885年に設立された韓国における近代医療の草分け的な大学病院。JCI 認証は 2007年に取得。病床数は 2,000 床 (JCI 取得時点)。メディカルツーリズムも推進している。</p>
	
	<p>Korea University Anam Hospital: 旧 Hyehwa Hospital が 1991年に現在の場所に移転し、Anam Hospital として開業した。JCI 認証は 2009年に取得した。病床数は約 1,000 床。</p>
	
<p>The Catholic University of Korea, Seoul St. Mary's Hospital: 1980年に設立された旧 Gangnam St. Mary's Hospital の改修・近代化を行い、2009年に現在の病院として再開業したカトリック系病院。病床数は 1,335 床。JCI 認証は 2010年 7月。</p>	
	

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

外国語対応医療施設を対象とした公的支援は特段存在しない。

医療ツーリズムに積極的に取り組む韓国ではあるが、多数の外国人患者の流入による病床不足や医療機関の受診料上昇を懸念する自国民に配慮し、外国人向けの入院ベッド数を全体の5%以内に留める規制も導入している。韓国保健福祉部医療機関政策課及び保健産業政策課に確認(2013年5月)したところ、特に外国語(外国人)対応医療施設を対象とする公的支援は、国民に対する逆差別となる恐れがある為、設けていないとのことである。

一方で医療水準の高度化/国際化に向けた取り組みは実施されている。大韓病院協会(Korea Hospital Association; KHA)⁵⁷は2009年に、同国の医療水準の向上させる取組みにおいて、JCIと協力の覚書を締結した。これにより、KHAとJCIは下記取組みを協働で推進することを決定している⁵⁸。

- ✓ KHA 会員病院を対象とした教育プログラムの設立
- ✓ 第3版 JCI 病院認可規準 (Joint Commission International Accreditation Standards for Hospitals) の韓国語翻訳版の作成・公表
- ✓ JCI 医療基準・認可システムに関する KHA 会員病院からの質問に対応する特別ヘルプデスクの設置
- ✓ KHA の国内ネットワークを活用し、JCI 認可プログラムに係る情報を広く展開
- ✓ 医療の安全性向上に向けたソリューション開発・推進
- ✓ JCI のアジア太平洋地域アドバイザリーカウンシル (Asia-Pacific Regional Advisory Council) の韓国代表を通じ、KHA からの医療安全・品質に関する提言を実施

【支援の開始時期】

該当なし。

⁵⁷ 1959年に保健社会省長官(Minister of Health Society)により設立された社団法人。同国医療産業の発展のための各種情報収集やトレンド分析、医療業界リーダーを対象とした教育活動等に従事。

⁵⁸ JCI ウェブサイト (<http://www.jointcommissioninternational.org/>)

(5) 外国人対応の教育施設

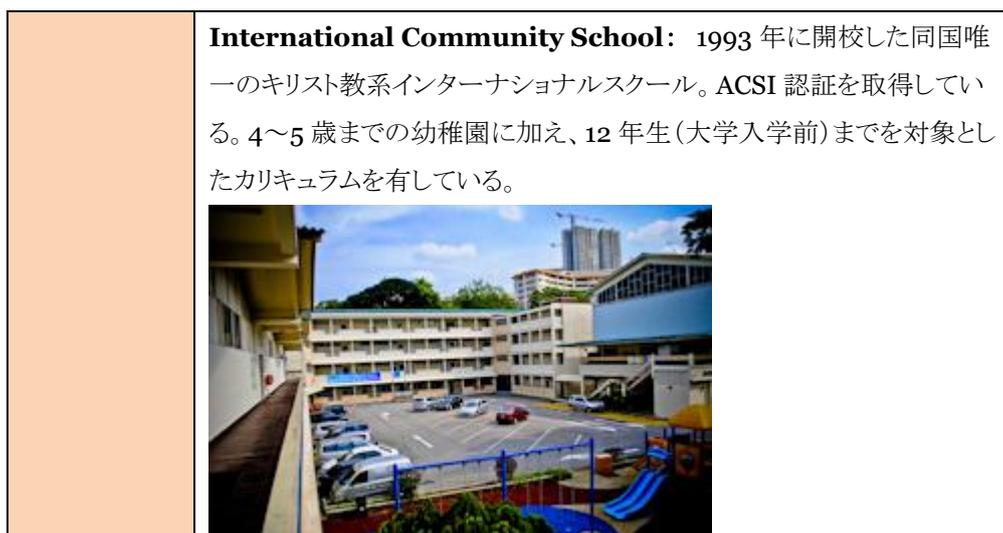
① シンガポール

ア. 施設概要

シンガポールでは英語が公用語の一つであるが、特に「主に高度外国人材等の子女を対象とする教育施設」として国際的に認知されている施設として、4つの国際的な評価機関（IB、WASC、ACSI、CIS）から認可されているインターナショナルスクールについて、現状の施設数を確認することとした。これらの評価機関によると、シンガポールに立地する外国語対応教育施設は2013年7月時点で、29校となっている。以下に事例を示す。

図表 2-2-25. シンガポールの主要な外国人対応の教育施設概要

施設概要	<p>Canadian International School: 1990年に「Canadian Overseas College」として開校。現在はLakesideとTanjong Katongの2キャンパスを有しており、LakesideキャンパスはIBおよびCIS認証、Tanjong KatongキャンパスではIB認証を取得している。IBについては、3～12歳までを対象としたPYP (Primary Year Program)、11～16歳までのMYP (Middle Year Program)、16～19歳までのDP (Diploma Program)があるが、当該3カリキュラムを網羅している。</p>  <p>Stamford American International School: 2009年開校した近代的な設備を備えたインターナショナルスクール。ITインフラなども充実している。IBおよびCIS認証を取得しており、IBについては、PYPおよびMYPカリキュラムを提供している。</p> 
------	---



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

土地・建物が不足しているシンガポールでは、インターナショナルスクールの新設/拡張を支援する為、土地(Greenfield)または廃校などの空き建物(Brownfield)を学校運営団体に貸与している。EDBを中心とする関係省庁からなる Committee が「Request for Interest (RFI)」を公示しプロポーザルを受け付ける。審査を通過後、インタビューを実施し、支援する団体を決定する。応募条件等は RFI によって詳細に規定されるが、基本的にプロポーザル内容に加え、インターナショナルスクール運営団体のこれまでの学校運営実績、シンガポール教育需要への対応能力、財務状況などが評価される。貸与期間は物件により異なるが、これまでの傾向として、建物は、3年間+2度の更新が可能(3+3+3=最大9年)という条件が多い。その間に別途学校施設を整備し、9年後までには新施設に移転することが求められる。土地は基本的に30年間とされているが、個別の契約において政府と協議の上決定される。こうしたRFIによる土地/建物の貸与制度は2008年に開始し(それ以前は価格競争による選定)、2回目のRFIは2010年、3回目は2012年に実施されている。

【支援の開始時期】

政府にRFI手法による土地・建物の支援制度は2008年に開始。

② 香港

ア. 施設概要

シンガポールと同様に英語が公用語の一つであるが、同様にIB、WASC、ACSI、CISから認可されているインターナショナルスクールの施設数を確認することとした。これらの評価機関によると、香港に立地する外国語対応教育施設は2013.8.30時点で、51校である。以下に事例を示す。

図表 2-2-26. 香港の主要な外国人対応の教育施設概要

<p>施設概要</p>	<p>Hong Kong Academy: 2000 年に開校。IB および CIS 認証を取得している。IB については PYP および DP カリキュラムを提供し、DP についても申請中とのことある。学校としては 1 年生から 12 年生までのカリキュラムを網羅的に実施している。2013 年に新しく 20,000m² 規模のキャンパスをオープンした。</p> 
	<p>Kennedy School: 旧 Kennedy Road Junior School が 1989 年に現在の Sandy Bay に移転し、Kennedy School として開校した。English Schools Foundation (ESF) (後述) が運営する学校(初等教育)の一つ。IB および CIS 認証を取得しており、IB については PYP を提供している。</p> 
	<p>YMCA of Hong Kong Christian College: 2003 年に開校。CIS を取得している。同校のカリキュラムを通じて、主として英国の教育システムにおいて大学前教育 (pre-university) の完了を示す「GCE Advanced Level」の証明を取得することが可能となっている。同国教育省が私立学校の品質向上を促す為に設置している「Direct Subsidy Scheme (同省の教育ガイドラインに従うことで助成金が得られる仕組み)」を取得している。</p> 

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

インターナショナルスクールについて、(後述の ESF を除き)運営費補助は提供されていないが、シンガポール同様、土地・建物が不足している香港では、学校の拡張／新設支援のために建物または土地を低価で提供し、さらに不動産使用税(rate)免除や建設資金の無利子貸付を行っている。無利子貸付については、1995 年の立法会承認((Ref. EMBCR 15/581/94 III)により認められるようになり、1997 年に Canadian International School が融資を受けた。自己資金により運営している非営利学校で、全生徒数に占める「non-local students」の割合が 50% 以上である学校の運営団体を対象とするが、他にもその時点での政府方針を踏まえ、個別に条件が設定される。土地または建物(廃校などの空き施設)の提供については、希望する運営団体は入札で決定される。2007～2009 年には、土地・建物それぞれ 4 件ずつの入札が行われており、土地を落札した 3 団体を対象に、学校施設の建設費補助として合計 HK\$600 百万(およそ 79 億円)の無利子貸付を LegCo(香港立法会)の Financial Committee(財務委員会)が承認している。残り 1 団体についても、同様の貸付をできるように Education Bureau が Committee に対し申請予定である。2012 年 10 月初旬にも、新たに 4 カ所の空き建物について入札が行われ、2013 年 4 月時点で、3 カ所の落札者が決定済みとなっている。なお、ここでは条件となる「non-local students」の割合が 70%に引き上げられている。

ESF(English School Foundation)は英国領時代の 1967 年に設立されたインターナショナルスクール運営団体であり、香港島・カオルーン・新界で 5 校の中等教育校(secondary school)と、9 校の初等教育校(primary school)及び特別学校(特別な支援を要する学生向け)を運営している。他のインターナショナルスクールと異なり、ESF のインターナショナルスクールには、その歴史的経緯により、運営費補助(財政支援)が提供されている。2012 年における ESF 収入 HK\$1,416 百万(およそ 187 億円)のうち、政府補助(“basic grants”)は HK\$271 百万(およそ 36 億円)で、全体の 19.1%(授業料による収入は HK\$1,031 百万 [およそ 136 億円]で 72.8%)に上る。他方で、ESF の授業料は私立学校より低いため、ESF に対する補助金については批判の声も強い。加えて、ESF が支払った学校施設の賃料・固定資産税は、政府より一部払戻しを受けている。例えば 2012 年における払戻額は HK\$8.87 百万(およそ 1.1 億円)中、8.3 百万ドル(およそ 1 億円)である。また加えて、予期しない事由により急遽授業料の支払いが困難となった生徒への支援制度があるが、これに対する政府による補助金[“hardship allowance”]も提供されており、2012 年における供与額は HK\$6.8 百万(およそ 9 千万円)となっている。

また、事前事業(charity)に対する税の減免措置もある。非営利学校の設立・運営は慈善事業と見なされており、この為多くの学校が同措置を目的として、非営利団体として設置されている。具体的には、法人税、不動産取得に係る印紙税、相続税(遺産を寄付として譲受ける場合など)の控除が適用される。

【支援の開始時期】

建設資金の無利子貸付は1995年に立法会が承認し、1997年に運用開始。土地の提供支援については歴史が古く明確な開始時期は定かではないが、香港で最も古いインターナショナルスクールの一つで、1965年に開校した Hong Kong International School は、既に政府より土地提供を受け整備されている。政府が整備・運営するインターナショナルスクール (ESF) は1967年に設立。

③ 上海

ア. 施設概要

上海においても同様に、IB、WASC、ACSI、CIS から認可されているインターナショナルスクールを「外国語対応教育施設」として見なし確認することとした。これらの評価機関によると、上海に立地する外国語対応教育施設は2013年8月時点で、27校となっている。以下に事例を示す。

図表 2-2-27. 上海の主要な外国人対応の教育施設概要

施設概要	<p>The British International School of Shanghai:2002年開校し、PudongとPuxiにそれぞれキャンパスを有している。いずれのキャンパスもIB認証を取得しており、DPカリキュラムを提供している。</p>
	
	<p>Shanghai Singapore International School:1996年に開校し、MinHang District と XuHui District の2か所にキャンパスを有している。IBとCIS認証を有しており、IBについてはDPカリキュラムを提供しているが、幼稚園から中等教育まで包括的なカリキュラムが提供されている。</p>



Shanghai High School International Division: 1865年に開校した上海の有名公立高校であるが、1993年に「International Division (国際部)」を開校した。1995年にIB認証を取得し、DPカリキュラムを提供している。但し、International Divisionでは高等教育のみならず、初頭・中等教育も受けられる。



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

上海市教育委員会に問い合わせたところ、インターナショナルスクールを対象とした公的支援制度については、回答不可とのことである。市内の複数のインターナショナルスクールにも問合せを行ったが、該当する公的支援は確認されなかった。しかし、上記 Shanghai High School International Division に見られるように、上海市では一般の公立学校が同市における外国人人口の増加に伴い、国際部を立ち上げ IB カリキュラムを導入する形で、インターナショナルスクールとしての教育サービスを開始している事例が複数ある。上記以外では、Shanghai Weiyu High School (1943 年開校、2002 年国際部設立)、High School Affiliated to Shanghai Jiao Tong University (1954 年開校、2006 年国際部設立)などがこれに該当する。

【支援の開始時期】

具体の支援制度については非公表。

④ ソウル

ア. 施設概要

ソウルにおいても、IB、WASC、ACSI、CIS から認可されているインターナショナルスクールについて確認したところ、ソウルに立地する外国語対応教育施設は 2013 年 8 月時点で、13 校となっている。以下に事例を示す。

図表 2-2-28. ソウルの主要な外国人対応の教育施設概要

<p>施設概要</p>	<p>Seoul Foreign School: 1912 年に開校し、IB、WASC、CIS の 3 種類の認証を取得している。IB については MYP カリキュラムを提供しているが、初頭～高等教育まで包括的に受けられる。</p> 
	<p>Global Christian Foreign School: 1996 年に開校し、ACIS 認証を取得している。初頭から高等教育までを提供している。</p> 

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

韓国においては、産業通商資源部が地方自治体からの支援要請に基づき、私立インターナショナルスクールの整備を支援している。地方自治体よりインターナショナルスクールの新築または増築に関する支援要請時に同地方自治体との協議のうえ、建築費などの名目で予算を支援している。これは 1998 年に制定された「外国人投資促進法 第 14 条」、同法施行令第 20 条及び「地方自治体の外国人投資誘致活動に対する国家の財政資金支援基準」に基づいている。

図表 2-2-29. 関連法令(一部抜粋)

外国人投資促進法	外国人投資促進法施行令
第14条(地方自治体の外国人投資誘致活動に対する支援) -中略- ④地方自治体は外国人投資誘致を促進し、または外国人投資環境の改善のために、必要に応じて大統領令で定める雇用補助金などを条例で定めるところにより、外国人投資企業などに支給できる。	第20条(地方自治体に対する支援基準など) -中略- ④法第14条第4項で"大統領令で定める雇用補助金など"とは、次の各号のものをいう。 1. 外国人投資企業の新規雇用創出規模により支給する雇用補助金 2. 「初・中等教育法」第60条の2による外国人学校を新築または建増しするために要する敷地購入費及び建築費

「地方自治体の外国人投資誘致活動に対する国家の財政資金支援基準第15条(インフラ施設支援)」で韓国政府から地方自治体に対する支援額の基準を定めているが、地方自治体が私立インターナショナルスクールの敷地購入費や建設費を支援する場合に、支援総額が50億ウォン以上(およそ4.8億円)である場合には、50億ウォンまではその40%を国が負担(首都圏の場合。それ以外の地域においては50%)し、これを超過する部分については、地方自治体の外国人材投資誘致実績や財政状況、地域に住む外国人子息数などを考慮して支援比率を決めることとしている。

【支援の開始時期】

用地購入/建設費の助成制度を規定する「外国人投資促進法」は、1998年に制定。

(6) 多言語情報板

多言語情報板については各都市内の整備件数を網羅的に把握することはできず、また特にこれを対象とした各都市/国政府の予算配分の確認は困難である。この為、本調査においては特に各拠点都市の主要ターミナル駅周辺およそ半径100メートル程度の範囲内に今回の定義に該当するものを目視確認し、これをサンプルとして英語または外国語表記の充実度合について都市間比較を行うこととした。(考え方:主要ターミナル駅から最終目的地(宿泊先・取引先等)に異動する際の英語その他の言語による案内の整備如何が「(高度)外国人」向けのまち作りの一つの指標と言える。)

① シンガポール

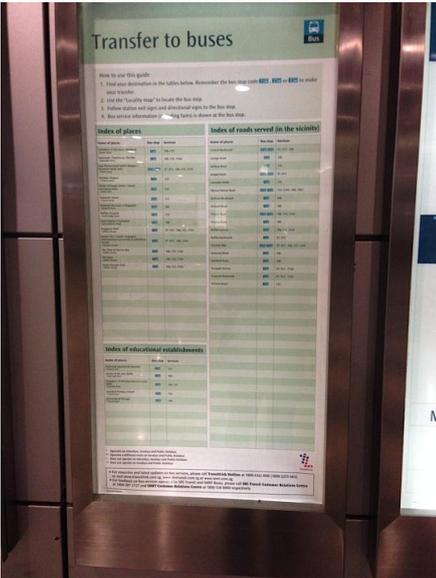
ア. 施設概要

シンガポールにおいては、市中心部の官庁・オフィス街にあるMRTのラッフルズ・プレイス(Raffles Place)駅内及びその周辺を中心に、多言語情報板の確認調査を行った。

シンガポールでは道路標識、移動手段への誘導案内、周辺地図などの情報はほぼ全て英語表記である。ただし場所(例:チャイナタウン)や情報板の性格(例:観光客向けの案内板)によっては、英語表記に加えて多言語の表記が確認された。同国は英語を公用語としており、いわゆる「多言語」の情報板は少ないものの、英語を理解する外国人にとっては利便性ある環境にあると言える。

図表 2-2-30.シンガポールにおける多言語情報板の概要

公共交通機関案内	<p>MRT 路線図は全て英語表記。</p> 													
	<p>電車の到着時刻、その他注意喚起などを示す電光案内板は英語表記。</p>													
	 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">Platform A</th></tr><tr><th>Destination</th><th>Arriving In</th></tr></thead><tbody><tr><td>① Pasir Ris</td><td>2 mins</td></tr><tr><td>① Pasir Ris</td><td>3 mins</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">Platform B</th></tr><tr><th>Destination</th><th>Arriving In</th></tr></thead><tbody><tr><td>④ Jurong East</td><td>1 min</td></tr></tbody></table> <p>01:49 PM Please do not leave your belongings</p>	Platform A		Destination	Arriving In	① Pasir Ris	2 mins	① Pasir Ris	3 mins	Platform B		Destination	Arriving In	④ Jurong East
Platform A														
Destination	Arriving In													
① Pasir Ris	2 mins													
① Pasir Ris	3 mins													
Platform B														
Destination	Arriving In													
④ Jurong East	1 min													

	
<p>道路案内</p>	<p>ラッフルズ・プレイス地区内の交通道路標識。アルファベット(英語)表記。</p>  <p>駐車に関する交通標識は英語表記。</p>

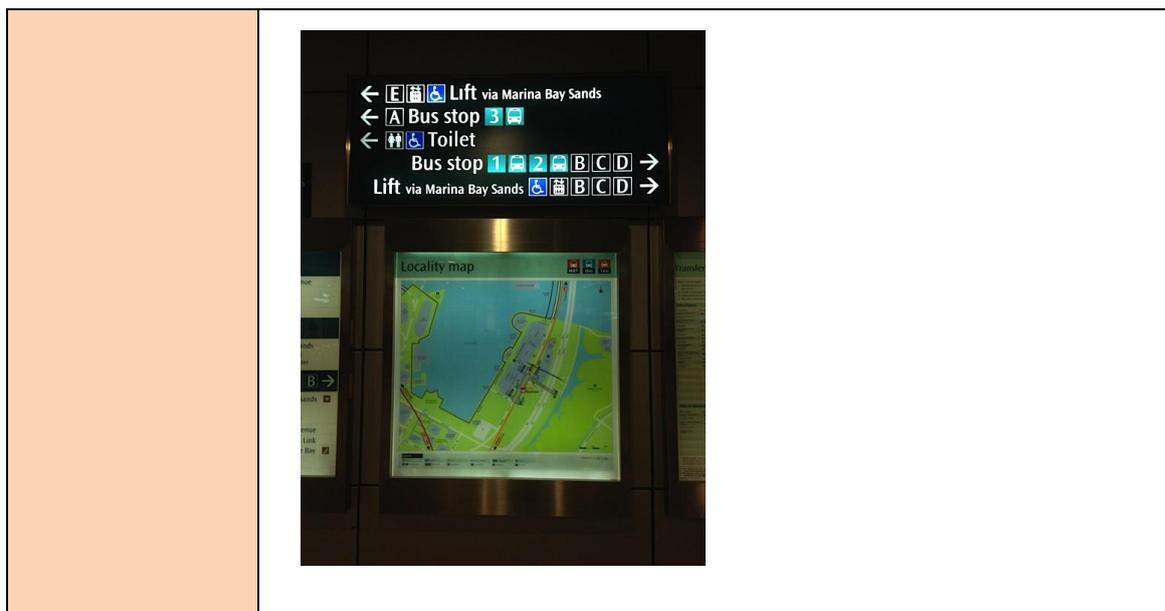


チャイナタウン内におけるストリート表記。チャイナタウンにおける交通標識では英語に加えて中国語表記あり。



チャイナタウン内の観光スポットにおける案内板。英語、中国語、日本語における説明文の記載がある。

	
<p>都心地図</p>	<p>地図は英語表記。</p> 
<p>移動案内</p>	<p>移動案内は英語表記。</p>



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

元々が英語表記のため、特に多言語情報板を対象とした支援はない。

【支援の開始時期】

該当なし。

② 香港

ア. 施設概要

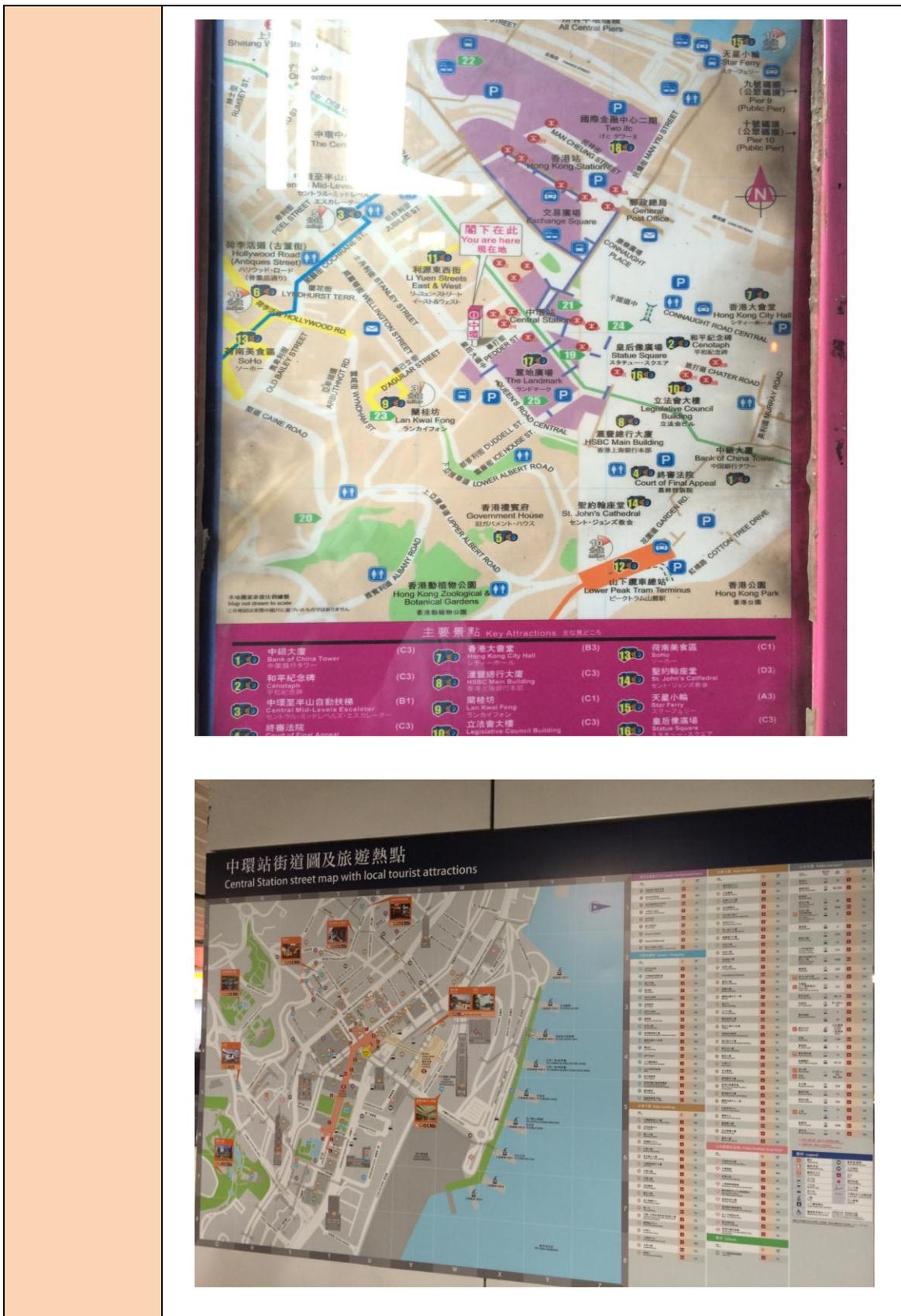
香港においては、中西区にある MRT 中環駅(セントラル駅)周辺において、多言語情報板の確認調査を行った。

香港都心における案内板は、地元の言語である繁体字以外に、ほぼ全て英語を併記している。英語表記の方が繁体字よりも強調されているケースもあり、英語と繁体字で文字サイズも変わらず、見やすい大きさになっている。日本語の表示も多少あり、多言語での情報表示が進んでいる。また、絵図(ピクトグラム)による表示も充実している。

図表 2-2-31.香港における多言語情報板の概要

公共交通 機関案内	地下鉄駅案内は中英併記に加え、ピクトグラムを強制的に使用。
--------------	-------------------------------

	
道路案内	道路案内は中英併記。 
都心地図	周辺地図は中英併記。主要スポットには日本語も併記あり。



移動案内

主要ビル・大通りなどへの案内板は中英併記。ピクトグラムも充実している。



駅出口表示は中英併記。



病院案内はピクトグラムを使用。



その他

デジタルサイネージによる天気予報・大気汚染指数の案内が駅構内に設置

(デジタルサイネージ等)

されている。天気予報は中英併記とピクトグラムを使用。大気汚染指数は簡体字と英語を交互に表示。



イ. 施設に対する公的支援・取り決め

香港では英国統治時代の影響もあり、古くから中英併記が進んでいることから、特に多言語化を進める為の公的支援はない。特に道路上の案内板については、中英併記とすることが規制に定められているなど、設置の段階で多言語表記を義務付けているものと見られる⁵⁹。

【支援の開始時期】

該当なし。

⁵⁹ 香港政府「CAP 374G Road Traffic (Traffic Control) Regulations (1997年6月30日)」、Transportation Department

③ 上海

ア. 施設概要

上海市においては、閘北区に位置する中国国鉄の上海駅周辺において多言語情報板の確認を行った。

上海市では 2010 年の上海万博開催を契機に情報案内板の多言語化が進み、全体的にみて多くの案内板は中国語と英語が併記されている。全般に見て英語表記は簡体字と比較し小さいものの、電車、地下鉄、タクシーなどの交通手段を利用し、主要なホテルや会議場、観光スポットに行くのであれば、案内標識を頼りに簡体字が分からなくても支障がないと思われる。しかし細かい部分では、たとえば観光名所や主要情報のみ中英表記になっているものの、一般的な道路・場所名やより詳細な情報については簡体字表記のみのケースも多い。また、交通機関や移動案内は中英併記が多いが、公共施設内の注意書きなどは簡体字のみの場合もある。

図表 2-2-32. 上海における多言語情報板の概要

<p>公共交通 機関案内</p>	<p>公共交通機関の案内は中英併記。</p>  
----------------------	---

	
<p>道路案内</p>	<p>道路標識は中英併記。</p>  
<p>都心地図</p>	<p>周辺地図は、主要な駅などは中英併記。一般的な道路名などは簡体字のみ。</p>

	
移動案内	移動案内は中英併記 

	
<p>その他</p>	<p>上海駅構内の各種注意書きは英語が併記されているケースもあるが、簡体字とピクトグラムのみでの表示もある。</p> 

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

2009年上海万博会の前に、市政府が「上海市人民政府による市内道路標識の整備についての通知」（「上海市人民政府关于清理整顿本市道路上指示牌的通告」）を発行し、また、2012年には「上海市道路標識管理規定」（「上海市道路指示牌管理規定」）の改定版を発行した。同規定中の第5条「道路標識の設置規範」で、市全体の道路標識の統一が規定された。そのため、全体的にみると、道路交差点や駅、地下鉄、タクシー乗場の入口/出口などは全て中国語と英

語の併記で表示されている。2009年には万博に備えて英語表記に係る標準も定めており、それまで市内の案内板に多数存在していた誤った英語表記(直訳など意味の通じないもの)を修正するため、Shanghai Commission for the Mangement of Language Use が約 600 人のボランティアを動員し、1 万点以上の案内板を修正した。

【支援の開始時期】

政府による多言語表記向上に向けた「上海市人民政府による市内道路標識の整備についての通知」は、上海万博前の 2009 年に発行。

④ ソウル

ア. 施設概要

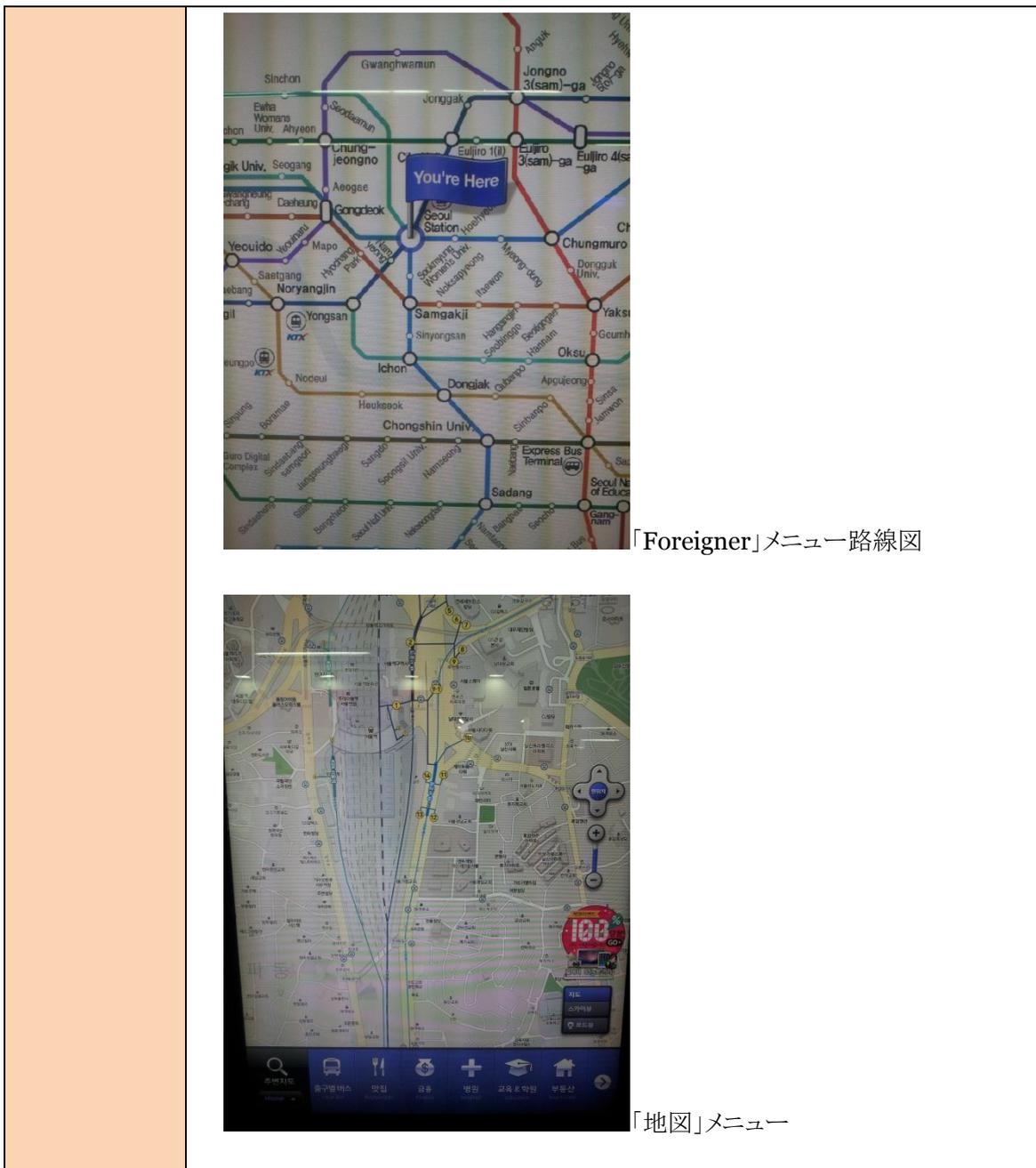
ソウル特別市においては、中区に位置するソウル地下鉄のソウル駅周辺において多言語情報板の確認を行った。

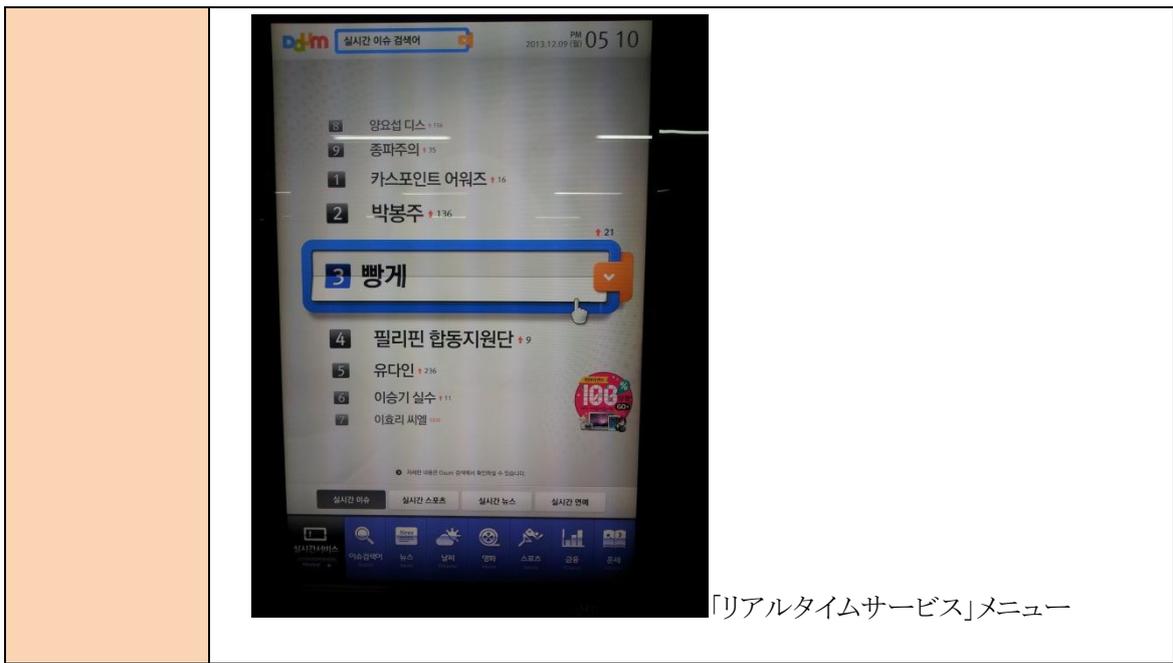
図表 2-2-33.ソウルにおける多言語情報板の概要

<p>公共交通 機関案内</p>	<p>公共交通機関の案内はハングル・英語・漢字併記。</p> 
<p>道路案内</p>	<p>道路標識はハングル・英語併記。</p>

	
<p>都心地図</p>	<p>周辺地図は、ハングル・英語併記。</p> 
<p>移動案内</p>	<p>移動案内はハングル・英語併記</p>

	
<p>その他</p>	<p>ソウル駅構内にはデジタルサイネージが設置されている。メニュー選択画面には英語表記があり、「Foreigner」メニューを選択すると、英語で駅名と路線検索が可能。しかしそれ以外のメニューでは部分的に英語表記があるものの、大半の情報がハングルのみ。</p>  <p>メニュー選択画面</p>





「リアルタイムサービス」メニュー

イ. 施設に対する公的支援・取り決め

ソウル特別市は 2001 年から外国語表記諮問団を開設し、英文表記基準の策定及び D/B 構築、オンラインサービスの実施、中国語表記基準の策定など、外国語表記方法を標準化する取り組みを行っている。この一環として、「多国語案内表示板改善計画」も進められている。しかし、道路交通表示板や地下鉄の案内表示板に加え、多様な案内表示板が複数の部署または機関のそれぞれの規程によって設置、管理されているため、統一性に欠けると指摘されている。このため、1) 韓中日外国語表記基準や案内表示板及びデザイン基準の策定、2) 整備新設などの総合改善計画の策定、3) 実行、という三段階のアプローチを推進している⁶⁰。

【支援の開始時期】

政府による多言語表記向上に向けた主たる取り組みは、2001 年より開始。

60 ソウル特別市公開文書 - 多国語観光案内表示板設置

3. 日本の拠点都市とアジアの都市の各種施設整備状況の比較及び示唆

前項における調査を踏まえ、本項では日本の拠点都市及びアジア各都市における各種施設整備状況を比較し、我が国拠点都市における国際競争力向上のため、これらの施設整備のあり方について考察を行う。

調査対象都市のアジア各都市では、例えば英語が公用語であること(例:シンガポール、香港)、都市の成立過程より長期に渡り渡って国外に広く門戸を開いてきたこと(例:シンガポール、香港)、また当該都市及び周辺地域の市場規模が大きく、ゲートウェイ都市として地理的・経済的に恵まれた位置付けにあること(例:上海、香港、シンガポール)などの恵まれた条件故に、外国企業・高度外国人材の誘致にとって優位性ある環境にある点も勿論指摘する必要がある。また各企業の立地決定に際しては、進出先都市の市場規模等を勘案し、売上高等の経営指標に直結する要素に基づいて立地を決定する要素は非常に大きいと思われる。一方で、近年の外国企業・高度外国人材に関する各種データを比較した場合(当報告書第2章4項「施設に関連する実績」)、アジア他都市において外国企業や高度外国人材の近年の活動(直接投資高等)が活発であることが分かるが、この背景として、ビジネス上の諸要因に加えて外国企業・高度外国人材にとっての都市の総合的な魅力が起因する点も多分にあると考えられる⁶¹。

従って当報告書において調査対象としているような、都市の魅力向上につながる各種施設が外国企業・高度外国人材誘致に果たす役割を評価し、その整備を拡充する必要があると考えられる⁶²。また同時に仮に我が国拠点都市が上述のようにアジア他都市と比して上述のような地理的、歴史的、経済的な各種側面において外国企業・高度外国人材惹きつけのために劣後された条件下にあると仮定した場合、その環境を改善するための政策的措置としてこれら施設の整備促進を行うことは意義あることと考えられる。

右考えに基づき、次ページ以降では、当報告書において調査対象となった各施設について、各都市における施設整備状況を比較の上、我が国拠点都市における当該施設整備の今後のあり方について検討を行う。

⁶¹都市力比較については当報告書本章「4.施設に関連する実績(4)都市力ランキング」参照。

⁶² 第46回外資系企業動向調査(平成23年、経済産業省)によれば、我が国に進出している外国企業についても、その立地要因(日本で事業展開する上での魅力)に関して、1位「所得水準が高く、製品・サービスの顧客ボリュームが大きい」(回答者中57.1%)に加え、2位「インフラ(交通、エネルギー、情報通信等)が充実している」(回答者中49.3%)や第5位「生活環境が整備されている」(回答者中30.7%)など、都市の魅力がその大きな要因を占めていることが分かる。

(1) 高度な人材の交流拠点としての機能を有する産学連携施設・研究開発拠点（インキュベーション施設）／外国人対応生活・ビジネスコンシェルジュセンター

① 施設の整備状況

シンガポールや香港ではインキュベーションセンターについてはサイエンスパーク等に併設する形で、特定産業におけるネットワーク構築支援、事業戦略等に関するコンサルティングサービスの提供を行っており、これらのインキュベーションセンターが各種アドバイスを提供するコンシェルジュ機能も兼ね備えている。なお香港は一般的に市場原理に基づく企業間の自由な競争を促進しているが、このような都市においても科学技術分野を始めとする重要産業の育成・発展のためにインキュベーションセンターを設置し、また同センターと創業支援のための補助金などをパッケージプログラムで提供するなど、重要成長産業に対しては政府の積極的な支援が行われていることが分かる。

外国人対応生活・ビジネスコンシェルジュセンターについては、ソウルにおいて該当する施設が存在する。その他のアジア各都市においては単体のハード施設としては特段存在しないものの、各種公的機関において外国人対応のためのウェブサイトや電話応対等のサービスを提供するなどしており、外国企業・高度外国人材のニーズに配慮した取り組みがなされていることが分かる。

なおソウルにおいては、インキュベーションセンターと外国人対応生活・ビジネスコンシェルジュセンターが併設する形で設置されており、複数言語で対応可能なスタッフを配置するなど、外国人にとってきめ細やかなサービスを提供している。このような施設は、投資家等に限らず、特に当該都市への参入・生活開始初期段階において様々な生活・ビジネス上のアドバイスを必要とする外国企業・高度人材に対して広く利用機会を提供（いわゆる“walk-in”を含む）している点において魅力的な施設であり、注目される試みと言える。

② 我が国拠点都市における当該施設整備のあり方

我が国各都市においても、例えば東京都にある「ビジネスコンシェルジュ東京」のように、外国企業・高度外国人材に対する利便性向上を目的とした都市型のインキュベーションセンター・外国人向けビジネス・生活コンシェルジュセンターが整備されている。また拠点都市東京以外の我が国の各都市においても、「ワールドビジネスサポートセンター」や「外国企業誘致センター」等の名称で当該都市の自治体や商工会議所等が共同で外国企業誘致のための各種サービスを提供している例が複数見られる。

ただしこれらの施設の施設規模は概して比較的小規模であり、また人材面についても当該自治体の職員が他業務と兼務しながら関連アドバイスを提供している例が見られる。我が国都市における外国企業・高度外国人材の将来的な増加の可能性を見据えた場合、当該サービスの潜在的需要の高まりに十分に答えきれない可能性も高いと見られる。外国企業・高度外国人材の

進出にあたり、我が国独特の商社会的慣行が外国企業・高度外国人材のさらなる誘致においてその障害になっている可能性が高いことを鑑みれば、各拠点都市において、例えばソウルにおける外国人向けビジネス・生活コンシェルジュセンターのように、いわゆるインキュベーターや投資家等に留まらず、広くビジネス・生活上のアドバイスを提供する外国人が利用できる施設の整備は意義を有すると考えられる。

また例えば大阪府における MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)のように、当該都市内の製造業中小企業向け支援を目的として、産学連携、ビジネスマッチングサポート、インキュベーションオフィス等のサービスを提供している例も見られる。このような該当都市内の産業育成を目的とした既存の公的施設において、外国企業・高度外国人材の誘致やビジネスマッチングといったインバウンド投資促進のための機能をさらに拡充していくことで、既存の施設を有効活用しながら、当該都市における対象産業発展のために地場産業と進出する外国企業の双方にとってメリットある試みが可能になると考えられる。またこのような取組みを行う際には、各都市において特区制度等によって重点的に成長を促進している注力産業について特に取組みを進めることで、都市毎の特色を打ち出した取組みとすることが可能と考えられる。

さらには、インキュベーションセンターや外国人対応のビジネス・生活コンシェルジュセンターの運営については、外国企業・高度外国人材のニーズを汲み取り、きめ細かく対応できるスタッフ・専門家の存在が重要と考えられる。従って人材の質の拡充や、ビジネスマッチング事例等に関する我が国自治体間の知見の共有の促進など、各種ソフト面での取組みも重要と考えられる。

図表 2-3-1. 今後の取組み例

・新規インキュベーションセンター・外国人対応生活・ビジネスコンシェルジュセンター整備
・既存の関連施設の機能拡充
・対象施設における人材・ソフト面の強化

(2) 多言語対応会議場

① 施設の整備状況

我が国拠点都市において近年国際会議開催実績のある施設数を比較すると、下記図表 2-3-2.の通り、東京 23 区の施設数(7施設)が香港及び上海と同数であるものの、他の我が国の拠点都市(名古屋市、大阪市、福岡市)ではアジア各都市と比してその施設数が下回っていることが分かる。

図表 2-3-2. 我が国拠点都市及びアジア各都市の施設数比較

我が国拠点都市のコンベンション施設数	
東京 23 区	7
名古屋市	2
大阪市	3
福岡市	2
アジア各都市のコンベンション施設数	
シンガポール	8
香港	7
上海	7
ソウル	8

また各都市における主要施設の規模を比較すると、日本の会議・展示場は他都市よりも比較的小規模であることが伺える。

図表 2-3-3. アジア及び日本の主要国際会議施設の収容人数

国・都市	主要 MICE 施設	最大会議場の収容人数
シンガポール	Singapore Expo Convention and Exhibition Centre	約 8,000 人
	Suntec Singapore International Convention & Exhibition Centre	約 12,000 人
	Marina Bay Sands	約 11,000 人
	Resort World Sentosa	約 7,000 人

国・都市	主要 MICE 施設	最大会議場の収容人数
香港	Asia World-Expo	約 13,500 人
韓国	KINTEX（高陽市－ソウルより 16km）	約 6,000 人 ⁶³
	COEX	約 7,000 人
東京	東京国際フォーラム	約 5,000 人
	東京ビッグサイト	約 1,000 人
横浜	パシフィコ横浜	約 5,000 人
京都	国立京都国際会館	約 1,850 人
大阪	大阪国際会議場	約 2,750 人
福岡	福岡国際会議場	約 3,000 人

(出典) 各施設ホームページ開示情報等を基に PwC 作成

図表 2-3-4. アジア及び日本の主要 MICE 施設の総床面積

都市	主要 MICE 施設	総床面積
シンガポール	Marina Bay Sands	約 31,750 m ²
	Suntec Singapore International Convention & Exhibition Centre	約 22,600 m ²
	Singapore Expo Convention and Exhibition Centre	約 100,000 m²
ソウル	KINTEX（高陽市－ソウルより 16km）	約 108,00 m ²
	COEX	約 36,000 m ²
上海	Shanghai New International Expo Centre(SNIEC)	約 200,000 m²
香港	Asia World Expo	約 55,000 m ²
東京	東京ビッグサイト	約 81,000 m ²
東京	東京国際フォーラム ⁶⁴	約 6,400 m ²
横浜	パシフィコ横浜	約 20,000 m ²

(出典) 各施設ホームページ開示情報等を基に PwC 作成

⁶³ イベントホールを劇場式で利用した場合の収容人数(レセプション形式の場合は 10,000 人となる)

http://www.kintex.com/client/_jap/co20203/co20203_01.jsp

⁶⁴ 展示ホール(5,000 m²)とホール B7(1,600 m²)を合わせた総展示面積を記載している。

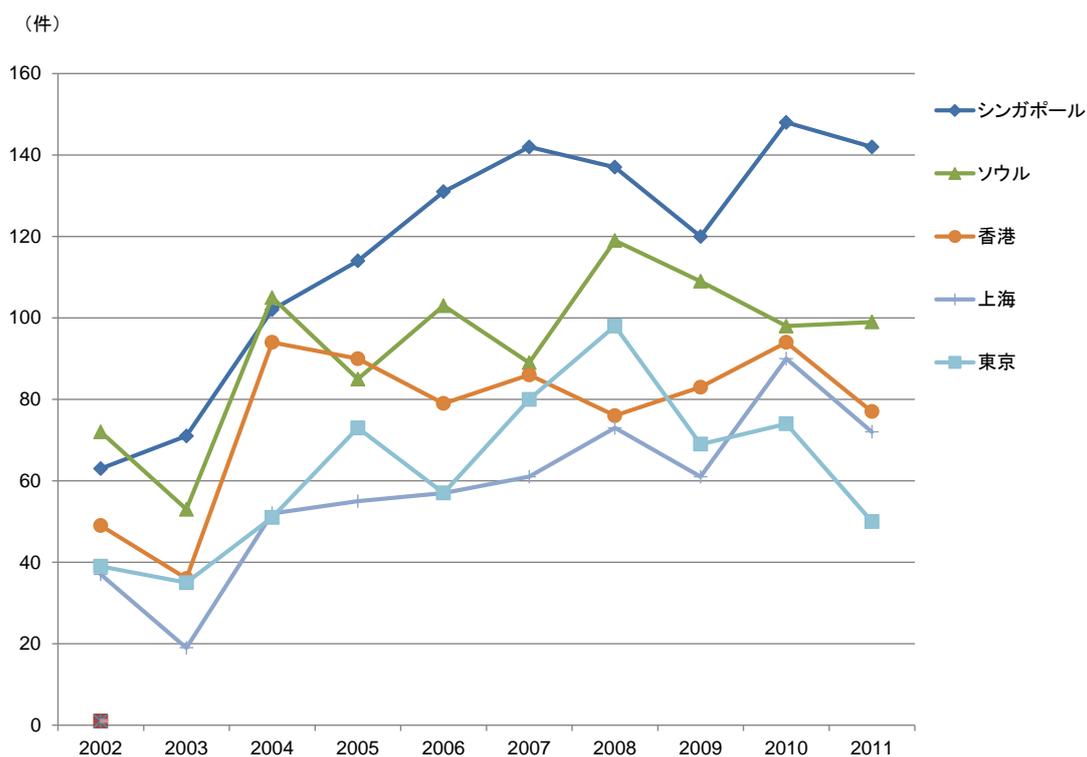
図表 2-3-5. 各都市における国際会議の開催件数と年平均成長率(2002年～2011年)(実数)

都市名	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	02→11年	02→06年	07→11年
シンガポール	63	71	102	114	131	142	137	120	148	142	9%	20%	0%
ソウル	72	53	105	85	103	89	119	109	98	99	4%	9%	3%
香港	49	36	94	90	79	86	76	83	94	77	5%	13%	-3%
上海	37	19	52	55	57	61	73	61	90	72	8%	11%	4%
東京	39	35	51	73	57	80	98	69	74	50	3%	10%	-11%

(出典)ICCA Statistics 2002-2011 より PwC 作成

図表 2-3-6. 各都市における国際会議の開催件数と年平均成長率

(2002年～2011年)(グラフ)



(出典)ICCA Statistics 2002-2011 より PwC 作成

施設数及び各施設の施設規模の両面において、アジアの各都市における施設整備が進められていることが分かる。特に近年は総床面積が数万㎡以上の大型会議場の整備が進められて

おり、それに比例して最近 10 年程度の期間を見た場合、金融危機前後の落ち込みは見られるものの、アジア各都市における国際会議の開催件数の伸びが著しいことが分かる。

国際会議の開催のための多言語対応会議場の存在は、当該都市に拠点を設ける外国企業に対する利便性の向上のみならず、ヒトや情報の集積の触媒となることにより、中長期的な都市の機能・魅力の向上に資するものである。また当該対象都市に対して将来的に進出を検討し得る企業や投資家にとっては、国際会議への参加を通じて都市の魅力に触れるための、いわゆる都市のショーケース機能の機会を提供することとなるだろう。事実、シンガポールにおける事例（当報告書第 3 章）においても分かる通り、MICE の開催（及び多言語会議場施設の存在）が対外的なシティセールスの側面において重要な役割を担っていることが分かる⁶⁵。

② 我が国拠点都市における当該施設整備のあり方

我が国の拠点都市においては、その施設数及び施設規模の両面においてアジア各都市と比して劣っている状況が見られ、結果国際会議開催件数の伸びが見られない状態に至っている可能性が高いと考えられる。従って施設数の拡充や大規模施設整備の可能性の検討を行い、必要な施設整備の可能性を検討する必要があると考えられる。

また各会議場の施設規模（収容人員・床面積）に加え、各会議場における設備の質が国際会議開催の際の開催施設の選択に影響を及ぼしている可能性も高いと考えられる。例えば我が国都市の「国際会議場」についても、同時通訳施設等の国際会議に一般的に必要なと考えられる設備が必ずしも全ての施設において整備されている訳ではない。従って国際会議の開催需要にこれらの施設が応えきれていない可能性も指摘され、各施設において多言語対応のためのハード設備の整備についても検討を行う必要があると思われる。

また大規模国際会議の開催など、単体の会議施設のみではその需要に応えきれない場合も考えられる。このような場合においては、既存の会議場施設を有効活用しながら、一定エリア（地域）内の会議場施設（ホテル等も含む）を組み合わせることで国際会議の誘致・開催にあたる、いわゆる「エリア MICE」の考え方も有効と思われる。このような取組みの実施においては、対象地域内の官民が情報交換を行いながら、一体で誘致・開催にあたる必要がある。そのためには対

⁶⁵ 例えば大阪府商工労働部に対するヒアリングにおいても、特区制度で重点分野として挙げられている産業（医療/医薬・新エネルギー・環境分野など）を中心に国際会議場「インテックス大阪」における国際会議を招致し、ビジネスマッチング機会の創出など該当産業の発展に繋げていきたい、という考えも示されている。

象都市におけるコンベンションビューローによる誘致活動に加え、例えば都市再生緊急整備協議会等の特定地域における官民の協議の場を活用し、このような地域内の取組みを促進することは有益と考えられる。

図表 2-3-7. 今後の取組み例

・新規多言語対応会議場整備
・既存の関連施設の機能拡充
・一定エリア内の「エリア MICE」促進コンベンション

(3) 都市プレゼンテーションセンター

① 施設の整備状況

当調査における調査対象アジア 4 都市のうち、ソウルを除く 3 都市(シンガポール、香港、上海)において当該施設の存在が確認された。それぞれの施設は、対象都市の市民や在住外国人等に対して都市の発展・形成及び今後の都市計画等について理解を深め、啓蒙を行うことを主な目的として整備されている。同時にまた、シンガポールの「Singapore City Gallery」にみられるように、同都市で開催の MICE 等の機会にあわせて外国企業関係者に同センターへの訪問の機会を提供するなど、外国企業・高度外国人等が対象都市に対して理解を深めるためにも重要な役割を果たしていることが分かる。加えて「Singapore City Gallery」の例ではシンガポールの都市計画のノウハウに対する認知度を深めることで、結果として都市関連産業のアウトバウンド投資の促進につながった例があること等も聞かれ、投資促進の観点からも重要な役割を果たしていることが分かる。

② 我が国拠点都市における当該施設整備のあり方

我が国の拠点都市においては、アジア 3 都市において整備されている都市プレゼンテーションセンターに該当する施設は特段確認されていない。今後の我が国拠点都市における国際競争力向上を考えた場合、対象都市の都市概要の理解を促進するために重要な役割を果たすこのような施設の存在は、生活、研究、ビジネスの拠点として進出を検討する高度外国人材にとって、対象都市の理解促進のために重要な役割を果たすものと考えられる。

このような都市プレゼンテーションセンターについては、新規施設として整備する手法に加え、外国企業関係者等が訪れる機会が想定されるような既存の施設(例: インキュベーションセンター、コンシェルジュセンター、国際会議場等)に併設する形態も考えられる。この場合、既存施設内に都市への理解を深めるための各種プレゼンテーション設備(例: 都市ジオラマ、映像等のビジュアルによるプレゼン設備)を設置することが考えられる。

同時にこのような施設(都市プレゼンテーションセンター)を単に対象都市の都市概況を紹介するのに留まらず、複合的な目的を併せ持つ施設として整備することで、施設を多面的・有効的に活用することも考えられる。シンガポールにおける「Singapore City Gallery」がアウトバウンド投資に活用された事例にもあるように都市の関連産業の強みを PR することは有益と考えられる。我が国では都市インフラに関する様々な優れた技術・ノウハウが官民において蓄積されている。例えばこのような都市インフラに関する技術・ノウハウを外国企業・外国政府等関係者に対して紹介し理解を深めてもらい、それにより都市分野の関連企業間のビジネスマッチングの機会を組成⁶⁶するような、都市分野のビジネス機会提供のためのいわゆるショールーム機能をも兼ね備えることも検討に値すると思われる。

図表 2-3-8. 今後の取組み例

・新規都市プレゼンテーションセンター整備
・既存関連施設において都市プレゼンテーション機能を付加させるための施設整備
・都市プレゼンテーション機能に留まらず、広く我が国の都市ソリューションのビジネス機会の創出につながるような施設整備

⁶⁶ 我が国においても、例えば大阪府における MOBIO の事例のように、当該都市の強みある産業に関する「ショールーム」において、外国企業とのビジネスマッチング機会の創出などを図っている例が見られる。

(4) 外国人対応の医療施設

① 施設の整備状況

図表 2-3-9. 日本国内及び各都市圏(及び各都市圏内主要都道府県)の

外国人対応の医療施設数と各施設あたりの人数

(国内都市圏別) ⁶⁷

都市圏名	JCI 認証施設	米大使館サイト掲載施設(A)	在留外国人人数 (B)	高度外国人材+滞在家族数 (C)	各施設あたり在留外国人人数 (B/A)	各施設あたり高度人材+滞在家族数 (C/A)
東京圏	5	62	915,313	206,327	14,763	3,328
中部圏	2	18	393,868	35,264	21,882	1,959
近畿圏	0	38	406,487	37,706	10,697	992
九州圏	0	22	94,465	13,837	4,294	629

図表 2-3-10. アジア各都市の外国人対応の医療施設数と各施設あたりの人数

都市圏名	JCI 認証施設	米大使館サイト掲載施設(A)	在留外国人人数 (B)	高度外国人材+滞在家族数 (C)	各施設あたり在留外国人人数 (B/A)	各施設あたり高度人材+滞在家族数 (C/A)
シンガポール	8	24	約 1,494,200	379,440	62,258	15,810
ソウル	20	29	247,108	28,350	8,520	978

⁶⁷法務省在留外国人統計は都道府県別の在留外国人人数は公表しているものの、拠点都市毎(例:東京23区)の統計は公表していないこと、一方で米大使館サイト掲載の外国人対応の医療施設は都道府県毎ではなく、都市中心部の医療施設を中心に掲載を行っていることを踏まえ、我が国の同施設整備状況比較表においては拠点都市毎とせず、都市圏別に集計を行った。

上海	3	57	164,359	—	2,883	—
香港	1	130	7,071,576	—	54,397	—

上記図表 2-3-9、及び 2-3-10、より、アジアの他都市では外国人対応の医療施設の整備が我が国都市と比して、充実していることが読み取れる。例えば東京圏とソウルの施設あたりの高度人材及び滞在家族数を、米大使館サイト掲載数を基に比較した場合、3 倍以上の差が認められ（東京圏は 1 施設あたり 3,328 名、ソウルは 1 施設あたり 978 名）、また上海においても 1 施設当たりの在留外国人数は東京圏を下回っており、我が国都市よりも施設整備が進んでいるものと推定される。

なおシンガポールや香港については、米大使館サイト掲載数のみで我が国都市と比較を行った場合、1 施設あたりの在留外国人数はより多い結果となっている。しかしながら両都市では英語が公用語であり、またグローバル医療オペレーターの進出が進むなど、実際に外国人が安心して受診できる医療機関は相当数に上ると推測される。

また当調査では、高度外国人等が安心・心地よく利用できる施設として、JCI（国際病院評価機構）の認証を得ている医療施設数を併せて比較しているが、その結果、シンガポール（20 施設）、ソウル（8 施設）、そして上海（3 施設）のアジア 3 都市が、我が国拠点都市のいずれの都市（調査対象拠点都市において JCI は東京 23 区における 2 施設のみ）よりも施設数が多いことが分かる。JCI の認証申請手続き自体は、それぞれの医療施設の判断に基づき自主的に実施されるものであるが、各都市においてそれぞれの医療機関が、高度外国人材他の医療サービス利用者に対して魅力ある施設の整備を積極的に進めていることがわかる。

② 我が国拠点都市における当該施設整備のあり方

充実した医療サービスの提供は、生活習慣の異なる都市に住む外国企業関係者・高度外国人材にとって安心・快適性を提供する非常に重要な要素と考えられる。従って、アジア各都市と比して我が国各都市における外国人対応の医療施設の整備が不十分な現状を踏まえれば、その施設数増強の必要性があると考えられる。

図表 2-3-11. 今後の取組み例

・高度外国人向けの医療サービスの提供を行っている施設であることを証明する認証（例：JCI など）の取得
・高度外国人向けの医療サービス提供の施設数の増加

(5) 外国人対応の教育施設

① 施設の整備状況

図表 2-3-12. 日本国内及び各都市圏の外国語対応教育施設数と各施設あたりの人数

(国内都市圏別)

都市圏名	IB 認証施設	文部科学省における「インターナショナルスクール」の定義に基づく施設 (A)	在留外国人 数 (B)	高度外国人材 + 滞在家族数 (C)	各施設あたり在 留外国人数 (B/A)	各施設あたり高 度人材+滞在家 族数 (C/A)
東京圏	13	31	915,313	206,327	29,526	6,656
中部圏	2	5	393,868	35,264	78,774	7,053
近畿圏	7	13	406,487	37,706	31,268	2,900
九州圏	1	1	94,465	13,837	94,465	13,837

(国内主要都道府県別)

都道府県名	IB 認証施設	文部科学省における「インターナショナルスクール」の定義に基づく施設 (A)	在留外国人 数 (B)	高度外国人材 + 滞在家族数 (C)	各施設あたり在 留外国人数 (B/A)	各施設あたり高 度人材+滞在家 族数 (C/A)
東京都	8	22	393,585	72,239	17,890	3,284
愛知県	1	3	195,970	12,629	65,323	4,210
大阪府	2	4	203,288	13,123	50,822	3,281
福岡県	1	1	53,356	4,451	53,356	4,451

図表 2-3-13. アジア各都市の外国語対応教育施設数と各施設あたりの人数

都市名	IB 認証施設	IB 以外の認証機関を含む全ての施設 (A)	在留外国人 数 (B)	高度外国人材 + 滞在家族数 (C)	各施設あたり在 留外国人数 (B/A)	各施設あたり高 度人材+滞在家 族数 (C/A)
シンガポール	28	29	約 1,494,200	約 316,200	51,524	10,903
ソウル	3	12	247,108	20,584	20,592	1,715
上海	26	26	164,359	—	6,322	—
香港	47	50	7,071,576	—	141,432	—

上記図表 2-3-12. 及び 2-3-13. より、アジアの他都市では外国人対応の教育施設の整備が我が国都市と比して、充実していることが分かる。例えば東京都とソウルの各医療施設あたりの「高度人材及び滞在家族数」を比較した場合、2 倍近い差が認められる（東京圏は 1 施設あたり 3,284 名、ソウルは 1 施設あたり 1,715 名）。また上海においても 1 施設あたりの在留外国人数は東京圏を下回っており、我が国都市よりも外国人向けの施設整備が進んでいるものと推定される。

なおシンガポールや香港については、IB 等の認証を取得している教育施設数のみで我が国都市と比較を行った場合、1 施設あたりの在留外国人数はより多い結果となっている。しかしながら両都市では英語が公用語であり、実際に高度外国人の子息が教育を受けることができる教育施設は相当数に上ると推測される。また特に IB (国際バカロレア) の認証を得ている教育施設について、施設数絶対数を比較した場合、シンガポール、上海、香港の施設数が日本の各拠点都市を上回る施設数を有していることが分かる。

② 我が国拠点都市における当該施設整備のあり方

それぞれの都市における外国人対応の教育施設(いわゆる「インターナショナルスクール」)の整備は、原則としてそれぞれの設立主体(学校法人)の判断によって整備を行うものである。従って高度外国人及びその家族の増加が見込めなければ施設数も比例して増加しにくい。アジア他都市の事例を踏まえれば、高度外国人材にとっての優れた生活環境の提供のために施設整備が必要と考えられる。

図表 2-3-14. 今後の取組み例

・外国人対応の教育施設の増加
・高度な教育を提供する海外トップスクールの誘致

(6) 多言語情報板

① 施設の整備状況

英語を公用語とするシンガポールや香港は勿論のこと、ソウルや上海においても市内中心部の情報板は英語を始めとする多言語の表記が進められていることが分かった。特にソウルにおけるデジタルサイネージの例のように、昨今の情報技術を利用した情報提供の試みは、即時性・双方向性をもって各種必要情報を外国人等に対しても提供できるため、興味深い試みと言える。

② 我が国拠点都市における当該施設整備のあり方

我が国の拠点都市においても、多言語情報板の整備は一定程度進んでいることが確認できたが、都市全体の「面」として整備が進んでいるとは言い難い。シンガポールや香港等の英語を公用語とする都市を始めとするアジアの他都市と比して英語による対人間の直接的なコミュニケーションによる意思疎通がまだ十分とは言えない我が国において、このような多言語情報板による都市の必要情報の提供は、外国人に対して大きな利便性を提供するものと考えられる。現在各自治体においても、外国人受け入れ促進のために各種情報案内に関する多言語化の試みが進められているところであるが、このような試みにより一層取り組んでいくことは重要と考えられる。

また我が国都市においては、デジタルサイネージ型の双方向・即時性を有する情報提供の仕組みは十分に整備が進められているとは言い難い。沿例えば災害時の情報提供など、特に即時性の情報が求められる状況において、デジタルサイネージが果たす役割は大きいと考えられる⁶⁸。

なおこれらの取組みは対象都市における地域一体となった取組みが必要となるため、例えば都市再生緊急整備協議会などを通して官民合同で進めていくことは重要と考えられる。

図表 2-3-15. 今後の取組み例

・多言語情報板の整備

⁶⁸ なお我が国においても現在 NTT が、デジタルサイネージ併設の wifi と個人のスマートフォン等の情報端末を連動させることによって災害情報や交通情報等の情報を提供するための導入実験を進めている。NTT プレスリリース (<http://www.ntt.co.jp/journal/1402/files/jn201402084.pdf>)

4. 施設に関連する実績

上記調査対象としたアジア主要都市及び我が国主要都市圏/拠点都市について、現状の国際競争力を確認する。高度外国人材数、地域統括拠点数などに関する各種統計や先行調査、また民間機関作成の世界都市ランキングなどから、東京を始めとする我が国都市圏とアジアの競合する主要都市における外国企業や人材の誘致状況を確認することとした。

(1) 外資系企業数(外資系企業地域統括拠点数)

対象とする国内都市圏、並びにアジア主要都市における、外資系企業の特に地域統括拠点数推移について比較を行った。企業数データについては都市レベルで客観的に比較可能なデータ所得が困難である為、国別の比較となっている。経済産業省では2009年より、企業のアジア・オセアニアにおけるグローバル企業地域統括拠点数の統計データを調査しており、下記の結果となっている。最近まで中国が首位であったが、2011年にはシンガポールで320拠点と最も多くなり、これに中国の309拠点、香港の243拠点が続いている。日本に設置されている地域統括拠点数は113拠点と限定的である。日本貿易振興機構(JETRO)の調査⁶⁹によると、シンガポールは地理的にアジア太平洋地域の中心に位置することから各国へのアクセスが容易であり、また交通や情報インフラが充実していること、英語が公用語であり外国人が住みよい環境が整っていること等が、拠点立地の魅力に繋がっている。また中国の巨大市場を重視し、製造拠点を初めとする拠点設立を進める企業は、それらを効果的に管理するために中国国内に統括拠点設立を進めている。一方、日本は税率を含む事業活動コストが高く、またグローバル企業がより成長性の高い市場への進出を強めていることなどから、拠点設立が進んでいない。

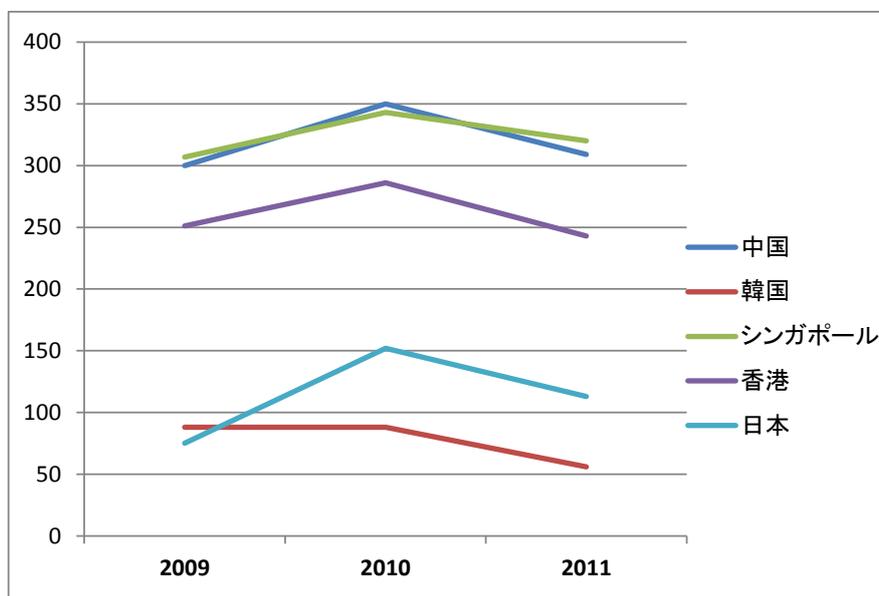
図表 2-4-1. 我が国及びアジア各国における外資系企業地域統括拠点数(実数)

	2009	2010	2011
中国	300	350	309
韓国	88	88	56
シンガポール	307	343	320
香港	251	286	243
日本	75	152	113

(出典)経済産業省「外資系企業の動向」

⁶⁹ 日本貿易振興機構「アジアにおける世界主要企業の立地(集積)状況と企業誘致政策に関する調査」(平成20年3月)

図表 2-4-2. 我が国及びアジア各国における外資系企業地域統括拠点数(グラフ)



(2) 外資系企業の売上高(対内直接投資額)

外資系企業の売上高を示す直接的な統計等は日本及びアジア各国において存在しないが、外資系企業の各国における活動の活発度合いについて比較するには、対内直接投資額⁷⁰の推移を確認するのが適当と考えられる。同統計を国別に比較したところ、アジアにおいては中国がUS\$2535億(およそ26兆円)と圧倒的に大きく、これに香港のUS\$746億(およそ7.6兆円)、シンガポールのUS\$567億(およそ5.8兆円)が続いている。日本ではUS\$25億(およそ0.3兆円)に留まり、2008年時点のUS\$294億(およそ3兆円)と比較すると年々減少している状況であり、外資系企業(外国投資家)にとっての魅力低下が如実に表れていると言える。

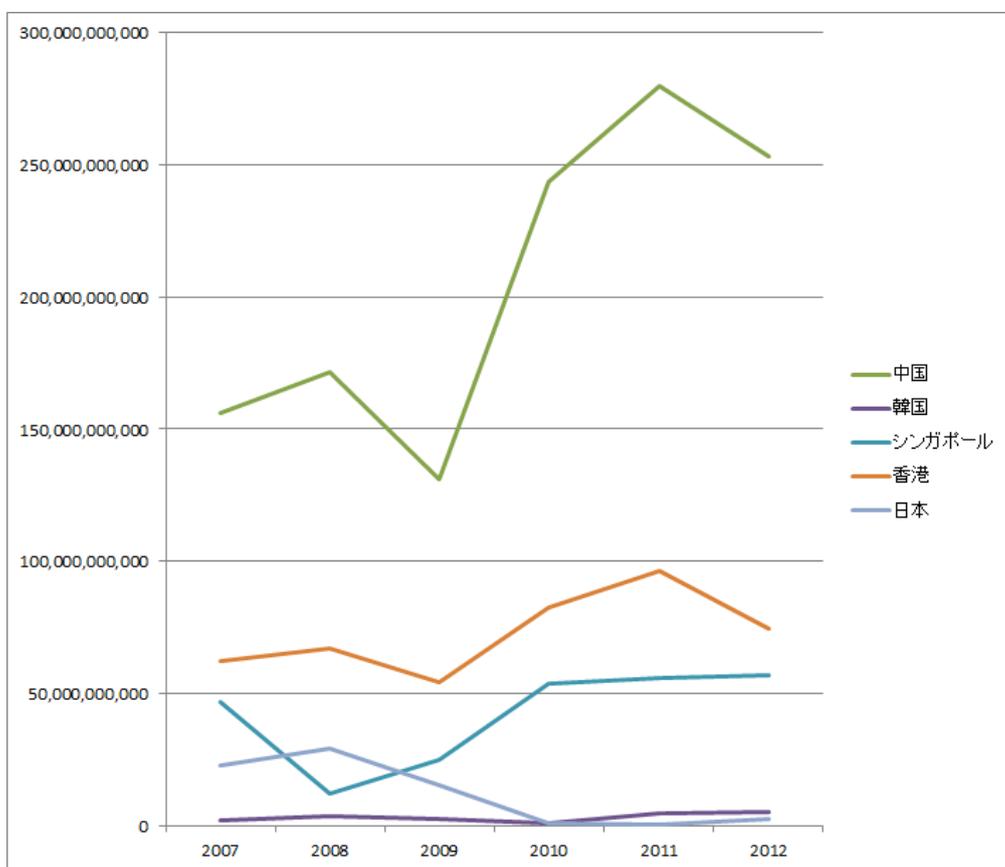
⁷⁰ 世界銀行「Foreign Direct Investment, net inflows (BoP, current US\$)」;外国の投資家が、各国でビジネスを行う法人の経営に対し、長期的な利権を得る為に投じる正味投資流入額(議決権株式の10%以上が対象)。国際収支統計に見る資本投資、収入の再投資、その他の長期資本、短期資本の合計。新規の投資から負の投資を差し引いた正味の投資流入額であり、現在米ドルで表記。

図表 2-4-3. 我が国及びアジア各国における対内直接投資額推移(実数)(単位:米ドル)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
中国	156,249,335,203	171,534,650,312	131,057,052,870	243,703,434,558	280,072,219,150	253,474,944,300
韓国	1,784,400,000	3,310,700,000	2,249,000,000	1,094,100,000	4,836,500,000	4,999,000,000
シンガポール	46,972,279,021	12,199,998,469	24,939,245,829	53,622,774,583	55,922,840,687	56,651,074,727
香港	62,121,011,424	67,035,187,588	54,275,707,074	82,709,142,976	96,135,081,265	74,583,716,338
日本	22,912,932,619	29,360,700,839	15,481,464,098	1,082,389,234	79,081,205	2,525,407,957

(出典)世界銀行

図表 2-4-4. 我が国及びアジア各国における対内直接投資額推移(グラフ)



(3) 外国人居住者数

次に、調査対象であるアジアおよび国内各都市について、優秀な人材をどの程度惹きつけているかを確認する為、「高度外国人材」数の推移を比較・確認した。国内都市については、特に高度人材と考えられる在留資格タイプの発給数を用い、当該データが取得可能な都道府県単位で確認するものとする。シンガポールおよびソウルについても、同様に在留資格別に高度人

材と見なされる受給者数を抽出した⁷⁾。なお、上海、香港については、在留資格タイプからは就業者のランクや詳細な職業が把握できず、「高度人材」の定義づけが困難であることから、ここでは確認していない。ここでもシンガポールにおける高度人材数が突出して多く、更に年毎の上昇も著しい結果となっている。

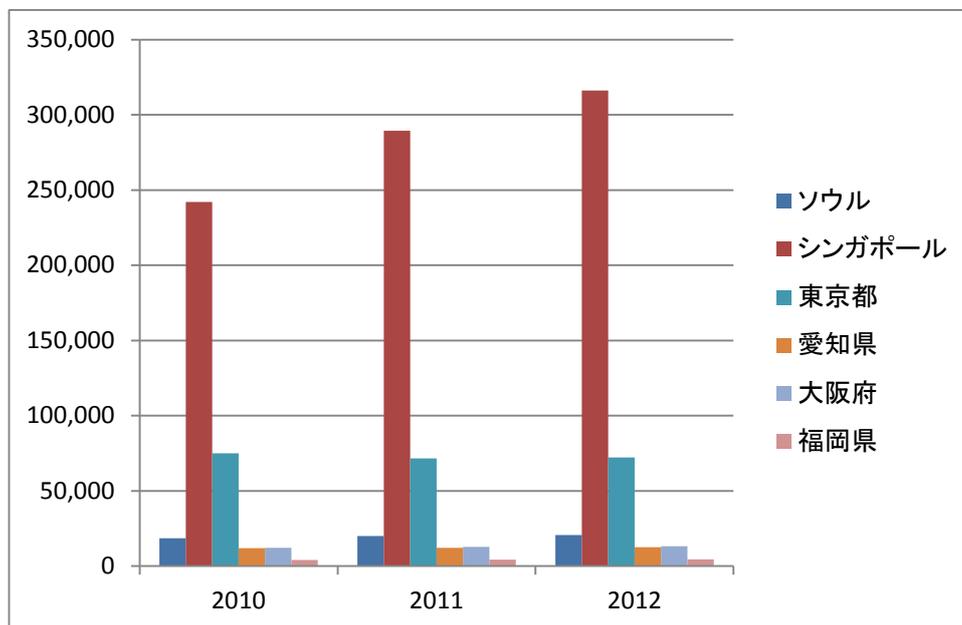
図表 2-4-5. 我が国及びアジア各都市における高度外国人材数の推移(実数)

都市	2007	2008	2009	2010	2011	2012
ソウル	(データ無し)	(データ無し)	(データ無し)	18,605	20,106	20,584
シンガポール	143,700	187,700	197,100	242,000	289,300	316,200
東京都	66,779	75,541	77,332	75,083	71,670	72,239
愛知県	11,398	12,761	12,326	11,864	12,046	12,629
大阪府	11,265	12,058	12,212	12,203	12,843	13,123
福岡県	3,748	3,909	3,998	4,080	4,279	4,451

(出典)法務省、ソウル特別市、シンガポール人材省

⁷⁾ 我が国における高度人材は、「経済財政改革の基本方針 2008」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)で、受入れを促進すべき「高度人材」として例示されている、専門的・技術的分野の在留資格(「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」の 13 種)を対象としている。シンガポールは外国人向け労働許可証のうち、「S Pass」並びに「Employment Pass」保持者(主として単純労働者向けに発給される「Working Permit」は除外)数を対象にしている。ソウルについては、ソウル特別市の統計に基づき、在留資格のうち「芸術」、「宗教」、「駐在」、「企業投資」、「貿易マネジメント」、「教授」、「語学指導」、「研究」、「技術指導」、「アートパフォーマンス」、「特別職(重役)」のカテゴリを対象としている。

図表 2-4-6. 我が国及びアジア各都市における高度外国人材数の推移(グラフ)



また、高度人材数はデータ取得できる都市に限られる為、全調査対象都市について、在留外国人材数の確認も行った。ここにおいてもシンガポールが 139 万人と突出し、香港の 58 万人、東京の 41 万人が続く形となっている。

図表 2-4-7. 我が国及びアジア各都市における在留外国人材数の推移

都市	2007	2008	2009	2010	2011	2012
ソウル	229,072	255,207	255,749	262,902	279,095	247,108
シンガポール	1,005,500	1,196,700	1,253,700	1,305,000	1,394,400	1,494,200
上海	129,475	147,826	147,213	159,303	163,124	(データ無し)
香港	(データ無し)	(データ無し)	(データ無し)	(データ無し)	582,084	(データ無し)
東京都	382,153	402,432	415,098	418,012	405,692	393,585
愛知県	222,184	228,432	214,816	204,836	200,696	195,970
大阪府	211,758	211,782	209,935	206,951	206,324	203,288
福岡県	48,635	50,963	52,172	52,750	52,555	53,356

(出典)法務省、ソウル特別市、上海市統計局、シンガポール統計局、香港統計局

なお日本国内の在留外国人材数及び高度外国人材数を各都市圏別に集計すると、以下の通りとなる。

図表 2-4-8. 各都市圏⁷²別在留外国人数及び高度外国人材数(2013 年)

都市圏	在留外国人数	高度外国人材数
東京圏	915,313	128,405
中部圏	393,868	21,524
近畿圏	406,487	24,433
九州圏	94,465	7,807
合計	2,033,656	198,494

(出典)法務省在留外国人統計(2013 年)⁶

(4) 留学生数⁷³

留学生の流入動向は、各都市が優秀な人材をどの程度惹きつけているかを把握する一つの指標となり得る為、各都市の留学生数を下記の通り確認した。留学生数もシンガポール(9.2 万人;2010 年)で圧倒的に多く、東京(4.4 万人;2012 年)、ソウル(2.1 万人;2012 年)が続く形となっている。シンガポールの近年の留学生数は公表されていないが、同国政府は 2005 年、「2012 年までに留学生数を 150,000 人とする」目標を打ち出すなど、学生誘致に積極的な姿勢を見せている(一方で、膨大な留学生流入により学校入学が難しくなることから国民からは批判の声もある)。

⁷² 上記図表においては、国内全ての都市圏が網羅されていないため、各都市圏の在留外国人数及び高度外国人材数合計と全国合計数は数値が異なっている。また各都道府県別の在留外国人数及び高度外国人材数については付録に付している。

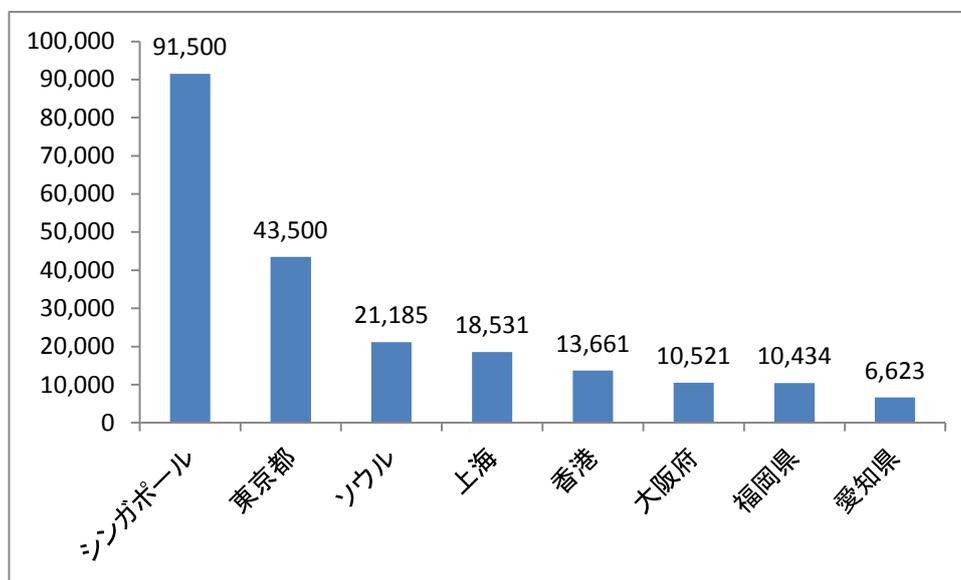
⁷³ (香港) 留学生数を包括的に把握できるデータが無い為、University Grants Committee が支援する大学 7 校に就学する外国人学生数とした。(ソウル) 留学生ビザ取得者数。(上海) 上海統計年鑑による留学生数。(シンガポール) 2005 年の公表(当時 66,000 人)以降、留学生数の公的な統計データは非公表となっている。一部の年について、同国 Student pass ビザ取得数に基づき民間報道機関や NGO 団体が調査・公表しているデータがある為、上記はこれを使用している。

図表 2-4-9. 我が国及びアジア各都市における留学生数の推移(実数)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012
アジア	シンガポール	(データ無し)	96,900	(データ無し)	91,500	(データ無し)	(データ無し)
	ソウル	8,720	12,137	15,719	19,449	21,078	21,185
	上海	13,121	14,273	15,447	17,340	18,531	(データ無し)
	香港	7,293	8,392	9,333	10,074	10,770	13,661
日本	東京都	40,316	42,371	43,775	45,617	43,188	43,500
	大阪府	10,203	10,289	10,576	10,791	10,325	10,521
	福岡県	6,017	6,613	7,578	9,665	10,635	10,434
	愛知県	5,774	6,131	6,471	6,773	6,706	6,623

(出典) 日本学生支援機構他(下記注参照)

図表 2-4-10. 我が国及びアジア各都市における留学生数の推移(グラフ)



(注)シンガポールは 2010 年、上海は 2011 年実績。その他都市は 2012 年実績データを使用。

(5) 外国人患者数・医療費(医療観光客規模)

各都市医療施設における、国内在住の外国人患者の受入実績を示す統計データは整備されておらず確認できない。

この為、医療観光客の受入れが盛んな国(都市)においては、医療施設の外国人対応も進んでいると考えられることから、参考となり得る代替データとして対象国の医療ツーリズム競争力に係る統計を確認することとした。当該統計においても全ての対象国について比較可能なデータは取得できなかったが、2012年に下記の医療観光客規模別「医療観光目的地 Top30」が作成されている。これによると7位にシンガポール(約 250,000 人)、12位に韓国(約 120,000 人)、19位に香港(約 50,000 人)がランクインしているが、中国と日本は上位 30 国に含まれていない⁷⁴。

⁷⁴ 同表の医療観光客規模数は著者(Youngman, Ian)が各国政府の公表推計データを参照しつつ独自に調整・算出した数値となっている(調整方法は不明)。また国によっては(日本を含め)政府の公表データが存在せず、そうした国の数値がどのように取り扱われているか不明の為、上記はあくまで参考情報として取り扱われるべきである。

図表 2-4-11.各国の医療観光客規模

順位	国(地域)	所在地域	医療観光客規模(人)
1	マレーシア	アジア	650,000
2	アメリカ	北米	500,000
3	メキシコ	北米	400,000
4	ハンガリー	ヨーロッパ	350,000
5	南アフリカ	アフリカ	325,000
6	ポーランド	ヨーロッパ	300,000
7	シンガポール	アジア	250,000
8	トルコ	ヨーロッパ・アジア	200,000
9	タイ	アジア	175,000
10	インド	アジア	156,000
11	ドイツ	欧州	150,000
12	韓国	アジア	120,000
13	ヨルダン	中東	100,000
14	英国	ヨーロッパ	90,000
15	UAE	中東	75,000
16	フィリピン	アジア	70,000
17	ルーマニア	ヨーロッパ	60,000
18	ベルギー	ヨーロッパ	55,000
19	香港	アジア	50,000
20	コスタリカ	中南米	40,000
21	スロベニア	ヨーロッパ	33,000
22	ブラジル	中南米	30,000
22	コロンビア	中南米	30,000
22	スイス	ヨーロッパ	30,000
25	リトアニア	ヨーロッパ	25,000
26	キューバ	中南米	20,000
26	台湾	アジア	20,000
28	イスラエル	中東	15,000
29	オーストラリア	オセアニア	12,500
30	チェコ	ヨーロッパ	10,000
30	モーリシャス	アフリカ	10,000

(出典)Youngman, Ian,「Medical Tourism Facts and Figures 2012」

(6) 都市ランキング

都市の総合的な国際競争力は、様々な要因によって構成されていると考えられる。前述のような各種公的統計はそれぞれの観点から重要かつ客観的な情報を提供している一方で、それぞれの競争力の要素を総合的に統合したものではない。係る総合的な都市ランキングについては、各種調査機関やコンサルティング会社が公表している例がある。

図表 2-4-12. アジア主要都市の世界都市ランキング順位

1	シンガポール	(2)
2	香港	(3)
3	東京	(4)
4	シドニー	(1)
5	ソウル	(5)
6	北京	(6)
7	クアラルンプール	(-)
8	上海	(7)
9	ムンバイ	(8)

※太字都市が本件調査対象都市。なお()内は、前年度の順位

(出典)「Cities of Opportunity-世界の都市力比較 2012」 PwC

例えば PwC が 2007 年より実施している「世界の都市力比較」調査⁷⁵の最新版(2012 年)によれば、今回のアジアの対象都市について、東京はシンガポール、香港に次ぐ都市力であることが分かる(東京に次いでソウル、上海の順になっている)。

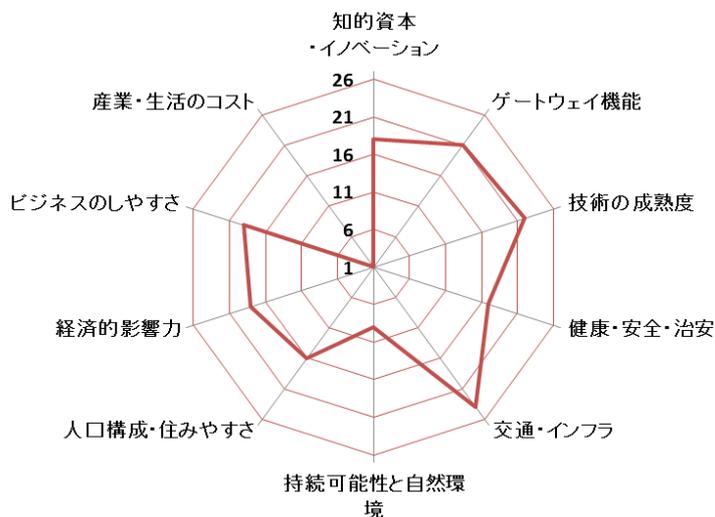
⁷⁵ 同調査は、世界の主要 27 都市を対象(日本については東京を対象)とし、計 10 分野(知的資本・イノベーション、技術の成熟度、交通・インフラ、健康・安全・治安、持続可能性と自然環境、経済的影響力、ビジネスのしやすさ、産業・生活のコスト、人口構成・住みやすさ、ゲートウェイ機能)の 60 に及ぶ指標(変数)を総合的に合算し、27 都市の総合ランキングを算出している。なおアジア都市以外の都市も含めると、ランキング1位より順に、ニューヨーク、ロンドン、トロント、パリ、ストックホルム、サンフランシスコ、シンガポール、香港、シカゴ、東京、シドニー、ベルリン、ロサンゼルス、ソウル、マドリード、ミラノ、北京、クアラルンプール、上海、メキシコシティ、アブダビ、ブエノスアイレス、イスタンブール、ヨハネスブルグ、サンパウロ、ムンバイの順になっている(2012 年調査)。

それぞれの都市の競争力について、競争力を構成する各要素を分解し分析した場合、およそ以下の事が指摘できる。

① 東京の都市競争力

東京は交通・インフラ設備やテクノロジーの水準については概ね高い評価を得ている。またその他の指標については、概して他都市と比して平均的な水準にある。一方で自然災害リスクが懸念されている他、産業・生活のコスト面については対象都市中最下位(27位)と、コスト高において特に比較劣位にあり、都市競争力の総合的な評価を低下させる要因となっていることが分かる。

図表 2-4-13. 東京の都市競争力ダイアグラム



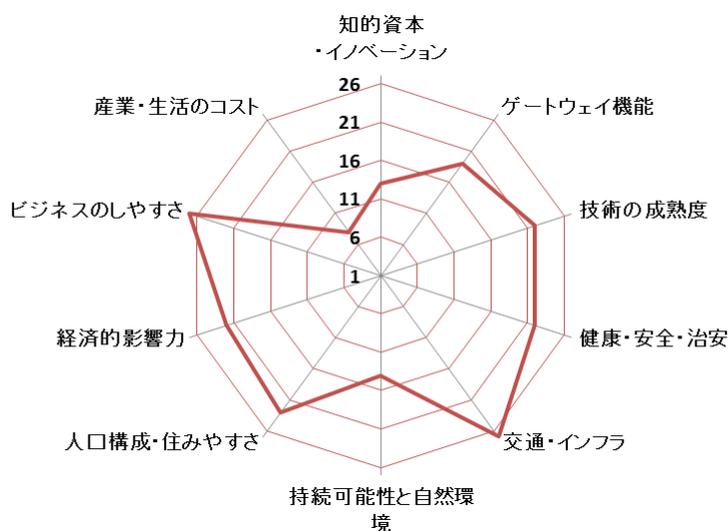
(出典)「Cities of Opportunity-世界の都市力比較 2012」 PwC

(※数値は絶対値が大きいほど評価が高いことを示す)

② シンガポールの都市競争力

シンガポールは各指標において平均して高い評価を得ており、都市の総合的な競争力において、アジアの都市の中でも最も高い。特にビジネスのしやすさに関する評価が高く、外国企業・高度外国人材にとっても魅力的な都市であることが分かる。一方で、産業・生活のコストの高さの評価が特に低く、総合的な競争力に負の影響を及ぼしていることが分かる。

図表 2-4-14. シンガポールの都市競争力ダイアグラム



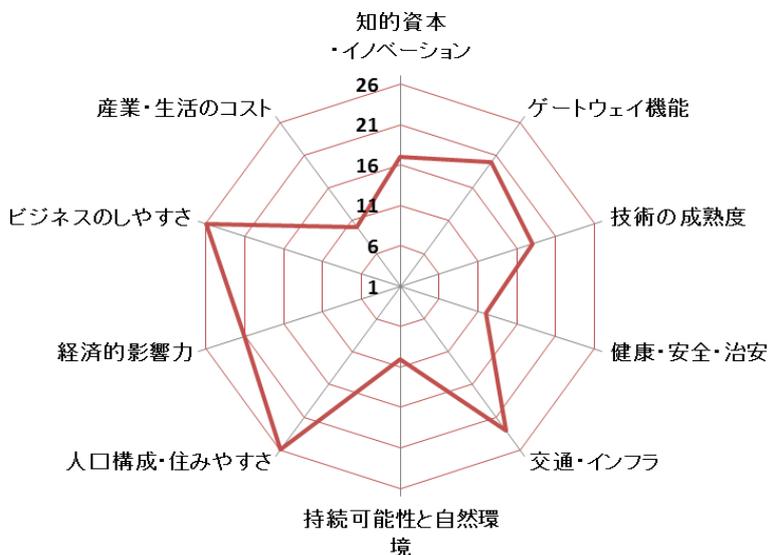
(出典)「Cities of Opportunity-世界の都市力比較 2012」PwC

(※数値は絶対値が大きいほど評価が高いことを示す)

③ 香港の都市競争力

香港もシンガポールと同様に各指標において平均して高い評価を得ており、都市の総合的な競争力において、アジアの都市の中でもシンガポールについて高い。特にビジネスのしやすさに関する評価が高く、外国企業・高度外国人材にとっても魅力的な都市であることが分かる。一方で、産業・生活のコストの高さの評価が低いほか、自然環境やイノベーション分野、そして健康・安全・治安については評価が低いことが分かる。

図表 2-4-15. 香港の都市競争力ダイアグラム

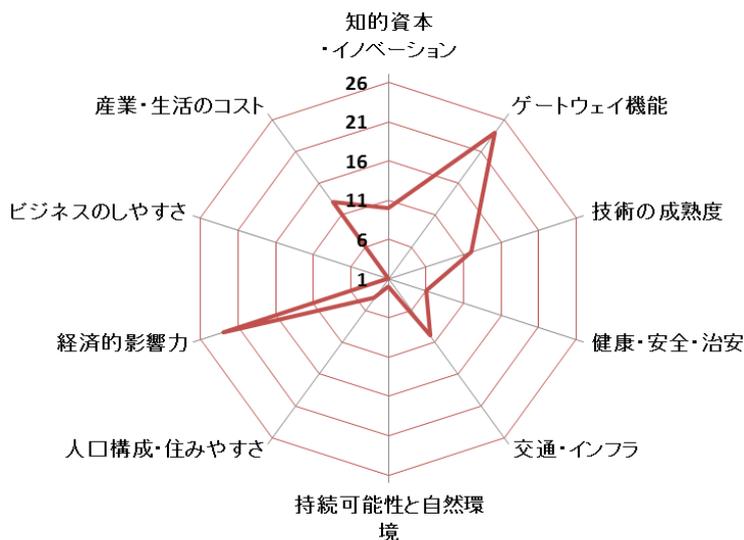


(出典)「Cities of Opportunity-世界の都市力比較 2012」 PwC

④ 上海の都市競争力

上海は近年急速に成長が進んだが、課題が多くあり、都市の競争力については決して高くない。特にビジネスのしやすさや住みやすさ、健康・安全・治安など、外国企業・高度外国人材にとって重要と思われる指標について評価が低いことが分かる。

図表 2-4-16. 上海の都市競争力ダイアグラム

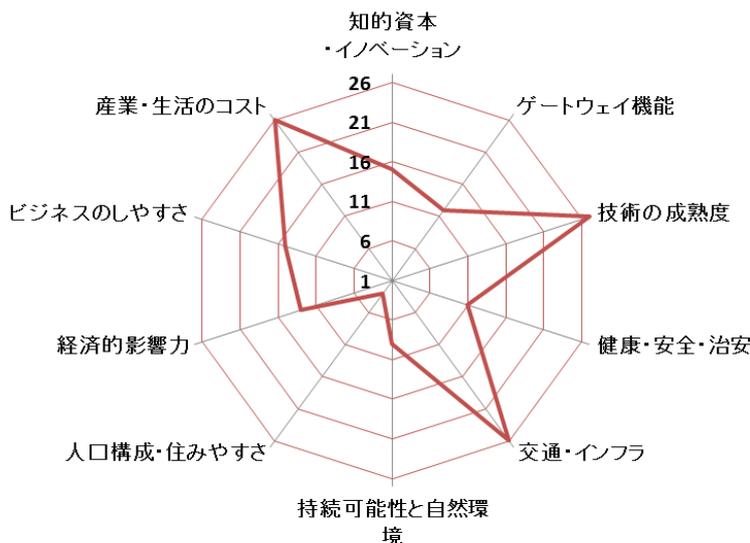


(出典)「Cities of Opportunity-世界の都市力比較 2012」 PwC

⑤ ソウルの都市競争力

ソウルはアジアの他都市と比して、産業・生活のコスト、技術の成熟度、交通・インフラ等において非常に高い評価を示している。一方で住みやすさや自然環境、健康・安全・治安等のいわゆる快適性を示す指標については概して評価が低く、結果として都市の総合的な競争力についてはアジア他都市(シンガポール、香港、東京)に準じた評価にあることが分かる。

図表 2-4-17. ソウルの都市競争力ダイアグラム



(出典)「Cities of Opportunity-世界の都市力比較 2012」 PwC

第3章 アジア各都市における対海外シティセールス方法と我が国への導入に関する検討

1. 対海外シティセールス事例の調査対象の考え方

本調査では、アジア各都市および国内各都市圏において、既に実施されている代表的なシティセールス政策について詳細を確認すると共に、アジア都市の効果的な取り組みの国内都市への適用可否等を検討する。調査対象とする都市については、下記の方法で選定を行った。

(1) アジアの都市における対海外シティセールス事例の調査対象の考え方

調査対象とする都市を選出する上では、近年外国企業・人材誘致の目的で積極的なシティセールス活動を行っており、成果を挙げていると見られる都市について調査することとした。また、日本のシティセールス取組みの参考とする為、日本の都市と政治・経済的特性がある程度類似する都市も対象に含むものとする。具体的には、以下の条件を念頭に対象都市を選出することとした。

図表 3-1-1. 調査対象都市の選出条件

<p><対象都市の選出条件></p> <ul style="list-style-type: none">a. セールスすべき都市の強み・優位性のあるテーマが明確化されている (明確なセールス戦略がある)b. MICE 等を活用した外国企業・人材誘致の取組みが見られるc. 個別政策に留まらない、セールステーマに即した各種政策 (MICE やその他プロモーション活動、支援施設、資金インセンティブ等) の連携が見られるd. 外国企業誘致において一定の成果が見られるe. 日本と近い特性を持つ都市も対象に含む

① シンガポール

まず、シンガポールについては、外国企業誘致において大規模な国際会議の開催や、グローバル企業に対する政府機関スタッフによるセールス活動など、近年最も積極的な活動が見られる都市の一つである。ただやみくもにあらゆる企業を誘致するのではなく、同国の強みである水セクター、バイオ・

医療セクター等、重点産業を明確化し、これと連動した国際会議の開催（Singapore International Water Week 等）や各種セールス活動を展開している。国際企業の地域統括拠点数⁷⁶においても 2011 年度時点 320 件で、中国の 309 件を追い抜くなど目覚ましく、上記条件 a～d の全てを満たしていると想定される。同国は都市国家であり、さらに英語が公用語となっているなど、日本の都市とは異なる要素が多いものの、シティセールスの分野においては現在世界からも注目を集める都市である。

図表 3-1-2. シンガポールの主な特徴

a.	強み・戦略テーマ等： 水・環境技術、クリーンエネルギー、バイオ・医療等	○
b.	MICE 等による誘致取組み： Singapore International Water Week、Singapore International Energy Week、World Cities Summit 等の大規模イベント開催による自国技術、都市づくりの紹介	○
c.	関連する支援政策： 水セクターにおけるシンガポール国立研究財団（NRF）による巨額の R&D 支援金、国際企業が入居できる R&D 施設「Water Hub」の設置、等	○
d.	企業誘致成果： シンガポールにおける国際企業の地域統括拠点は 2011 年時点 320 件で、中国を抜きアジア第一位	○
e.	日本の都市との類似性： 都市国家であり、英語が公用語である等、日本の都市と異なる要素が多い	×

② 香港

香港は国際企業の地域統括拠点数が 243 件と、シンガポール・中国に続いて多くの外国企業を集めている。しかし香港の場合、中国本土の巨大市場を目的として進出している国際企業が多い。香港は中国本土と経済貿易親密化協定（Closer Economic Partnership Arrangement; CEPA）を締結し

⁷⁶ 経済産業省「第46回 外資系企業の動向」

ており、香港から中国本土への輸出がゼロ関税となる場合がある等、貿易上の優遇措置が存在する。こうした制度が存在する香港は、巨大市場に関心はあるものの中国本土に拠点を設立することにはカントリーリスクの面からも躊躇される国際企業にとって、魅力的である。一方で、基本的に「レッセルフェール(自由放任的)経済政策」を採用している香港では、政府による企業誘致・インセンティブ提供等の取組みは他都市と比較し限定的と見られる。⁷⁷ ⁷⁸また都市国家に近い体制で、英語が公用語であるなど日本と異なる要素が多い。

図表 3-1-3. 香港の主な特徴

a.	強み・戦略テーマ等: 制度上は特に奨励産業はないが、投資推進署(Invest HK)が生物医学、エレクトロニクス等、主要産業 17 分野を挙げている ⁷⁹	△
b.	MICE 等による誘致取組み: Invest HK が定期的に海外都市を訪問し、誘致セミナー「Hong Kong: China's Global Financial Centre(中国の金融拠点としての香港)」を開催	○
c.	関連する支援政策: レッセルフェール(自由放任的)経済政策が基本であり、支援制度は限定的	×
d.	企業誘致成果: 香港における国際企業の地域統括拠点は 2011 年時点 243 件で、中国・シンガポールに続いて多い	○
e.	日本の都市との類似性: 都市国家に近い体制で、英語が公用語。またその地理・政治・歴史的特徴から中国市場へのゲートウェイとして進出する企業が多い等、日本の都市と異なる要素が多い	×

⁷⁷ CBRE「外資系企業の視点からの日本と香港・シンガポールとの比較、拠点選択の際に外資系企業の視点から求められる要素(第5回都市再構築戦略検討委員会資料)」

⁷⁸ PwC Hong Kong 進出日本企業支援部門パートナー インタビュー(2013 年 7 月)

⁷⁹ JETRO ウェブサイト 外資に対する奨励 (http://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/invest_03/)

③ 上海

上海は東京 23 区をはるかに上回る面積及び人口を持ち、開発区の数だけでも 40 区域を超える巨大都市である。開発区ごとに重点産業は異なり、サービス業（金融、物流、不動産、観光、他）から先進的製造業（バイオ・医薬、電子・通信機器、自動車、船舶、他）と注力分野は幅広いが、上海全体としては「上海市における外国多国籍企業による地区本部の設立を奨励する暫定規定（2003 年）」、及び中国元対外貿易経済合作部門による「外商投資による研究開発センターの設立に関する通知」（2000 外経貿発第 218 号）と上海市による「外商投資による研究開発センターの設立を奨励する若干意見」に基づき、国際企業の地域統括拠点ならびに研究開発拠点誘致を目指し、これに対する補助金や税制優遇等インセンティブを提供している。⁸⁰

同市は 2012 年 5 月、上海市のインバウンド及びアウトバウンド双方の投資促進の為、投資プロモーション活動に携わる国内外の政府機関および民間団体の協力促進プラットフォームとして、「Shanghai Investment Promotion Partnership (SIPP)」を設立した。これは上海市の投資誘致機関・民間団体に加え、上海市に拠点を置く海外の投資促進機関（アジア、欧州、米国等含む）が加盟し、相互の情報交換・協働を促進する試みであり、JETRO 上海事務所も参加している。SIPP の活動計画によると、こうした海外投資機関との協業により、国内外での投資セミナー開催や、外国企業を対象とした上海市の投資事業等の視察イベントの開催等の実施が想定されている。MICE イベント等外国企業や投資家が集まる機会を活用するというよりも、あらかじめ海外の投資促進機関との協働ネットワークを構築し、これを活用して海外投資家/進出企業への接触・プロモーションを図るシティセールスの試みと見られる。会員の中で、最も優秀な投資促進機関あるいは個人に対する表彰制度もある。

当該イニシアチブは設立後まもなく、実質的な活動は始まったばかりと見られる。プロモーション活動を推進する上海市外国投資促進センターのウェブサイトも現時点では情報量が少なく準備中のページも多い。上海市には 2011 年時点でおよそ 3 万 3 千社の外資系企業が運営⁸¹しており、特に浦東新区にはグローバル企業の地域統括本部数が 130 社（2009 年時点）⁸²も立地しているなど、外資系企業の進出は著しい。しかし同市は日本の都市と比較した場合、その市場規模、政治形態、産業構成においても異なる要素が多い。巨大市場と製造業における安価な労働力を強みにこれまで外国企業を惹きつけてきた経緯があり、シティセールス戦略による具体的成果の確認は困難な面も多いと想定される。

⁸⁰ 上海市外国投資促進センター (Invest Shanghai) ウェブサイト (<http://www.fid.org.cn/?l=en>)、Investment Shanghai ウェブサイト (<http://www.investment.gov.cn/investment/>)

⁸¹ 中華人民共和国駐在日大使館ウェブサイト (<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t801171.htm>)

⁸² 上海市浦東新区政府ウェブサイト (<http://japanese.pudong.gov.cn/index.htm>)

図表 3-1-4. 香港の主な特徴

a.	強み・戦略テーマ等： 開発区ごとに重点産業は異なり幅広い。市全体としては、地域統括拠点と研究開発拠点が誘致対象	○
b.	MICE 等による誘致取組み： SIPP の枠組みを通じ、国内外でのセミナー開催や視察イベント開催を予定。現時点ではまだ具体的活動は公表されていない	△
c.	関連する支援政策： 地域統括拠点と研究開発拠点の誘致に対する補助金・税制優遇等のインセンティブ制度、各種開発区の造成等	○
d.	企業誘致成果： 2011 年時点でおよそ 3 万 3 千社の外資系企業が立地し、浦東だけでも 2009 年時点で 130 社の地域統括拠点が立地(当時の東京では 75 社)	○
e.	日本の都市との類似性： 40 以上の開発区を有する巨大都市であり、政治体制も異なるほか、安い労働力や巨大市場の存在など産業構造においても日本の都市と異なる要素が多い	×

④ ソウル

韓国は地域統括拠点数では日本に劣るが、企業誘致にかけては政策的戦略をもって取り組んでいる。ソウルの重点産業は金融やコンテンツ産業、IT、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、MICE 等あるが、特に金融業においてはアジアのハブとなることを目指し、金融開発区「IFC(International Financial Center) Seoul」を造成すると共に、InvestSeoul が海外都市で誘致セミナーの開催も行っている。Seoul Financial Forum はソウルの金融業の強化を目指した産官学プラットフォームであるが、同市の戦略を国際社会に宣伝することを目的とした海外都市でのセミナー開催や、ソウルにおける関連テーマの国際会議開催をスポンサーとして支援する等の活動を展開している。同市は英シンクタンク/コンサルティング会社の Y/Zen 社が発行する Global Financial Centre Index (2012 年)に

において香港・シンガポールに続く6位となるなど(東京は7位)、取組みの成果は表れていると考えられる。⁸³

また、コンテンツ産業においては、ソウル特別市麻浦区デジタルメディアシティ(DMC)を開発し関連産業の誘致を進めており、既に企業や学術機関の入居が進んでいる。⁸⁴また同国の主要 MICE 施設である COEX は 2013 年 9 月に同施設を含む貿易センタービル一体を「MICE クラスタ」に造成する計画が発表しており、その中で「韓流の中心地」として文化機能を一層強化し、文化関係のイベントを積極的に誘致するとの報道がなされるなど、コンテンツ産業の拠点としてのシティセールスが一層強化される可能性がある⁸⁵。

同国は日本と同じ非英語圏であり、その注力産業や、政治体制(国政府と地方自治体政府の二層統治)においても、類似しており、参考にしやすいと考えられる。

図表 3-1-5. ソウルの主な特徴

a.	強み・戦略テーマ等: 金融、コンテンツ産業、IT、他。金融についてはアジアの金融ハブ「IFC Seoul」を標榜	○
b.	MICE 等による誘致取組み: InvestSeoul による海外都市での誘致セミナー開催、Seoul Financial Forum による金融関連のセミナー開催、国際会議スポンサー支援等	○
c.	関連する支援政策: 政府機関による IFC Seoul 開発区や DMC 等の造成、誘致施設(インキュベーターオフィス、R&D 施設等)の整備	○
d.	企業誘致成果: 韓国における国際企業の地域統括拠点数は少ないが、IFC Seoul、DMC 等開発区にはテナント入居が進んでいる。金融セクターについては、ソウルは Global Financial Centre Index6 位にランクイン	△

⁸³ Invest Seoul ウェブサイト (<http://investseoul.com/>)

⁸⁴ Seoul Business Agency ウェブサイト(<http://sba.seoul.kr/eng/index.jsp>)

⁸⁵NNA 韓国記事(2013 年 9 月 25 日)

e.	日本の都市との類似性： 非英語圏である点や、中央政府と自治体政府の存在も日本と同じであり、IT・コンテンツ産業など注力産業も日本の都市と類似する要素は多い	○
----	---	---

⑤ 対象都市の選定

上記の各都市の概況より、本調査では特に明確なセールステーマを定め、戦略的なシティセールスを展開し、一定の成果を挙げていると見られるシンガポールとソウルについて詳細を確認する。シンガポールについては国内都市と異なる要素も多いが、シティセールス分野においてアジアで最も成功している都市であり、その政策からは学ぶべき点も多いと想定されることから、対象とすることとした。またソウルについては、その都市の特性を活かし、さらにそれを強化するための外資企業誘致をシティセールスの目的にそえ、かつそのための政府主導の積極的な取組みが見られることから対象とすることとした。

(2) 日本の都市における対海外シティセールス事例の調査対象の考え方

本調査は国内都市のシティセールスをいっそう強化し、国際競争力強化に資することを目的としている。この為、シティセールスに既に積極的に取組み、強化のポテンシャルがある都市を対象とする。基本的にはアジア都市と同様の条件で調査対象都市を選出する。

図表 3-1-6. 調査対象都市の選出条件

<対象都市の選出条件>

- a. セールスすべき都市の強み・優位性のあるテーマが明確化されている
(明確なセールス戦略がある)
- b. MICE 等を活用した外国企業・人材誘致の取組みが見られる
- c. 個別政策に留まらない、セールステーマに即した各種政策 (MICE やその他プロモーション活動、支援施設、資金インセンティブ等) の連携が見られる
- d. 外国企業誘致において一定の成果が見られる

① 東京 23 区

「アジアヘッドクォーター特区」として国際企業の地域統括拠点誘致を目的とした取組みをこれまで実施してきている。またこれに基づき、官民で MIPIM (国際不動産見本市) や World Cities Summit 等の国際会議へ参加し、特区政策やビジネス環境をプロモーションするシティセールスを展開している。都内で大規模な国際会議が開催された際には、大丸有協議会等の民間まちづくり団体が英語対応デスク設置、ツアーガイド、イベント企画等の対応を行う事例も見られ、官民で国際ビジネス拠点としての都市をプロモーションする動きも見られる。またこれに即した政策として、業務統括拠点・研究開発拠点を設立する企業を対象とした補助金、税制優遇といったインセンティブを設けると共に、イノベーションを促進する日本創生ビレッジや、外国企業・人材向けのビジネス・生活コンシェルジュセンターを設立する等、戦略実現に向けて様々な政策が打ち出されている。国際戦略総合特区の枠組みでは特に注力産業等は定めていないが、2013 年 10 月時点、国に提案中の国家戦略特区案においては、エリア別にライフサイエンス、コンテンツ・クリエイティブ等、フォーカス分野の色付けを行い、これに即したインセンティブ制度や施設整備を推進することも提案されており、今後はより都市の優位性・特色を意識したシティセールスが展開されると期待される。東京都の過去 5 年間における外資系企業数は、国内都道府県で最も多い。

図表 3-1-7. 東京都の外資系企業数

	2007	2008	2009	2010	2011	年平均成長率
東京都	2,018	1,905	2,100	2,139	2,154	1.64%

(出典) 経済産業省「外資系企業動向調査」

図表 3-1-8. 東京の特徴

a.	強み・戦略テーマ等: 「アジアヘッドクォーター特区」としての地域統括拠点誘致。今後はエリア別に注力産業等テーマを設ける予定	○
b.	MICE 等による誘致取組み: MIPIM や World Cities Summit 等、国際会議へ参加し、「アジアヘッドクォーター特区」やビジネス環境整備、デベロッパーによる開発事業等を宣伝	○
c.	関連する支援政策: 業務統括拠点・研究開発拠点に対する補助金、税制優遇。外国企業にとっての生活・ビジネス環境を向上させる施設整備等	○
d.	企業誘致成果: 東京都の過去 5 年間における外資系企業数は、国内都道府県で最多	○

② 横浜市

横浜市の注力分野は特区(「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」および「環境未来都市」)推進事業であるライフサイエンスと低炭素・省エネ産業に加え、かねてからの重点産業である IT や新技術・新製品開発等が含まれる。こうした特徴のプロモーション・企業誘致においては、同市経済局は国際会議場パシフィコ横浜を活用し、関連する国際展示会やセミナーを数多く開催している。イベント中に特区政策やビジネス環境の紹介を行うと共に、企業同士の商談・ネットワーキングプログラムを設けるなどの取組みがある。ライフサイエンスについては、BioJapan の併催セミナーとして「再生医療の産業化～京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区をステージとして～」を開催すると共に展示会にも特区政策の紹介ブースを設置し、環境・低炭素分野においては複数の国際会議と展示会を平行開催する「Smart City Week」を開催するなどの実績がある。関連政策としては、重点産業を対象としたオフィスビル等入居助成金や、ライフイノベーションに係る設備投資補助などがある。特にアジアの重点交流国(中国・台湾・韓国・ベトナム・タイ・インド)からの企業については別途助成が設けられており、「アジアにおける横浜」戦略に基づき将来的なアウトバウンド促進も見越したビジョンを有している。また進出外国企業の事業立ち上げを円滑化しコストも低減する為、外国企

業の入居を目的としたオフィス施設(研究開発施設を備えた建物もあり)も整備している。神奈川県
過去5年間における外資系企業数は、東京に次いで多い。

図表 3-1-9. 神奈川県の外資系企業数

	2007	2008	2009	2010	2011	年平均 成長率
神奈川県	289	262	258	300	316	2.26%

(出典)経済産業省「外資系企業動向調査」

図表 3-1-10. 横浜の特徴

a.	強み・戦略テーマ等: ライフサイエンス(ライフイノベーション特 区)、低炭素・省エネ産業(環境未来都市)	○
b.	MICE 等による誘致取組み: BIO Japan 併催セミナーの開催や Smart City Week の開催を通じ、特区政策やビジネス環境を宣伝	○
c.	関連する支援政策: 特区制度や独自政策に基づく設備補助等イ ンセンティブ、外国企業向け入居施設の整備	○
d.	企業誘致成果: 神奈川県の過去5年間における外資系企業数 は、東京都に次いで国内第2位	○

③ 大阪市

大阪市は国際戦略総合特区において、京都市や神戸市と共同で先端医療や蓄電池生産、スマート
コミュニティ等に焦点をあてた「関西イノベーション国際戦略特区」に取り組んでいる。シティセールスの
推進機関としては、大阪外国企業誘致センター(O-BIC; 大阪府、大阪市、大阪商工会議所が共同
で設立した非営利団体)があり、自治体政府やJETRO大阪等と協働で、特区政策の紹介や企業誘
致を目的とした展示会(中国国際工業博覧会など)への出展、セミナー開催、外国企業訪問等の取
組みを展開している。上記注力産業に対する優遇・財政支援があり、また育成基盤として域内に治験
センターやPMDA-WEST機能(調査・薬事審査機能)等の整備事業も検討が進んでいる等、産業の
集積に向けた各種政策が打ち出されている。大阪府の過去5年間における外資系企業数は、東京、
神奈川に続く第3位であるが、成長率は比較的低い。

図表 3-1-11. 大阪府の外資系企業数

	2007	2008	2009	2010	2011	年平均 成長率
大阪府	187	167	166	186	188	0.13%

(出典)経済産業省「外資系企業動向調査」

図表 3-1-12. 大阪の特徴

a.	強み・戦略テーマ等: 先端医療や蓄電池、スマートコミュニティ技術に焦点をあてた「イノベーション特区」	○
b.	MICE 等による誘致取組み: O-BIC による国際展示会への出展、海外での誘致セミナー開催を通じた特区制度やビジネス環境の宣伝	○
c.	関連する支援政策: 特区制度や独自政策に基づく財政優遇インセンティブ、治験センター等関連施設の整備計画	○
d.	企業誘致成果: 大阪府の過去 5 年間における外資系企業数は、東京都、神奈川に続く国内第 3 位。成長率は低い	△

④ 名古屋市

名古屋市の重点産業は、環境・エネルギー課題解決産業、医療・福祉・健康産業、クリエイティブ産業、先端分野産業、サポート産業となっているが、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の一部であり、現在応募中の国家戦略特区構想では自動車や医療、光研究も含む「モノづくり産業」の強靱化が謳われるなど、基本的には先端技術に係る分野および既に多くの産業集積がある自動車分野を重視していると見られる。企業誘致活動は「愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター (I-BAC)」と、愛知・三重・岐阜県などを含む広域の「グレーター・ナゴヤ・イニシアチブ協議会 (GNIC)」が担い、外資系企業の立上げ支援の他、官民参加での海外企業誘致ミッションや、仏「ファンボローエアショー」等の展示会出展を実施し、当該地域における特区政策や産業集積の状況について紹介すると共に、参加日本企業と外国企業間の商談・ネットワーキング機会を提供している。国際戦略総合特区の政策としては、関連テーマの国際イベントを同地域に誘致・開催することも重視しており、中部国際空港での「国際航空宇宙展」や、名古屋国際会議場での「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」などの開催実績がある。関連

施策として、航空宇宙に係る設備投資への補助金制度等のインセンティブがある。愛知県の過去5年間における外資系企業数は、前述の都市と比較すると少なく、成長率は緩やかである。

図表 3-1-13. 愛知県の外資系企業数

	2007	2008	2009	2010	2011	年平均成長率
愛知県	54	50	45	61	57	1.36%

(出典)経済産業省「外資系企業動向調査」

図表 3-1-14. 名古屋の特徴

a.	強み・戦略テーマ等: 航空宇宙産業(航空宇宙産業クラスター形成特区)を初めとする先端技術、自動車産業等	○
b.	MICE 等による誘致取組み: 海外の展示会への出展、自都市での国際会議・展示会の開催等を通じた特区制度・ビジネス環境の宣伝	○
c.	関連する支援政策: 特区制度や独自政策に基づく設備補助等インセンティブ	○
d.	企業誘致成果: 愛知県の過去5年間における外資系企業数は、上述の都市と比較すると少なく、成長率は緩やか	△

⑤ 福岡市

福岡市は国際戦略総合特区においては「グリーンアジア国際戦略総合特区」の一部として、環境配慮型製品の研究開発～量産の拠点形成を目的とし、関連産業に対する税制・財政支援等のインセンティブ制度等を構築している。当該取組みはアジアへのインフラパッケージ輸出を重要視していることから、海外へのプロモーション活動は途上国政府への事業提案、技術紹介など、アウトバウンドを目的としたものが中心と見られる。特区設定以前からのイニシアチブとしては、「水素タウン福岡」を掲げる官民の「福岡水素エネルギー戦略会議」が、関連テーマの国内展示会に出展したり、福岡で国際シンポジウムを開催する等の取組みを行っているが、技術や研究成果の紹介が中心で、国際企業誘致を意識した内容にはなっていない。福岡市の外国企業・投資誘致センターの活動内容も、現時点では会社手続支援など問合せに対する対応・支援が中心と見られる。一方で、最近提出された同市の国家戦略都市本特区の提案書においては、さらに「MICE イノベーション創出体制構築」と称し、

MICE を戦略的に誘致しビジネスマッチングやイノベーション創出機会に繋げることで、「国内外から高度人材獲得・集積のためのプラットフォーム」とする政策が明記されており、こうした取組みが進むと「プル型」のシティセールスとして機能することが見込まれる。同市はグローバル MICE 戦略都市にも選定されており、こうした戦略は現実的と考えられる。但し当該提案では、戦略分野がクリエイティブ産業、ヘルスケア産業、食産業となっており、これまでのグリーンイノベーション戦略との繋がりが曖昧な点も見られる。福岡県の外資系企業立地数はまだ少ないものの、近年の成長率は著しくポテンシャルは高い。

図表 3-1-15. 福岡県の外資系企業数

	2007	2008	2009	2010	2011	年平均成長率
福岡県	12	14	13	22	25	20.14%

(出典)経済産業省「外資系企業動向調査」

図表 3-1-16. 福岡の特徴

a.	強み・戦略テーマ等: 国際戦略総合特区においては環境配慮型製品。国際戦略特区構想においては、クリエイティブ産業、ヘルスケア産業、食産業を戦略分野としている	△
b.	MICE 等による誘致取組み: 現在はアウトバウンドのシティセールスが多く見られ、インバウンドの宣伝活動は上記都市と比較し限定的と見られる。今後は戦略的な MICE 誘致により企業誘致に繋げる計画	△
c.	関連する支援政策: 特区制度や独自政策に基づく税制・財政支援等インセンティブ	○
d.	企業誘致成果: 福岡県の過去 5 年間における外資系企業数は少ないが、成長率が高い	△

⑥ 対象都市の選定

上記のとおり、基礎調査を行った都市のうち、福岡を除く全都市において既に外国企業誘致に向けたシティセールスの取組みを様々に展開している様子が伺えた。この為、本調査では特に企業誘致の面で高い実績を誇る東京 23 区と横浜市、そして大阪について詳細を確認することとする。東京 23 区に進

出している外資系企業は**2,154**（東京都としての**2011**年数値）と他都市圏と比して、外資系企業誘致の実績も多く、またアジアヘッドクォーター特区として外資系企業・高度人材誘致を通じて更なる成長を図るためにシティセールスを積極的に実施している。また横浜市も外資系企業進出数も多くかつ、特区制度等を利用し国際イベントの開催等、大規模な情報発信を行っていることから、対象とした。大阪府は外資系企業進出数の成長率は横ばいであるものの、東京、神奈川に続く第三位で、更に企業誘致セミナーの開催等、インバウンド戦略に力を入れていることから、対象とする。

2. アジア各都市における対海外シティセールス事例①（シンガポールの「グローバル・ハイドロハブ」戦略）

(1) 都市戦略の概要

① シンガポールの重点産業と推進機関

シンガポールの投資促進機関である経済開発庁（EDB）が掲げる投資奨励分野はエレクトロニクス、航空宇宙、情報通信なども含め幅広いが、知識集約型の経済構造（knowledge-based economy）を標榜する同国は、特に先端技術、高付加価値、研究開発、ビジネスハブ機能の強化に資するサービス産業等への投資を奨励している。2006年、同国内における研究開発活動を促進・強化するための国家戦略や政策の在り方について内閣府に提言を行う機関として、首相直轄機関 Research, Innovation and Enterprise Council（RIEC）が設立された。また、RIECの活動を支援するため National Research Foundation（NRF；国家研究基金）が同時期に設立され、戦略プログラムへの資金拠出や関連機関との調整、戦略実行計画策定等の機能を担うことになった。RIECは、設立時にバイオ医療、環境・水処理技術、双方向デジタルメディアの3分野を今後政府が取り組むべき重点分野として指定しているが、現在ではこれに船舶・海洋工業と航空宇宙も含めた5分野を、「シンガポールが国際的にリーダーシップを発揮し、高い経済効果をもたらし得る成長分野」として、関連する様々なイニシアチブや R&D プログラムに対し、NRF を通じた支援を展開している。⁸⁶

② 水セクターにおける戦略

環境・水処理技術は、その地理的・歴史的経緯から同国にとっては特に重要な産業となっている。主要河川が通過せず、十分な地下水もない同国では、独立後も淡水供給の80%をマレーシアからの輸入に依存していた。1980年代から2000年初期にかけ、マレーシア政府は水の値上げ要求や、水輸出の停止を示唆するなどの交渉を働きかけており、シンガポールにとっては相当な脅威であった。他国に依存しない「水の独立」は同国の悲願であったと言える。こうした経緯から、水インフラを管理する Public Utilities Board（PUB；公益事業庁）は、最先端の水処理技術の導入による水不足問題の解決を目標に掲げ、同セクター R&D への集中的な投資を行ってきたが、こうした取組みによりシンガポールは海水淡水化や下水リサイクル（NEWater 技術）などの先端分野で躍進し、水資源の多様化に成功すると共に、2007年には PUB が持続可能な

⁸⁶ National Research Foundation ウェブサイト (<http://www.nrf.gov.sg/home>)、JETRO ウェブサイト 外資に対する奨励 (http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_03/)、

水資源管理への功績からスウェーデンにおける World Water Week で Stockholm Industry Water Award を受賞している⁸⁷。

2006 年、シンガポール政府は水処理技術を国の経済成長をけん引する重要産業として指定し、NRF が同分野に S\$3 億 3000 万（およそ 267 億円）の研究開発資金を投じる発表を行った。2011 年にはさらに S\$1 億 4000 万（およそ 113 億円）を上積みし、合計で S\$4 億 7000 万の予算を割り当てることを表明している。これにより、2003 年に 5 億ドル（GDP の 0.3%）であった同分野の付加価値創出を 2015 年までに 10 億 7000 万ドルへ、雇用を倍増となる 1 万 1000 人へと拡大する戦略を立てている。PUB の前 Chief Executive である Khoo Teng Chye 氏は、「過去 40 年間にわたり水問題に取り組んできた結果、シンガポールは自らの脆弱性を国家の戦略的資産にまで成長させることに成功した。」と述べ、さらに「現在のシンガポールは水技術のグローバルハブとなる為に必要な素質を十分に備えている」と述べている⁸⁸。

(2) シティセールスの取組み

① MICE の活用

シンガポールは大規模な MICE イベントの開催により、世界に向けて同国の「グローバル・ハイドロハブ」としての立ち位置を印象付けると共に、実際に関連企業や人材を同国に誘致する為の機会として活用している。

2008 年 6 月、シンガポール政府は初の Singapore International Water Week (SIWW; シンガポール国際水週間)を開催し、およそ 80 か国より 8,500 人以上の参加者を招集した。SIWW は、水セクターに係る各国のステークホルダーが参加する国際会議 (Water Leaders Summit、Water Convention、Business Forum) と、自治体や企業が出展する Water Expo、視察ツアー (サイトビジット)、さらに先端技術や政策立案により世界的な水問題の解決に貢献した団体または個人への Lee Kuan Yew Water Prize の授与式から構成される戦略的イベントである。2008 年～2012 年まで毎年開催され、以降は隔年で開催されることとなった。シンガポール政府は SIWW を「革新的な水ソリューションの共有と共創を行うためのグローバル・プラットフォーム」と称し、①参加する政府関係者、企業、研究機関等が知識共有とネットワーク構築を行う

⁸⁷ PUB 「Annual Report “Water: the Next Lap”」（2008 年）、Center for Non-Traditional Security Studies「NTS Insight」（2012 年 11 月）

⁸⁸ 化学工業日報記事（2011 年 7 月 6 日）

場であると共に、②水分野の“生きた試験室”であるシンガポールを体感し、住みよい都市づくりに欠かせないシンガポールの持続可能な水マネジメント手法を学ぶ機会として宣伝している⁸⁹。

SIWW は、環境・水資源省 (Ministry of Environment and Water Resources) と PUB が共同設立した Singapore International Water Week Pte Ltd が運営している。政府主導で開催されているものの、資金面においては 2008 年の初回から民間企業スポンサーにより支えられており、政府資金は利用されていない⁹⁰。展示会で与えられる展示スペースの広さはスポンサーとしての支出額に比例している。実際に SIWW に参加しシンガポール進出を決めた企業へのヒアリングによると、企業は SIWW に参加することで、下記のメリットを得られるとのことである。

図表 3-2-1. SIWW 参加のメリット

< SIWW 参加のメリット (参加企業ヒアリングによる) >

- SIWW では、展示会と並行して各国の市長等が参加する国際会議が開催される。イベントのレセプションでそれらの参加者とも交流機会があり、今後の事業機会を見据えた重要人物への宣伝や情報収集が可能である。
- 当社はイベント開始当時、中国市場に注力していたが、SIWW には中国企業も多数参加していた為、宣伝ができた。またシーメンスなどのグローバル有力企業も参加する為、そうした企業に対しても部材の宣伝ができた。
- 展示会には多数の企業が集まり、個々の企業間で商談や意見交換を自由に行える為、実のある話になりやすい。日本の協議会のように多くの参加者から平等に意見を聴取するような場では、利害が一致せず方針がまとまらないことが多い。
- SIWW では研究成果の発表会も行われる為、研究成果を世界にアピールする良い機会。マスメディアを取り込むことが上手く公用語が英語ということもあり、イベントの内容は英語で世界に向け大々的に報道される。日本のイベントでは国内向けにしか報道されず、発信力が弱い。
- 実際に事業を行うためには自社製品 (個別技術) だけでは足りず、他企業とアライアンスを組む必要がある。SIWW には様々な企業が集まる為、技術交流により事業連携の話に繋がることもある。実際に当社は SIWW で某東南アジア国の企業と交流し、これまで経験のなかった同国でのビジネス展開へのきっかけを得た。

⁸⁹ Singapore International Water Week ウェブサイト (<http://www.siww.com.sg/about-siww>)

⁹⁰ PUB ヒアリング

このように SIWW は、企業間または企業と政府関係者間のネットワーキングを促進し、情報共有に留まらないビジネス創出機会を提供している。世界の主要企業が一同に会する機会を設けることで、「最新の業界情報にアクセスする為には、シンガポールに行く必要がある」、また「シンガポールに行かなければ、実のあるグローバルビジネスの商談に加わることはできない」といった印象を関係者に与えることに成功していると言える。また水や環境分野に関するグローバルの雑誌や、オンラインメディアを通じた宣伝効果も、企業を惹きつける要因になっていると考えられる。第 5 回となる 2012 年の開催においては、イベント中に S\$13.6 億(約 1,100 億円) 規模の商談や研究開発に関する契約・覚書が成立したと発表された。勿論このすべてがイベント中の交渉により成立したものではなく、むしろ SIWW の場を契約締結の発表の場として利用したケースも多いと想定される。しかしそれも SIWW の宣伝効果を意識したものと考えられ、情報発信の場としての SIWW のメリットを示していると考えられる。なお、上述の 2011 年の NRF による研究開発資金の追加拠出に関しても、同年の SIWW の場で発表されており、シンガポール政府の水戦略宣伝の場としても活用されている。

図表 3-2-2. SIWW の模様



「“生きた試験室”としてのシンガポールの体感」については、SIWW 中に多くの視察ツアーが用意されている。ツアー先には NEWaterPlant や Changi Water Reclamation Plant(再生水プラント)、Singspring Desalination Plant(海水淡水化プラント)といったシンガポールの先端水処理技術を象徴する施設のほか、飲食店や芝生の広場が整備され現在は観光地にもなって

いる貯水池 Marina Barrage や、近代的な植物園である Gardens by the Bay など、エコをテーマとしつつも訪問客が楽しめる施設も含まれている。こうした企画はシンガポールが有する技術・ノウハウに対する参加者の理解を高めると同時に、同国が実現した「環境に優しく魅力ある都市」を体感することによって、参加者がシンガポールの都市開発に対する好意や敬意を持つきっかけを与えている。実際にシンガポールの国際会議に参加した途上国の政府関係者が、そのインフラ技術や都市開発ノウハウを取り入れたいといった発言をすることは多く、アウトバウンドのシティセールスとしても機能していると考えられる。

図表 3-2-3. シンガポールの各種施設



Newater Plant (出展:PUB) 、Singspring Desalination Plant (出典:Hyflux)



Marina Barrage (出典:PUB)、Gardens by the Bay (出典:Gardens by the Bay)

なお、近年では SIWW は、World Cities Summit(世界都市会議)や、Clean Enviro Summit Singapore(クリーン環境サミット)などと同時開催されており、水という単体インフラに限らず、シンガポールの持続可能な都市計画/開発の包括的なノウハウを世界に打ち出す潮流も見られる。なお、World Cities Summit においては、第2章で紹介した同国の都市プレゼンテーションセンターである Singapore City Galleryも視察ツアー先となっており、各国参加者にシンガポールの都市開発ノウハウをアピールする為に活用されている。

図表 3-2-4. 視察ツアーの様様



(出典)URA

② その他の営業活動

SIWW の開催は水セクター関係者を呼び込み、シンガポールの水ハブ戦略を世界に発信する上で重要な役割を担っているが、MICE はあくまで一時的なイベントであり、参加企業に対するアフターフォローや、MICE と連携する支援政策がなければ、その効果は一過性のものになりかねない。シンガポール政府の場合、こうしたアフターフォローや政策連携を極めて巧みに行っており、他都市との差別化に繋がっているとも考えられる。

例えば SIWW に独自の排水処理システムを出展した(株)東芝は、展示会の場で PUB 関係者から声をかけられ、これを機に翌年 PUB と覚書を締結し、シンガポールに水研究センターを新設することに繋がったと報じられている⁹¹。他の参加企業へのヒアリングにおいても、こうしたシンガポール政府関係者の積極的な誘致営業について聞かれた。

図表 3-2-5. シンガポール政府関係者による営業活動

<シンガポール政府関係者による営業活動(参加企業ヒアリングによる)>

- PUB や EDB などシンガポール政府関係者は、かなり積極的な誘致営業を行っている。SIWW 期間中だけでなく、イベント後も、日本にある領事館を通じてシンガポールに現地法人を設立するよう勧誘を受けた。
- シンガポール政府関係者は誘致営業にかけて非常に巧みである。シンガポールに拠点を設

⁹¹ 日刊工業新聞 記事(2012年7月9日)

立するメリットについて、水分野のみならず、その他の事業機会もあわせてパッケージで提案してくる為、魅力的に感じた。税制優遇などのインセンティブ制度についても宣伝を受けた。

- ▶ 資金も資源も乏しい同国では、人材が非常に重要視されている。特に EDB の人材は有能で成長性のある企業の特定やそうした企業のニーズを理解するなど目利きのできる人材が揃っており、彼らが外から資金や最新技術を集める為に、きめ細かく企業へのアプローチを行っている。

特に EDB を初めとするシンガポール政府の職員は、外国企業に対し SIWW 期間中以外も継続的アプローチを展開している。領事館職員が日本において直接企業を訪問する例もある。これまで EDB の勧誘を受けた経験のある企業数社にヒアリングしたところ、いずれの企業も EDB 職員の営業力を高く評価していることが分かった。EDB は製造業・サービス産業の双方に対応し、海外投資家を誘致するだけでなく、進出に係るあらゆる相談対応・支援を行うワンストップセンターとしても機能している。更には外国企業と直接対話を行う中で聞かれた、シンガポールのインフラやビジネス環境における改善点について、他の政府機関に随時フィードバックを行うことで、常にグローバル視点でシンガポール政府がビジネス環境の最適化を図れるよう、先導する役割も担っている⁹²。

③ 連携する支援政策

上述の通り、NRF は環境・水処理分野に多額の研究開発資金を拠出しており、当該資金の管理・配分は、環境・水資源省 (Ministry of Environment and Water Resources) が設立した Environment & Water Industry (EWI) が担当している。EWI は PUB が理事を務め、インバウンド投資促進機関である EDB と、アウトバウンド投資促進機関の International Enterprise Singapore (IE Singapore; 国際企業庁)、Agency for Science, Technology, and Research (A*STAR; 科学技術研究庁) など複数の政府機関に係る省庁横断型組織であり、シンガポール国立大学 (NUS) や南洋理工大学 (NTU) など学術機関も参加している。EWI は、企業が最先端技術を商品化する為の研究開発や、水セクター中小企業による研究開発等に対して、資金提供を行っている。当該資金の受給資格として、シンガポールで登記している企業である必要

⁹² EDB「シンガポール投資ガイドブック」、EDB ウェブサイト (http://www.edbsingapore.jp/edb/sg/jp_jp/index.html)

がある⁹³。進出企業によると、こうした潤沢な研究開発資金を背景とし、研究開発施設など新技術を開発しやすい環境が整備されている点もシンガポールの魅力とのことである。

2004年に設立された産学連携型の研究開発施設「WaterHub」は、EWIがPUBと共同で実施する戦略プログラムの一つ「Center for Water Excellence」プログラムに基づき、環境・水処理分野におけるクラスター形成、キャパシティビルディング、シンガポール水産業の国際化を目的として運営されている。当該施設はR&Dインキュベーターセンターとして、共有設備や会議室等のオフィス設備が揃い、外国企業の入居/スタートアップがしやすい環境となっている。先述の東芝についても、PUBと「機能粉を活用した排水処理プロセスの開発」覚書を締結のうえ、同施設内に「東芝アジア・パシフィック社 水研究センター」を設立した(2012年4月)。他にも日本企業では2008年に日東電工(株)、2012年に三菱レイヨン(株)、その他グローバル企業ではSiemens社やXylem社などがWaterHub内に研究開発拠点を設立している⁹⁴。

入居企業によると、当該施設への入居においては、下記のメリットがあるとのことである。

図表 3-2-6. WaterHub 内拠点設立のメリット

< WaterHub 内拠点設立のメリット(企業ヒアリングによる) >

- Water Hub には、様々な国から企業が集まっている。2週間に一度ぐらいのペースで交流会が催され、技術の情報交換を行うことで事業連携の話も生まれる。
- ASEAN 諸国に進出する為のビジネス拠点として魅力的。例えばインドに日本企業のみで初めて進出するより、シンガポールで交流したインド企業と組んで進出する方がやりやすい。シンガポールに拠点を設立して上場しているが、実際のビジネスは中国でやっている企業もある。
- シンガポール政府からは研究の補助金や、拠点設立用地の貸出等の支援を受ける。現地国立大学の研修生を有期雇用したり、彼らを日本で採用するとさらにインセンティブが付いたりもする。技術取得の為、海外企業に人材を入りこませる工夫がされている。
- PUB と EDB から事業入札情報が提供される。例えばシンガポール国営企業などが海外で工業団地開発プロジェクトを実施している場合、その工業団地で必要となる上下水インフラ整備事業に関する公募が発信される。これは、シンガポール政府が縦割りでなく、一体で動いていることの表れ。日本であればインフラごとに管轄省が異なり、一方の省が実施する海

⁹³ National Research Foundation ウェブサイト (<http://www.nrf.gov.sg/home>)

⁹⁴ PUB WaterHub ウェブサイト (<http://www.pub.gov.sg/waterhub/Pages/default.aspx>)、各社プレスリリース

外インフラ事業において他省管轄インフラの事業機会があっても、迅速な連携は行われない
のではないかと。

上記に見られるように、**WaterHub** 内では、研究に対する助成金を得られるほか、他の入居企業やシンガポール国営会社とのネットワーキングや、アウトバウンド(海外進出)を含む事業連携の機会が与えられる。こうした機能を促進するため、**WaterHub** では他の入居企業および水分野に係る国際機関/団体等(例:Global Water Intelligence、International Water Association、他)とのネットワーキングイベント、各種セミナー、シンポジウムを定期的を開催している。また、シンガポール国立大学を初めとする学術機関とのパートナーシップにより、企業雇用者向けの様々なトレーニングプログラムを受講することができ⁹⁵、まさに産官学による水研究、ビジネス連携促進の「ハブ」としての機能を有している。

図表 3-2-7. WaterHub



(出典) PUB

WaterHub 以外では、南洋理工大学キャンパス内の Nanyang Environment & Water Research Institute(NEWRI;南洋環境・水研究所)が外資を含む民間企業との共同研究に取り組んでおり、東レ(株)が 2010 年に「Toray Singapore Water Research Center」を同敷地内に設立している。

⁹⁵ PUB WaterHub ウェブサイト(<http://www.pub.gov.sg/waterhub/Pages/default.aspx>)

(3) 成果とまとめ

NRF 及び EWI が設立された 2006 年から 2012 年までの間に、シンガポールは以下の実績を上げており、「グローバル・ハイドロハブ」の取組みは着実に成果を表しつつあると見られる⁹⁶。

- ▶ シンガポール国内の水関係企業数： **およそ 50 社⇒100 社に増加**
- ▶ シンガポール内の水関係企業が獲得した海外事業数： **100 件以上（事業規模の総額はおよそ S\$90 億[およそ 7283 億円]**)
- ▶ 国内水関係の R&D 施設数： **3 件⇒25 件**
- ▶ PUB が実施した R&D プロジェクト数： **348 件 (S\$2.2 億[およそ 197 億円])**
- ▶ 2011 年度に水関係投資が創出した付加価値額： **S\$1.3 億（およそ 105 億円）**

① 一貫性と政策連携

シンガポールの「グローバル・ハイドロハブ」戦略は、その一貫したビジョンに基づき、大規模 MICE を通じた国際社会・主要グローバル企業への情報発信に加え、政府職員によるきめ細かく積極的な誘致営業とアフターフォロー、さらには実際に進出企業が魅力的に感じる各種支援政策（水 R&D 活動に対する支援、スタートアップを容易にする水研究施設など）の密接な連携により推進されてきた。こうした連携と一貫性は、MICE のような大規模イベントを一過性のものにせず、参加した企業を次のステップへと誘導する仕掛けやフォロー体制が構築されていることを示唆する。

② ネットワーキング・連携促進による“ハブ”効果

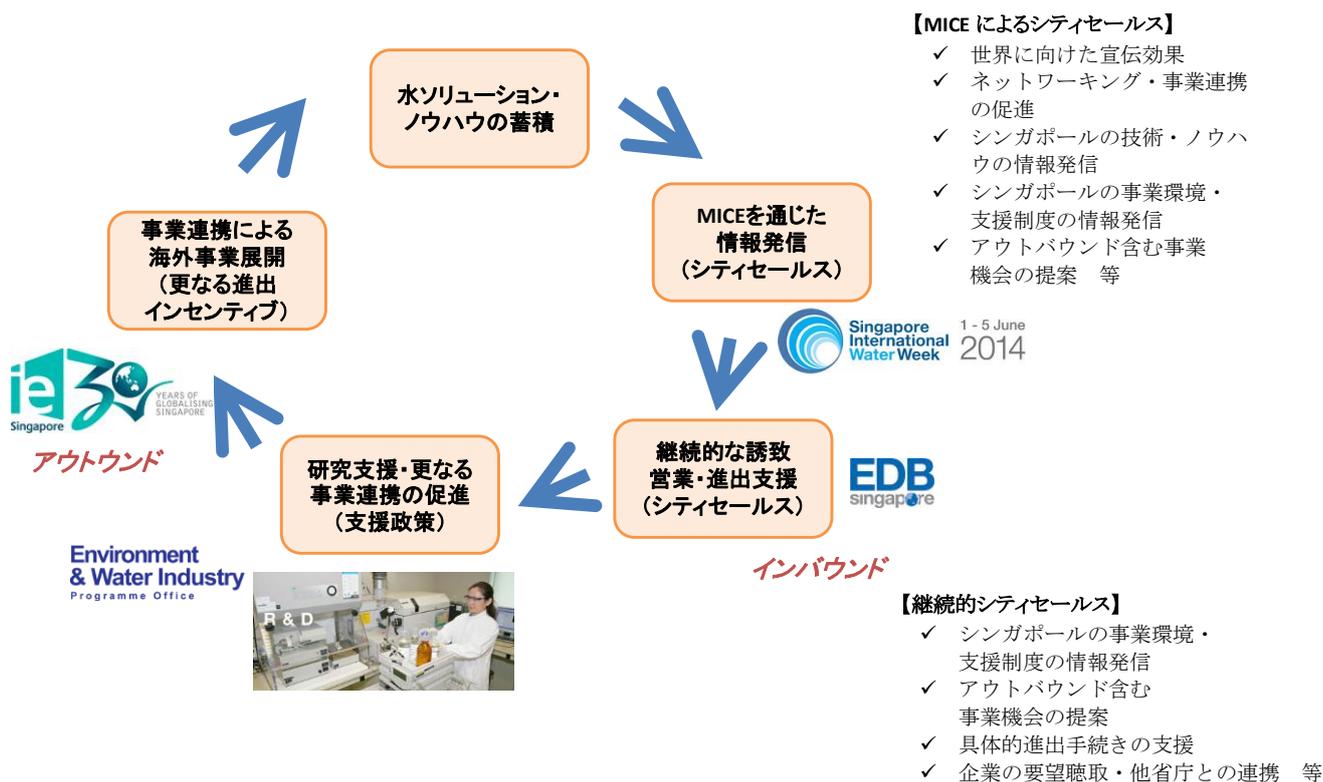
シンガポールのシティセールス手法の随所には、企業間あるいは企業と政府/学術機関の自由な商談・ネットワーキングを促進する工夫がされており、企業に参加インセンティブを与えていると考えられる。インフラビジネスは単独企業での事業参画が難しいケースが多く、特に海外事業においてはアライアンスを組む相手を必要としている企業も多いことから、こうした機会は貴重である。SIWW には各国の政府要人も集まることから、彼らからその国のインフラ市場・ニーズに関する情報を取り入れ、さらに自らの技術を宣伝する機会も得ることができる。まさに「商談・情報アクセスの為には、シンガポールに行かなければならない」という状況を作り出すことに成功していると言える。

⁹⁶ Singapore Internatinonal Water Week ウェブサイト
(<http://www.siww.com.sg/media/singapores-water-industry-doubles-100-companies>)

③ 更なる事業機会(アウトバウンド)の提案

一般的なシティセールスでは、自都市のビジネス環境や支援制度等の宣伝に留まることが多い。一方シンガポールでは、企業誘致に際して、シンガポールを拠点としたアウトバウンド投資の可能性についても宣伝している点がユニークである。シンガポールに拠点を置き、シンガポール国営企業等と組んで周辺国へ更なる事業展開を行うよう働きかけているのである。これは、同国そのものの市場規模が小さくビジネス機会も限定的という弱みを持つ一方、地理的にアジアの中心に位置し、英語を公用語とするなど ASEAN 圏の事業拠点としては多くの強みを有する同国の特質を活かした戦略とも言えそうだが、グローバルビジネスを志す参加企業にとっても魅力的な提案である。実際に、2009年には国営企業 Hyflux 社が日揮(株)と共同で中国天津市における海水淡水化事業に、また 2012年には(株)日立製作所および伊藤忠商事(株)と共同でインドの海水淡水化事業に乗り出している⁹⁷。上述の企業ヒアリングにおいても、シンガポールで知り合った他国企業との連携により、とある途上国への事業進出を進めた事例が聞かれた。

図表 3-2-8. シンガポールにおけるシティセールス(水ビジネス)の取組みフロー



⁹⁷ 日揮ニュースリリース(2009年12月14日)、EDB ニュースリリース(2012年5月11日)

(出典) 各機関ウェブサイトより PwC 作成

勿論、シンガポールのこうした取組みにまったく課題がないわけではない。今回ヒアリングを行った企業からは、シンガポールに集まった部材会社が連携先であるシンガポール国営企業に買い叩かれる事例や、また事業連携して海外進出した事業が順調に進んでいない等の問題点も指摘された。また、ここ数年でシンガポールにおけるグローバル企業同士の情報交換が進み、有力と見られる連携先や、周辺国を含めポテンシャルのある市場について概ね把握できるようになったことから、SIWWはその役目を終えつつあるのでは(隔年開催に変更されたことがそのしるし)という意見も聞かれた。しかしながら、こうした取組みがここ数年のシンガポールの水分野における成長や国際社会における存在感の向上に寄与したことは確かであり、その戦略手法から学ぶべきことは多いと考えられる。

3. アジア各都市における対海外シティセールス事例②（韓国ソウルにおけるシティセールスの取り組み）

(1) 都市戦略の概要

① ソウル特別市の重点産業と推進機関

ソウル特別市では持続可能な成長基盤の構築を目標に、8大新成長産業の育成計画が含まれた「スマート経済都市ソウル 2020」を打ち出している。これにはビジネスサービスと、金融、デジタルコンテンツ、観光・MICE、情報通信(IT)、バイオテクノロジー(BT)、グローバルグリーンテクノロジー(GT)、デザイン・ファッションが含まれるが、特に代表的な取り組みとして、金融産業の集積を目指す汝矣島の International Financial Center Seoul (以下、IFC Seoul)、およびコンテンツ産業の集積を目指す上岩洞 Digital Media City (以下、DMC)の2つのクラスター造成事業が代表的なものとして知られている。特に金融産業が重視された背景としては、世界金融市場の成長とその中でも特にアジア市場の重要性の高まりや、韓国のGDPに占める同産業の比率がそれほど高くなく、また今後人口の高齢化に伴う長期年金貯蓄や保険に対する需要増から成長が見込めること、金融産業は他産業と比較し付加価値の創出効果が高く、経済成長を牽引できる可能性が高いこと等の理由が挙げられている。コンテンツ産業については、ソウルで既に関連産業が多く集積しており(韓国全土の同産業企業の52%、従事者の55%、売上高の57%が集積)、新しいメディア(スマートフォン、タブレット等)の登場も踏まえ今後デジタルコンテンツの需要や世界市場の拡大が予想されることから、同市の成長原動力になり得る産業と見られている⁹⁸。新成長産業の育成にかかる資金は、政府主導で新成長ファンドを組成して支援していくことが検討されており、計画値ではソウル特別市が4000億ウォン(およそ382億円)、政府・公共部門が3000億ウォン(およそ287億円)を拠出し、民間から3000億ウォンを調達することとされている。特に金融産業の集積を目指すIFC Seoulにおいては外国直接投資の誘致を重視しており、グローバル企業や外国人材の積極的な誘致活動を展開している。DMCはIFC Seoulほど外国企業誘致に重点を置いていないものの、国内・海外企業双方について積極的な誘致を行っている。

投資誘致に関しては、ソウル特別市の経済振興室投資誘致課が総括しているが、その下部機関として、特に金融産業誘致を専門とする金融産業チーム、DMC関連業務を担当するDMC企画チーム及びDMC管理チームがあり、その他セクターについては投資政策チーム、投資誘致チーム、投資管理チームで所管している。経済振興室の関連機関として中小企業支援を主業

⁹⁸ ソウル特別市「スマート経済都市ソウル 2020」

務とする「ソウル産業通商振興院（SBA）」があるが、当該機関はソウル特別市より外国人投資環境改善業務の委託を受けており、外国人材支援および広報活動に携わっている。

シティセールスにおいては、特にこうした IFC Seoul、DMC 等の開発事業の取組みに加え、韓国全体の経済規模、外国人が住みやすい生活環境（物価、教育、医療）、市場の成長動向等についてアピールを行っている⁹⁹。

② 金融セクターにおける戦略

IFC Seoul は、ソウルの北東アジアにおける経済および金融産業の拠点化を目標に、国内外の金融機関誘致に向けた特区を指定し、育成する試みである。2007年12月に制定された「金融中心地の造成と発展に関する法律」に基づき計画が進み、2009年に汝矣島を対象地として指定、2012年10月に「IFC Seoul」として正式にオープンした¹⁰⁰。当該事業は、グローバル保険大手AIGグループのAIG Global Real Estate社とソウル特別市のパートナーシップにより、官民共同で推進されている。同社はソウル特別市より99年間に亘り土地を借り受け、IFC Seoulの中核となる多機能施設の開発事業を実施している。2007年に着工し2012年完成した同施設の総面積は505,236平方メートルであり、3棟の高層オフィスビル、商業モール、5つ星ホテルなどが整備された¹⁰¹。こうした施設を含め近代化された汝矣島は、ソウルのマンハッタンとも呼ばれている。現在では金融機関が密集しており、従業者の23.4%が金融関連業種に従事しているとされる。

99 ソウル特別市ヒアリング（2013年12月27日）

¹⁰⁰ 参与政府経済5年、国政ブリーフィング特別企画チーム著、2008、ハンスメディア

¹⁰¹ IFC Seoul ウェブサイト (<http://www.ifcseoul.com/>)

図表 3-3-1. IFC Seoul



(出典) IFC Seoul

③ デジタルコンテンツセクターにおける戦略

文化コンテンツ産業は複雑なバリューチェーンで構成される「クラスター指向型産業」である。コンテンツ産業における事業はプロジェクト単位実施されることが多く、関連業者間のネットワークが重要視される。このため、ソウル特別市は DMC をグローバルな情報メディア産業の集積地として、また情報・文化が融合し環境にも配慮する新しい発展の在り方を示す最先端ビジネス環境の構築をめざし、計 569,925 平方メートルの敷地を開発する DMC 事業を推進している。同事業は元々、1998 年 7 月の「新ソウルタウン造成」方針において、新千年新都市造成計画として企画された。以降、シンポジウムの開催、事前マーケティング、海外投資説明会の開催などによる事業性検討を経て、2004 年に着工し、開発が進んでいる。完工は 2014 年を予定しているが、既に数多くの企業の入居が進んでいる。

(2) シティセールスの取組み

① MICE の活用(プッシュ型)

ソウル特別市は上記重点産業における外国投資誘致の促進に向け、国内外で活発なプロモーション活動を展開している。海外においては特に大都市において投資カンファレンスを開催し、グローバル金融企業やコンテンツ産業関連企業を招待してソウルの魅力をアピールしている。

例えば金融セクターにおいては、ソウル特別市は過去数年間に亘り、海外都市で「Financial Hub Seoul Conference」を開催してきた。これはソウル特別市と金融監督院 (Financial

Suprisory Service¹⁰²⁾が共同運営するイベントであり、IFC Seoul の事業内容と進捗、並びに投資環境について広報するほか、ソウルに進出した外資企業の事例紹介、進出支援策の紹介などの説明を実施している。

図表 3-3-2. 海外における Financial Hub Seoul Conference の開催例

2009	日時	香港('09.11.17)
		シンガポール('09.11.19)
	場所	香港(Island Shangri-La Hotel)
		シンガポール(Fullerton Hotel)
2010	日時	'10.11.25
	場所	ロンドン(Four Seasons Hotel Canary Wharf London)
2011	日時	'11.11.3
	場所	ニューヨーク(The Plaza Hotel)
2012	日時	'12.9.12
	場所	香港(The Conrad Hotel)
2013	日時	'13.4.24
	場所	上海(Grand Hyatt Hotel)

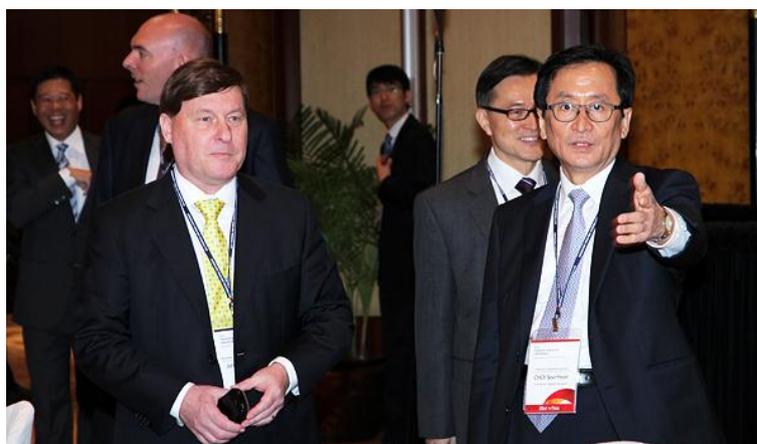
最近の 2012 年の開催においては、Bank of China、Goldman Sachs などグローバル金融企業 70 社の役員 220 人余りが参加した。2009 年に香港で開かれた初回カンファレンスでは、金融機関 41 社から 86 人の参加となっていたが、以降、韓国経済や金融市場への関心が高まり、参加人数が大きく増加している。2012 年のカンファレンスでは、韓国 Goldman Sachs の Simon Hurst 氏(専務)や Bank of China の Huang De 氏(Korea Executive Officer)が同社の韓国進出体験や、韓国市場の成長動向・魅力についてプレゼンを行うなど、進出企業による事業環境のアピールが行われている¹⁰³。また、カンファレンス中にソウル特別市は、Hermes BPK

¹⁰² The Financial Supervisory Service was established on January 2, 1999, under the Act on the Establishment of Financial Supervisory Organizations by bringing together four supervisory bodies-Banking Supervisory Authority, Securities Supervisory Board, Insurance Supervisory Board, and Non-bank Supervisory Authority-into a single supervisory organization. The primary function of the FSS is examination and supervision of financial institutions but can extend to other oversight and enforcement functions as charged by the Financial Services Commission (the former Financial Supervisory Commission) and the Securities and Futures Commission.

¹⁰³ ソウル特別市報道資料- 2012. 09. 11

Partners 社、Threadneedle Investments 社、中国の Bosera Asset Management 社、アラブ首長国連邦(UAE)のアブダビ国立銀行(National Bank of Abu Dhabi)の 4 社と今後のソウルへの進出検討における協力支援に係る覚書(MOU)を締結している(現時点ではまだ進出していない。)。今年 2013 年 4 月の上海におけるカンファレンスでも、国泰君安証券会社など海外市場進出に積極的な中国金融企業 2 社と MOU を締結している¹⁰⁴。

図表 3-3-3. 2012 年 Financial Hub Seoul Conference の模様



(出典)ソウル特別市

金融監督院によると、近年、世界経済の低迷など不安定な内外環境が続く中、こうしたイベントを開催することで、韓国政府及び金融当局がいかに積極的な政策を打ち出しているかを世界

¹⁰⁴ ソウル特別市報道資料- 2013. 04. 24

にアピールし、韓国金融市場に対する国際社会の信頼を高めると共に、IFC Seoul 事業に対する肯定的イメージの定着にも繋げているとのことである。またこうした活動が、外資系金融機関の誘致促進に繋がっていると見ている¹⁰⁵。

また、ソウル特別市は、大規模なカンファレンスだけでなく小規模な投資説明会も実施している。例えば 2013 年 9 月には、オーストラリアのシドニー、メルボルンを訪問し、金融委員会・金融監督院・国民年金の協力を得て、グローバル金融機関誘致を目的とした説明会を開催した。ソウル金融セクターの投資環境や成長性を PR し、ここでも現地の資産運用会社ヘイスティングス・マネジメント社と MOU を締結している。また、現地企業の本社を個別に訪問し、企業の投資計画や関心分野について聞き取りを行い、協力案について議論したとのことである。この訪問には金融委員会と金融監督院も同行しており、韓国進出や金融業に関する許認可手続きなど、具体的な情報共有も行われている。

図表 3-3-4. 投資説明会およびヘイスティングス・マネジメント社との MOU 締結¹⁰⁶



(出典)ソウル特別市

DMC 事業においても、同様の海外説明会を実施している。例えば 2011 年には東京を訪問し、ホテルニューオータニ東京で開催された「日本投資説明会」の場で、DMC への誘致プロモーションが行われている。説明会では、ソウルの全般的な投資環境および投資誘致プロジェクトの広報に加え、日本の文化コンテンツ企業を対象とした DMC 団地への誘致プロモーション、ソウル投資に関心を持つ企業と DMC 入居希望企業などに対する対面での商談会を重点的に実施している。基本的な流れとしては、事前懇談会→投資環境説明会→分野毎の商談会、といった 3

¹⁰⁵ 金融監督院報道資料 - 2012. 09. 12

¹⁰⁶ 出所:ソウル特別市報道資料- 2013.09.27(金)朝刊

段階で進めることで、投資誘致率の向上を図っている¹⁰⁷。2012年にはTAMA協会が推進する首都圏西部ネットワーク支援活動の視察を行い、DMCとのクラスター間交流・協力の可能性について議論が行われた。また、「国際投資誘致博覧会 MIPIM 2011」にも参加し、同様の広報活動を実施したとのことである¹⁰⁸。

図表 3-3-5. 日本投資説明会における商談会の模様



(出典)ソウル特別市

② MICE の活用(プル型)

ソウル特別市は、最近まで国内でも金融カンファレンスを開催し、国内外の金融関係者や学識者を招き、ソウルにおける金融ビジネスハブの形成について討論会を実施していたが、現在では、効率的な投資誘致のために個別企業訪問及び海外投資説明会に変更されている¹⁰⁹。

ソウル国際金融カンファレンス(SIFIC)は過去数年間に亘り毎年開催され、2008年には「世界経済の不確実性と金融中心地としてのソウルの課題と戦略」というテーマで、小公洞のロッテホテルで開催された。ロジャーズホールディングスのジム・ロジャーズ 最高経営者や、1999年のノーベル経済学賞受賞者ロバート・マンデル氏など世界的な経済専門家のほか、政府・公共機関、研究所など、国内外の金融専門家や関係者約 500 人が参加している。2009年のテーマは「金融危機以後の国際金融中心地としてのソウル」で、400 人余りが参加し、韓国の金融規制の改善方向性や、ソウルにおけるグローバル金融機関にとっての事業環境改善策、誘致インセンティブについて議論し、今後に向けた提言などが行われた。特に 2009 年のカンファレンスは、従来よりも、企業誘致に向けた実質的な議論を行えるよう企画されたとのことである。

¹⁰⁷ソウル特別市「2013 外国人直接投資計画」

¹⁰⁸ソウル特別市報道資料 - 2011.01.25 夕刊、2012.5.14 夕刊

¹⁰⁹ソウル特別市ウェブサイト(www.seoul.com)

図表 3-3-6. 2008 年ソウル国際金融カンファレンス(SIFIC 2008)の様様



(出典)ソウル特別市

また、DMC 事業においては、毎年約 2 億ウオンの予算をかけて上岩洞 DMC 団地内で「DMC カルチャーオープン」を開催している。同イベントは DMC 支援条例第 8 条「デジタルメディア祭典とイベント支援」に基づき、SBA とソウル DMC カルチャーオープン組織委員会が共催しているもので、2008 年に始まり、2013 年で 6 回目を迎えた。構成内容は毎年異なるが、基本的に優秀企業の表彰式、展示会 (EXPO)、国際フォーラム、投資誘致説明会などは基本的に毎年開かれており、毎年平均約 4 万人が参加している。

EXPO は DMC 入居企業の新技術や製品を展示・PR する場で、企業の展示/広報ブース、体験スペースで構成される。企業の優秀コンテンツや製品の展示及び常設広報館でのプロモーションが実施され、入居企業のヒット商品を一堂に集めたゲームコンテンツ館・インタラクティブ体験館で観客はスマート映像やゲームコンテンツを直接体験することができる。国際フォーラムには国内外の学識者、企業関係者、文化・技術専門家などが参加している。

図表 3-3-7. DMC カルチャーオープン



(出典)ソウル特別市

③ その他の営業活動

ソウル特別市では、これまでの広報・誘致活動を通じて取得した世界の金融関係者リストを2009年から持続的にアップデートしており、これを誘致活動の資産として活用している。例えば、ソウル特別市は四半期ごとに国内外の金融関係者800~1千人を対象に、ソウル金融e-ニュースレターを発送している。2013年には発送対象を拡大する計画であり、e-ニュースレターを通じてソウル特別市の金融セクター情報・投資環境に加え、外国人の生活環境についても案内している。また、こうしたリストの中で特に有望と思われる相手先情報については、金融監督院など関係機関とも共有している。

また、LinkedInなどのソーシャル・ネットワーク・サービスも広報ツールとして積極的に取り入れている。特にLinkedInは企業の重役や投資担当者とのコネクション作りが可能であり、世界の潜在投資家を対象に、マンツーマンの誘致活動に活用している。ソウル特別市では、この他にもブログや、ニュースレターの発信、オンライン広告などを通じたプロモーション活動に注力し

ており、ソーシャルネットワーク・マーケティングには年間約1億2,500万ウォンの予算が割り当てられている¹¹⁰。

また、ソウル特別市ではソウル所在の外資系金融機関を個別に訪問し、IFC Seoul に関するPRを行うと共に、グローバル金融動向に関する情報交換、韓国金融規制の改善要望などの聞き取りを行っている。ソウル特別市による営業訪問を受け、IFC Seoul 進出に至った某外資系企業は、以下のように述べている。

図表 3-3-8. ソウル特別市関係者による営業活動

＜ソウル特別市関係者による営業活動(IFC Seoul 進出企業ヒアリングによる)＞

- ▶ ソウル特別市の誘致チームが、3か月に1回ほどのペースで定期的に営業訪問にやってきました。訪問の際には、「IFC Seoul 施設管理者との賃料交渉を支援する」と提案するなど、非常に積極的であった。
- ▶ 訪問の際、当社のクライアントである同国政府系金融機関の顧問が同行していた。この為、多少なりとも心理的プレッシャーがあったことも事実である。
- ▶ 近年、韓国の国民年金規模が拡大し、その金融市場の重要性が増す中で、世界的に韓国進出がブームとなっていた。当社はこうした背景を受け同国市場の重要性を認識して進出を決定しており、ソウル特別市職員が進出に決定的な役割を果たしたとは言い難い。しかしながら、上記のようなシティセールスは一定の効果があると感じており、特に賃料交渉サポートのような実質的支援の提案はインパクトがあった。
- ▶ 最終的に IFC Seoul を選択した理由は、最新のハイテク設備を備えた近代的建物に加えて、金融ハブとしてのイメージを持つロケーション、そしてソウル特別市の積極的なPRがあったことによる。実際、関連企業が集まる金融ハブに入居したことで関係者間のコミュニケーションがとりやすく、知名度の高い IFC Seoul に入居していることが当社のイメージアップに繋がり、非常に満足している。

¹¹⁰ ソウル特別市「2013 外国人直接投資計画」

上述の「Financial Hub Seoul Conference」においても、企業がプレゼンを行う事例が見られたが、個別訪問においても企業関係者を同行させている様子である。同社の場合、ソウル特別市のシティセールスは進出の決め手とまでは言えないとしているが、賃料交渉サポートなど、実質的な支援を含めた PR 手法は一定の効果があったと見られる。

加えて、既に進出済みの企業に対しては意見・要望を持続的に取り入れ、投資環境の更なる向上に繋げようとする活動は、先に述べたシンガポール EDB の活動にも類似する。

④ 連携する支援策

ソウル特別市は、特に同市の外国投資促進地域への投資や、重点産業および高度な技術を伴う事業に投資する外国企業に対し、国税・地方税の減免や事務所設立費助成、雇用/教育訓練補助金など既に様々なインセンティブ制度を設けているが、特に IFC Seoul への外国企業誘致に向けて、現在、「金融中心地支援に関する条例(仮称)」を制定するなど、支援制度づくりを進めている。その主な内容は、IFC Seoul への新規入居企業に対する開業費や人材育成に対する助成や、外国企業のための環境整備などである。

図表 3-3-9. ソウル特別市による支援策概要

支援項目	支援内容	支援限度(1機関当たり)
設備設置	電算設備など設置資金の10%以内	最大10億ウォン(約9.6千万円)
新規雇用	新規雇用1人当たり月50万ウォン	最大6000万ウォン(約573万円)
教育訓練	教育訓練人員1人当たり月50万ウォン	最大6000万ウォン

ソウル特別市が外国企業に対し上記の補助金を拠出する場合、その金額の一定比率を韓国政府が追加支援することとされている。ソウル特別市と韓国政府で 1:1 の比率となることが予想されているが、現在、市議会の承認(2014 年上半期の予定)が必要とされている。

なお、IFC Seoul のデベロッパーである AIG 社は、既に賃料減免/オフィスインテリア設備等の費用支援といったインセンティブを自発的に提供している¹¹¹。

¹¹¹ ソウル特別市ヒアリング(2013 年 12 月 27 日)

DMC 団地内では、50 年間の長期賃貸及び財産評定価額の 10/1000 以上に適用される賃貸料の減免、敷地売却による供給の際には造成原価並みの価格で供給可能、分納期間 20 年まで許容、分納利率 4%適用可能、などのインセンティブが提供されている。

特に外国人材が住みよい環境整備を行う為、DMC 団地では「DMC Ville」と呼ばれる外国人向け賃貸住宅が整備されており、便利で安価な住居を提供している。各室には生活家電等が据え付けられており、短期・長期滞在者にとっても快適な環境を提供することで、ビジネス関係者の便宜を図っている。賃貸住宅は、ソウル特別市によって公営企業として設立され賃貸住宅の供給を担う SH 公社が建設したもので、SH 公社の委託業者であるシンヨン社が管理している。DMC Ville に係る整備費用と運営費は SH 公社が負担している。

図表 3-3-10. DMC Ville の模様



(出典) DMC Ville

また、DMC入居企業に対する支援策の一環として、企業のR&D能力の強化、研究課題の発掘・支援を行う構想がある。これは産学共同のR&D研究プロジェクトを選定し、研究開発費の半分を負担する方式で、産学研の共同研究技術事業化課題を支援するものである。学識者や産業界の専門家による研究室をオープンし、知的財産権の開放などによる新しいイノベーションを試みるほか、大学/研究所の研究資源を活用して入居企業に対する技術指導及びアドバイスを提供する。かかる予算は104百万ウォン(およそ994万円)と算定しており、技術事業化プロジェクトの支援に84百万ウォン、企業R&D能力の強化に18百万ウォン(およそ172万円)、委託手数料2百万ウォン(事業委託機関であるSBAに対する手数料。およそ19万円。)が予算として割り当てられる見込みである¹¹²。

なお、規制が厳しい為、ソウル特別市ではシンガポールに見られるような企業ごとのニーズに合わせたテイラーメイド型インセンティブは提供していない(できない)とのことである¹¹³。

(3) 成果とまとめ

ソウル特別市のIFC Seoulに関する取り組みは着実に成果をあげている。イギリスのコンサルティング会社Z/Yenが発表しているGlobal Financial Centres Indexの2012年結果によると、ソウル特別市は77都市中6位にランクインした(東京は7位)。同指数は国際金融競争力を測る

¹¹² 出所:ソウル特別市公開文書 - 2013年 DMC 入居企業支援事業計画

¹¹³ ソウル特別市ヒアリング(2013年12月27日)

為、毎年公表されているランキングであるが、ソウル特別市は7回連続で上昇を続けている('09年から47位の上昇)。2012年に完成したIFC Seoulでは、国内企業に加え外国企業の入居が進んでおり、これまでに米国、欧州、日本、中国などから、金融機関では9社(米CBRE、米インベスコ、米Riverside、日大和証券、他)、コンサルティングなど金融支援業で3社(米Citrix、米サンガード、米AIG Services)、その他非金融事業では4社(米フィリップモリス、日旭化成、日ソニー、他)が入居している。

DMC団地は、2012年2月までに、国内企業も含む入居企業のうち先端業種企業(誘致業種)は計355社で、これらの企業に勤める勤労者数は2万5,646人となり、'08年209社、1万4,895人に比べて3年間で71.5%の高い伸び率を示した。但し、この中に占める外国企業数の内訳データは確認不可となっている。

図表 3-3-11. 入居企業数等の伸び

区分	2008年	2009年	2010年	2011年
入居率	82.4%	87.9%	90.2%	95.2%
従事者数	16,908人	24,249人	24,950人	28,593人
誘致業種の従事者数	14,895人	21,023人	22,199人	25,646人
総企業数	407社	529社	579社	682社
誘致業種の企業数	209社	252社	293社	355社

代表的な外国投資としては、JABEZ International CorporationがUS\$1億(およそ102億円)をDMCに投資している。同社は2009年に既にソウル特別市とUS\$5千万(およそ51万円)の投資を約束するMOUを締結し、DMC内の先端産業センターに入居し事務所を設立していたが、最近さらに上記の増額投資を約束する「DMC活性化及び相互協力に関する了解覚書(MOU)」を締結し、今後3年間ヤベスの主力分野であるナビゲーション、ブラックボックス、LED照明、知能型交通システム事業を拡大する計画を明らかにした。また、インドネシアのVTC Online社もDMC先端産業センターに入居し、放送、オンラインゲーム、デジタルコンテンツなどのマルチメディア分野にUS\$1千万(およそ10億円)以上を投資すると発表している。

① クラスター戦略に基づく一貫したプロモーション活動

ソウルのIFC Seoul事業およびDMC事業は、共に大規模な産業クラスターの開発事業に伴い、その活性化を目指すという一貫した目標に基づきプロモーション活動が行われている。市の投資誘致課には、金融セクター誘致とDMC活性化に特化したチームを設置しており、重点的な活動を展開している。投資誘致カンファレンスなどのMICEを活用した取組みの多くは、過去数年間に亘って持続的に開催されており、さらに年度を重ねるごと出席者が増えているなど、継続

的に活動を続けることで着実に海外投資家の間でのソウルの認知度を高めつつあると見られる。また、進出企業に対するフォローアップ・意見聴取も同時に行うことで、継続的な環境改善に努め、PCDA サイクルが機能しているとみられる。

また、現時点は計画中の段階ではあるが、通常の外国企業向けインセンティブに加え、特に上記 2 クラスターへの進出促進を意図した進出費用や R&D 資金の助成制度が検討されており、こうした支援策が加われば、更に投資家に対して魅力的な PR が可能になると考えられる。

② 多岐にわたる広報ツールの活用

ソウル特別市は、MICE 開催や個別企業の営業訪問以外にも、ソーシャル・ネットワーク・サービスの活用や、世界の金融関係者データベースの構築によるニュースレター配信など、様々なツールを活用したシティセールスを展開している。こうしたメディア活用は短期間・低コストで多数の企業に対し継続的な情報発信が可能であり、効率的な手法である。

4. 国内都市における対海外シティセールス事例①（東京都におけるシティセールスの取り組み）

本項では、特に「アジアヘッドクォーター特区」による取り組みを中心に外資系企業・高度外国人材の誘致拡大を目指す東京都の取り組みを概観すると共に、同特区制度を対外的にPRするシティセールスの取組みについて明らかにする。

(1) シティセールスの取り組み概要

「アジアヘッドクォーター特区」は 2011 年 12 月に国際総合戦略特区として選定された。さらに現在国家戦略特区として「世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり特区」が指定を受けるべく、政府において検討が行われているところである¹¹⁴。

アジアヘッドクォーター特区制度は外資系企業の誘致を目的に、優遇税制、規制緩和などを実施するほか、生活面でも医療・教育などで外国人向けのサービスを向上させ、2016 年までにアジア地域の業務総括拠点・研究開発拠点を 50 社以上、その他の外国企業を 500 社以上誘致することを目標としている。その結果「誘致した外国企業と国内企業（特に、東京が誇る高い技術を有する中小企業やベンチャー企業）が刺激し合って、新技術・新サービスを創造する魅力的な市場を形成」することを目指し、「アジアをはじめとする世界の都市間競争を勝ち抜き、東京をアジアのヘッドクォーターへと進化」¹¹⁵させることを将来像としている。

誘致対象業種は情報通信、医療・化学、電子・精密機器、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブをはじめとするあらゆる業種を対象としている。東京都へのヒアリングによれば、やみくもに誘致対象を広げるのではなく、ある程度セクターやターゲット企業を特定することが重要と認識しているとのことである。これらの業種は東京で成長が見込める事業、大きな市場が存在する事業、都内企業との連携可能性、エリア毎のまちづくりビジョンに関連する事業（例：渋谷におけるコンテンツ関連産業など）等の複数の視点で選択されている。なお東京都では 2013 年度からは具体的な誘致対象企業の発掘・リストアップに関する業務を外注するなど、外部の専門家の知見を利用する試みを行っている。今後これらの手法により得られた各種対象企業に対し、如何にして効果的なアプローチを行っていくかが課題である¹¹⁶。

¹¹⁴ 2013 年末時点

¹¹⁵ 東京都知事本局「アジアヘッドクォーター特区」説明資料

¹¹⁶ 東京都知事本局インタビュー時の担当者コメントによる。

図表 3-4-1. アジアヘッドクォーター特区制度概要

<p>目標及び期待される効果</p>	<p>目標:アジア地域の業務総括・研究開発拠点を5年間で50社以上誘致、その他の外国企業を5年間で500社以上誘致 期待される効果:5年後の経済効果約14兆6千億円、5年後の新たな雇用約93万人、税収効果約1千億円(3/4は国税)</p>
<p>政策課題及びその解決策</p>	<p>【誘致・ビジネス交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高い法人実効税率 ● 日本についての知識・情報の不足 <p>⇒法人実効税率の引下げ、誘致活動、MICE開催による誘致対象企業の掘り起こし</p> <p>【ビジネス支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続きの煩雑さ ● 英語が通じにくいビジネス環境 <p>⇒ビジネス・ワンストップサービスの提供、中小企業とのマッチングの促進</p> <p>【生活環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母国語が通じにくい生活環境 ● 家族帯同での日本への赴任 <p>⇒生活コンシェルジュ、英語での診療や学校教育、社内保育所の充実</p> <p>【BCPを確保したビジネス環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災対応力の脆弱性 ● 災害発生の際の業務継続の必要性 <p>⇒先進的ビジネス支援機能、高い防災対応力、エネルギー自立化を誘導するさらなる容積率緩和</p>
<p>新たな規制の特例措置などの提案</p>	<p>【誘致・ビジネス交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスジェットの使用手続簡略化 ● 国有地(羽田空港跡地)処分条件の緩和 <p>【ビジネス支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入国・再入国審査の緩和 ● 外国人弁護士拡大のための規制緩和 <p>【生活環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母国医師拡大のための規制緩和 ● 外国人受入拠点校の教育課程の弾力化 <p>【BCPを確保したビジネス環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電量買取制度の創設 ● 電気や熱供給の供給エリアの弾力化

地域独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税の最大限の免除 ● 外国企業・外国人に係る東京都独自施策の実施(約 150 億円) ● 英語対応可能なサービス施設等を東京都独自に認定 ● 外国企業の社内保育所への運営費補助 ● EPAで来日する看護師・介護士を活用した外国人向けベビーシッターの確保
---------	--

(出典)内閣官房ホームページ等より PwC 作成

図表 3-4-2. アジアヘッドクォーター特区エリアマップ



(出典)東京都知事本局

(2) シティセールスの取組とその成果

① 実施体制

アジアヘッドクォーター特区の利点を伝えるシティセールス実施については、東京都では知事本局特区推進部が中心となり進めている。特区推進部内においては、誘致担当及び広報担当(ウェブサイトやPR資料作成)が配置されている。

② シティセールスの方法及び内容

シティセールスのPR媒体については、特にウェブによる情報発信に注力しており、ウェブサイト作成についてもユーザー目線を重視した内容とすることを考慮しながら、外注を行っている。他にも各種PR資料や、知事本局ツイッター等のソーシャルメディアの活用も行っている。ビジネスコンシェルジュ東京については、2013年6月からはビジネスマン向けソーシャルメディアのLinkedInの使用も開始している。発信内容については外注の上、英語での発信に注力している。また最近の例では、例えば米国の経済誌であるフォーチュン誌が毎年公表している世界上位500企業ランキング発表にあわせ、同誌に東京の特集ページを作成してもらい、当該記事をパンフレットに加工しPR資料として配布するなども行っている。ただしこれら各種メディア手段を介したPRの実効果については、例えば広告代理店から掲載記事に対する照会アクセス数等のデータは送られてくるものの、実際のシティセールスへの効果について数値等で示すのは困難な側面もある。

③ 海外 MICE 参加によるシティセールス

東京都は海外で開催される MICE への参加を通じて、都市の魅力をアピールし外資企業誘致に繋げる活動を積極的に展開している。

なお東京都担当者のヒアリングによれば、MIPIM(国際不動産市)などの不動産投資家等を対象としたイベントよりも、業種別の展示会・国際会議等の方が、潜在的な進出企業となり得る個別企業関係者との接触の機会が多いとの印象を得ているとのことであった。またこうした MICE 参加において、出展の有無も重要ではあるものの、むしろ予めイベントに参加する企業の中で有力な誘致ターゲット企業を特定し、事前のアポイントメントを取って当日打ち合わせの機会を持つことが重要と認識しているとのことであった。またたまたま出展ブースを訪れた外国企業関係者と具体的な進出可能性について話ができることは滅多にないため、出展ブース設置の意義は長期的な効果(「種まきの意味合い」)を意識したものと捉えているとのことであった。

図表 3-4-3. 海外 MICE 参加を通じたアジアヘッドクォーター特区制度に関する対外PR(シティセールス)の例

平成24年3月	カンヌで開催された MIPIM(国際不動産見本市)で、特区事業のPR・外国企業誘致活動を実施
平成24年6月	フランクフルトで開催された ACHEMA2012(国際化学技術・環境保護・バイオテクノロジー見本市)で、特区事業のPR・外国企業誘致活動を実施
平成24年11月	デュッセルドルフで開催された MEDICA2012(国際医療機器見本市)で、特区事業のPR・外国企業誘致活動を実施

平成25年1月	ラスベガスで開催された International CES (国際家電ショー) で、特区事業のPR・外国企業誘致活動を実施
平成25年6月	ベルリンで開催されたセミナー " Smart City in Japan " でプレゼンテーションを実施

(出典) 東京都知事本局ホームページより PwC 作成

ア. MIPIM (国際不動産見本市)

MIPIM (国際不動産見本市) は 1990 年より毎春フランス・カンヌにて開催されている世界最大級の国際不動産投資見本市であり、世界各国のデベロッパー、不動産会社、建設会社、設計会社、行政機関、金融機関等がブースを出展し、機関投資家やエンドユーザーに向けて商談を行う他、関連業界トップの参加者らが情報交換、懇親などを深め、ネットワークを構築する場にもなっている。近年では各国政務レベルや世界各都市の首長らの参加も増え、都市計画の指針を始めとする政策討論の場ともなっている。見本市と並行して不動産、金融、世界経済関連等のコンファレンスも多数開催されている。多くのシティセールスが行われる場であり、外資系企業誘致のための PR の場として、また潜在的なエンドユーザーに対するネットワーク構築の場として優れた MICE イベントであるといえる。

東京都は 2012 年の MIPIM において大手デベロッパー 6 社と共同で「東京パビリオン」を出展し、東京都としては 4 度目となる出展を行った。アジアヘッドクォーター構想が国家戦略総合特区として指定されたことを受け、東京の国際競争力強化に向けた都市再生の取り組みやアジアのヘッドクォーターとしての取り組みを広く海外に PR する場を設け、企業誘致の促進を図ることを目的に出展を行った。東京ブースにおいては、アジアヘッドクォーター特区に関する詳細な展示とセミナー形式のプレゼンテーションをメインに、各大手デベロッパーが六本木周辺、日本橋周辺、丸の内周辺、新宿周辺、渋谷周辺の開発プロジェクト、また日本貿易振興機構 (JETRO) が日本進出の外資系企業に対するサポート・ガイドなどをパネルとセミナー形式でプレゼンテーションを行った。またブース全体の共通テーマとして、東京の特区制度により海外企業がこれまで以上に東京にビジネス拠点を設置することが容易になり魅力や利点が増すこと、また治安や安全性の高さ等の東京の持つ特性をアピールすることに重点が置かれた。

図表 3-4-4. 東京都の出展ブース概要 (MIPIM2012 年)

出展ブース規模	90 平米
ブース構成	展示パネル、展示スクリーンテーブル、打ち合わせコーナー、パンフレットラック、控室等
広報宣伝活動	ショート・プレゼンテーション、鏡開き及び寿司パ

	ーティー、東京都アジアヘッドクォーター特区 DVD 放映、各団体 DVD 放映、アンケート調査、パ ンフレット・ギブアウェイの配布
--	---

官民一体となって展開した東京都の出展は、行政側（東京都）の方針とデベロッパーらによるプロジェクト紹介を同時進行で行うことができ、エンドユーザーへのより具体的なアプローチが可能となった。東京ブース来場者数はのべ約 1,500 名と MIPIM 全参加者数の約 1 割弱と推定され、東京の取り組みに対する認知度の向上に資したと解される。今回の取り組みをきっかけとして実際の外資系企業誘致に繋げていけるような継続的な取組みが重要と思われる。

イ. World Cities Summit (世界都市サミット)

World Cities Summit (世界都市サミット) は 2008 年より、隔年毎に開催されている都市をテーマにした一大国際会議であり、2012 年の同会議は、「住みやすく持続可能な都市に向けた、総合的な解決ソリューション」をテーマに、都市が直面する多くの課題への対応に加え、都市がいかに生活の質を高め、より優れた発展を遂げることができるかについて、世界各地の知事・市長はじめ政策担当者、学者、金融・技術部門の専門家が一堂に会し、活発な交流が行われた。

東京都は同サミットにおける政府関係者や有識者によるコンファレンスにも関係者がスピーカーとして参加し東京都の都市づくりの取り組みを紹介したほか、ANMC21 (アジア大都市ネットワーク 21) の参加メンバー都市として、ANMC21 のブースの一部スペースを利用して東京都の企業誘致施策の紹介を行った。

④ 東京都における MICE 開催機会を利用したシティセールス

東京都においては、大規模 MICE 開催の機会を利用し、シティセールスに関する取り組みを行っている事例が見られる。例えば 2012 年 10 月に 48 年ぶりの日本での開催となった国際通貨基金 (IMF)・世界銀行年次総会の開催の際には、参加者に対して都の関連施設や都内の中小企業の見学会を実施し、東京が持つ優れた技術力を PR したり、都内の主要スポットをめぐるツアーや、日本文化を体験するプログラムを実施するなどの取り組みを行った¹¹⁷。また銀在地区

¹¹⁷ 東京都「東京都観光産業振興プラン」より

(銀在通り沿道)においては、同年次総会の開催に合わせて、無料公衆無線 LAN を整備し、ビジネス客や国際会議参加者への利便性向上を図る等の取組みを行っている¹¹⁸。

(3) 成果と課題

東京都担当者ヒアリングにおいては、シティセールスポイントの明確化が課題との指摘がなされた。潜在的進出企業にとっては進出によってもたらすビジネス上の直接的なメリット、特に事業収益上の効果が見込めるか否かが主要な進出決定要因となるため、例えば東京(日本)の高い法人税率自体が進出意欲を削ぐ大きな要素になる可能性が高い。従ってシティセールスにおいては、企業にとって直接的なメリット、特に対象セクターにおける規制緩和措置など、対象企業にとって好ましい事業環境の整備がまず重要との認識が示された。

またシティセールスの現場において、誘致に関わる専門人材の不足・またシティセールス従事者の継続的な関与が課題との認識が東京都担当者より示された。例えばシンガポールの EDB や韓国の KOTRA 等の誘致機関と比して、誘致に係る専門人材が不足しており、シティセールスのためのノウハウ向上を始めとする人材面の支援が必要とのことである。特に東京都は外国企業の進出については他の国内都市及びアジア都市よりも恵まれた環境を享受してきたため、シティセールス／企業誘致について積極的な取組みが不足していた面もあると思われる。今後はシティセールス促進のために国内外から優秀な人材を集め、大胆な取組みが必要との認識が担当者から示された。

また海外拠点を持ちながら国外で機動的にシティセールスを行うのは自治体単独では限界があるとの認識も示された。国側がこのような国外におけるシティセールスを支援するような取り組みがあると心強いとの指摘である。

加えて、特に自治体においてはシティセールス活動のための予算確保及び執行に困難が伴う旨の認識が担当者からも示された。例えば直接的な効果がすぐには見られにくい活動、例えば海外の関連 MICE イベント等への出席についても、費用対効果が厳しく問われる自治体の活動の中、特にシティセールス活動自体があまり前例がないこともあり、理解を得にくい点もある。シンガポールや韓国などのアジア近隣諸国・都市においては国策としてシティセールスを積極的に推進しているなか、そのような競合都市と比して自治体単独でシティセールスを継続的に行うのは厳しいとの認識を有しているようである。

¹¹⁸ 事業費は約 600 万円であり、中央区から 3 分の 2 の補助が行われた。

5. 国内都市における対海外シティセールス事例② 横浜市におけるシティセールスの取り組み

(1) 都市戦略の概要

企業誘致における横浜市の注力セクターは、従来からの重点産業である「医療・健康」、「環境・エネルギー」、「IT」、「新技術・新製品開発」に加え、上述の通り、2011年に「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、川崎市、横浜市)」(以下、「ライフイノベーション特区」)及び「環境未来都市」に選定されたことから、現在ではこれに係るライフサイエンス(医薬品・医療機器等)産業と低炭素・エネルギー産業を特に「特区等推進産業」に指定し、強化対象としている。これらの産業は外国企業に限らず国内企業も含め誘致するものである。特に外国企業の誘致ターゲットとしては、「アジアと共に成長する」という市の戦略に基づき、特に重点交流国に指定する中国・台湾・韓国・ベトナム・タイ・インドの企業にを対象としている。

企業誘致は主として同市経済局の誘致推進課が担当しており、外国企業の一次投資誘致の担当(国際経済担当)は3名で、二次投資は国内誘致担当の方で(課長2名、係長3名、職員5名)担当している。当該国内誘致担当のうち、課長1名と係長1名は東京事務所に勤務し、都内で誘致活動を行う体制としている。但し、上記担当者以外にも、主としてアウトバウンド促進を担当し、その一環で横浜市の国外PRを行う政策局共創推進室や、国際会議を誘致し市の知名度向上に努める横浜観光コンベンションビューローなど、「シティセールス」を担う主体は他局にも存在する¹¹⁹。

横浜市が外国企業の誘致において特にアピールしている事項は下記の通りである。

- 重点産業や特区産業の集積
- 進出企業に対する立地支援制度(インキュベーション施設含む)
- 近接する東京の巨大市場
- アクセスの良さ(羽田空港、鉄道アクセスなど)
- 東京と比較した場合のコストの安さ(賃料の推移が安定)
- 大学や研修者が多く人材が確保しやすい

¹¹⁹ 横浜市ヒアリング(2014年1月27日)

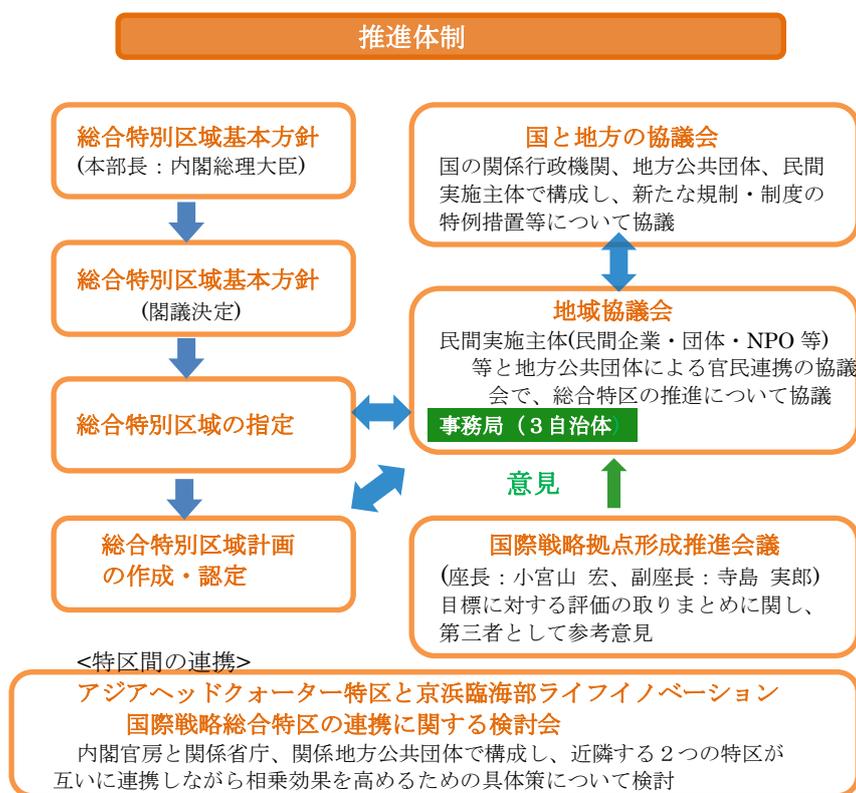
① ライフイノベーション特区戦略と推進機関

ライフイノベーション特区は、これを「知識集約型産業のような、日本固有の強みを活かした差別化戦略を描き得る産業領域」と見なし、超高齢化社会という課題解決の成功事例を日本で生み出し世界に発信できる可能性も秘めた分野であるとして、既に同地域に集積している関連企業の技術や研究開発施設等の資産を活かし、経済成長の牽引に繋げることを目的としている。具体的な数値目標としては、特区開始～5年後に同産業において約 2,955 億円の経済波及効果を生み出し、20 年後には 14 兆円の経済効果および 23 万人の雇用創出を目標に掲げている。こうした経済効果は、1) 医療・健康産業の創出、2) 医薬品・医療機器の臨床開始から上市までの期間の短縮、3) 次世代医薬品・医療機器の新規開発件数の増加により得られる想定である¹²⁰。

特区の推進主体は下図に示されるとおり、横浜市経済局、神奈川県政策局、川崎市総合企画局からなる事務局となり組織する地域協議会及び国との協議会であり、学識者や企業関係者より構成される「国際戦略拠点形成推進会議」などの支援を受けつつ進めることとされている。

¹²⁰ 国際戦略総合特区の指定申請書(概要版)

図表 3-5-1. ライフインノベーション特区の推進体制



(出典)神奈川県・横浜市・川崎市「京浜臨海部ライフインノベーション国際戦略総合特区概要」

同地域協議会は 2011 年 3 月に設立され、第 1 回協議では下記のような議論がなされている。

図表 3-5-2. 第 1 回ライフインノベーション地域協議会「主な発言」抜粋

- (第 1 回ライフインノベーション地域協議会「主な発言」抜粋)
- 中国や韓国、台湾などのアジアダイナミズムを取り込むこと、ファンドの形成による金融支援や、海外の優秀な研究者をひきつける研究環境、居住環境の整備などが重要
 - 京浜臨海部は、基礎研究から実用化までを一貫して行うことが可能なポテンシャルを持っているので、これを活用することでソウルやシンガポールといった拠点に対して独自性のある拠点形成が可能
 - 中国、韓国では国をあげてライフサイエンスの拠点形成に取り組んでいる。京浜地区は、大学、研究機関、産業が集積し、拠点形成に必要な要素を持ち合わせている。拠点形成を進めるにあたり、3 自治体が具体的な取り組みを進めることで、他にない国際的な拠点形

成が可能

- 拠点形成を進め、実現させるためには、「知」のネットワークの形成、「人」のネットワークの形成、本気でやり遂げる意思のあるリーダーが必要

(出典)「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区概要」国際戦略総合特区域指定申請書

また国際拠点形成という目標達成のため、アジア、欧州、米州の研究機関等と国際共同治験を行うといった、国際ネットワークの形成も推進している。

② 低炭素・エネルギー戦略と推進機関

横浜市が描く環境未来特区は、下図の通り、地球温暖化・省エネルギー対策、超高齢化対応、クリエイティビティなど幅広いコンセプトを包含しており、環境・社会・経済の3つの側面から誰もが住みやすく、活力ある未来都市の実現を目指すものである。その具体目標の一つとして、「官民が連携した国際都市横浜の玄関口としてふさわしいまちづくりによる、国内外の多くの人や企業から選ばれる都心部を形成する」ことが掲げられており、その為の取組み方針として「低炭素化と地域経済活性化を両立するため、低炭素化・省エネ技術の革新を行う市内企業への支援や企業誘致を行う」ことが挙げられている。

図表 3-5-3. 環境未来特区構想のイメージ



(出典)横浜市「横浜市温暖化対策プロジェクト～スマートシティプロジェクトから環境未来都市へ」

上記取組みを促進する為、横浜市では「高付加価値型グローバル企業の積極的誘致に向けた拠点整備」として横浜駅周辺地区(エキサトよこはま 22)及びみなとみらい 21 地区における複数の開発事業を計画している。これは「アジアにおけるビジネスやイノベーションの拠点として、

横浜の強みを活かしながら、グローバル企業のアジア本社機能や研究開発拠点等の誘致及びその受け皿となる都市再生を積極的に進め、日本全体の成長を牽引し新たなビジネスチャンスを生み出す“アジア拠点”化を図ることを目的とするもので、上記の重点産業に向けた市の助成制度や、MICE 誘致・開催支援の枠組みと連携を図りつつ、推進するものとしている¹²¹。

「環境未来都市」の取組みは多くのテーマ・市行政の多くの部局にまたがる為、横浜市は、各局事業の情報共有・政策調整を行い同取組みの実行を担保する組織として「横浜市環境未来都市推進本部」を設置した。同本部においてはテーマごとのプロジェクトチームが設置され、進捗状況管理、取組評価、計画更新、取組改善のPDCA サイクルを回していくこととされている。また学識、経済団体、地域活動団体、NPO 等の有識者が参加する「横浜市環境未来都市推進会議」が設置され、分野間・個別取組み間の連携による相乗効果をどう生み出すか等について検討を行うものとしている。さらには、2030 年、2050 年に向けた長期的取組を視野に入れ、今後下記の 3 組織の立上げが計画されている。

a. **横浜市環境未来都市コンソーシアム**

…行政が主体の取組みだけでなく、今後は民間企業も主体的に様々な取り組みを推進していく必要があることから、上記「横浜市環境未来都市推進会議」を母体としつつ、民間企業が追加的に参画してこれを組織し、PDCA サイクル管理・政策コーディネート、プロジェクト支援、プロモーション活動、資金アレンジ等の役割を担う。コンソーシアム事務局機能は市行政が担う。

b. **プロジェクトコンソーシアム**

…テーマごとに産・学のコンソーシアムを設置し、環境未来都市の実現に資する新しい技術、システム、サービス等の創出や実証実験としての先導的導入等を行う。本組織体はプロジェクト参加者が中心となり、プロジェクト形成の段階でプロジェクトごとに立ち上げる。

c. **エリアコーディネーター**

…ある一定のエリアに責任を持ち、プロジェクトコンソーシアムと連携して新しい技術、システム、サービス等のエリアへの導入支援を行う。また、エリアマネジメントを行う中でエリアのニーズを吸い上げ、横浜市環境未来都市コンソーシアムとの連携により新しい技術、システム、サービス等の創出に繋げていく。

¹²¹ 横浜市「横浜市環境未来都市計画 OPEN YOKOHAMA」(平成 25 年 7 月計画更新)

(2) シティセールスの取組み

① MICE の活用

横浜市は国内の主要 MICE 施設の一つである「パシフィコ横浜」を有しており、特区指定以前からこれを活用した関連産業の取組み・技術等に関する情報発信を行ってきた。またこれ以外の場所で開催される関連イベントにも積極的に参加している。こうした取組みは主に神奈川県や JETRO 横浜等との共同で実施されている。

例えば特区産業であるライフイノベーション産業に関連して、過去 15 回に亘り開催されている国内最大級のバイオ産業展示会「Bio Japan」に、神奈川県・横浜市パビリオン(横浜市、神奈川県、木原財団、KSP 合同)を設置し、特に県内の中小・ベンチャー企業を対象とした出展支援を行っている。報告書によると、2010 年に当該イベント中に行われた商談の件数は 85 件に上り、2010 年 11 月時点で成約件数は 6 件、27 件が交渉継続件数となっている。また同じくパシフィコ横浜で開催された 2011 年の「MEDTEC」では横浜市・木原財団合同で横浜パビリオンを出展し、ここでの商談件数は 116 件、うち 2011 年 8 月までの成約件数は 10 件、交渉継続件数は 109 件に上った。国内イベントに留まらず、H22 年度ではドイツの「Bio Europe 2010」及び「Bio Fach 2011」、H23 年度にも「Bio Europe 2011」とデンマークの「Medicon Valley Alliance (MVA)」商談会、アナハイムの「MD&M WEST」展示会等においても、市内企業の出展支援を実施している。

横浜市の場合、こうした展示会出展・ビジネスマッチング支援取組みはこれまで中小企業の販路開拓促進という意味合いが強く、現在も市内企業のアウトバウンドビジネスの推進は同市にとって重要な政策となっている。しかし最近では、特に特区指定以降、横浜市内における関連産業の誘致を図ることを目的とした情報発信も実施され始めている。例えば今年の「Bio Japan 2013」では、展示会との併催セミナーで「再生医療の産業化～京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区をステージとして」が開催され自治体パビリオンにも特区専用ブースが設置された。また東京ビックサイトでの「BIO Tech 2013」の横浜市パビリオンでもライフイノベーション特区専用ブースが設置され、こうした中で特区制度の概要や、代表的なプロジェクト紹介、特区における各種支援制度の紹介が行われている。

また、誘致推進課では展示会イベントにおいて参加企業のブースをまわり、市のビジネス環境紹介パンフレットの配布・説明を行っている。同課によると、展示会の場には意思決定権のある担当者が必ずしもいるとは限らない為、誘致施策として効率が良いとは言えないが、稀に「実は横浜進出に関心がある」という企業や、「(市のインキュベーション施設である)WBC を視察したい」という企業を発掘することができるとのことである。

図表 3-5-4. 2010 年 MEDTEC 横浜パビリオン及び

2012 年 Bio Japan 神奈川パビリオンの様子



(出典)横浜市経済局、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区概要」国際戦略総合特区域指定申請書

上記の「プッシュ型」セールスに加えて、横浜市では市内で国際会議を開催し、市の魅力をアピールする「プル型」セールスも実施している。2010 年より毎年「Smart City Week」が開催しており、アジア都市の政府関係者やグローバル企業を招き、アジア・スマートシティ会議などの国際会議、セミナー、展示会、商談会といった総合的な国際イベントを実施している。これは特区産業である市の低炭素・省エネルギー産業をアピールする機会でもある。また国際会議に参加した海外都市の関係者を対象に、市内のスマートシティ関連施設を巡る視察ツアーも実施しており、展示会の横浜市ブースでは、みなとみらい 21 地区や港北ニュータウン、横浜グリーンバレーエリアなどを対象に進めるスマートシティ実証事業の取り組みや、関連技術の紹介、環境未来都市としての特区制度の概要などが紹介され、横浜市の環境にやさしいまちづくりと技術を世界に向け情報発信している。但し、国際会議に招聘する現状海外都市については、特に横浜市が都市間協力の覚書を締結するベトナム・ダナン市や、フィリピン・セブ市などの新興国都市からの参加者が大半であり、また展示会においても現状は市内企業の販路開拓を主眼にしていることから、企業誘致よりも企業の海外進出支援(アウトバウンド)のためのプロモーションイベントとしての色合いが強い。イベント開催も主に政策局が主体的に取り組んでいる為、誘致推進課の係りは限定的となっている。誘致推進課がインバウンドのシティセールスを目的に開催している MICE イベントは無いのが現状である。

図表 3-5-5. アジア・スマートシティ会議の様相



＜神奈川水再生センターおよび、みなとみらい 21 内スマートハウス視察の様子＞



(出典) Smart City Week ウェブサイト

但し、海外における投資誘致セミナーは実施しており、時には市長が参加することでトップセールスを行っている事例もある。例えば 2012 年には姉妹都市であるサンディエゴで「企業誘致トップセミナー」実施し、参加したサンディエゴ市周辺の企業 47 社、主要経済団体 17 団体、合計 84 名に対して、横浜ビジネス環境について、市長よりプレゼンが行われた。こうしたセミナーは、

主に姉妹友好都市（経済・文化等あらゆる面で交流する都市）やパートナー都市（テーマ・期間を絞って交流する都市）を対象に実施している¹²²。

② その他のシティセールス

横浜市は、フランクフルト（欧州を管轄）および上海（中国を管轄）に海外事務所を有しており、当該拠点を通じて現地の公的機関/企業等の訪問・ネットワーク構築を推進しており、JETROとも密に情報交換を行っている。また、日本に進出意向のある企業はまず自国の経済機関（JETROのような機関）の在日事務所に相談するケースが多い為、こうした機関も訪問して横浜市の支援制度を伝え、日本進出を検討している企業に紹介してもらうよう依頼している。こうした海外事務所や他機関とのネットワークを通じて、横浜市を海外企業に紹介してもらうと共に、先方から進出に関心ある海外企業の情報や問合せを受けることが可能となっている。韓国や東京都のシティセールスに見られるSNSやニュースレターの活用は行っていないが、英語でウェブサイトを整備している為、ウェブサイト閲覧した海外企業からの問合せも受けている。問合せを受けた企業については、重要な誘致対象として、問合せの情報をエクセルのデータベースに記録し管理している。問合せを受けた後、一定期間ごとにフォローアップを続け、長期間まったく連絡が途絶えた相手先については、データベースから削除していく方式を取っている。

③ 連携する支援政策

横浜市では、特に企業の進出を支援するための支援制度として、下記を設けている。

図表 3-5-6. 横浜市企業立地支援制度

【取得型】（建物を新築・増築・取得する場合等）

・固定資産税・都市計画税の軽減： 5年間 税率 1/2

¹²² 姉妹友好都市： サンディエゴ市（米国）、リヨン市（フランス）、オデッサ市（ウクライナ）、バンクーバー市（カナダ）、ムンバイ市（インド）、マニラ市（フィリピン）、上海市（中国）、コンスタンツァ市（ルーマニア）。パートナー都市： 北京市（中国）、台北市（台湾）、釜山広域市・仁川市（韓国）、ホーチミン市・ハノイ市（ベトナム）、フランクフルト市（ドイツ）

(対象となる固定資産(土地・建物・設備)について)

・助成金の交付： 最大 20 億円(日本企業を含むグローバル企業の場合、30 億円)

【テナント型】(建物を賃借する場合)

①大規模な本社・研究所等の設置に対する助成金の交付： 最大 1 億円、3 年間(グローバル企業の場合は 4 年間)

②市が定める重点産業を営む事業所等の設置

対象産業	面積要件/人数要件	進出機能	助成内容
特区等推進産業 ◆ライフサイエンス (医薬品・医療機器等) ◆低炭素・省ICT等	対象部分の床面積 300㎡以上 または 従業者数 30人以上	本社 または 研究開発機能	上限 2,000 万円 (賃借料 12 か月相当分)
		本社、 研究開発機能 以外の 事業所等	上限 1,000 万円 (賃借料 6 か月相当分)
重点産業 ◆医療・健康 ◆環境・エネルギー ◆新技術・新製品開発	対象部分の床面積 100㎡以上 または 従業者数 5人以上	本社 または 研究開発機能	上限 1,000 万円 (賃借料 6 か月相当分)
		事業所等	上限 300 万円 (賃借料 3 か月相当分)

③重点産業等を含む中国・台湾・韓国・ベトナム・タイ・インド企業の事業所等の設置に対する助成金の交付： 賃借料の6か月分相当額 (最大 300 万円)

④重点産業等を営むその他本市が定めるアジア企業の事業所等の設置に対する助成金の交付： 賃借料 3 か月分相当額 (最大 50 万円)

(出典)横浜市経済局ウェブサイト、「横浜市企業立地支援制度のご案内」

また、特区内での研究開発に対する助成制度として、下記プログラムを実施している。

図表 3-5-7. 横浜市特区リーディング事業助成金

…『個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出』を目的とし、産学連携や市内への産業集積、雇用拡大によって横浜経済の活性化に寄与する特区事業に対して交付。

区分	助成率	助成限度額
市内中小企業	対象経費の 2/3 以内	50,000 千円
その他の企業	対象経費の 1/2 以内	

(出典)横浜市経済局

<横浜プロジェクト推進事業>

…革新的医薬品・医療機器の開発、新たな健康関連産業の創出のため、「予防・健康」など7分野にわたる横浜プロジェクトへの各種支援を実施。

<横浜医工連携推進事業>

…医療機器の研究開発を促進するとともに、セミナーの開催等により、市内のものづくり・IT 関連企業の医療・健康・福祉分野への参入や販路拡大を支援。

<バイオ産業活性化事業>

…国内最大級のバイオ関連産業展示会「バイオジャパン」への出展・開催支援等、バイオ関連企業の集積や販路開拓支援、企業間の技術連携や産学官連携の促進を実施

また、特区制度における特別措置として、下記メニューが用意されている。こうした特例や支援は、候補事業について市に申請を行い、これを受けて横浜市は他の 2 自治体と協議のうえ、事業を支援対象に認定することを決定した場合には、3 自治体より当該事業を位置付けた「国際戦略総合特別区域計画」の認定申請書を国に提出し、国より認定を受けるものとしている。

図表 3-5-8. 特区制度に係る各種措置

規制の特別措置等	
地域独自の規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査・特定保健指導に係る特例措置 ● 外国貨物の展示に係る特例措置 ○ 医薬品・医療機器の承認手続きに係る規制の特例措置 ○ 細胞を用いた臨床研究に係る規制の特例措置 ○ 治療の実施に係る規制の特例措置 など <p>(●: 実現可能なことが明らかとなった措置、○平成 25 年度以降の実現に向けて国と協議中)</p>
法律で規定している規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例) ○ 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例) ○ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例
税制上の支援措置 (特別償却、投資税額控除、所得控除は事業年度ごとに選択適用)	
国際戦略総合特区整備等投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別償却・・・取得価額の 50% (建物等は 25%) ○ 投資税額控除・・・施設・整備の取得価額の 15% (建物等は 8%)
国際戦略総合特区事業環境整備税制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得控除・・・規制等の特例措置を受けた事業による所得の 20%を課税所得から控除
金融上の支援措置	
○ 特区事業として認定された事業実施に必要な資金の金融機関からの借入に対して、利子補給金を支給(補給率 0.7%以内、支給期間 5 年間; 国が指定する金融機関で地域協議会の構成員であることが条件)	
財政上の支援措置 (各府省庁の予算制度を重点的に活用、不足分は総合特区推進調整費を各府省庁に移し替えて執行)	
<p>【主な具体的事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23-24 年度 国立医薬品食品衛生研究所の移転整備費 (厚生労働省 23 億円) ・平成 23 年度 患者個別対応が可能なミッションリハーサル型腹腔鏡下手術術前支援機器の開発(木原財団 5400 万円) ・平成 23 年度 家庭用超音波画像装置の開発 (木原財団 6500 万円) 	

(出典) 神奈川県・横浜市・川崎市 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区概要」

また、下記にある通り、企業の入居が可能な共同研究施設や、地元の大学機関など産学連携による研究開発体制を推進している。

図表 3-5-9. 横浜における各種研究開発取組み事例

施設例	内容
横浜バイオ産業センター	<p>公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(木原財団)が運営するインキュベーションセンター。バイオ関連の新技术を目指す企業や研究機関を対象とした、研究・開発・生産が可能な賃貸型の事業拠点。</p> <p>県内のバイオベンチャーの技術・ビジネス戦略や研究成果の発表の場である「バイオビジネス・パートナーリング」や「バイオビジネス・スタートアップ」を開催し、特にベンチャー企業を中心とした企業による連携と販路開拓の支援も実施。横浜市や神奈川県と共同で企業の展示会出展支援もあり。</p>
横浜バイオ医薬品研究開発センター	<p>上記と同様に木原財団が運営する。遺伝子組換えタンパク質の治験薬の調製に必要な高度設備を有する研究施設。バイオ医薬品製造技術(産生技術、精製技術、モニタリング技術等)の研究開発等について、初期検討の段階から様々な形の協働体制(共同研究、受託研究、受託試験、技術評価試験等)で支援。</p>
横浜市立大学先端医科学研究センター	<p>平成 24 年 12 月に福浦キャンパス内に 5 階建ての研究棟として本センターの研究施設を建設。これにより、共同研究支援部門の 7 つの共同研究施設と 4 つの企業研究室が整備され、産学官連携による共同研究・新産業創出を推進。</p>
横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア	<p>新技术・新製品の開発等を積極的に行う、中小・中堅企業の集積をはかることを目的とし、新技术・新製品の開発、新規事業分野への進出、大学との共同研究等を行う中小・中堅企業、または研究・開発等の支援を目的とする企業の「賃貸スペース」を提供。交流サロン、会議室等設備あり。</p>
東京工業大学すずかけ台キャンパス	<p>同大学と企業による共同研究を促進するため、2011 年に「東京工業大学 J3 レンタルラボラトリー」を設置し、企業の入居を募集。入居企業にはビジネス支援パートナーや産学連携支援機関の紹介、融資制度(県内の有力地方銀行による)の紹介等のサービスを提供。</p>
末広ファクトリーパーク	<p>鶴見区の約 1.43 ヘクタールの用地に研究開発型中小製造業及び</p>

ク	バイオ関連企業の誘致・集積を図るもの。同区域に立地する企業と、周辺に立地する産学共同研究センターや理化学研究所等の研究機関との連携による新技術・新製品開発力の向上や新産業の創出を推進。
---	--

(出典)各施設ウェブサイト

制度面での支援に加え、誘致推進課として進出を検討する外国企業に対し、不動産会社やレンタル事務所業者を紹介したり、こうした業者への訪問に同行する等の支援も行っている。外国への進出ということで不安を抱えた事業者も多く、自治体職員による紹介は信頼できるため安心してもらえるとのことである。

(3) 成果と課題

これまでのシティセールス取組みの成果と課題について、誘致推進課にヒアリングしたところ、成果について具体的な誘致企業数(内部資料)は公表できないとのことであった。しかし、同市のインキュベーション施設である WBC については、近年では入居企業の半数以上が横浜市内での創業に成功しているとのことである(25 年度 9 月時点では計 15 社が入居)。

一方、課題としては以下の意見が聞かれた。

図表 3-5-10. 横浜市シティセールスにおける課題

<p><横浜市シティセールスにおける課題 (横浜市ヒアリングによる)></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業誘致活動はすぐに結果がでるわけではなく、議会などで費用対効果を厳しく問われ予算が削られがち。進出企業数が増えたとしても、税収を上げるには大企業を誘致する必要があり、誘致件数だけ増えても意味がないのでは、と指摘される。しかし進出した企業が将来成長したり事業拡大したりする可能性もあり、長期的視点が必要と考えるが理解を得るのが難しい。長期的な費用対効果の示し方も分からない。 ➤ 外国企業は日本＝東京というイメージで、横浜市の知名度は低い。APEC など大規模 MICE 誘致などを通じ知名度アップに努めてはいるが、より多くマスメディアに取り上げてもらうことが必要だろう。そういう意味で、シティセールス活動(ソフト)に対する国の支援があると助かる。 ➤ これまでの進出企業の話を見ると、横浜市と何等かのゆかりがあって決める人が多い(市内に友人がいる、留学で滞在した経験があるなど)。留学生の

積極誘致など、横浜市を知ってもらい身近に感じてもらうきっかけづくりも重要かもしれない。このような長期的な視点の取組みが結局は成果をもたらすものとする。

- 特区産業の推進に取り組んでいはいはいるものの、これまでの誘致企業の中で、特区産業に対する企業立地支援制度（上記「横浜市企業立地支援制度」【テナント型】②）は支給した事例がまだない。外国企業の進出は産業では IT・自動車が多く、進出形態は販売拠点などが多い為、特区産業の関連企業は少ない。またシティセールス活動においても、まずは横浜市を知ってもらうところからの説明となる為、特区制度に関する説明まで行き着かないことが多い。

上記のとおり、シティセールスの課題としては、主に1)長期的な活動予算の問題(市内で活動意義について理解を得ることの難しさ)、2)長期的な費用対効果の算出方法が不明であること、3)市の知名度の低さ及び横浜市を知ってもらうきっかけの不足、4)特区の支援や強みを前面に出した PR を必ずしも実施できていない(誘致推進課が企業に配布するパンフレットにおいても、特区の説明は極めて限定的である。)ことなどが挙げられる。

またこれに加え、MICE 誘致はコンベンションビューロー、アウトバウンドのシティセールス活動は政策局が独立して行うなど、部門間での連携が薄い状況である。本調査で実施したヒアリングにおいて、他都市の MICE 開催によるプル型シティセールスの事例を紹介したところ、「現状、企業誘致推進の目的で開催している MICE イベントはないものの、MICE を誘致し海外からの参加者に市内ツアー紹介を行うなどして横浜市の事業・生活環境を紹介することは面白いかもしれない」とのコメントがあった。

6. 国内都市における対海外シティセールス事例③ 大阪府/大阪市におけるシティセールスの取り組み

(1) 都市戦略の概要

(1)大阪府/大阪市は上述の通り「関西イノベーション国際戦略総合特区」に指定されており、これに関連する産業の集積を主軸に、事業環境や生活環境の PR を実施している。シティセールスにあたっては、大阪だけに焦点をあてるよりも、関西全体の特徴を伝えた上で、その中の拠点都市としての大阪をアピールするというアプローチをとっている。これは特区が「関西」を対象としていることに加え、関西全体で見た方が経済規模が大きいこと、外国人の生活環境としては大阪よりも神戸市で整備がより進んでいることなどから、京都、神戸、大阪という大都市が近接していることを活かし、一体として見た場合の魅力をいっそうアピールする為である。

大阪におけるシティセールス活動の推進主体は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所が共同設立した非営利団体である「大阪外国企業誘致センター(O-BIC)」である。大阪市は財団法人大阪国際経済振興センターの国際部に当たる「IBPC 大阪」を有しているが、O-BIC との役割分担について O-BIC に確認したところ、いずれも企業誘致の推進機関であるが O-BIC は特に進出経費の助成インセンティブを提供することができる一方、IBPC はスタートアップを支援する貸しオフィスを有しており、互いの不足を補い協力し合う関係で、適宜情報共有を行っているとのことである。O-BIC にはコーディネーター3名と、事務局長・次長(両名は大阪商工会国際部と兼務)が在籍している。特に海外でのプロモーション活動については、O-BIC に一本化されている。行政では大阪府の商工労働部と大阪市の経済戦略局がそれぞれ企業誘致を所管し、特区における各種支援施策の推進や、O-BIC と共同でシティセールス活動も実施している。

シティセールスにおいて特に PR している事項は以下の通りである。

- 企業集積(特に特区産業である新エネルギー・環境分野のクラスター)
- 経済規模(関西全体で見るとカナダ国の GDP と同等)
- 東京よりもビジネスコストが安いこと
- 住みやすさ(Economist Intelligent Unit による Livability Ranking 2011 でアジア 1 位)
- アクセスの良さ

① 関西イノベーション国際戦略総合特区と推進機関

関西イノベーション特区は、関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー等の分野を対象とし、日本およびアジア等においても課題になると想定される高齢化やエネルギー問

題に対応し、持続的な発展に寄与する国際競争拠点「イノベーションプラットフォーム」の形成を目指す取組みである。イノベーションプラットフォームは、規制緩和など総合特区の活用により、企業や地域単独では解決できない政策課題に対し、オール関西で取組み資源を集中することで、イノベーションの実用化・市場化を促進すること、イノベーションの促進に向け域内資源を有機的に結びつけ環境整備を進めること、国内外から広く企業は人材を呼び込み日本の経済再生に貢献することを目的としている。具体的な数値目標としては、関西エリアによる世界における輸入医薬品市場シェアの拡大、輸入医療機器市場シェアの拡大、リチウムイオン電池および太陽電池の生産額拡大とされている。

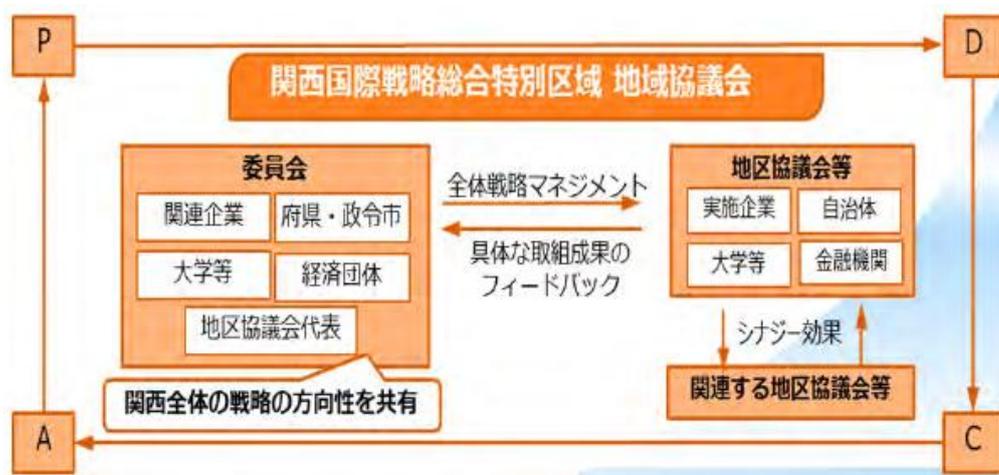
図表 3-6-1. 関西イノベーション特区構想における評価指標及び数値目標

評価指標(1): 世界における輸入医薬品市場シェアの拡大 数値目標(1): 関西の世界シェア 1.2% (1,890 億円) (2010 年) →1.6% (3,300 億円) (2015 年)→2.4% (7,800 億円) (2025 年)
評価指標(2): 世界における輸入医療機器市場シェアの拡大 数値目標(2): 関西の世界シェア 1.0% (660 億円) (2010 年) →1.3% (1,200 億円) (2015 年)→2.0% (2,800 億円) (2025 年)
評価指標(3): 関西のリチウムイオン電池の生産額 数値目標(3): 2,300 億円 (2010 年)→5,800 億円 (2015 年) →3 兆 8,500 億円 (2025 年)
評価指標(4): 関西の太陽電池の生産額 数値目標(4): 2,500 億円 (2010 年)→3,800 億円 (2015 年) →1 兆 1,300 億円 (2025 年)

(出典) 国際戦略総合特別区域計画 (関西イノベーション国際戦略総合特区)

特区の推進主体は、下図の通り自治体 (京都府、大阪府、兵庫県、大阪市、神戸市) 及び企業、経済団体、大学・研究機関等から構成される「関西国際戦略総合特区地域協議会 (委員会)」であり、事業の進捗モニタリングや目標に対する定期的評価を行い、イノベーションプラットフォームで行う事業の PDCA サイクルをまわす運営管理を行っている。さらに地区ごとに実施する事業を管理していくため、地区ごとの運営体制として地区協議会等 (けいはんなエコシティ推進会議、うめきた地区ナレッジキャピタル推進会議、等) を設置し、事業に係る主要企業などと連携しながら取組みを推進することとしている。

図表 3-6-2. 関西イノベーション国際戦略総合特区の推進体制



(出典) 関西イノベーション国際戦略総合特区概要

(2) シティセールスによる取組み

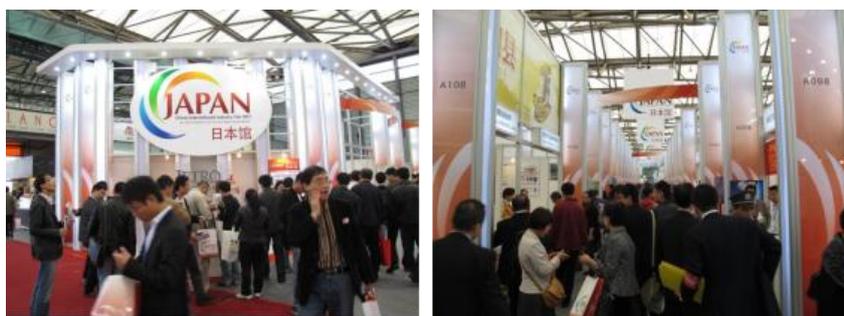
① MICE の活用(プッシュ型)

O-BIC や大阪府などは、特区産業(新エネルギー・環境分野)に係るテーマのものを中心に展示会に参加し、シティセールスを実施している。海外の展示会参加は経済産業省の支援事業を活用し、JETRO などとも連携している。

ア. 中国国際工業博覧会への出展

JETRO によるジャパンパビリオン内への出展は、過去 3~4 年間連続で実施している。JETRO による出展支援のほか、O-BIC からも出展サポートを提供し、企業出典を募った。対象分野は省エネルギー、新エネルギー、その他環境関連製品・サービスなどに加え、水処理技術、大気汚染防止・浄化・排煙脱硫脱硝技術、廃棄物処理技術、土壌浄化技術等などである。会期中、約 150 人以上が O-BIC ブースを訪れたほか、会場の企業ブース 30 社以上を訪問し大阪の PR が行われた。

図表 3-6-3. ジャパンパビリオンの模様



(出典)O-BIC

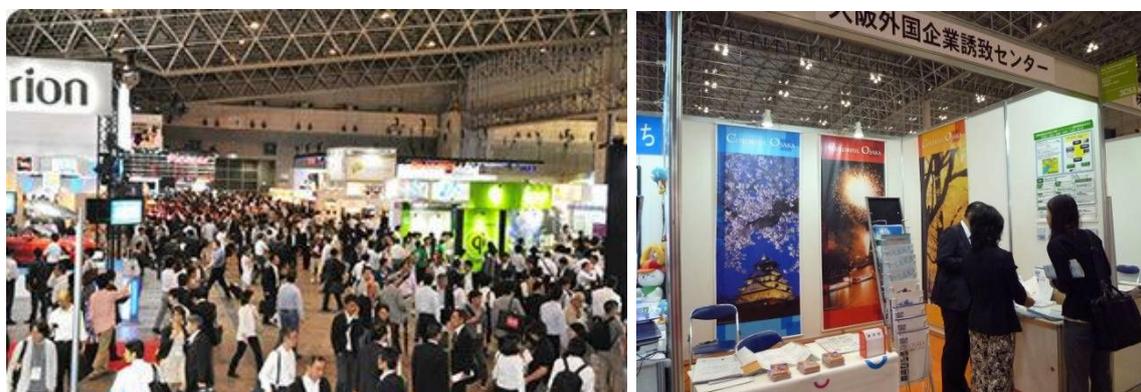
イ. ソーラーパワーインターナショナル 2010 への出展

ロサンゼルスで開催された北米最愛の太陽電池・環境関連見本市であり、大阪ブースを設置して在阪企業が出展した。100 か国以上から約 600 社の出展があり、14,000 人の専門家が来場(1/3 は CEO レベルか役員クラス、1/5 は米国以外から)した。O-BIC ブースでは大阪/関西の事業環境や特区制度等について紹介し、100 名近くの来場があった。3 日間の出展期間中、50 社以上の参加企業ブースを訪問しての PR が行われた。

ウ. CATEC Japan2013 への出展

CATEC Japan は幕張メッセで開催されるアジア最大級の最先端 IT・エレクトロニクス総合展であり、「Smart Innovation - 明日の暮らしと社会を創る技術力」を開催テーマとして開催された 2013 年は 587 社が参加した。O-BIC は同展示会にブース出展し、出展していた外国企業の約 100 社に対して大阪の投資環境や外国企業の進出に役立つ情報を紹介した。

図表 3-6-4. CATEC Japan における出展の様様



(出典)O-BIC

これらの展示会の場において、O-BIC は参加している外国企業を訪問し、大阪や関西の紹介パンフレットを配布し説明・PR を行っている。東京都では展示会において事前にアポイントを取った企業と打合せの場を設けていたが、大阪の場合は事前予約なく全ての外国企業を訪問するというアプローチを取っている。特に国内イベントの場合、外国企業の数にも限りがある為、全社まわることが可能とのことである。企業数が多くまわりきれない場合は、資本金が多くより国際的に事業展開している企業を優先的に訪問している。但し、大企業よりは中堅企業が優先されている。これは展示会の場では下位の担当者しか会えない為、大企業の場合は意思決定権のある役職者がいないと具体的な話ができない一方、中堅企業は担当者レベルであっても具体的な対話ができ、当該企業の意識や関心度合を把握することができる為である。こうした取組みを受

け、イベント後に複数の企業より問い合わせも受けているとのことである¹²³。特に連絡がない企業に対しても、可能性がありそうな企業に対しては O-BIC 側からメールでコンタクトをはかり、相手の関心度合を確認している。

海外では誘致プロモーションを目的としたセミナー開催も実施している。例えばソウル市内ではこれまで 5~6 回に亘り、現地企業を対象としたセミナーを開催し、大阪の事業環境を PR している。セミナー開催にあたっては、大韓商工会議所の協力を得て、関心のある現地企業を集めてもらっている。2012 年ではおよそ 20 社、2013 年には約 30 社の現地企業が参加した。セミナーには大阪で活動する在留韓国人の行政書士などにも同行してもらい、韓国語でも大阪の魅力解説を行っている。

図表 3-6-5. セミナー開催の様様



(出典)O-BIC

上述の「ソーラーパワーインターナショナル 2010」展示会においても、展示会場近くのホテルで JETRO、大阪市、大阪商工会、在阪企業が合同で誘致セミナーを開催している。ここでは大阪市の副市長より大阪が新エネルギー・環境産業の集積地帯であることの PR が行われた。またその後、環境分野のベンチャーが集中するサンノゼに移動し、ここでも、サンノゼ市役所と共同で、環境・新エネルギー分野の企業と市民向けに大阪のビジネスポテンシャルや環境施策の説明を行っている。また、両市において、現地企業を大阪副市長が営業訪問している。

¹²³ O-BIC、大阪市ヒアリング(2014 年 1 月 20 日)

展示会の場合は特区産業の関連企業が誘致対象となる一方、誘致セミナーにおいては特にセクターを絞らず幅広に、海外進出に関心ある企業を現地機関に召集してもらいプロモーションを行っている。セミナー中の歓談や個別面談の機会を通じて特に関心が高い企業を特定し、これらに注力してフォローアップする形をとる。例えばソウルにおいて、過去のセミナーに参加し関心が高かった企業について、翌年のセミナー開催のタイミングで個別に事業所を訪問するなど、継続的にフォローしている。また在阪の韓人事業者やグローバル企業にこれらのセミナーに参加してもらうことによって、現地企業へのアピール力を高めようとする試みも見られる。

② MICE の活用(プル型)

大阪府・大阪市は、大型展示施設「インテックス大阪(施設管理者は大阪市)」を活用し、特区産業に関する展示会の誘致を進めている。府と市の共同で、展示会のオーガーナイザーを営業訪問するなどしている。展示会ヴェニューへのアクセスを向上させるため、新大阪駅からの直行バスも運行されている。例えば、大阪で昔から開催されている「関西機械要素技術展(M-Tech)」において、最近の開催では、特区産業である新エネルギー産業に係る展示規模が拡張されている。また、東京ビッグサイトで開催されている「医療機器開発・製造展(MEDIX)」について、関西展をインテックス大阪で開催している。これらの展示会はいずれも外国企業が多く参加している。

図表 3-6-6. 関西機械要素技術展の様相



(出典) 関西機械要素技術展

また、近年大規模な開発がおこなわれた大阪駅周辺の「うめきた地区」では、国内大手 PCO (Professional Congress Organizer) である(株)コングレがコンベンションセンターを整備しているが、特区産業に関連する会議誘致を前提として、同社事業も特区の各種支援策(後述)の支給対象とされている。

③ その他の営業活動

O-BIC は JETRO や大阪商工会国際部に加え、国内外の諸機関とのネットワーク構築に積極的である。例えば海外の政府機関や研究機関の訪問営業も実施している。2013 年にはオーストラリアのメルボルン市およびブリスベン市、台湾の国立研究機関を訪問し、それぞれの政府担当者に「関西イノベーション国際戦略総合特区」における「地方税ゼロ」を初めとする優遇税制など投資環境を紹介した。海外機関と連携することで、日本を含むアジア進出に関心ある現地企業の情報を提供してもらう等、現地の「アウトバウンド促進」施策と連携しようとする試みである。上記の都市においては、政府機関の訪問と同時に、進出に関心があると見られる企業の個別訪問も行っている。企業に対しては特区制度の紹介および O-BIC の外国企業支援サービスを紹介している。

図表 3-6-7. オーストラリア訪問の様様



2012 年には中国の南京、上海を訪問し、新エネルギー関連企業を初めとした日本市場に進出意欲がある企業 8 社へのヒアリングを実施した。台湾では台湾貿易発展局 (TAITRA) の協力を得て、現地企業ヒアリングや、前年度から情報交換を行っている企業への進捗確認を実施している。またシンガポールにおいては、IE Singapore や大阪市シンガポール事務所の協力のもと、現地企業 5 社に個別ヒアリングを実施した。

図表 3-6-8. 中国及びシンガポール訪問の様様



中国

シンガポール

(出典)O-BIC

また、大阪は既に東京に進出している外資企業の二次進出も積極誘致(※大阪進出の2割以上は二次進出)していることから、在京の海外公館や経済団体などとも、大阪商工会国際部を通じてコネクションを築き、情報交換や「大阪ビジネス交流クラブ」などのイベントを開催している。当該イベントは、東京と大阪の外国企業間の交流促進を目的としたもので、大阪進出企業から大阪の事業環境の魅力を伝えてもらう狙いがある。

このように様々な団体に情報発信し、ネットワークを張り巡らせておくことで、誘致機会を広げる取り組みを実施している。

また、JETROの支援事業やO-BIC独自の取り組みとして外国企業の招聘を実施している。招聘した企業団の多くは、大阪のものづくりプレゼンテーション施設MOBIOに案内し、大阪が有するものづくり技術・企業の紹介を行っている。当該見学を通じて、外資企業から試作品の発注等を受ける事例が少なからずあるという。また、特にO-BICが独自招聘する、進出検討がある程度進んでいる外国企業については、在阪企業との個別商談アレンジを実施するなどの支援を行っている(国際旅費は企業負担、国内旅費はO-BICが支援)。

また、24年度にはO-BICウェブサイトによる情報発信機能を強化する為、掲載コンテンツの拡充が行われた。大阪に造詣の深い専門家のインタビュー動画や、各イベント終了後にレポートを掲載するなどの取り組みが行われている。

④ 連携する支援政策

O-BICは大阪府内に進出する外資系企業に対して設立経費の助成支援を提供している。

図表 3-6-9. O-BICの支援策

対象経費と 負担軽減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社登記に係る経費：1利用者あたり10万円 ・在留資格の取得に係る経費：1利用者あたり5万円 <p>※O-BICが指定する企業から受けるサービスに限る</p>
----------------	---

(出典)大阪対外ビジネス・プロモーション協議会 平成24年度事業報告

また、外国企業の進出サポート企業(行政書士、通訳、コンサルティングなど)およそ80社とパートナーシップを組み、進出企業に適当なサービス提供者を紹介している。なお、進出企業

のプレス記事などを商工会の経済記者クラブを通じて発行する為、進出企業がプレスリリースにかかる費用を負担しないで済むというメリットもある。

特区産業に関連しては、下記の支援制度がある。特に「地方税ゼロ」施策は画期的な目玉政策として積極的にアピールしている。

図表 3-6-10. 特区の概要

規制の特例措置
○企業からの提案等に基づく国の規制緩和等（臨時法律、政令、省庁等が改正され、オーダーメイドの特例措置として追加） 《国に提案している規制の特例措置の例》 ・PMDA－WEST 機能の整備 ⇒(独)医薬品医療機器総合機構の調査・相談デスクを開設 ・電気事業法関連の特例 ⇒1 需要場所複数需供契約を可能とするなど
税制上の支援措置
○特区税制による特別償却、投資税額控除、所得控除の軽減措置（横浜市の項参照） ○府内自治体の連携による「地方税ゼロ」の制度創設 特区エリアに進出する「新エネルギー分野」「ライフサイエンス分野」などの企業等への支援として、大阪府は、「法人事業税」「法人府民税」「不動産取得税」、大阪市・吹田市・茨木市・箕面市は「固定資産税」「都市計画税」「法人市民税」等の軽減措置を実施（5年間ゼロ、その後5年間は2分の1を軽減）
金融上の支援措置
■総合特区支援における利子補給金（横浜市の項参照）
財政上の支援措置 （各府省庁の予算制度を重点的に活用、不足分は総合特区推進調整費を各府省庁に移し替えて執行）
（横浜市の項参照）

(3) 成果と課題

① 取組みによる成果

2001年4月～2013年3月までの12年間で、O-BICは計312社の外国企業/団体を誘致している。これは個別の問合せ対応や展示会等イベントにおける営業活動、JETRO および関係諸機関からの照会等を通じてO-BICが支援した結果、誘致に至った数である（大阪府・大阪市の活動成果もこれに含む）。特に24年度においては、これまでの平均25社を大きく上回る32社・団体の誘致に成功した。勿論これは単年度の活動成果ではなく、これまで数年にわたりフォローを続けた結果、同年に進出に至ったものである。

上記成果の要因や、数々のシティセールス施策の中で特に効果的なものについて O-BIC、大阪府、大阪市にヒアリングを実施した。

図表 3-6-11. 成果要因・効果的なシティセールスについて

<p><成果要因・効果的なシティセールスについて(ヒアリングによる)></p> <ul style="list-style-type: none">▶ 国内外でプロモーションを行っているが、どの手法が特に効果的とは一概には言えない。思いもよらないところから、進出関心企業の情報を得ることもある。そういう意味で、広くネットワークを張り巡らしておくことが重要。▶ ネットワークに加え、必要な時に機動的に動ける体制が重要と考えている。連絡があれば相手が東京にいても翌日すぐインタビューに向かうなど。▶ シティセールスには継続性が重要と認識。例えば展示会についても一回アプローチした企業がすぐに進出決定に至るということはなく、長年のコンタクトの中で誘致が実現するものである。▶ これまでの経験から、セミナーや商談会に企業を連れて行くと、具体的な商談や事業連携の話に進みやすく効果的であると実感している。▶ 展示会については、大まかには、会場で話をした海外出展者の名刺を 200 枚ほど獲得した場合、うち大阪進出に強い興味を示しイベント後もメールのやりとりを続けるのは 10 社ほどで、さらにそのうち 2~3 社が実際に進出に至るという状況。これがどの程度効率的なのか分からないが、一定の効果があると認識。
--

また、上記に述べたウェブサイトコンテンツの強化後、24 年度のサイトアクセス件数が 50,878 件となり、前年度より 1,200 件増加したとのことである。

② 課題と支援に対する期待

一方、大阪のシティセールスにおける課題等については、以下の意見が聞かれた。

図表 3-6-12. 大阪のシティセールスにおける課題・支援に対する期待

<p><大阪のシティセールスにおける課題・支援に対する期待（ヒアリングによる）></p> <ul style="list-style-type: none">➤ シティセールスはその効果が表れるのに時間がかかることから、自治体内で予算承認を得にくい。これを国として支持するような、議会の理解を得られるような指針などを国が打ち出してくれると助かる。➤ シティセールスは予算が削られ、積極的な活動が難しくなっている。大阪市の海外事務所も、上海以外は予算削減でクローズした。➤ 海外セミナー・見本市等には企業を連れて行くと効果的であるが、参加してくれる企業に対して支給できるのは交通費程度。行政では民間デベロッパーのように、協力企業にお金を出しにくい。➤ 大阪府において、展示会については商工労働部、MICE については観光セクションが担当するなど、縦割りの問題がある。効率的なセールス活動の為には、是正が必要と認識している。➤ やはり公務員となると飛び込み営業の能力・ノウハウに乏しい。特定の海外地域マーケットに精通し、現地機関・企業などにネットワークがある人材が欲しい。➤ 一般的に行政機関は広報が苦手である。展示会出展支援について、資料や設備に対する費用補助も有用と思うが、特にグローバルマーケティングの専門家のような方にセールス手法のアドバイスをもらいたい。効果的なプレゼン手法や、展示ブースにどのようなコンテンツを置けば良いのか、誘致対象企業ごとにどのように PR 手法を変えれば良いか、等。現状、展示ブースのコンテンツは自治体関係者が準備するため、「手作り感」が否めない。支援があればもう少し洗練されたものにできるのではと思う。➤ 施設を整備することよりも、コンシェルジュデスクであれば能力の高いコンシェルジュなど、人材を確保することが最も重要。かけはしとなれる人材を多く育成することが課題である。人材に教育プログラムを施し、その後彼らが自立
--

的に状況に対応して進化を続けて行けるような仕組みが必要。

- 国からシティセールス活動に対する支援を受けられると助かるが、その場合以下の点に留意が必要： 1) これまで述べた通り、シティセールスは長期に亘る継続的取組みが不可欠。そういう意味では、短期的な支援では大きな効果は得られない可能性がある。2) 機動性が重要であることから、取組みごとに個別審査が要求されるなど時間のかかる枠組みでは実用性を損なう。

東京都や横浜市と同様に、1)長期的な予算確保の問題や、2)広報・営業ノウハウの不足、3)人材育成および確保の問題に加え、行政の縦割りに対する問題意識についても聞かれた。

7. アジア各都市でのシティセールスの取組みの日本への適用可否、具体策の検討

(1) シティセールスの考え方及び国内都市への適用可能性

本調査を通じて、アジア並びに国内都市のシティセールス取組みを検証した結果、共通して重要となる視点として下記が挙げられる。

図表 3-7-1. シティセールスについて重要となる視点

視点	内容
①誘致戦略の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の「ならではの価値(注力セクター等)」を特定しているか(都市の「ブランディング」) ・当該分野に対する投資(連携する支援政策)の充実性 ・基礎的な生活・ビジネスの基盤整備にも取り組んでいるか
②充実したセールス活動・ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・インパクトがあり、都市の魅力を効果的に発信するセールス活動を実施しているか ・上記戦略を前面に出したプロモーションを行っているか
③有力な誘致対象企業の特定と継続的営業	<ul style="list-style-type: none"> ・注力的に誘致すべき対象企業を特定しているか ・対象企業に対し継続的にフォロー・コミュニケーションを取っているか

① 誘致戦略の明確性

シティセールスを進める為には、まず各都市の強みやアピール事項を明確化する必要がある。やみくもではなく、都市の特徴や他都市との比較、世界に見た自都市の位置づけなどを鑑み、戦略的にアピール事項やテーマを設定することが必要である。

図表 3-7-2. 調査対象都市における取組み概要

シンガポール	ソウル	東京	横浜	大阪
<p>都市の特徴的強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国を挙げて先進的に取り組んできた水セクターのノウハウ(“グローバル・ハイドロハブ”)。 - ASEAN 諸国の中心に位置する特性を活 	<p>都市の特徴的強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 世界的な市場の広がり、ソウル特別市が有する潜在的市場・既存の産業集積を踏まえて、北東アジアにおける金融産業の拠点化を目指す 	<p>都市の特徴的強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外国企業のアジアにおける「ヘッドクォーター」としての事業環境(アジアヘッドクォーター特区)。対象となる産業は情報通信、医療・化学、電 	<p>都市の特徴的強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - ライフイノベーションに関する産業集積 - 低炭素・省エネに関する産業集積 - その他重点産業(IT、新技術・新製品など)に係る一定の集 	<p>都市の特徴的強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 医療/医薬・新エネルギー・環境分野に関する産業集積

<p>かし、周辺国へのアウトバウンド事業機会を提供</p> <p>連携する支援施策:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 水分野の研究開発助成金 - 産学連携の研究開発施設 <p>基本的な事業・生活環境整備の強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業ごとにテイラーメイドされた税制支援等インセンティブ - 世界中の企業・人材が既に多く進出しており、グローバルで情報交換・事業連携が可能とする環境。 - 同国の事業環境・制度に関する不満を受け、政府が対応検討する仕組み 	<p>IFC Seoul</p> <p>-ならびにデジタルコンテンツ産業のクラスター形成を図る DMC の推進</p> <p>連携する支援施策:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融産業に対する立地費用・人材育成費用助成(予定) - IFC Seoul 開発者の民間デベロッパーによる賃料減免、オフィス設備費補助 <p>基本的な事業・生活環境整備の強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 韓国の経済成長性 - 低い物価 - 生活環境(外国人対応医療、インターナショナルスクール)など - ビジネス・生活コンシェルジュサービスの提供 - 外国人向け家具付き住宅 など 	<p>子・精密機器、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブ産業などを含むあらゆる産業。</p> <p>連携する支援施策:</p> <p>基本的な事業・生活環境整備の強み):</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外国企業の進出・外国人の生活を向上させる規制緩和 - 地方税減免 - ビジネス・生活コンシェルジュサービスの提供 など 	<p>積</p> <p>連携する支援施策:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 上記産業に係る立地費用の助成 - 特区事業に対する規制緩和、税制・金融・財政支援 <p>基本的な事業・生活環境整備の強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 空港・鉄道などアクセスの良さ - 近接する東京の巨大市場 - コストの低さ(東京比) - インターナショナルスクールの充実 - 外国企業向けインキュベーション施設 	<p>連携する支援施策:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特区産業に係る地方税ゼロ支援 - その他特区事業に対する規制緩和、税制・金融・財政支援 <p>基本的な事業・生活環境整備の強み:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 空港・鉄道などアクセスの良さ - 関西の巨大市場 - コストの低さ(東京比) - 住みやすさランキングで上位にランクイン - 経費助成・インキュベーション施設による創業支援
---	--	---	--	---

多くの都市が自らの経済基盤や産業特性を基礎とし、その都市ならではの強み(注力セクター一等)を特定すると共に、これを下支えする各種助成金や税制支援、規制緩和支援なども含めて総合的なプロモーションが進められている。特に相手の注意を惹きつけるような、その都市「な

らではの価値」をPRした上で、そもそもの基本的なビジネス・生活基盤(外国企業/人材にも親しみやすい)についても情報提供を行っている。

ア. 都市「ならではの価値」の明確化(ブランディング)

都市「ならではの価値」を明確化することは、外国企業にとって対象都市の特性を理解しやすく、進出を検討するきっかけを与えることに繋がる。いわゆる都市の「ブランディング」は、観光誘致などでも必要とされる概念であるが、企業誘致においても、都市の差別化要因・特色を明確にPRしていく上で重要になると考えられる。テーマを明確にした上で、これに関連した進出支援が提供され、政府のバックアップが受けられるのであれば、そのPR効果はより強いものになる。支援施策については政府から提供されるものに加え、ソウル事例のように、開発区を管理する民間デベロッパーが独自にインセンティブ提供する事例もある。シティセールスを行う側としても、特に注力すべきセクターに人材や資源を集中できることから、誘致活動の効率化に繋がる。こうした「ならではの価値」の国際的PRおよび定着化にもっとも成功しているのは、水関連企業の誘致を進めるシンガポールであろう。シンガポールでは、単に自国の技術・ノウハウをアピールするに留まらず、東南アジア地域の中心に位置する同国に進出することで周辺国の水事業への進出可能性も訴えるなど、あくまでグローバル視点で見た場合の「強み」を打ち出している。世界の都市間で誘致競争が起こっている現代において、グローバル視点での差別化を意識した戦略の立案は大変参考になる試みと考えられる。

イ. 事業・生活環境のアピール

基礎的な事業・生活環境のPRでは、シンガポールの場合、企業ごとの状況やニーズに応じてテイラーメイドで税制や財政インセンティブを提案できる点が強調されている。また既に世界中から多くの企業が進出しており、その間で交流が進むことで、シンガポールを起点にグローバル事業連携も生まれやすい。また誘致を担当するEDB職員は、進出した企業からシンガポールの事業環境や制度に対する不満・改善意見を受け、迅速にシンガポール政府が対応検討するよう橋渡しできるとPRしている。このように柔軟且つ機動的な対応を約束する姿勢が、外国企業の安心と信頼に繋がっていると考えられる。ソウル特別市も進出済みの外資系金融機関を訪問し、事業環境に対する意識調査を実施している事例があるが、一方で規制が厳しく事業環境の改善が思うように進まなかったり、テイラーメイドでのインセンティブ提供を行えない点を問題視する声が聞かれた。シンガポールほど柔軟な対応はできていないと見られる一方、外資系企業の意見を尊重し継続的に組み入れようとする姿勢については共通している。

ウ. 国内都市への適用可能性

都市「ならではの価値」について、国内都市においても、これまでの企業・学術機関集積を踏まえて特区産業のプロモーションが行われているが、他都市との比較、特に海外都市(特にアジア競合都市)との比較において差別化を意識したセールス戦略を打ち立てている事例は限定的と見られる。東京においては、アジアヘッドクォーター特区制度により、特定の産業よりもむしろ

事業や生活環境の整備・向上が主たる PR 事項となっている為、これについてアジア都市と差別化していく為には、相当の強化努力が必要と想定される。一方で、現在提案中の国家戦略特区構想においてはエリア毎に拠点形成(ビジネスプラットフォーム)を進める動きがある(例: 渋谷⇒コンテンツ・クリエイティブ、日本橋・東京駅前⇒ライフサイエンス)。また今年度、東京の成長に資する産業領域の特定業務を民間コンサルタントに発注しており、当該事業を通じて今後、注力セクターの明確化が進む可能性がある。いずれにしても、国内だけでなくグローバルの都市間競争で生き残っていく為には、個別都市の特色に焦点をあてるだけでなく、国内他都市や更にアジアの競合都市との比較により、己の特色や強み、弱みを分析したうえで、戦略を立てる必要がある。特に今回の調査では、現在推進している国際戦略総合特区による立地支援制度を活用した企業進出が進んでいない、という自治体もあった。こうした場合においては、支援活用が進まない要因や戦略の適切性についても一度課題分析を行う余地があると考えられる。また支援制度については、ソウルの場合、民間デベロッパーがソウル特別市とのパートナーシップに基づき提供する事例も見られた。誘致戦略に沿った支援を行政のみが提供するのではなく、地元企業との連携により事業環境作りを促進することも一つの方法と考えられる。

事業・生活環境の PR について、ソウルおよび国内都市においては、市場規模・成長動向や、事業コスト、生活環境(外国人対応の医療、教育、コンシェルジュサービスなど)が主な PR 事項となっている。しかし、シンガポールや香港などと比較し法人税が高く、事業コストも高いと見られがちな国内都市は、事業環境面で外国企業との交渉に苦勞するという意見が聞かれる。特区制度に関連する各種支援により弱みを克服しようとする動きも進んでいるが、上述の通り支援制度の活用が進んでいない自治体もあり、今後「国際戦略特区」による更なる規制緩和や支援に対する要望も聞かれたが、現行制度についても平行して課題分析を行う余地があると考えられる。シンガポールのように、テイラーメイドでのインセンティブや、迅速な制度改善については、国内都市への適用は困難であるが、市内企業との事業連携の可能性など、事業機会の存在については、国内都市も PR していく必要があると考えられる。本調査のヒアリングにおいても、「支援制度や特区の取組み以前に、企業の最大の関心事はまず、その都市に”事業機会”があるかどうかである」との意見が聞かれた。既に、大阪では「事業機会の存在」を外国企業に発見してもらうため、海外での投資セミナーに在阪企業を参加させ、外国企業と商談を行わせるといった取組みも見られる。シンガポールのモデルをそのまま活用することは困難でも、例えばこうした官民共同での PR 活動を通じ外国企業に事業機会を発見させる方策を検討する必要があると考えられる。また、他の自治体では、進出を検討中の外国企業から、市内企業への紹介を依頼されることがあっても、現状自治体としてそうした個別の依頼には対応していないとの話が聞かれた。しかしシンガポールがアウトバウンドの事業機会を企業に PR できる理由の一つとして、海外で事業実績の豊富な国営企業と連携できる機会が WaterHub 入居企業に情報提供されるなど、現地企業と進出企業のビジネスマッチング機能が働いている部分もある。民間企業を相手に、自治体として口利きをするようなことは難しいかもしれないが、こうした照会や事業連携への関心を取

りこぼさないよう、市内企業とのパートナーシップの元、個別の照会についても企業側に情報伝達が可能で何等かのプラットフォームを設けることも考えられる。特に近年、多くの国内大都市は、自らのインフラ・都市開発ノウハウを、市内企業の海外ビジネス展開という形で、新興国都市に輸出する取組みを進めている。例えば横浜市では、インバウンドでも低炭素・省エネ産業を重視しているが、アウトバウンドでもこれら産業の輸出に積極的に取り組んでいる。自治体として新興国都市と協力関係の覚書を結び、低炭素・省エネ技術を有する市内企業の海外展開支援を進めているのである。このような場合、市のインバウンドとアウトバウンドの推進主体が連携し、例えばアウトバウンドにおいて必要な技術/サービスを有する外国企業を対象に、市内企業との事業連携を念頭に誘致することも考えられる。横浜市と新興国都市のパートナーシップに基づき、同市から低炭素・省エネ技術の海外展開が増えれば、それが同セクターの外国企業にとっても事業機会のひとつとして認識される可能性がある。逆に市内企業と外国企業の連携を通じ、より幅広い技術・サービス提供が可能となれば、アウトバウンド側の促進にも繋がると考えられる。

また、シンガポールのように迅速な制度改善は不可能としても、継続的に進出した外国企業の意見を取り入れ、都市戦略への反映可能性を検討できる体制を築くことは重要と考えられる。

② 充実したセールス活動・ツールの活用

シティセールスの手法・ツールは多岐に渡るが、主要なものとして MICE の活用が挙げられる。これには自都市で都市戦略に係る国際会議や展示会等イベントを開催し外国企業・人材を呼び込む「プル型」と、海外等他都市で展示会参加や投資誘致セミナーを開催し PR を行う「プッシュ型」に大別される。その他にも、メディアや SNS 等のオンラインツール、他機関とのネットワーキングなど、様々な手法が用いられている。なお、これらの活動においては、①で定めた戦略に基づき、一貫性を持った PR を実施することで、企業側にも理解しやすく印象に残るセールスを行うことができると考えられる。

図表 3-7-3. 調査対象都市における取組み概要

シンガポール	ソウル	東京	横浜	大阪
MICE (プル型) - 戦略産業に関する国際会議/展示会の開催 - 上記に伴う視察ツアー、戦略産業の強みや都市の魅力を理	MICE (プル型) - 戦略産業に関する国際会議/展示会の開催 MICE (プッシュ型) - 海外での投資説明	MICE (プッシュ型) - 海外展示会への参加・企業への宣伝 その他 - 自都市での開催される国際イベントに合	MICE (プッシュ型) - 戦略産業に関する海外展示会への参加・企業への宣伝 その他 - 市の海外拠点(2カ	MICE (プル型) - 戦略産業に関する国際展示会の誘致 MICE (プッシュ型) - 戦略産業に関する海外展示会への参

解できる施設見学等 その他 - 国際マスメディア・雑誌を通じた宣伝 - EDB 海外拠点(アジアに 10 カ所)や同国領事館職員による現地での <u>企業訪問</u> - ニュースレターの配信	セミナーの開催 - 上記に伴い進出済の <u>外国企業からの PR</u> その他 - <u>SNS</u> による情報発信 - ニュースレターの配信 - ソウル情報ブログ - オンライン広告	わせた、地元民間企業/コミュニティによるプロモーション活動 - 国際ビジネス誌を通じた宣伝 (Fortune 誌)	所)を通じた <u>海外企業・政府機関訪問</u> - 海外政府機関、JETRO 等、 <u>他機関による宣伝依頼</u>	加・企業への宣伝 - 海外での投資説明セミナーの開催 - 上記に伴い進出済の外国企業からの PR その他 - 市の海外拠点(1 カ所)を通じた <u>海外企業・政府機関訪問</u> - 海外政府機関、JETRO 等、 <u>他機関による宣伝依頼</u> - <u>海外新聞紙</u> を通じた宣伝
---	---	--	--	---

ア. プル型 MICE を通じた外国人客への PR

プル型 MICE について、シンガポールの場合は大規模な MICE イベントを自都市で開催し、戦略セクターの関連企業を同国に集結させる方式を取っている。またこれに合わせて、シンガポールの水技術や都市づくりを理解できる施設の視察ツアーを開催し、参加者にシンガポールの技術力に加え、都市そのものの魅力を実感してもらう機会を設けている。ソウルにおいても市内で戦略セクターである「金融」に焦点をあてたカンファレンスを開催し、海外の金融機関や同分野の学識者を参集するなどしている。こうしたプル型の MICE イベントは、イベントを通じて都市の戦略に係る情報発信を行う機会であると共に、外国人参加者が実際にその都市を訪れ体験することで、優れた事業・生活環境や技術力に対する理解が深まったり、好感を抱いたりするきっかけに繋がる。本調査においてヒアリングを実施した国内都市からも、「これまで日本に馴染みのなかった外国人が、MICE での訪問をきっかけに日本都市のファンになったというエピソードを良く聞く」という意見も得られた。そういう意味では、プル型 MICE においてはイベント中の効果的プレゼンや展示構成への配慮に加えて、外国人客が訪れる機会を最大限活用し、都市に対する理解・好感を深めてもらう工夫が求められると考えられる。

イ. プッシュ型 MICE における営業・マーケティング

実際に都市を視察・体験してもらうことができないプッシュ型 MICE においては、誘致担当者による展示・プレゼン・営業力がすべてであり、よりインパクトや説得力のある内容が求められる。例えばソウル特別市の場合、海外都市で投資誘致セミナーを開催する際、既にソウルに進出し

ている外資系企業から、ソウルの事業環境や自らの進出体験についてプレゼンをしてもらうなど、外国企業の関心を惹くための工夫がなされていると言える。

ウ. その他セールス手法の活用

このほか、海外拠点を通じた企業訪問や、国際メディア、SNS・ブログ・ニュースレター等のウェブ活用等、様々なツールが活用されている。シンガポールの EDB については海外拠点を 10 カ所所有しており、また同国の領事館なども通じて海外企業を積極的に営業訪問している。また大規模 MICE イベントの開催時には、多数の国際メディアを呼び込み、シンガポールの戦略を世界的に報じさせている。ソウル特別市については特に SNS を通じたマーケティング活動に多額の予算を投じるなど、オンラインによる情報発信・営業活動に注力的に取り組んでいる。

エ. 国内都市への適用可能性

企業誘致におけるプル型 MICE の活用は、国内都市では大阪が積極的であり、特に特区産業に関連する展示会等イベントを誘致する為、イベント主催者に対する営業活動が進められている。横浜市においても注力分野の一つである低炭素技術に関連した国際会議・展示会イベントなどを実施しているが、現時点ではアウトバウンド促進を目的とした取組みとなっており、今後これに乗じてインバウンド促進のためのセールスを実施していくことも考えられる。東京都からは、MICE で訪れた外国人客を対象に、都市の魅力を知らせようプログラムを検討する必要があるとの課題意識が聞かれた。東京都では民間の大丸有協議会が大規模国際会議の開催にあわせて、自発的に外国人客を対象とした PR イベントを開催した事例もあり、官民協働でプル型 MICE を最大活用するプログラムのあり方を検討していくことが考えられる。

プッシュ型 MICE については、そのプレゼンや展示内容をいっそう効果的なものとする為の努力が必要とされている。ソウルが実施している企業による誘致プレゼンについては、前述のとおり、国内都市においてもセミナーに企業を参加させる取組みがあり、そうすることで具体的な商談の話にも進みやすく効果が高いという意見が聞かれた。その一方で、自治体としては民間デベロッパーのように報酬を支払って多くの協力企業を参集することが難しいとの課題もあった。展示会への参加については、特に戦略産業に関連するイベントを選択し、参加企業に都市の宣伝をする場として活用されている。こうした活動においては、効果的なプレゼン手法や飛び込み営業の仕方など、広報の知見が自治体では不足しており、専門家の支援が欲しいとの意見も聞かれている。展示会は企業への説明重視であり、出展ブース自体はあまりこだわらないとする意見も聞かれたが、一方でこうしたブースにどのようなコンテンツを置くべきか、ここにおいても PR 手法の助言が欲しいという都市もあった。展示ブースのコンテンツは自治体関係者が準備するため、現状は「手作り感」が否めない状況とのことであり、より洗練されたコンテンツとする為の支援も必要とされている。

その他のセールス手法について、国内都市の場合、特に海外拠点が少ない分、海外の政府機関や経済団体、JETRO などのネットワーキングを通じて都市の情報を現地企業に紹介してもらい、或いは関心企業の情報を共有してもらい関係構築にも取り組んでいる。SNS などオンラインツールの活用は、国内都市においても使用され始めている。しかし、特に首都ではない都市については海外における知名度が低く、特区制度などを宣伝する前に、まずはその都市概要を知ってもらう為の説明から始めなければならない。この為、より多く国際マスメディア・雑誌等に紹介される機会を増やし、知名度を上げたいとの意見もあった。既に海外にも広く知られている東京都については、海外メディアの効果について評価し難いとの声が聞かれたが、特に「まず知ってもらう」ことが必要な都市を対象に、不特定多数の視聴者に情報発信が可能なメディア活用を推進することも考えられる。

③ 有力な誘致対象企業の特定と継続的営業

本調査において、多くの都市の誘致担当者から、企業誘致では、外国企業に対する長期的・継続的なフォローアップが重要であるとの見解が得られた。あらゆる国・セクターの企業についてきめ細やかな営業を行うことは困難である為、重点誘致の対象となる企業を絞り込み、効果的な営業を図っていく必要がある。

図表 3-7-4. 調査対象都市における取組み概要

シンガポール	ソウル	東京	横浜	大阪
<p>誘致対象企業の特 定:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 水セクターに係るグローバル企業、SIWW の出展企業で有望な技術を有すると見られた企業など 	<p>誘致対象企業の特 定:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 今後、特に Forbes や Fortune 誌の上位にランクインしている金融機関に対し注力的に営業予定。 	<p>誘致対象企業の特 定:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現在、委託事業において特に誘致対象とする企業の洗い出しを実施中。 	<p>誘致対象企業の特 定:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 主としておよび重点産業および特区産業に係る企業。展示会等イベントでの面談を通じ、関心の高い企業を特定。 	<p>誘致対象企業の特 定:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 主としておよび重点産業および特区産業に係る企業。展示会等イベントでの面談を通じ、関心の高い企業を特定。
<p>対象企業に対する継続的な営業:</p> <ul style="list-style-type: none"> - EDB 職員および在 海外都市の領事館職員等による訪問、継続的なメール等による情報共有、進出モデルの提案、等 - EDB からの定期的な「経済・投資ニュース」配信 	<p>対象企業に対する継続的な営業:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 誘致対象企業はデータベース化し、随時更新。これら企業に定期的にニュースレターを配信 - SNS を通じた外国企業役職者との関係構築・情報交換 	<p>対象企業に対する継続的な営業:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象企業の洗い出しに加え誘致業務も委託事業において実施。しかし委託業者は毎年変わることが想定される中、対象企業に継続的な営業・コミュニケーションをどう実施していくかが課題。 	<p>対象企業に対する継続的な営業:</p> <ul style="list-style-type: none"> - これまでコンタクトがあった企業をデータベース化。一定期間ごとに進出検討の状況についてメールでフォローアップを続け、まったく連絡が途絶えた相手先は削除。 	<p>対象企業に対する継続的な営業:</p> <ul style="list-style-type: none"> - メール/電話による継続的な情報共有。 - 海外都市でのセミナー訪問の際、前年度面談した企業を再訪問し状況確認。

**ア. 誘致対象企業の特
定**

シンガポール及びソウル、更には国内都市の活動を見ても、誘致対象企業については、基本的に各都市の重点産業に係る企業を対象としつつ、MICE イベント(重点産業に関係する展示会、投資説明セミナー等)などを通じて、特に進出に関心が高い企業や、高い技術力を有する企業等を特定することが一般的と見られる。また、ソウルではMICEを活用した誘致対象を、特に Forbes 誌と Fortune 誌の上位ランクイン企業とするなど、より具体的な指標を設けているケースも見られる。このようにして抽出された企業については、継続的なフォローアップを行う為、データベース化するなどして管理される必要がある。

イ. 誘致対象企業の特定

シンガポールにおいては EDB 職員や在外領事館など海外拠点の職員が継続的な企業訪問を行い、相手の検討段階に応じて情報提供や進出モデルの提案を行うなどの対応が可能である。ソウルにおいては、あらかじめデータベース化された誘致対象の企業関係者リストを元に定期的にニュースレターを発信したり、LinkedIn を通じて外国企業の重役を対象に継続して情報提供を行い、関係構築に努めるなどの取組みを行っている。シンガポール EDB もこうした定期ニュースレター配信を行っていることから、データベース整備が進んでいると考えられる。こうしたメールや SNS 等ウェブツールの活用は、海外に行かずとも容易に持続的コミュニケーションがとれることから効率的なツールと考えられる。

ウ. 国内都市への適用可能性

東京都については、前述のとおり注力すべき産業領域の特定を民間コンサルタントに委託しているが、当該業務の中で特に注力して誘致すべき有望外国企業リストの作成と実際の誘致活動を合わせて実施するものとしている。東京都にヒアリングしたところ、やみくもな PR は効果的でないという認識であり、当該業務を通じて対象企業の明確化に現在取り組んでいるとのことであった。東京以外では重点産業分野の企業を主眼に置きつつも、投資誘致セミナー等では幅広い企業に PR している事例が見られる。これは特区産業以外の進出企業もこれまで多いことに加え、海外拠点を多く有していない分、海外アウトバウンド推進機関とのネットワークを通じ、日本進出に関心ある企業を紹介してもらっていること等が理由に挙げられる。しかしこうしたイベントを通じて、特に関心が高い企業を注力対象として絞り込み、継続的なフォローを実施しているという点では海外都市と同じである。抽出した企業リストの管理については、ヒアリングによると国内の自治体においても既に実施されていると見られる。これに加えて今後、ソウル特別市のように、さらに具体的な絞り込み基準を設けるかどうかについては、検討の余地がある。今回調査した自治体からは、「ある程度規模の大きい企業を誘致しなければ、(税収など)都市への実質的な利益に繋がらないという意見もある」との話が聞かれた。特に都市に利益をもたらし得る企業、また市内企業と事業シナジーがあり得る企業など、進出企業と受入都市が Win-Win の関係となる企業タイプがどのようなものか、都市ごとに検討していくことも考えられる。

シンガポールと異なり海外拠点が少なく現地で機動的に動ける人材が少ない為、継続的なフォローは電話やメールが中心となる。しかし対象企業が訪日する機会には場所が遠くても迅速に出張に向かうなど、機動性を高める努力をしている自治体もあった。また、セミナー等で現地を訪れる際に、前年度に面談をした現地企業を再訪問するなど、交流を継続している。今回の調査都市では、こうした継続的な活動が不可欠との意見が聞かれたが、同時に短期で効果が出づらいシティセールスの取組みの意義に対して、議会等の理解が得られず予算が限られてしまう現状が伝えられた。海外拠点が予算削減で閉鎖された事例もある。長期的な取組みの必要性・意義について、都市のステークホルダーに対する意識啓発が求められている。また海外拠

点のように現地で機動的に営業を行う体制構築は自治体にとっては難しく、JETRO の海外拠点
がより積極的な役割を担うべきとの意見も聞かれた。

(2) 今後の具体的な取組みのあり方

上記整理の結果として、今後、国内都市において対応あるいは強化が必要と考えられる事項
を下表に整理した。

図表 3-7-5. 必要と考えられる取組み

視点	必要とされる取組み例
①誘致戦略 の明確性	1) 国内および海外競合都市との比較に基づく差別化や強みの明確化検討(現行の 戦略(特区制度による支援など)に対する課題分析、改善検討含む) 2) 事業機会の PR 戦略検討 3) 外国企業意見の継続的な聴取・戦略への反映
②充実したセ ールス活動・ ツールの活 用	4) 自都市での MICE 開催に乗じて、外国人参加者に都市の魅力を PR するプログラ ム検討 5) マーケティング・営業(営業・プレゼン手法や、展示会での出展内容等ふくむ)手法 の高度化・人材育成 6) (特に知名度の低い都市について)国際マスメディア・雑誌等の活用
③有力な誘 致対象企業 の特定と継 続的営業	7) 具体的な誘致対象企業の抽出 8) 機動的にきめ細やかなフォローアップができる体制強化(JETRO による誘致支援 の強化など)

日本においては、上記全てを自治体のみで対応することは困難と考えられ、必要に応じて国
の支援や民間との協働を通じた対応が必要になる。民間企業については、各都市の注力産業
に関係する企業や、都市の活性化への関心が強いデベロッパー等との協働が想定される。そう
いう意味では、これらの企業が参加している国際戦略総合特区の地域協議会や、都市再生緊
急整備協議会など、既存の官民協働プラットフォームを活用することで、シティセールスにおける
連携施策を検討できる可能性もある。

① 誘致戦略の明確性

戦略の検討においては、各都市における現在の国際戦略総合特区の推進主体に加えて、外
資系企業と直接対話を実施している企業誘致担当部門、その他都市の全体的な戦略や計画を
所管する部門(政策局など)が連携し、検討を進める体制が必要である。また、その検討過程に
おいては、実際にその都市に進出している外資系企業など、グローバル企業関係者の意見を取
り入れることも重要であろう。

1) 国内および海外競合都市との比較に基づく差別化や強みの明確化(ブランディング)検討

国内都市の場合、国際戦略総合特区の枠組み等により、各都市の特色や重点分野を明確化してはいるものの、国内外都市との比較や差別化に向けた分析は未だ充分行われていない。各都市のセールスポイントの明確化を図る為、海外を含む競合都市と SWOT 分析を行い、都市の強み・弱みを把握した上で戦略の立案、或いは必要に応じて現行戦略の改善・強化を図る。例えば環境・省エネ技術を注力産業とする場合、海外で同種類の産業を推進している都市(例:クリーンエネルギーはシンガポールにおいても戦略分野のひとつである)ではどのような誘致政策をとっているか、また同産業を振興する為、どのような支援制度を設けているか等について比較し、自都市の戦略にどう反映すべきか、より詳細な検討を行う。地理的に近く直接競合するアジア都市に加え、欧米都市(例:ロンドン **Green Enterprise District**)の取組みを確認することも参考になり得る。

戦略産業を実質的に後押しする施策としては、国際戦略総合特区による支援制度や自治体独自でも立地促進のための助成制度が既に設けられている。しかしソウルの事例に見られるように、注力分野においては民間デベロッパーからも進出企業に何らかの支援を提供させるなど、自治体と地元企業のパートナーシップに基づき官民で立地促進を進めることも手法の一つとして検討の余地がある。

2) 事業機会の PR 戦略検討

「その都市に事業機会が存在するかどうか」は、企業が立地を決めるうえで最も重要な要因のひとつである。1)の戦略検討においてもこうした観点は重要であり、都市が企業にどのような市場、事業パートナー、事業機会を提供でき得るかについて PR する必要がある。外国企業がより効率的に事業機会を発見できるよう、誘致イベントの場に市内企業を参加させ、商談の場を設けることも手法の一つである。また、近年では多くの国内大都市が新興国都市とパートナーシップを結ぶなど、市内企業によるインフラや都市開発事業の海外展開支援にも取り組んでいる。こうしたアウトバウンドの取組みと企業誘致のインバウンド推進主体が連携することで、企業誘致の際に、市内企業との海外事業連携などの可能性を PR することも可能と考えられる。また、市内企業との連携に関心を持つ外国企業から問合せや企業への紹介依頼を受けた際に、取るべき対応についても検討の余地があると考えられる。個別の問合せも適宜企業側に伝達する仕組みがあれば、事業連携に繋がる可能性が増す。こうした活動を促進するには、各都市の企業誘致取組みにおいて、市内企業の参加・協力を促す工夫が必要と考えられる。

3) 外国企業意見の継続的な聴取・戦略への反映

外国企業の関心事項やニーズは常に変化するものであり、誘致戦略は一度立てて終わるのではなく、進出した外国企業の意見を継続的に取り入れながら、見直し・改善が行われるべきである。制度環境など、国の所管事項であり自治体としては迅速な見直しが困難なものもあり得るが、定期的に意見を取り入れ、自治体として対応が可能な事項については、その施策や戦略に反映していくことが望ましい。こうした姿勢は将来的な外国企業誘致に貢献するだけでなく、既に進出している企業の「流出防止」にも繋がると考えられる。

② 充実したセールス活動・ツールの活用

4) 自都市での MICE 開催に乗じて、外国人参加者に都市の魅力を PR するプログラム検討

自都市に外国企業関係者が集まる機会を活用し、都市の事業・生活環境、技術力、都市そのものの魅力等を実際に体験してもらうことで都市を PR する。自治体として視察ツアーやイベントを企画するだけでなく、地元の観光関連企業や事業者団体などとの協働において実施することも考えられる。例えば東京都では、大丸有協議会が世銀・IMF 総会に乗じて外国人客を対象とした、まちの PR イベントや外国語対応のインフォメーションデスクを設置する等の取組みを行った事例があり、一つの参考となる。また、都市の強みや特色を、総合的に展示・紹介する施設を整備し、視察団に効率的にプレゼンできるスポットとして活用することも一案である。

また、各都市においては、観光局やコンベンションビューローが中心となって国際会議や展示会イベントの誘致を進めているものの、企業誘致の担当部局とは十分な連携が取れていない実態が確認された。横浜市のように、アウトバウンド促進においては国際会議の場が積極活用され、戦略産業である低炭素・省エネに係るイベントも開催されているが、インバウンド促進には活用されていない事例もある。上述のとおり自治体内でアウトバウンドとインバウンド推進主体が連携し、情報交換を密に行うことで、互いが催すイベントの場を活用するなど、自治体の限られた予算内で最大限のシティセールスを実施できるよう、効率化を図れる可能性もある。

5) マーケティング・営業手法の高度化・人材育成

多くの自治体において、行政の広報・営業スキル不足が課題とされている。展示会や個別訪問における企業への説明・PR方法、展示会の際にブースに置くべきコンテンツ、セミナー等における効果的プレゼン手法などについて、自治体の誘致担当者を対象に、スキル向上のための教育プログラムやコンサルティングを実施する。また、一時的なセミナーやワークショップだけでなく、今後、自治体において長期的に人材確保・育成をどのように実施していくべきか、そのあり方や継続的教育プログラムの構築等、長期的視点での検討も合わせて実施する。特に営業能力に関しては、ある程度現場で経験を積むことが必須と考えられ、誘致担当者については他の自治体職員のように部署ローテーションや交代を行わず、専門職とするなど雇用形態を工夫することも一案である。また民間企業で営業経験が豊富な人材を雇用したり、既に進出済みの外国企業からも誘致プレゼンに協力してもらったりなど、官民協働での営業を実施していくことも考えられる。また展示会ブースに設置したり、セミナープレゼンで使用するコンテンツ(配布資料や、パネル・模型等の設備ふくむ)についても、より洗練され、来場者の関心をひくような内容に向上させる。

6) 国際マスメディア・雑誌等の活用

海外企業の間では「日本進出=東京」というイメージがあり、その他の都市については海外で知名度が低い。この為、都市が実施する支援制度や注力産業のPR以前に、「都市の存在を認識してもらう」必要があり、一定のハンデを抱えていると見られる。こうした状況下、そもそも候補都市のひとつとして認識してもらえよう、幅広くその存在をPRする必要性があり、国際的なマスメディアや雑誌、新聞等の活用は、効果的手段のひとつとして検討する。観光分野においては海外向けのCMを作成している都市もあるが、今後特に企業誘致を目的としたものを作成することが考えられる。

③ 有力な誘致対象企業の特定と継続的営業

7) 具体的な誘致対象企業の抽出

ソウルの場合、誘致対象企業としては注力産業である金融関係企業であることに加え、**Fortune** 誌や **Forbes** 誌などによるグローバル企業のランク付けを参考に、重点誘致対象となる企業を特定している。東京都においても、今年度より特に誘致対象とすべき企業リストの作成を進めており、こうした取組みはシティセールスにおいて資源の集中・効率化に繋がる可能性がある。例えば大阪では、アジアに初めて展開しようとする小売企業が、東京のような競争環境の厳

しい都市を避け、テスト的感覚で大阪進出を決定したという事例が聞かれた。このように、事業展開のステージに応じて、相性が良いと考えられる企業や、或いは地元産業とシナジーの可能性が高い業種、受入都市にとって経済効果・税収面などでより恩恵が大きい事業規模を有する企業など、様々な観点で「重点的な誘致対象企業」の洗い出しを実施する。

8)機動的にきめ細やかなフォローアップができる体制強化(JETROによる誘致支援の強化など)

シンガポールでは海外拠点が豊富にあり、現地で機動的に企業を訪問できるなどの体制が充実している。外国企業に対して、イベント等における一時的なPRだけではなく、長期的・継続的なフォローアップ・情報提供が必要とされるシティセールスにおいては、こうした体制は有利と考えられるが、自治体において海外拠点を維持していくことは困難である。海外拠点を多く有するJETROとの連携を既に進めている自治体も見られるが、こうした国の機関が国内大都市の誘致戦略についてより積極的にPRを行い、海外拠点を活用しながら自治体と連携したインバウンド促進を展開していくことが考えられる。

④ 国に求められる支援について

上記すべてを自治体で取り組むことは困難と考えられ、必要に応じて国による支援を検討すべきである。考えられる支援のあり方として、例えば以下のようなものが挙げられる。

図表 3-7-6. 考えられる支援

- <国による支援(案)>
- ①誘致戦略の明確性
- ✓ 都市ならではの強みを明確化するため、専門家やコンサルタントによる各自治体の戦略に応じた他都市との比較分析・戦略検討支援
 - ✓ 戦略の重要性について理解を促し、また地元企業を巻き込み官民連携でシティセールスを推進することも念頭に、自治体関係者や、地元デベロッパー企業等も対象に、意識啓発セミナー・シンポジウム等を開催(例:既に進出している外資系企業の意見を聞くものや、グローバルでの都市間競争についての学習する内容のもの等)

✓ 「事業機会」の PR 手法・戦略について、専門家やコンサルタントによる検討支援

✓ 継続的に外国企業意見を都市戦略に取り入れることを目的とした、各都市における外国企業への意見聴取・アンケート調査等に対する補助

②充実したセールス活動・ツールの活用

✓ MICE と合わせたシティセールスの視察ツアーやイベントプログラムのあり方、実施体制の構築に関する調査検討支援

✓ MICE 開催に合わせ、都市の魅力を PR するためのツアーやイベント企画を提案する民間事業者・団体への補助

✓ 都市が有する強みに対する理解促進や、ビジネスマッチングを目的としたプレゼンテーションセンター等施設の整備支援

✓ 企業誘致担当者向けの広報・営業スキル向上に向けたワークショップ実施

✓ 長期的な人材確保・育成のあり方検討・人材教育プログラムの構築支援

✓ 国内外シティセールスのベストプラクティスの自治体関係者への共有(例:事例集の発行、各都市誘致担当者/幹部が参加し情報共有を行う集会開催、等)

✓ シティセールスを目的としたグローバルメディア(テレビ CM、新聞・雑誌記事等)活用における費用補助

✓ 展示会ブースに設置したり、セミナープレゼンで使用するコンテンツに対する費用補助

③有力な誘致対象企業の特定と継続的営業

✓ 専門家・コンサルタントによる重点誘致対象企業の抽出支援

✓ JETRO 海外拠点など国の機関と、自治体シティセールスの連携促進に向けたあり方検討

上記に加えて今後、より長期的・包括的な国としての支援体制のあり方についても検討していく余地がある。

例えば、シティセールスは短期ですぐに結果が出るものではなく、長期的な視点が必要とされる取組みであるが、現状、自治体の誘致関係者からは、短期的に効果が得られない誘致イベント等の活動予算について、議会など自治体関係者からそもそも理解を得ることが難しいとの声が多く聞かれている。費用対効果の算出も難しいことから、予算が削られるなどの課題も生じているとのことである。こうした自治体の長期的な課題に対応する為には、国としてその必要性を定める指針を打ち出すなど、その活動意義について理解促進を後押しすることが考えられる。また、一時的ではなく長期的にシティセールスを後押しする予算支援の枠組みについても検討の余地がある。長期的且つ機動的な対応が求められる活動が対象となるため、例えば個別事業の補助ではなく、「シティセールス」という広い枠組みで数年間分の予算をプールし、必要な際に引き出せるような仕組みとすることも一案である。勿論、全自治体に対してこうした措置を行うことは困難かもしれないが、特に有望な大都市を数カ所「シティセールス特区」に指定する等、対象を限定する方法で実施できる可能性もある。

また、上述の通り、特に戦略検討や誘致対象企業の抽出においては、専門家等による「ノウハウ」面の支援も求められると考えられるが、これについても一時的な講演やコンサルティングで終わるのではなく、我が国として継続的にノウハウの蓄積を図っていく必要がある。個別の専門家派遣事業として支援できる可能性もあるが、より長期的・継続的な取り組みを考える場合、国としても国内大都市の国際競争力強化に係る研究や戦略検討を集約的に実施し、各自治体における戦略検討を継続的に支援していく「都市ソリューションセンター」のような新機関を立ち上げることも考えられる。同センターには国内都市が有する様々な都市計画や開発のノウハウ、また産業の強み等に係るナレッジを集約する。こうすることで、例えば新興国都市から日本の都市開発ノウハウに対する要望があった場合、同センターから該当する技術・ノウハウを有する都市を紹介し、同都市のアウトバウンド促進に繋げられる可能性がある。同時に、こうしたアウトバウンドを含む将来的な事業機会と、都市が有する既存の市場・産業集積を踏まえて国際競争力強化のための戦略検討をセンター派遣の専門家/コンサルタントと自治体が連携して行い、インバウンド促進を行うことも考えられる。

まとめ

本調査では、国内大都市におけるグローバル企業や高度外国人材の進出を促し、都市の国際競争力強化に繋げることを目的とし、現状の国内大都市とアジア主要都市について、その外国企業・人材の受入促進に係る様々な施設の整備状況、並びに誘致に向けたシティセールス活動を調査し比較分析を行った。

施設整備については、アジア各都市において外国企業の進出・創業を支援するインキュベーション施設やコンシェルジュセンター、外国人の生活環境に係る国際認証の医療施設やインターナショナルスクール、多言語情報板、シティセールスに係る国際会議場などの整備が進んでいる。国内都市においてもこれら施設整備に向けた事例は見られるが、その件数や規模において他のアジア都市の実績を下回るケースが多く、今後いっそうの強化が必要と考えられる。特に公用語が英語ではなく、外国人にとって順応が難しいという印象を持たれがちな我が国においては、こうした環境整備に積極的に取り組むことは、外国企業・人材への誘致 PR においても重要な要素であると考えられる。

シティセールスの取組みについては、国策として大規模な MICE 開催や誘致営業を展開し、成果を挙げているシンガポールの事例をはじめ、各都市で積極的な活動が行われている。国内都市においても注力産業を特定し、MICE やソーシャルネットワークの活用、個別の営業訪問など、様々な形での PR 活動が見られた一方、他都市との差別化における課題や、予算・人材・ノウハウの不足等の課題を抱えている。受入環境の改善に取り組むと同時に、都市の魅力や強みを効果的に海外に情報発信することは重要である。競合となるアジア都市においても積極的な取組みが見られることから、我が国においてもその重要性を再認識し、今後の取組みのあり方について検討を進める必要があると考えられる。

本調査における都市間比較・分析に基づき、考えられ得る今後の施策案を本項次々頁の「取組み事項一覧」に示した。今後、このような観点を参考としつつ、国内各都市の特質・状況に応じて、国や民間企業と連携しながら具体的な施策を実行していくことが望ましい。またこうした具体施策と並行し、国としては、例えば以下のような事項についても引き続き検討課題として対応していくことが必要と考えられる。

< 今後の検討課題(案) >

- MICE 開催と連携したシティセールスのあり方検討：
 - 施策の一つとしても記載した取組みであるが、実施する場合どのようなプログラム・視察ツアーや実勢体制が考えられるか検討し、実施に向けて自治体のみでは

対処し難い予算、体制、規制等の課題に対する国としての対応方針を検討することが考えられる。(例: MICEと合わせたシティセールスの事例収集、日本の大都市における実施体制検討、国の対応が必要となる課題事項の整理など)

● **長期的・包括的な支援制度の検討:**

- 前項で触れた通り、シティセールスは長期的且つ機動的な対応が求められる為、短期的な支援や、個別の取組み/設備に対する助成制度(取組み毎に申請が必要となる)では、自治体にとって利用が難しいケースも想定される。例えば「まちづくり交付金」では個々の取組みではなく、都市の再生という目的に該当する幅広い事業を対象に一括の助成金を数年間に亘り交付するが、同様にシティセールスの目的に該当する幅広い取組みを対象とした助成の枠組みについて検討することが考えられる。(例: 助成制度の枠組み、対象事業、交付対象都市の選定手法の検討など)

● **都市ソリューションセンター設立の検討:**

- 前項で触れた通り、国内大都市の戦略や産業特性、都市開発/インフラにおけるノウハウ等を国レベルで集約し管理する新機関の立上げ可能性について検討する。現状、都市のインバウンド促進とアウトバウンド促進は、別々に検討されているが、連携させることにより双方において都市に係るナレッジの集約や新しい事業機会の創出に繋がる可能性がある。こうしたインバウンド・アウトバウンド双方に係るナレッジ集約と、自治体の戦略立案等に対する継続的支援を行うソリューションセンターの設立について検討することが考えられる。(例: 新機関の体制・機能の具体化、設立に向けたロードマップ検討など)

国内都市における外国企業の立地促進等に向けた取組み事項案一覧

(国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上に係る取組)

メニュー	高度外国人材交流環境機会(MICE等)の創出		高度外国人材受入環境の向上		
	多言語対応の会議場施設設備整備	エリアMICE等の地域における高度外国 人材の交流機会の創出	都市プレゼンテーション・ ビジネスマッチングセンターの設置	外国人対応の医療施設整備の促進 外国人対応の教育施設整備の促進	
取組内容	<p>・国際会議開催可能な会議場整備のため、会議場施設・設備の多言語化(同時通訳設備整備)対応の推進</p> 	<p>・視点都市における一定エリア内で共同して国際会議開催にあたる「エリアMICE」を官民で実施</p>	<p>・外国企業関係者・人材に対して、都市の魅力や強みを効果的にプレゼンするためのショールーム施設(都市ジオラマ、映像機器、パネル、重点産業に係る製品・技術模型等)を有する 整備</p> <p>・ショールームだけでなく、プレゼンに興味を持った外国企業と市内企業のビジネスマッチングも支援する機能を合わせて備えることも考えられる。(例)大阪市による市内製造業の技術を示したMOBIOの整備</p>  <p>Singapore City Galleryを訪れる World Cities Summit 参加者</p> <p>大阪MOBIOにおける国内外からの 視察団に対するプレゼン</p>	<p>・現状、件数が少ない外国人対応の医療施設の充実化に向けた取り組み(JCIなどの認証取得促進等)</p> <p>・外国人に対する外国人対応医療施設に関する情報提供(地域情報ウェブサイト)の促進</p>	<p>・現状、件数が少ない外国人対応の教育施設の充実化に向けた取り組み(海外トップスクール等の誘致など)</p>

メニュー	高度外国人材受入環境の向上			
	多言語案内板の設置	多言語情報板(デジタルサイネージ)の設置	地域情報ウェブサイト・フリーペーパー等の作成	WiFi環境の整備
取組内容	<p>・都市中心部において、各種主要施設(会議場、医療機関、主要商業施設)への案内を多言語地図やピクトグラム等で外国人によっても容易に理解できるような案内板を設置</p>  <p>(左)名古屋の多言語バス案内板(英・中・韓・スペイン)</p> <p>(上)香港のピクトグラム案内板(病院を指す)</p>	<p>・市中心部の各種施設や駅周辺等の人の往来が見られる場所において、即応性のある情報を表示する多言語情報板(いわゆる「デジタルサイネージ」)を設置し、地域情報をタイムリーに提供</p> <p>(例)防災情報や地域イベント情報の表示、その他周辺情報の検索機能等</p> <p>・設置主体が民間の場合、通常は企業広告等を表示するが、必要なタイミングで災害情報など公的情報を表示する取り決めを締結する等の方法も考えられる</p>  <p>ソウル地下鉄駅構内のデジタルサイネージ (上写真は路線案内メニュー表示画面)</p>	<p>・外国人にとって必要な各種地域情報を多言語で提供するウェブサイトやフリーペーパーの作成</p> <p>(例)外国人対応の医療施設や教育施設、防災情報や各種地域イベント情報の提供サイトの構築</p>  <p>東京都の外国人向け生活情報HP (言語は英・中・韓あり)</p> <p>外国人向け高級賃貸住宅を扱うKENコーポレーションが、契約者向けに配布するエリア情報冊子</p>	<p>・都市のPRIにつながるインターネット上の情報コンテンツへのWiFi無線LANによるアクセス手段の提供(例)世銀・IMF総会の開催に合わせて整備された銀座地区の無料公衆無線LAN</p>  <p>銀座地区における無料公衆無線LAN設備(世銀・IMF総会に併せて整備)</p>

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

(シティセールスの戦略等に係る取組)

メニュー	長期的なシティセールス戦略の検討および体制構築				
	都市戦略・ブランディング検討	事業機会のPR戦略検討	自都市でのMICE開催と合わせたシティセールスのあり方検討	重点誘致対象企業の抽出	長期的なシティセールス人材確保・育成のあり方検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致のための都市のSWOT分析等、差別化戦略を検討 戦略に則った立地・研究開発支援など、立地促進に向けた支援制度の枠組みの検討 民間ディベロッパーから外国企業に対する立地インセンティブ提供など、当該戦略を官民協働(※)で推進する可能性検討・地元企業との協議(例)ソウル特別市における民間ディベロッパーからの立地インセンティブ提供 	<ul style="list-style-type: none"> 都市がPRできる「事業機会」の検討 事業機会の効果的PRIにおける官民協働体制のあり方検討・地元企業との協議(例)大阪市による企業参加型の海外投資誘致セミナー開催(外国企業との商談を通じた事業機会発掘) アウトバウンド促進政策との連携可能性の検討(アウトバウンド及びインバウンド推進主体[自治体職員・企業含む]間の連携) 	<ul style="list-style-type: none"> 自都市でのMICE開催に乗じたシティセールスを目的とした視察ツアーやPRイベントプログラムのあり方検討 上記を官民協働で実施する可能性検討および実施体制の構築・地元企業(観光業等を含む)との協議(例)シンガポールのMICEと合わせた市内視察ツアー開催、東京都の大丸有協議会による世銀・IMF総会開催時のPRイベントの開催 企業誘致推進とMICE誘致主体間の連携 	<ul style="list-style-type: none"> シティセールスの効率化および効果の最大化を目的とする、特に注力して誘致すべき企業タイプ(地元企業との連携が期待できる、事業規模が都市にとって相性がよい、など)の検討・企業リスト作成(例)東京都による誘致対象企業リスト作成業務のコンサルタント委託 	<ul style="list-style-type: none"> シティセールスを牽引する人材について、営業経験の豊富な民間人材の登用や、自治体の雇用形態の工夫(部署異動のない専門職とする等)、アウトソースも含めた長期的な人材確保のあり方を検討 長期的な人材育成プログラムの構築

※国際戦略総合特区の地域協議会や都市再生緊急整備協議会等の参加企業が考えられる。

メニュー	自治体・地元企業の意識啓発・能力強化			
	海外拠点を有する他機関との連携促進に向けた検討	都市の国際競争力強化に対する意識啓発	国内外のベストプラクティスの共有	広報・営業スキルの向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 外国企業に対し、機動的且つきめ細やかな営業活動が長期的に行えるよう、海外拠点を豊富に有するJETROと、自治体シティセールスの連携促進に向けたあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体関係者や、地元ディベロッパー企業等を対象に、都市の国際競争力強化に対する意識啓発(セミナー・シンポジウム等)を実施(外国企業の意見や、グローバル都市間競争の実態について学習し、改善の必要性について意識を高めるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> シティセールスにおける国内外のベストプラクティスを自治体関係者へ共有することによる、意識啓発・学習促進(ベストプラクティス事例集の共有、各都市の企業誘致関係者[幹部クラス・現場担当含む]が集まり情報共有を行う定期集会の開催など) 	<ul style="list-style-type: none"> 各都市自治体の企業誘致担当者を対象とし、営業・広報スキル向上に向けた意識啓発、スキル・ノウハウの強化に向けたトレーニングプログラム、ワークショップ等の実施

(シティセールスに係る取組)

メニュー	具体的なPR手段の強化			
	外国企業の意識調査	MICE開催に合わせた視察ツアー ・PRイベント等の実施	グローバルメディアの活用	展示ブース・セミナープレゼンで使用する コンテンツの充実化
取組内容	<p>・国内大都市に進出した外国企業が抱える事業・生活環境に対する意見・課題等の継続的な把握、政策への反映 (各大都市に進出している外国企業を対象とした定期的な意見聴取・アンケート調査等の実施など)</p>	<p>・MICE開催に合わせ、都市の魅力をPRするための視察ツアーやイベント企画、外国語コンシェルジュデスクの設置等 (例)東京都の大丸有協議会による世銀・IMF総会開催時の外国語コンシェルジュデスクの設置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>大丸有協議会によるPRイベント (世銀・IMF総会)</p> <p>シンガポールの再生水プラント 視察ツアー(シンガポール国際水週間)</p>	<p>・世界に幅広くシティセールスを行うことを目的としたグローバルメディア(テレビCM、新聞・雑誌等)の活用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>フォーチュン誌による東京特集 (アジアヘッドクォーター特区など紹介) (但し観光用。CNNなどで放映)</p> <p>大阪のTVコマーシャル</p>	<p>・海外で開催する展示会やセミナーでシティセールスを行う際に使用する各種のプレゼン用コンテンツ(配布資料、ブースに設置するパネルや模型などの設備ほか)について、より洗練されたもの、来場者の関心を引く内容に充実化</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>大型ジオラマを設置したインパクトある展示 (MIPIMロンドン市ブース)</p>

付録

1. 国際競争力関連指標

(1) 日本国内の在留外国人及び高度外国人材数

図表 4-1-1. 日本国内の各都道府県別在留外国人数及び高度外国人材数(人)¹²⁴

都道府県名	在留外国人数	家族滞在	高度外国人材数	家族滞在＋高度外国人
北海道	22,027	1,450	2,682	4,132
青森	3,930	130	381	511
岩手	5,372	164	349	513
宮城	14,214	1,020	1,606	2,626
秋田	3,702	103	308	411
山形	6,214	138	336	474
福島	9,259	215	670	885
茨城	50,562	2,533	3,957	6,490
栃木	30,087	1,003	2,045	3,048
群馬	41,181	1,283	2,213	3,496
埼玉	117,845	9,024	13,131	22,155
千葉	105,523	8,177	12,624	20,801
東京	393,585	42,650	72,239	114,889
神奈川	162,142	12,472	20,905	33,377
新潟	13,134	735	980	1,715
富山	13,646	613	949	1,562
石川	10,839	493	750	1,243

¹²⁴ 法務省在留外国人統計(2012年12月末)より

福井	12,202	203	397	600
山梨	14,388	780	1,291	2,071
長野	31,788	879	1,646	2,525
岐阜	45,878	1,145	1,806	2,951
静岡	77,353	1,857	3,622	5,479
愛知	195,970	8,808	12,629	21,437
三重	42,879	1,051	1,821	2,872
滋賀	24,809	480	1,041	1,521
京都	52,096	1,823	3,126	4,949
大阪	203,288	6,599	13,123	19,722
兵庫	97,164	3,786	5,787	9,573
奈良	11,137	306	671	977
和歌山	5,791	76	288	364
鳥取	3,947	148	259	407
島根	5,486	99	218	317
岡山	20,968	789	1,135	1,924
広島	38,545	1,498	1,969	3,467
山口	13,495	324	530	854
徳島	4,981	222	339	561
香川	8,277	199	455	654
愛媛	8,905	448	718	1,166
高知	3,380	72	255	327
福岡	53,356	4,034	4,451	8,485
佐賀	4,360	262	323	585
長崎	7,289	411	724	1,135
熊本	9,110	480	840	1,320
大分	9,908	432	637	1,069
宮崎	4,125	170	358	528
鹿児島	6,317	241	474	715
沖縄	9,404	697	1,125	1,822
未定・不祥	3,798	171	311	482
合計	2,033,656	120,693	198,494	319,187

2. 施設関連指標

(1) 多言語対応会議場

図表 4-2-1. 日本国内において 2011 年から 2013 年に国際会議開催実績のある施設

	自治体名	施設名	施設種別(コンベンション施設、ホテル、大学、その他)	国際会議開催件数
1	北海道札幌市	札幌市産業振興センター	コンベンション施設	1
2	北海道札幌市	札幌コンベンションセンター	コンベンション施設	2
3	北海道札幌市	札幌コンベンションセンター	コンベンション施設	5
4	北海道札幌市	京王プラザホテル札幌	ホテル	1
5	北海道札幌市	札幌パークホテル	ホテル	1
6	北海道札幌市	ルネッサンスサッポロホテル	ホテル	1
7	北海道札幌市	北海道大学	大学	4
8	宮城県仙台市	仙台国際センター	コンベンション施設	1
9	宮城県仙台市	東北大学	大学	2
10	茨城県つくば市	つくば国際会議場	コンベンション施設	4
11	茨城県つくば市	筑波大学	大学	1
12	千葉県千葉市	千葉県文化会館	コンベンション施設	1
13	千葉県千葉市	幕張メッセ	コンベンション施設	3
14	千葉県浦安市	東京ベイ舞浜ホテル	ホテル	1
15	東京都江戸川区	タワーホール船堀	コンベンション施設	1
16	東京都渋谷区	代々木オリンピックセンター	コンベンション施設	1
17	東京都新宿区	国際協力機構 グローバルプラザ	コンベンション施設	1
18	東京都中央区	東京駅前カンファレンスセンター	コンベンション施設	1
19	東京都豊島区	東京芸術劇場	コンベンション施設	1
20	東京都江東区	東京ビッグサイト	コンベンション施設	4
21	東京都千代田区	東京国際フォーラム	コンベンション施設	4
22	東京都江東区	ホテル日航東京	ホテル	1
23	東京都千代田区	パレスホテル	ホテル	1
24	東京都千代田区	ホテルグランドアーク半蔵門	ホテル	1
25	東京都港区	インターコンチネンタル 東京ベイ	ホテル	1
26	東京都港区	ANA インターコンチネンタルホテル	ホテル	2
27	東京都千代田区	ホテルニューオータニ	ホテル	1

28	東京都文京区	ホテル椿山荘東京	ホテル	1
29	東京都新宿区	リーガロイヤルホテル東京	ホテル	2
30	東京都港区	グランドプリンスホテル高輪	ホテル	4
31	東京都新宿区	京王プラザホテル	ホテル	5
32	東京都足立区	東京電機大学	大学	1
33	東京都千代田区	上智大学	大学	1
34	東京都三鷹市	国際基督教大学	大学	1
35	東京都目黒区	東京工業大学	大学	1
36	東京都江東区	芝浦工業大学	大学	1
37	東京都渋谷区	国連大学	大学	2
38	東京都千代田区	一橋大学	大学	2
39	東京都千代田区	明治大学	大学	2
40	東京都文京区	中央大学	大学	2
41	東京都港区	慶應大学	大学	3
42	東京都新宿区	早稲田大学	大学	7
43	東京都文京区	東京大学	大学	8
44	東京都渋谷区	国立オリンピック記念青少年総合センター	その他	1
45	東京都江東区	日本科学未来館	大学関連施設	1
46	東京都千代田区	国立情報学研究所	大学関連施設	3
47	東京都台東区	国立科学博物館	文化施設	1
48	神奈川県横浜市	ワークピア横浜	コンベンション施設	1
49	神奈川県横浜市	横浜シンポジア	コンベンション施設	1
50	神奈川県横浜市	パシフィコ横浜	コンベンション施設	19
51	神奈川県横浜市	横浜ロイヤルパークホテル	ホテル	1
52	神奈川県横浜市	ナビオス横浜ホテル	ホテル	2
53	神奈川県横浜市	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル	ホテル	2
54	神奈川県横浜市	アンスティチュ・フランセ横浜	語学学校・文化センター	1
55	愛知県名古屋市	ウィンク愛知	コンベンション施設	1
56	愛知県名古屋市	名古屋国際会議場	コンベンション施設	5
57	愛知県名古屋市	南山大学	大学	1
58	愛知県名古屋市	名古屋大学	大学	7
59	京都府京都市	京都市リサーチパーク	コンベンション施設	1
60	京都府京都市	メルパルク京都	コンベンション施設	1
61	京都府京都市	京都テルサ 京都府民総合交流プラザ	コンベンション施設	6
62	京都府京都市	国立京都国際会館	コンベンション施設	19

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

63	京都府京都市	ハイアットリージェンシー京都	ホテル	1
64	京都府京都市	京都ガーデンパレス	ホテル	1
65	京都府京都市	ウェスティン都ホテル京都	ホテル	4
66	京都府京都市	京都府立医科大学	大学	1
67	京都府京都市	大谷大学	大学	1
68	京都府京都市	立命館大学	大学	1
69	京都府京都市	同志社大学	大学	3
70	京都府京都市	京都大学	大学	14
71	京都府京都市	キャンパスプラザ京都	大学関連施設	2
72	大阪府大阪市	インテックス大阪	コンベンション施設	1
73	大阪府大阪市	大阪市中央公会堂	コンベンション施設	1
74	大阪府大阪市	大阪国際会議場	コンベンション施設	10
75	大阪府大阪市	帝国ホテル大阪	ホテル	1
76	大阪府大阪市	スイスホテル南海大阪	ホテル	1
77	大阪府吹田市	大阪大学	大学	1
78	大阪府東大阪市	近畿大学	大学	1
79	大阪府吹田市	国立民族学博物館	文化施設	1
80	兵庫県神戸市	神戸市産業振興センター	コンベンション施設	1
81	兵庫県神戸市	神戸国際会議場	コンベンション施設	7
82	兵庫県神戸市	ANA クラウンプラザホテル神戸	ホテル	1
83	兵庫県神戸市	神戸ポートピアホテル	ホテル	3
84	兵庫県神戸市	神戸市外国語大学	大学	1
85	兵庫県神戸市	神戸大学	大学	1
86	兵庫県神戸市	流通科学大学	大学	1
87	兵庫県神戸市	神戸学院大学	大学	1
88	兵庫県神戸市	計算科学研究機構	研究所	1
89	広島県広島市	広島国際会議場	コンベンション施設	6
90	広島県広島市	リーガロイヤルホテル広島	ホテル	1
91	広島県東広島市	広島大学	大学	1
92	福岡県福岡市	アクロス福岡	コンベンション施設	1
93	福岡県福岡市	福岡国際会議場	コンベンション施設	5
94	福岡県福岡市	ヒルトン福岡シーホーク	ホテル	3
95	福岡県福岡市	福岡工業大学	大学	1
96	福岡県福岡市	九州大学	大学	3
97	沖縄県名護市	万国津梁館	コンベンション施設	1

98	沖縄県那覇市	沖縄県市町村自治会館	コンベンション施設	1
99	沖縄県宜野湾市	沖縄コンベンションセンター	コンベンション施設	2
100	沖縄県那覇市	沖縄かりゆしアーバンリゾートホテル	ホテル	1

図表 4-2-2.シンガポールにおいて 2011 年から 2013 年に国際会議開催実績のある施設

	施設名	施設種別(コンベンション施設、ホテル、大学、その他)	国際会議開催件数
1	Suntec Singapore International Convention & Exhibition	コンベンション施設	28
2	Raffles City Convention Centre	コンベンション施設	6
3	Biopolis	コンベンション施設	5
4	Singapore Expo	コンベンション施設	4
5	Jurong Bird Park	コンベンション施設	1
6	Maxwell Chamber	コンベンション施設	1
7	Science Centre Singapore	コンベンション施設	1
8	Singapore Aviation Academy	コンベンション施設	1
9	Marina Bay Sands Pte Ltd.	ホテル	39
10	Resorts World at Sentosa	ホテル	16
11	Grand Copthorne Waterfront Hotel	ホテル	11
12	Marina Mandarin Hotel Singapore	ホテル	10
13	Shangri-La Hotel Singapore	ホテル	10
14	Furama Riverfront Singapore	ホテル	8
15	Novotel Clarke Quay Singapore	ホテル	6
16	The Ritz-Carlton, Millenia Singapore	ホテル	6
17	Orchard Hotel	ホテル	4
18	Fairmont Singapore	ホテル	3
19	Raffles Hotel Singapore	ホテル	3
20	The Fullerton Hotel Singapore	ホテル	3
21	Capella Hotel	ホテル	2
22	Conrad Centennial Singapore	ホテル	2
23	Grand Hyatt Singapore	ホテル	2
24	Holiday Inn Singapore Orchard City Centre Hotel	ホテル	2
25	InterContinental Hotel Singapore	ホテル	2

26	Mandarin Oriental Hotel	ホテル	2
27	Nanyang Executive Centre -NEC-	ホテル	2
28	Pan Pacific Hotel Singapore	ホテル	2
29	Swissotel The Stamford Singapore	ホテル	2
30	M Hotel Singapore	ホテル	1
31	Meritus Mandarin Hotel	ホテル	1
32	Novotel Orchard Inn	ホテル	1
33	Rendezvous Grand Hotel Singapore	ホテル	1
34	Riverview Hotel Singapore	ホテル	1
35	Singapore Marriott Hotel	ホテル	1
36	St. Regis Singapore	ホテル	1
37	Nanyang Technological University -NTU-	大学	10
38	National University of Singapore	大学	10
39	Singapore Management University -SMU-	大学	6
40	Institute of Technical Education -ITE- College East	大学	2
41	National University Health System -NUHS-	大学	2
42	School of Chemical & Biochemical Engineering	大学	2
43	SIM University -UniSIM-	大学	1
44	Singapore Polytechnic	大学	1
45	Temasek Life Sciences Laboratory Auditorium	大学	1
46	Raffles Girl's School -RGS-	その他	1
47	The Academia, Singapore General Hospital -SGH-	その他	1
48	Health Promotion Board Auditorium	その他	1
49	National Library Board Building	その他	1

図表 4-2-3. 香港において 2011 年から 2013 年に国際会議開催実績のある施設

	施設名	施設種別(コンベンション施設、ホテル、大学、その他)	国際会議開催件数
1	Hong Kong Convention and Exhibition Centre	コンベンション施設	55
2	AsiaWorld-Expo Management Limited	コンベンション施設	4
3	City Hall	コンベンション施設	1
4	Cyberport	コンベンション施設	1

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

5	Hong Kong Central Library	コンベンション施設	1
6	Hong Kong Jockey Club Amphitheatre	コンベンション施設	1
7	Jockey Club Auditorium	コンベンション施設	1
8	Sheraton-Hong Kong Hotel & Towers	ホテル	10
9	Kowloon Shangri-La Hotel	ホテル	7
10	Grand Hyatt Hong Kong	ホテル	4
11	InterContinental Grand Stanford	ホテル	4
12	J.W. Marriott Hotel Hong Kong	ホテル	4
13	Langham Hotel Hong Kong	ホテル	4
14	Hyatt Regency Hong Kong, Sha Tin	ホテル	3
15	Four Seasons Hotel	ホテル	2
16	Hotel ICON	ホテル	2
17	Conrad Hong Kong	ホテル	1
18	Crowne Plaza Kowloon East Hotel	ホテル	1
19	Eaton Hotel Hong Kong	ホテル	1
20	Harbour Grand	ホテル	1
21	Hong Kong Mariners' Club	ホテル	1
22	Hong Kong SkyCity Marriott Hotel	ホテル	1
23	Island Shangri-La Hong Kong	ホテル	1
24	Lanson Place Hotel	ホテル	1
25	L'hotel Nina et Convention Centre Hong Kong	ホテル	1
26	Mira Hong Kong	ホテル	1
27	Regal Airport Hotel	ホテル	1
28	Regal Hotels International	ホテル	1
29	Regal Riverside Hotel	ホテル	1
30	Renaissance Harbour View Hotel, Hong Kong	ホテル	1
31	Royal Plaza Hotel	ホテル	1
32	The Excelsior, Hong Kong	ホテル	1
33	City University of Hong Kong	大学	9
34	Hong Kong Institute of Education -HKIED-	大学	8
35	University of Hong Kong -HKU-	大学	8
36	Chinese University of Hong Kong -CUHK-	大学	7
37	Hong Kong Polytechnic University	大学	7
38	Hong Kong University of Science and Technology -HKUST-	大学	5
39	Hong Kong Academy of Medicine -HKAM-	大学	3

40	Hong Kong Baptist University -HKBU-	大学	3
41	Chemistry University of Hong Kong	大学	1
42	Faculty of Law The University of Hong Kong	大学	1
43	Prince of Wales Hospital	その他	4

図表 4-2-4. 上海において 2011 年から 2013 年に国際会議開催実績のある施設

	施設名	施設種別(コンベンション施設、ホテル、大学、その他)	国際会議開催件数
1	Shanghai International Convention Centre	コンベンション施設	16
2	Shanghai Everbright Conv. & Exh.Center	コンベンション施設	5
3	Shanghai Exhibition Centre	コンベンション施設	2
4	Shanghai New International Expo Centre	コンベンション施設	2
5	Shanghai Conservatory of Music	コンベンション施設	1
6	Shanghai World Expo Theme Pavilion	コンベンション施設	1
7	Shanghai Zhangjiang Hi-Tech Park	コンベンション施設	1
8	Pudong Shangri-La	ホテル	8
9	Shanghai Marriott Hotel City Centre	ホテル	4
10	Grand Hyatt Shanghai	ホテル	3
11	FuXuan Hotel	ホテル	2
12	Good Hope Hotel	ホテル	2
13	Gran Melia Hotel Shanghai	ホテル	2
14	Hyatt on the Bund Hotel	ホテル	2
15	Kerry Hotel Pudong	ホテル	2
16	Le Royal Meridien Shanghai	ホテル	2
17	Majesty Plaza Shanghai	ホテル	2
18	Pine City Hotel	ホテル	2
19	Regal International East Asia Hotel	ホテル	2
20	Crowne Plaza Shanghai	ホテル	1
21	ECNU Yifu Building Hotel	ホテル	1
22	Grand Mercure Hongqiao Shanghai	ホテル	1
23	Guangdong Hotel Shanghai	ホテル	1
24	Hilton Double Tree Hotel	ホテル	1

25	Hilton Hongqiao Hotel	ホテル	1
26	Hotel Inter-Continental Pudong Shanghai	ホテル	1
27	Jin Jiang Tower Hotel	ホテル	1
28	JW Marriot Hotel Shanghai	ホテル	1
29	Portman Ritz-Carlton, Shanghai	ホテル	1
30	Shanghai Marriott Hotel Hongqiao	ホテル	1
31	Sheraton Shanghai Hongqiao Hotel	ホテル	1
32	Sofitel Jin Jiang Pudong Oriental Hotel	ホテル	1
33	The Westin Bund Center, Shanghai	ホテル	1
34	Chinese University of Hong Kong -CUHK-	大学	7
35	East China Normal University	大学	5
36	Fudan University	大学	5
37	Shanghai University	大学	5
38	Tongji University	大学	5
39	Shanghai Jiao Tong University -SJTU-	大学	4
40	Shanghai Ocean University	大学	3
41	Concordia International School Shanghai	大学	1
42	Donghua University	大学	1
43	Shanghai Institute of Applied Physics Chinese Academy of Science	大学	1
44	Shanghai Institute of Foreign Trade	大学	1
45	Shanghai Maritime University	大学	1
46	Shanghai Medical College Fudan University	大学	1
47	Shanghai Institute of Biochemistry and Cell Biology -SIBCB-	研究機関	1

図表 4-2-5. ソウルにおいて 2011 年から 2013 年に国際会議開催実績のある施設

	施設名	施設種別(コンベンション施設、ホテル、大学、その他)	国際会議開催件数
1	Coex Convention & Exhibition Center	コンベンション施設	47
2	National Museum of Korea	コンベンション施設	3
3	Korean Chamber of Commerce & Industry	コンベンション施設	2
4	63 Convention Centre	コンベンション施設	1
5	Building of Korea Federation of Small and Medium Busines	コンベンション施設	1

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

6	Business Tower 3F	コンベンション施設	1
7	Korean Science & Technology Center	コンベンション施設	1
8	Seoul Chamber of Commerce and Industry	コンベンション施設	1
9	Grand Hilton Seoul	ホテル	6
10	Sheraton Grande Walkerhill Hotel	ホテル	5
11	Grand Hyatt Seoul	ホテル	4
12	Hotel Lotte Seoul	ホテル	4
13	Seoul Olympic Parktel	ホテル	4
14	JW Marriott Hotel Seoul	ホテル	3
15	Grand Inter-Continental Seoul	ホテル	2
16	Imperial Palace Hotel	ホテル	2
17	Ritz-Carlton Seoul	ホテル	2
18	Conrad Seoul	ホテル	1
19	Hotel Prima Seoul	ホテル	1
20	Hotel Seoul KyoYuk Munhwa HoeKwan	ホテル	1
21	KINTEX	ホテル	1
22	Koreana Hotel	ホテル	1
23	Lotte City Hotel	ホテル	1
24	Millennium Seoul Hilton Hotel	ホテル	1
25	Renaissance Seoul Hotel	ホテル	1
26	Seoul Plaza Hotel	ホテル	1
27	Sheraton Centre Toronto Hotel	ホテル	1
28	Shilla Seoul Hotel	ホテル	1
29	SNU Hoam Faculty House	ホテル	1
30	Somerset Palace Seoul	ホテル	1
31	Youngdeungpo Youth Hostel	ホテル	1
32	University of Korea	大学	7
33	Yonsei University	大学	7
34	Sungkyunkwan University	大学	6
35	Ewha Womans University	大学	5
36	Seoul National University	大学	3
37	Eun Myung Auditorium Yonsei University Severa	大学	2
38	Seoul KyoYuk MunHwa HoeKwan -Seoul Education Culture	大学	2
39	The Catholic University of Korea	大学	2
40	Chung-Ang University	大学	1

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

41	Hanyang University	大学	1
42	Korea Institute for Health and Social Affairs -KIHASA-	大学	1
43	Korea Institute of Science and Technology -KIST-	大学	1
44	Kyung Hee University	大学	1
45	School of Chemical and Biological Engineering	大学	1
46	SUNY(State University of	大学	1
47	Asan Medical Center	病院	1
48	Kim Koo Museum & Library	文化施設	1

図表 4-2-6. 日本国内(計 36 都市)の国際会議等用施設¹²⁵

都市名	施設名	1,000 平米以上	施設形態
札幌	札幌コンベンションセンター	○	コンベンション施設
	札幌市教育文化会館	○	コンベンション施設
	さっぽろ芸術文化の館	○	コンベンション施設
	札幌ドーム	○	コンベンション施設
	アクセスサッポロ	○	コンベンション施設
	ロイトン札幌	○	ホテル
	シャトレーゼガトーキングダムサッポロ	○	ホテル
	札幌パークホテル	○	ホテル
	ルネッサンスサッポロホテル	○	ホテル
	札幌プリンスホテル	○	ホテル
	京王プラザホテル札幌	○	ホテル
	札幌グランドホテル		ホテル
秋田	秋田市文化会館	○	コンベンション施設
	秋田市立体育館	○	コンベンション施設
	秋田拠点センターアルヴェ	○	コンベンション施設
	アトリオン	○	コンベンション施設
	秋田県民会館	○	コンベンション施設
	秋田県保健センター		コンベンション施設
	ホテルメトロポリタン		ホテル
	秋田ビューホテル	○	ホテル
	秋田キャッスルホテル	○	ホテル
	ホテルパールシティ		ホテル
	アキタパークホテル		ホテル
	秋田温泉さとみ		ホテル
山形	山形ビッグウイング	○	コンベンション施設
	山形市総合スポーツセンター	○	コンベンション施設

¹²⁵同図表は日本政府観光局(JNTO)「日本コンベンション都市ガイド」の「主要コンベンション施設・主要ホテル」の項より抽出し記載した。なお同資料では、「国際会議観光都市連絡協議会」に参加する国内 36 都市の主要な国際会議等用施設を公開しているが、同資料では会議場ないしは展示設備を有する施設は計 455 施設(うちコンベンション施設は 220 施設、ホテルは 235 施設)が確認される。なおこれらの施設のうち、1,000 平米以上の会場床面積を有する施設を抽出すると、計 225 施設となる。また東京都心 5 区(港区、千代田区、中央区、新宿区、渋谷区)の国際会議場等用施設を東京観光財団「東京コンベンション施設ガイド」より抽出したところ、計 152 施設が確認されている(図表 4-2-7.参照)。なお日本政府観光局及び東京観光財団の資料は日本国内の施設数のみを網羅していてアジア各都市を横断的に比較することはできないため、当報告書第 2 章においては、特に取り上げていない。

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	山形市民会館	○	コンベンション施設
	山形テルサ	○	コンベンション施設
	山形県民会館	○	コンベンション施設
	遊学館(山形県生涯学習センター)		コンベンション施設
	ホテルメロポリタン山形	○	ホテル
	ホテルキャッスル		ホテル
	山形国際ホテル		ホテル
	山形グランドホテル		ホテル
仙台	仙台国際センター	○	コンベンション施設
	東北大学百周年記念会館(川内荻ホール)		コンベンション施設
	仙台サンプラザ	○	コンベンション施設
	仙台市情報産業プラザ		コンベンション施設
	仙台市民会館		コンベンション施設
	みやぎ産業交流センター(夢メッセみやぎ)	○	コンベンション施設
	ホテルメロポリタン仙台	○	ホテル
	江陽グランドホテル		ホテル
	仙台国際ホテル		ホテル
	ウエスティンホテル仙台		ホテル
	勝山館		ホテル
	仙台ロイヤルパークホテル		ホテル
さいたま	大宮ソニックシティ	○	コンベンション施設
	さいたまスーパーアリーナ	○	コンベンション施設
	埼玉会館	○	コンベンション施設
	パレスホテル大宮	○	ホテル
	ラフレさいたま		ホテル
	ホテルプリランテ武蔵野		ホテル
	浦和ロイヤルパインズホテル	○	ホテル
千葉	幕張メッセ	○	コンベンション施設
	千葉県文化会館		コンベンション施設
	千葉ポートアリーナ	○	コンベンション施設
	成田国際文化会館	○	コンベンション施設
	かずさアーク	○	コンベンション施設
	木更津市民会館		コンベンション施設
	浦安市運動公園総合体育館	○	コンベンション施設
	浦安市文化会館		コンベンション施設
	ホテルスプリングス幕張		ホテル
	ホテルグリーンタワー幕張		ホテル
	ホテルフランク		ホテル
	ホテルザ・マンハッタン		ホテル
	アパホテル&リゾート東京ベイ幕張	○	ホテル
	ホテルニューオータニ幕張	○	ホテル
	ホテル日航成田		ホテル
	成田東武ホテルエアポート		ホテル
	ラディソンホテル成田エアポート		ホテル
	ANA クラウンプラザ成田		ホテル
	マロウドインターナショナルホテル成田		ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	ヒルトン成田		ホテル
	メルキュールホテル成田		ホテル
	成田ポートホテル		ホテル
	オークラアカデミアパークホテル		ホテル
	ロイヤルヒルズ木更津ビューホテル		ホテル
	シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル	○	ホテル
	ヒルトン東京ベイ	○	ホテル
	東京ベイ舞浜ホテルクラブリゾート	○	ホテル
横浜	パシフィコ横浜	○	コンベンション施設
	ランドマークホール		コンベンション施設
	はまぎんホールヴィアマーレ		コンベンション施設
	横浜赤レンガ倉庫1号館		コンベンション施設
	横浜市教育会館		コンベンション施設
	大さん橋ホール	○	コンベンション施設
	横浜情報文化センター		コンベンション施設
	横浜シンポジア		コンベンション施設
	ワークピア横浜		コンベンション施設
	横浜産貿ホール	○	コンベンション施設
	神奈川県立県民ホール	○	コンベンション施設
	ロイヤルホールヨコハマ		コンベンション施設
	三溪園 鶴翔閣		コンベンション施設
	新都市ホール		コンベンション施設
	横浜アリーナ	○	コンベンション施設
	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル		ホテル
	横浜ロイヤルパークホテル	○	ホテル
	パンパシフィック横浜ベイホテル東急	○	ホテル
	ローズホテル横浜		ホテル
	ホテルモントレ横浜		ホテル
	ホテルニューグランド		ホテル
	横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ		ホテル
	新横浜プリンスホテル	○	ホテル
松本	長野県松本文化会館		コンベンション施設
	松本市浅間温泉		コンベンション施設
	文化センター		コンベンション施設
	松本市総合体育館	○	コンベンション施設
	まつもと市民芸術館		コンベンション施設
	松本市あがたの森文化会館		コンベンション施設
	長野県松本勤労者福祉センター		コンベンション施設
	松本市中央公民館		コンベンション施設
	松本市総合社会福祉センター		コンベンション施設
	やまびこドーム	○	コンベンション施設
	ホテルブエナビスタ	○	ホテル
	松本東急イン		ホテル
	松本ホテル花月		ホテル
	ホテルモンターニュ松本		ホテル
	ホテル翔峰		ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

静岡	静岡県コンベンション アーツセンター	○	コンベンション施設
	ツインメッセ静岡	○	コンベンション施設
	静岡市民文化会館	○	コンベンション施設
	ホテルセンチュリー静岡		ホテル
	ホテルアソシア静岡		ホテル
	日本平ホテル		ホテル
浜松	アクトシティ浜松	○	コンベンション施設
	浜松市教育文化会館 はまホール	○	コンベンション施設
	浜松市 福祉交流センター		コンベンション施設
	クリエート浜松		コンベンション施設
	浜松市勤労会館Uホール		コンベンション施設
	浜松アリーナ	○	コンベンション施設
	浜松市総合産業展示館	○	コンベンション施設
	なゆた・浜北		コンベンション施設
	浜北文化センター	○	コンベンション施設
	北総合体育館	○	コンベンション施設
	天竜壬生ホール		コンベンション施設
	オークラアクトシティホテル浜松		ホテル
	グランドホテル浜松	○	ホテル
	ホテルクラウンパレス浜松		ホテル
	ホテルコンコルド浜松		ホテル
名古屋	名古屋国際会議場	○	コンベンション施設
	ウイングあいち (愛知県産業労働センター)	○	コンベンション施設
	名古屋市中小企業振興会館	○	コンベンション施設
	ポートメッセなごや(名古屋市国際展示場)	○	コンベンション施設
	ANA クラウンプラザ ホテルグランコート名古屋		ホテル
	名古屋マリオットアソシアホテル	○	ホテル
	ウェスティンナゴヤキャッスル	○	ホテル
	名古屋東急ホテル	○	ホテル
	名古屋観光ホテル	○	ホテル
	ヒルトン名古屋		ホテル
新潟	朱鷺メッセ (新潟コンベンションセンター)	○	コンベンション施設
	新潟市産業振興センター	○	コンベンション施設
	新潟市体育館	○	コンベンション施設
	新潟県民会館	○	コンベンション施設
	新潟市民芸術文化会館 (りゅーとびあ)	○	コンベンション施設
	新潟テルサ	○	コンベンション施設
	新潟市音楽文化会館		コンベンション施設
	新潟ユニゾンプラザ	○	コンベンション施設
	新潟市民プラザ		コンベンション施設
	ANA クラウンプラザホテル新潟	○	ホテル
	ホテルオークラ新潟	○	ホテル
	新潟グランドホテル		ホテル
	ホテルイタリア軒		ホテル
	新潟東映ホテル		ホテル
	チサンホテル&コンファレンスセンター新潟		ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	ホテル日航新潟		ホテル
	万代シルバーホテル		ホテル
	新潟東急イン		ホテル
	ホテルディアモント新潟		ホテル
	ホテルサンルート新潟		ホテル
長野	長野市若里多目的スポーツアリーナ	○	コンベンション施設
	長野市若里市民文化ホール		コンベンション施設
	オリンピック記念アリーナ	○	コンベンション施設
	真島総合スポーツアリーナ	○	コンベンション施設
	ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)	○	コンベンション施設
	長野県農協ビル		コンベンション施設
	長野市生涯学習センター		コンベンション施設
	信州松代ロイヤルホテル	○	ホテル
	ホテルメトロポリタン長野	○	ホテル
	ホテル国際 21	○	ホテル
	THE SAIHOKUKAN HOTEL		ホテル
	メルパルク NAGANO		ホテル
	サンパルテ山王		ホテル
	ホテルサンルート長野		ホテル
富山	富山国際会議場		コンベンション施設
	富山県民会館		コンベンション施設
	とやま自遊館		コンベンション施設
	富山県民共生センター		コンベンション施設
	富山市芸術文化ホール	○	コンベンション施設
	富山産業展示館	○	コンベンション施設
	高岡市民会館		コンベンション施設
	富山県高岡文化ホール		コンベンション施設
	砺波市文化会館		コンベンション施設
	宇奈月国際会館		コンベンション施設
	ANA クラウンプラザホテル富山	○	ホテル
	名鉄トヤマホテル	○	ホテル
	富山第一ホテル	○	ホテル
	オークスカナルパークホテル富山		ホテル
	富山エクセルホテル東急		ホテル
	α-1 富山駅前		ホテル
	富山マンテンホテル		ホテル
	立山国際ホテル		ホテル
	高岡マンテンホテル駅前		ホテル
	ホテルニューオータニ高岡		ホテル
砺波ロイヤルホテル	○	ホテル	
金沢	石川県立音楽堂	○	コンベンション施設
	金沢市文化ホール	○	コンベンション施設
	金沢歌劇座	○	コンベンション施設
	本多の森ホール	○	コンベンション施設
	石川県地場産業振興センター	○	コンベンション施設
	ANAクラウンプラザホテル金沢	○	ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	ホテル日航金沢	○	ホテル
	金沢都ホテル		ホテル
	ホテル金沢	○	ホテル
	金沢スカイホテル		ホテル
	金沢ニューグランドホテル		ホテル
	金沢エクセルホテル東急		ホテル
	国際ホテル		ホテル
飛騨・高山	高山市民文化会館	○	コンベンション施設
	飛騨高山ビッグアリーナ	○	コンベンション施設
	飛騨・世界生活文化センター	○	コンベンション施設
	飛騨地域地場産業振興センター		コンベンション施設
	高山市図書館「煥章館」		コンベンション施設
	飛騨高山まちの博物館		コンベンション施設
	高山グリーンホテル		ホテル
	ひだホテルプラザ		ホテル
	ホテルアソシア高山リゾート		ホテル
岐阜	長良川国際会議場	○	コンベンション施設
	岐阜メモリアルセンター	○	コンベンション施設
	長良川スポーツプラザ		コンベンション施設
	岐阜市文化センター	○	コンベンション施設
	岐阜市民会館	○	コンベンション施設
	じゅうろくプラザ		コンベンション施設
	岐阜市生涯学習拠点施設・ハートフルスクエア		コンベンション施設
	ワークプラザ岐阜		コンベンション施設
	岐阜産業会館	○	コンベンション施設
	岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)		コンベンション施設
	岐阜アリーナ(ヒマラヤアリーナ)	○	コンベンション施設
	岐阜グランドホテル	○	ホテル
	岐阜都ホテル	○	ホテル
	十八楼		ホテル
	ホテルパーク		ホテル
	ホテルグランヴェール岐山		ホテル
	ホテルリソル岐阜		ホテル
	岐阜キャッスルイン		ホテル
京都	国立京都国際会館	○	コンベンション施設
	京都テルサ(京都府民総合交流プラザ)		コンベンション施設
	京都リサーチパーク		コンベンション施設
	メルパルク京都		コンベンション施設
	京都市国際交流会館		コンベンション施設
	みやこめっせ(京都市勧業館)	○	コンベンション施設
	パルスプラザ(京都府総合見本市会館)	○	コンベンション施設
	けいはんなプラザ	○	コンベンション施設
	ウェスティン都ホテル京都	○	ホテル
	京都ホテルオークラ	○	ホテル
	ホテルグランヴィア京都	○	ホテル
	グランドプリンスホテル京都	○	ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	京都全日空ホテル	○	ホテル
	リーガロイヤルホテル京都	○	ホテル
	ハイアットリージェンシー京都		ホテル
	京都東急ホテル		ホテル
	京都ブライトンホテル		ホテル
	新・都ホテル		ホテル
	京都ロイヤルホテル&スパ		ホテル
	からすま京都ホテル		ホテル
	京都タワーホテル		ホテル
	ホテル日航プリンセス京都		ホテル
	アランヴェールホテル京都		ホテル
	京都国際ホテル		ホテル
	コープ. イン. 京都		ホテル
	ハートンホテル京都		ホテル
	ホテルモンテレ京都		ホテル
奈良	奈良県新公会堂	○	コンベンション施設
	なら 100 年会館	○	コンベンション施設
	奈良県文化会館	○	コンベンション施設
	東大寺総合文化センター		コンベンション施設
	奈良市ならまちセンター		コンベンション施設
	ホテル日航奈良	○	ホテル
	奈良ホテル		ホテル
	奈良ロイヤルホテル		ホテル
	ホテルフジタ奈良		ホテル
	ホテルサンルート奈良		ホテル
	ホテルアジュール・奈良		ホテル
	橿原ロイヤルホテル		ホテル
大阪	大阪国際会議場	○	コンベンション施設
	大阪市中央公会堂	○	コンベンション施設
	大阪国際交流センター	○	コンベンション施設
	千里ライフサイエンスセンター	○	コンベンション施設
	大阪城ホール	○	コンベンション施設
	松下 IMP ビル		コンベンション施設
	OBP 円形ホール		コンベンション施設
	MID タワービル		コンベンション施設
	インテックス大阪	○	コンベンション施設
	ATC ホール	○	コンベンション施設
	WTC ホール		コンベンション施設
	ホテルコスモスクエア国際交流センター		コンベンション施設
	総合宿泊研修大阪アカデミア		コンベンション施設
	梅田スカイビル	○	コンベンション施設
	ハービスホール	○	コンベンション施設
	太閤園	○	コンベンション施設
	マイドーム大阪	○	コンベンション施設
	大阪ドーム	○	コンベンション施設
	リーガロイヤルホテル	○	ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	シェラトン都ホテル大阪	○	ホテル
	千里阪急ホテル		ホテル
	ホテルニューオータニ大阪	○	ホテル
	ハイアット・リージェンシー・オーサカ	○	ホテル
	関西エアポートワシントンホテル		ホテル
神戸	神戸国際会議場		コンベンション施設
	神戸国際展示場	○	コンベンション施設
	ワールド記念ホール	○	コンベンション施設
	神戸商工会議所		コンベンション施設
	神戸ポートピアホテル	○	コンベンション施設
	神戸市産業振興センター		コンベンション施設
	神戸ポートピアホテル	○	ホテル
	ホテルオークラ神戸	○	ホテル
	ANAクラウンプラザホテル神戸	○	ホテル
	神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ	○	ホテル
	神戸メリケンパークオリエンタルホテル	○	ホテル
	シーサイドホテル舞子ビラ神戸	○	ホテル
姫路	イーグレひめじ	○	コンベンション施設
	姫路文学館		コンベンション施設
	兵庫県立武道館	○	コンベンション施設
	姫路商工会議所	○	コンベンション施設
	姫路市文化センター	○	コンベンション施設
	姫路市民会館	○	コンベンション施設
	ホテル日航姫路		ホテル
	姫路キャッスルグランヴィリオホテル		ホテル
	ホテルサンシャイン青山		ホテル
松江	くにびきメッセ	○	コンベンション施設
	松江勤労者総合福祉センター(松江テルサ)		コンベンション施設
	島根県民会館	○	コンベンション施設
	松江市総合文化センター	○	コンベンション施設
	松江東急イン		ホテル
	サンラポーむらくも		ホテル
	松江ニューアーバンホテル(本館、別館)		ホテル
	ホテル一畑	○	ホテル
	ホテル宍道湖		ホテル
広島	広島国際会議場	○	コンベンション施設
	アステールプラザ	○	コンベンション施設
	広島市文化交流会館	○	コンベンション施設
	広島県立広島産業会館	○	コンベンション施設
	ANAクラウンプラザホテル広島	○	ホテル
	ホテルグランヴィア広島	○	ホテル
	シェラトンホテル広島		ホテル
	リーガロイヤルホテル広島	○	ホテル
	グランドプリンスホテル広島	○	ホテル
香川	かがわ国際会議場		コンベンション施設
	サンポートホール高松		コンベンション施設

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	アルファあなぶきホール		コンベンション施設
	サンメッセ香川	○	コンベンション施設
	全日空ホテルクレメント高松	○	ホテル
	リーガホテルゼスト高松		ホテル
	喜代美山荘 花樹海		ホテル
松山	愛媛県県民文化会館 一ひめぎんホールー	○	コンベンション施設
	松山市総合 コミュニティセンター		コンベンション施設
	松山市民会館		コンベンション施設
	アイテムえひめ	○	コンベンション施設
	愛媛県武道館	○	コンベンション施設
	松山全日空ホテル		ホテル
	奥道後ホテル	○	ホテル
	ホテルJALシティ松山		ホテル
	東京第一ホテル		ホテル
	道後プリンスホテル		ホテル
	大和屋本店		ホテル
	ホテル椿館		ホテル
	北九州	北九州国際会議場	○
西日本総合展示場(新館)		○	コンベンション施設
西日本総合展示場(本館)		○	コンベンション施設
北九州メディアドーム		○	コンベンション施設
アルモニーサンク		○	コンベンション施設
北九州芸術劇場		○	コンベンション施設
ウェル戸畑		○	コンベンション施設
リーガロイヤルホテル小倉		○	ホテル
北九州八幡ロイヤルホテル		○	ホテル
ホテルクラウンパレス北九州		○	ホテル
ステーションホテル小倉		○	ホテル
福岡		福岡国際会議場	○
	福岡サンパレス	○	コンベンション施設
	福岡国際センター	○	コンベンション施設
	マリンメッセ福岡	○	コンベンション施設
	福岡市民会館	○	コンベンション施設
	アクロス福岡	○	コンベンション施設
	福岡ドーム	○	コンベンション施設
	ホテル日航福岡	○	ホテル
	ホテルオークラ福岡	○	ホテル
	ANA クラウンプラザホテル福岡		ホテル
	西鉄グランドホテル		ホテル
	ソラリア西鉄ホテル		ホテル
	ホテルニューオータニ博多	○	ホテル
	グランド・ハイアット・福岡	○	ホテル
	ヒルトン福岡シーホーク	○	ホテル
	ザ・ルイガンズ スパ&リゾート		ホテル
	宮崎	フェニックス・シーガイア・リゾート コンベンションセンター	○
サンホテル・フェニックス宮崎国際会議場		○	コンベンション施設

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	宮崎観光ホテル	○	コンベンション施設
	ホテルプラザ宮崎		コンベンション施設
	宮崎市民プラザ	○	コンベンション施設
	第一宮銀ビル		コンベンション施設
	MRT Micc		コンベンション施設
	宮日会館		コンベンション施設
	宮交シティ		コンベンション施設
	宮崎市民文化ホール		コンベンション施設
	宮崎県立芸術劇場	○	コンベンション施設
	JA・AZMホール	○	コンベンション施設
	青島パームビーチホテル		コンベンション施設
	県立西都原考古博物館		コンベンション施設
	シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート	○	ホテル
	サンホテル・フェニックス	○	ホテル
	宮崎観光ホテル	○	ホテル
	ニューウェルシティ宮崎		ホテル
	ホテルプラザ宮崎		ホテル
	青島パームビーチホテル		ホテル
沖縄	沖縄コンベンションセンター	○	コンベンション施設
	宜野湾市民会館	○	コンベンション施設
	万国津梁館		コンベンション施設
	沖縄産業支援センター		コンベンション施設
	沖縄県男女共同参画センターていする		コンベンション施設
	沖縄県市町村自治会館		コンベンション施設
	那覇市民会館		コンベンション施設
	浦添市産業振興センター結の街		コンベンション施設
	浦添市てだこホール		コンベンション施設
	沖縄市民会館	○	コンベンション施設
	ミュージックタウン音市場		コンベンション施設
	全日空ホテルズ ラグナガーデンホテル	○	ホテル
	ザ・ブセナテラス		ホテル
	リザンシーパークホテル谷茶ベイ	○	ホテル
	沖縄かりゆしビーチリゾート・オーシャンスパ		ホテル
	オキナワマリriottリゾート&スパ		ホテル
	沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ		ホテル
	ロワジールホテル&スパタワー那覇		ホテル
	沖縄残波岬ロイヤルホテル		ホテル
岡山	岡山コンベンションセンター	○	コンベンション施設
	岡山シンフォニーホール	○	コンベンション施設
	岡山市民会館	○	コンベンション施設
	岡山国際交流センター		コンベンション施設
	コンベックス岡山	○	コンベンション施設
	桃太郎アリーナ	○	コンベンション施設
	ホテルグランヴィア岡山	○	ホテル
	岡山全日空ホテル		ホテル
	岡山プラザホテル	○	ホテル

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

	岡山国際ホテル	○	ホテル
	岡山ロイヤルホテル	○	ホテル
	アークホテル岡山		ホテル
つくば	つくば国際会議場	○	コンベンション施設
	つくばカピオ	○	コンベンション施設
	ノバホール	○	コンベンション施設
	つくばサイエンス・インフォメーションセンター		コンベンション施設
	つくば研究支援センター		コンベンション施設
	オークラフロンティアホテルつくば		ホテル
	オークラフロンティアホテルつくばエポカル		ホテル
	ホテルグランド東雲	○	ホテル
	ダイワロイネットホテルつくば		ホテル
	筑波山ホテル青木屋		ホテル
	筑波山江戸屋		ホテル
	つくばグランドホテル		ホテル
	計	455 施設	225 施設

図表 4-2-7. 東京都心5区に立地する国際会議等用施設¹²⁶

港区	1 グランドハイアット東京	千代田区	1 主婦会館プラザエフ	中央区	1 八重洲富士屋ホテル
	2 東京シテイビュー		2 有楽町朝日ホール		2 ベルサール八重洲
	3 六本木アカデミービルズ		3 東京交通会館		3 野村コンファレンスプラザ日本橋
	4 国際文化会館		4 ザ・ベニシユラ東京		4 マンダリン オリエンタル 東京
	5 ラフォーレミュージアム六本木		5 赤坂サカズキホール		5 マイナルパークホテル
	6 森カマーテンコンファレンスセンター		6 日本武道館		6 高級京朝日ホール
	7 森カマーテンキャパリー		7 日本技術会館		7 ホテルマリナーズコート東京
	8 TEPIA (TEPIA館)		8 砂防会館別館(シェーンパッサ・サボイ)		8 臨海グランドホテル
	9 クレイドル ホール		9 海運クラブ		9 ベルサール汐留
	10 WTC コンファレンスセンター		10 ホテル ルポール麹町		10 コートヤード・マリOTT銀座東武ホテル
	11 シェルトン都ホテル東京		11 都市センターホテル		11 時事通信ホール
	12 八芳園		12 ホテルメトロポリタン エドモント		12 銀座フェニックスプラザ
	13 ホテル フラランシオン青山		13 東京しごとセンター		13 銀座プロッサム 中央会館
	14 コンラッド東京		14 ホテルグランドパレス		1 ベルサール新橋グランド
	15 ロイヤルパーク汐留タワー		15 ホテルグランドアーク半蔵門		2 ビルトン東京
	16 ヤクルトホール		16 千代田区立日比谷図書会文化館 日比谷コンベンションホール		3 ハークハイアット東京
	17 ホテルグランバシフィック LE DAIBA		17 日比谷公会堂		4 パークタワーホール
	18 台湾プロンティアビル		18 日ノホール&カンファレンスセンター		5 新宿ワシントンホテル
	19 ホテル日航東京		19 帝國ホテル東京		6 東京都庁南展望台 TOKYO CAFE202
	20 東京ミッドタウン ホール&カンファレンス		20 大手町サンスカイルーム		7 ハイアットリージェンシー東京
	21 ザ・リッツカールトン東京		21 大手町サンケイプラザ		8 新宿住友ホール・スカイルーム
	22 TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター		22 KKBホテル東京		9 新宿NSビル
	23 ANAインターコンチネンタルホテル東京		23 経団連会館		10 京玉プラザホテル
	24 第一ホテル東京		24 富士ソフト アキバプラザ		11 新宿明治安田生命ホール
	25 航空会館		25 全電通労働会館		12 新宿エルタワーサンスカイルーム
	26 ザ・プリンスパークタワー東京		26 東京都秋葉原庁舎		13 野村コンファレンスプラザ新宿
	27 東京プリンスホテル		27 スクワール麹町		14 新宿文化センター
	28 メルパルク東京		28 弘済会館		15 ホテル グランドホテル市ヶ谷
	29 森パークホテル		29 アルカディア市ヶ谷(私学会館)		16 ルーテル市ヶ谷センター
	30 ホテルJALシテイ田町東京		30 ホテルニューオータニ		17 リーガロイヤルホテル東京
	31 建築会館ホール		31 東京国際フォーラム		18 日本青年館
	32 三田NNホール		32 東京商工会議所		1 フォーラム・エイト
	33 東京グランドホテル		33 東京會館		2 渋谷エクセルホテル東急
	34 笹川記念館		34 JPタワー ホール&カンファレンス		3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 新宿ホール・会議室
	35 エフソン品川アクアスタジアム		35 コンファレンススクエア エムプラス		4 ホテルサントプラザ新宿
	36 品川プリンスホテル		36 丸ビルホール&コンファレンススクエア		5 全労災ホール/スペース・ゼロ
	37 ガーデンシティ品川		37 東京ステーションホテル		6 SYDホール
	38 グランドプリンスホテル高輪		38 東京ステーションコンファレンス		7 津田塾大学 津田ホール
	39 グランドプリンスホテル新高輪		39 ハレスホテル東京		8 東京体育館
	40 ザ・プリンス さくさタワー東京		40 アキバスクエア		9 国連大学本都ビル
	41 ザ・グランドホテル		41 UDXカンファレンス		10 東京ウィメンズプラザ
	42 ストリングスホテル東京インターコンチネンタル		42 秋葉原コンベンションホール		11 青山劇場
	43 品川インターシティホール		43 露山会館		12 アイビーホール(青学会館)
	44 東京コンファレンスセンター・品川		44 YMCA アジア青少年センター		13 ヒカリエホール・カンファレンス
	45 コクヨホール		45 星陵会館		14 TKP渋谷カンファレンスセンター
	46 ニッショーホール(日本消防会館)		46 ザ・キャピタルホテル 東急		15 渋谷サンスカイルーム
	47 ホテルオークラ東京		47 日本教育会館		16 セルリアンタワー東急ホテル
	48 明治記念館		48 如水会館		17 渋谷公会堂
	49 シンフォニークルーズ				
	50 東京都立産業貿易センター辰松町館				
	51 ホテルインターコンチネンタル東京ベイ				
	52 ニューピア竹芝 サウスタワー				
	53 東京ヴァンチアンクルーズ				
	54 ニューピアホテル				
	55 ホテル アジュール竹芝				
	56 シーサイドホテル芝浜生				

¹²⁶ 東京観光財団「東京コンベンション施設ガイド」より。上記施設数の合計は計 152 施設である。

(2) 外国人対応の医療施設

図表 4-2-8. 各拠点都市における外国人対応の医療施設(米大使館ホームページより)

① 東京都¹²⁷

施設名	住所	種別
1 聖路加メディローカス	千代田区大手町1-9-7 大手町ファイナンシャルシティサウスタワー2F	内科・婦人科
2 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	総合病院
3 亀田京橋クリニック	中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン4F	総合病院
4 山王病院	港区赤坂8-10-16	総合病院
5 東京慈恵会医科大学付属病院	港区西新橋3-19-18	総合病院
6 東京ミッドタウンメディカルセンター	港区赤坂9-7-1 ミッドタウンタワー	総合病院
7 虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	総合病院
8 トウキョウメディカルエンドサージカルクリニック	港区芝公園3-4-30 32芝公園ビル1&2F	内科・婦人科
9 広尾インターナショナルクリニック	港区南麻布4-14-6 BARBIZON34ビル7F	内科
10 インターナショナルクリニック	港区麻布台1-5-9	内科
11 アメリカンクリニック(Shane Clinic)	港区東麻布2-11-13	内科
12 東京スキンクリニック	港区六本木2-4-9 アソルティ六本木一丁目2階	皮膚科
13 カール・チェ・オフィス	港区南麻布5-16-4	小児科
14 麻布耳鼻咽喉科クリニック	港区南麻布4-13-5麻布矢野ビル2階	耳鼻咽喉科
15 ひろ・やまクリニック	港区芝大門2-5-1 アルテビル3階	耳鼻咽喉科
16 インターナショナル・メディカル・クロッシング・オフィス	港区南麻布5-3-29 1階	産婦人科
17 パークサイド広尾レディスクリニック	港区南麻布5-1-11 Qiz広尾3階	産婦人科
18 慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35	総合病院
19 聖母病院	新宿区中落合2-5-1	総合病院
20 東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	総合病院
21 東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	総合病院
22 安藤整形外科	新宿区新宿3-13-5 栗橋ビル3階	整形外科
23 神戸神奈川アイクリニック	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー35階	眼科
24 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	総合病院
25 東京プリティッシュクリニック	渋谷区恵比寿西2-13-7 代官山Yビル2階	内科
26 キングクリニック	渋谷区神宮前6-31-11 iori表参道B1階	内科
27 スワミチコこどもクリニック	渋谷区広尾5-16-4-103	小児科
28 広尾レディース	渋谷区恵比寿1-12-1 CRD Ebisu 1stビル5階	産婦人科
29 プラザ形成外科	渋谷区広尾5-5-1 4階	形成外科
30 昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	総合病院
31 シンクパークインターナショナルクリニック	品川区大崎2-1-1 ThinkPark Tower 3階	内科
32 NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	精神科
33 五十子クリニック	世田谷区経堂5-3-29	内科
34 プライマリーケア東京クリニック	世田谷区北沢2-1-16 3階	内科
35 東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	精神科
36 むさしアイクリニック	世田谷区上野毛1-14-1-102	眼科
37 東京衛生病院	杉並区天沼3-17-3	総合病院
38 三枝産婦人科病院	江戸川区西葛西3-18-1	産婦人科
39 西葛西井上眼科クリニック	江戸川区西葛西5-4-6	眼科

¹²⁷ 当報告書本文中に記載の通り、最近開業した「聖路加メディローカス」及び「亀田京橋クリニック」は米大使館ホームページにおいては記載しないものの、同表において加えている。

② 名古屋市

	施設名	住所	種別
1	インターナショナルクリニック	名古屋市港区入船1-8-3	総合病院
2	名古屋第一赤十字病院	名古屋市中村区道下町3-35	総合病院
3	名東医院	名古屋市名東区高間町414	総合病院
4	可世木病院	名古屋市中区栄4丁目16-16	総合病院
5	水野宏胃腸科内科	名古屋市千種区今池4-14-3	その他
6	柴田内科	名古屋市中区新栄町1丁目3	その他
7	たちのクリニック	名古屋市中村区名駅3-26-8 KDX名古屋駅前ビル3階	その他
8	丸茂病院	名古屋市名東区本郷2丁目124-1	その他
9	大曽根皮フ科形成外科	名古屋市北区大曽根3-1702	その他
10	すぎやまレディースクリニック	名古屋市中区新栄町1-3 日丸名古屋ビル3F	その他
11	名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1	その他
12	なごや内科整形産婦人科	名古屋市北区楠4丁目137	その他
13	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	その他

③ 大阪市

	施設名	住所	種別
1	大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-53	総合病院
2	大阪厚生年金病院	大阪市福島区福島4-2-78	総合病院
3	大阪中央病院	大阪市北区曾根崎2-8-2	総合病院
4	加納総合病院	大阪市北区天神橋7丁目5番15号	総合病院
5	住友病院	大阪市北区中之島5-3-20	総合病院
6	淀川キリスト教病院	大阪市東淀川区柴島1-7-50	総合病院
7	中之島診療所	大阪市北区西天満1丁目5-15	その他
8	北野クリニック	大阪市西淀川区出来島1丁目4-18	その他
9	宮本内科	大阪市中央区北浜3-1-8	その他
10	宮本北浜診療所	大阪市中央区北浜2-1-23 日本文化会館ビル2F	その他
11	高階国際クリニック	大阪市淀川区西中島4-7-2 第一チサンマンション3F	その他

④ 福岡市

施設名	住所	種別
1 千鳥橋病院	福岡市博多区千代5丁目18-1	総合病院
2 千早病院	福岡市東区千早2-30-1	総合病院
3 福岡記念病院	福岡市早良区西新1丁目1-35	総合病院
4 福岡赤十字病院	福岡市南区大橋3丁目1-1	総合病院
5 福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13番1号	総合病院
6 福岡逡信病院	福岡市中央区薬院2-6-11	総合病院
7 福岡大学病院	福岡市城南区七隈7丁目45-1	総合病院
8 原三信病院	福岡市博多区大博町1番8号	総合病院
9 今津赤十字病院	福岡市西区今津377	総合病院
10 九州中央病院	福岡市南区塩原三丁目23番1号	総合病院
11 九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	総合病院
12 国立病院機構 九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	総合病院
13 国立病院機構 福岡病院	福岡市南区屋形原4丁目39-1	総合病院
14 福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	総合病院
15 済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	総合病院
16 福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6丁目8番5号	総合病院
17 さくら病院	福岡市城南区片江4丁目16-15	総合病院
18 ふじの内科循環器科クリニック	福岡市東区箱崎1-38-3	その他
19 原口病院循環器科内科	福岡市早良区小田部6丁目11-15	その他
20 石田消化器内科クリニック	福岡市中央区天神1-10-24 天神セントラルプレイス5F	その他
21 甲斐クリニック	福岡市早良区荒江2丁目12-1-2F	その他
22 岸本内科小児科医院	福岡市博多区住吉4丁目8-24	その他
23 古原医院	福岡市博多区比恵町18-1	その他
24 上月クリニック	福岡市中央区渡辺通1-1-1 サンセルコビル3F	その他
25 栗林内科循環器科	福岡市中央区小笹5-5-18	その他
26 益田クリニック	福岡市博多区博多駅前2丁目2-1-5F	その他
27 長丘五丁目クリニック	福岡市南区長丘5-28-10	その他
28 村山循環器科内科	福岡市南区野間3-3-6	その他
29 九大仏青クリニック	福岡市東区千早1-5-13	その他
30 なら林内科・循環器科医院	福岡市早良区小田部1-13-7	その他
31 今津赤十字病院	福岡市西区今津377	その他
32 インターナショナル唐人町クリニック	福岡市中央区地行1丁目4-6	その他
33 香椎丘リハビリテーション病院	福岡市東区下原2丁目24-36	その他
34 田中宏明クリニック	福岡市城南区片江4丁目1-6	その他
35 徳山内科クリニック	福岡市中央区荒戸1-1-6 福岡大濠ビル2F	その他
36 梅崎内科胃腸科医院	福岡市東区箱崎2-21-27	その他
37 山口内科	福岡市早良区西新5-14-45	その他
38 山本外科医院	福岡市博多区吉塚2丁目7-27	その他
39 岩永外科医院	福岡市南区柳瀬1-31-11	その他
40 倉員皮膚科医院	福岡市南区大橋1-8-18 大橋Sビル2F	その他
41 真武皮ふ科医院	福岡市早良区飯倉5-16-52	その他
42 上田皮膚科クリニック	福岡市東区千早2-1-1 東海住宅3F	その他
43 天神占部医院	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡4F	その他
44 占部医院	福岡市中央区西中洲6-20-1F	その他
45 鄭脳神経外科クリニック	福岡市中央区薬院1-5-6 ハイシルズビル402	その他
46 ふじわら脳神経外科クリニック	福岡市博多区千代4-29-24 三原第3ビル2F	その他
47 平嶋ウイメンズクリニック	福岡市中央区大名1-9-33 ソロン赤坂ビル7F	その他
48 池田産婦人科	福岡市中央区西中洲4-14	その他
49 いずみ産婦人科	福岡市城南区七隈3-4-1	その他
50 野崎ウイメンズクリニック	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル6F	その他

51	イリスMORIウイメンズ	福岡市中央区大名2丁目6-39 西沢ビル 5F	その他
52	東野産婦人科医院	福岡市中央区草香江2-2-17	その他
53	渋谷レディースクリニック	福岡市南区大楠3-18-18	その他
54	山田産婦人科医院	福岡市早良区西新1-12-7	その他
55	吉田産婦人科	福岡市早良区田村6-20-9	その他
56	木村眼科クリニック	福岡市中央区赤坂1丁目10-23	その他
57	清沢眼科医院	福岡市中央区渡辺通2丁目2-2	その他
58	まえた眼科	福岡市中央区笹丘1-11-13 笹丘平和ビル2F	その他
59	大島眼科病院	福岡市博多区上呉服町11-8	その他
60	福岡整形外科病院	福岡市南区柳河内2丁目10-50	その他
61	松本整形外科	福岡市中央区笹丘1-34-2	その他
62	斎田整形外科	福岡市博多区麦野6-26-37	その他
63	脇山カイロプラクティック	福岡市中央区大名2-8-17	その他
64	平島耳鼻咽喉科医院	福岡市南区横手2-37-30	その他
65	ふかざわ小児科	福岡市東区若宮1-22-19	その他
66	井上小児科医院	福岡市南区柏原1丁目1-21	その他
67	松本小児科医院	福岡市早良区西新4丁目8-16	その他
68	松尾小児科医院	福岡市中央区薬院3-11-8	その他
69	なんり小児科クリニック	福岡市東区千早5-20-1ユー・マイビルⅡ-2F	その他
70	しんどう小児科	福岡市城南区神松寺3丁目22-28	その他
71	武石クリニック	福岡市早良区西新1-4-28	その他
72	梅野小児科内科医院	福岡市博多区千代1-33-2	その他
73	若久病院	福岡市南区若久5丁目3番1号	その他
74	秋本病院	福岡市中央区警固1丁目8-3	その他
75	ふくみつ病院	福岡市東区香椎浜4丁目10-1	その他
76	菅島外科胃腸科	福岡市中央区荒戸2丁目2-40	その他
77	木村専太郎クリニック	福岡市南区三宅三丁目16-18-101	その他
78	くろだクリニック	福岡市早良区百道浜4-13-2	その他
79	及川病院	福岡市中央区平尾2丁目21-16	その他
80	佐藤クリニック	福岡市中央区平尾2-19-10	その他
81	とりごえ医院	福岡市西区上山門1丁目7-6	その他

図表 4-2-9.米国大使館ウェブサイトに掲載されている日本国内の医療施設¹²⁸

		病院・診療所 数(除く歯科)	歯科	施設数計
	北海道	63		63
	青森県	24		24
	岩手県	4		4
	宮城県	19		19
	秋田県	8		8
	山形県	1		1
	福島県	2		2
東京圏	茨城県	1		1
東京圏	栃木県	1		1

¹²⁸ 色掛けがなされている箇所は各都市圏に属する都道府県を指す。

「大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査」報告書

東京圏	群馬県	1		1
東京圏	埼玉県	2		2
東京圏	千葉県	4		4
東京圏	東京都	42	15	57
東京圏	神奈川県	10	1	11
東京圏	山梨県	1		1
	新潟県	1		1
中部圏	長野県	3		3
中部圏	静岡県	1		1
中部圏	愛知県	14		14
近畿圏	京都府	8		8
近畿圏	大阪府	14	3	17
近畿圏	兵庫県	15	6	21
近畿圏	奈良県	1		1
	広島県	2		2
	山口県	8		8
九州圏	福岡県	114	25	139
九州圏	佐賀県	8		8
九州圏	長崎県	31		31
九州圏	熊本県	22		22
九州圏	大分県	10		10
九州圏	宮崎県	21		21
九州圏	鹿児島県	10		10
	沖縄県	3		3
	全国合計	469	50	519
-	(東京圏計)	62	16	78
-	(中部圏計)	18	0	18
-	(近畿圏計)	38	9	47
-	(九州圏計)	216	25	241

図表 4-2-10. アジア各都市における外国人対応の医療施設

シンガポールにおける外国人対応の医療施設 (JCI認証機関)		歯科
1	National University Hospital : JCI認証は2004年8月。	
2	Alexandra Hospital : JCI認証は2005年7月。	
3	Changi General Hospital : JCI認証は2005年7月。	
4	Institute of Mental health/Woodbridge Hospital : JCI認証は2005年7月。	
5	Johns Hopkins Singapore International Medical Centre : JCI認証は2004年8月。	
6	Khoo Teck Puat Hospital : JCI認証は2011年8月。	
7	KK Women's and Children's Hospital : JCI認証は2005年12月。	
8	National Cancer Centre of Singapore Pte Ltd : JCI認証は2010年9月。	
9	National Dental Centre of Singapore Pte Ltd : JCI認証は2010年12月。	○
10	National Healthcare Group Poly clinics : JCI認証は2012年9月。	
11	National Heart Centre of Singapore : JCI認証は2005年10月。	
12	National Skin Center : JCI認証は2007年11月。	
13	Parkway Hospitals Singapore Pte Ltd (Gleneagles Hospital) : JCI認証は2006年5月。	
14	Parkway Hospitals Singapore Pte Ltd (Gleneagles Hospital) : JCI認証は2006年5月。	
15	Parkway Hospitals Singapore Pte Ltd (Mount Elizabeth Hospital) : JCI認証は2006年3月。	
16	Parkway Hospitals Singapore Pte Ltd (Parkway East Hospital (Was East Shore Hospital)) : JCI認証は2007年11月。	
17	Raffles Hospital Private Limited : JCI認証は2008年12月。	
18	Singapore General Hospital : JCI認証は2005年7月。	
19	Singapore National Eye Centre (SNEC) : JCI認証は2009年12月。	
20	SingHealth Poly clinics : JCI認証は2011年9月。	
21	Tan Tock Seng Hospital : JCI認証は2005年8月。	
香港における外国人対応の医療施設 (JCI認証機関)		歯科
1	Hong Kong Adventist Hospital : JCI認証は2006年。	
上海における外国人対応の医療施設 (JCI認証機関)		歯科
1	Huashan Hospital, Fudan University : JCI認証は2010年1月。	
2	Shanghai Children's Medical Center : JCI認証は2010年12月	
3	Shanghai United Family Hospital and Clinics : JCI認証は2008年7月。	
ソウルにおける外国人対応の医療施設 (JCI認証機関)		歯科
1	Severance Hospital, Yonsei University College of Medicine : JCI認証は2007年5月。(※同施設では別途Primary Stroke ProgramがJCI認証を2010年4月に取得)	
2	Severance Hospital, Yonsei University College of Medicine (Primary Stroke Programme) : JCI認証は2010年4月。	
3	EWHA Womans University Medical Center : JCI認証は2007年5月。	
4	EWHA Womans University Medical Center (Primary Stroke Programme) : JCI認証は2012年1月。	
5	Korea University Anam Hospital : JCI認証は2009年7月。	
6	MizMedi Women's Hospital : JCI認証は2012年3月。	
7	Seoul Balgeun Se Sang Eye Center : JCI認証は2011年2月。	
8	Seoul Wooridul Hospital : JCI認証は2010年12月。	
9	The Catholic University of Korea, Seoul St. Mary's Hospital : JCI認証は2010年7月。	
10	Yonsei University Gangnam Severance Hospital : JCI認証は2010年4月。	

(3) 外国人対応の教育施設

図表 4-2-11. 日本の拠点都市の外国人対応の教育施設リスト

拠点都市	施設名	住所	各種学校	IB認定	IB認定年月
東京23区	1 青山インターナショナルスクール	渋谷区渋谷2-3-8			
	2 セント・メリーズ・インターナショナルスクール	世田谷区瀬田1-6-19	○	○	1979年9月
	3 麻布クリスチャンアカデミー	台東区浅草橋3-11-8			
	4 アメリカンスクール・イン・ジャパン	港区六本木6-16-4	○		
	5 インディアン・インターナショナルスクール	江戸川区瑞江2-1-8-4F		○	2013年6月
	6 清泉インターナショナル学園	世田谷区用賀1-12-15	○	○	1986年1月
	7 ケイ・インターナショナルスクール東京	江東区白河1-5-15	○	○	2002年1月
	8 東京インターナショナルスクール	港区南麻布2-13-6		○	2005年12月
	9 東京YMCAインターナショナルスクール	江東区東陽2-2-20			
	10 カナディアン・インターナショナルスクール	品川区北品川5-8-20		○	2009年12月
	11 東京学芸大学附属国際中等教育学校	練馬区東大泉5丁目22-1		○	2010年2月
	12 聖心インターナショナルスクール	渋谷区広尾4-3-1	○		
	13 西町インターナショナルスクール	港区元麻布2-14-7	○		
	14 ガッズキングダム・クリスチャンスクール	江戸川区松島3-40-4-2F			
	15 四ツ谷インターナショナルスクール	新宿区四谷2丁目11			
	16 アオバジャパンインターナショナルスクール	目黒区青葉台2-11-5			
	17 プリティッシュスクールイン東京	渋谷区渋谷1-21-18			
	18 モンテソーリスクール・オブ東京	港区南麻布3-5-13	○		
	19 ニューインターナショナルスクールオブジャパン	豊島区南池袋3-18-32	○		
	20 プリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	世田谷区太子堂1-7	○		
名古屋市	1 名古屋国際学園	名古屋市守山区中志段味南原2686	○	○	2008年5月
	2 愛知インターナショナルスクール	名古屋市名東区にじが丘3丁目4番地			
大阪市	1 大阪YMCAインターナショナルスクール	大阪市北区中津6-7-34		○	2012年6月
	2 梅田インターナショナルスクール	大阪市北区芝田2-8-31			
福岡市	1 福岡インターナショナルスクール	福岡市早良区百道3-18-50	○	○	2007年4月

(出典)IB、CIS、WASC、ACSI、JCIS、文部科学省ホームページを基に PwC 作成

図表 4-2-12. 日本国内の外国人対応の教育施設リスト

	施設名	都道府県	住所	認証機関	JCIS 会員	各種 学校	IB認定年 月(※認証 校の場合)
1	北海道インターナショナルスクール	北海道	札幌市豊平区平岸5条19丁目1-55	WASC	○	○	
2	北海道インターナショナルスクール・ニセコ校	北海道	虻田郡二セコ町字富士見12	WASC	○	○	
3	東北インターナショナルスクール	宮城県	仙台市泉区館7丁目101-1	WASC	○	○	
4	つくばインターナショナルスクール	茨城県	つくば市上郷7846-1	IB	○	○	2011年11月
5	ぐんま国際アカデミー	群馬県	太田市内ヶ島町1361-4	IB			2011年10月
6	フェリーチェ・インターナショナルスクール	群馬県	佐波郡玉村町飯塚328	WASC			
7	コロンビア・インターナショナルスクール	埼玉県	所沢市松崎153-1	WASC		○	
8	リバーサイド・インターナショナルスクール	埼玉県	埼玉県草加市栄町2734	ACSI			
9	青山インターナショナルスクール	東京都	渋谷区渋谷2-3-8	ACSI			
10	麻布クリスチャンアカデミー	東京都	台東区浅草橋3-11-8	ACSI			
11	セント・メリーズ・インターナショナルスクール	東京都	世田谷区瀬田1-6-19	IB, WASC, CIS	○	○	1979年9月
12	アメリカンスクール・イン・ジャパン	東京都	港区六本木6-16-4	WASC	○	○	
13	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東京都	東久留米市新川町1-2-14	WASC, ACSI	○	○	
14	インディアン・インターナショナルスクール	東京都	江戸川区瑞江2-1-8-4F	IB			2013年6月
15	清泉インターナショナル学園	東京都	世田谷区用賀1-12-15	IB, CIS	○	○	1986年1月
16	ケイ・インターナショナルスクール東京	東京都	江東区白河1-5-15	IB		○	2002年1月
17	東京インターナショナルスクール	東京都	港区南麻布2-13-6	IB, CIS	○		2005年12月
18	東京YMCAインターナショナルスクール	東京都	江東区東陽2-2-20	WASC			
19	玉川学園中学部・高等部	東京都	町田市玉川学園6-1-1	IB			2009年3月
20	カナディアン・インターナショナルスクール	東京都	品川区北品川5-8-20	IB, WASC			2009年12月
21	東京学芸大学附属国際中等教育学校	東京都	練馬区東大泉5丁目22-1	IB			2010年2月
22	聖心インターナショナルスクール	東京都	渋谷区広尾4-3-1	WASC, CIS	○	○	
23	西町インターナショナルスクール	東京都	港区元麻布2-14-7	WASC, CIS	○	○	
24	ガッツキングダム・クリスチャンスクール	東京都	江戸川区松島3-40-4-2F	ACSI			
25	四ツ谷インターナショナルスクール	東京都	新宿区四谷2丁目11	ACSI			
26	アオバジャパニーズインターナショナルスクール	東京都	目黒区青葉台2-11-5	CIS	○		
27	ブリティッシュスクールイン東京	東京都	渋谷区渋谷1-21-18		○		
28	モンテソーリスクール・オブ東京	東京都	港区南麻布3-5-13		○	○	
29	ニューインターナショナルスクールオブジャパン	東京都	豊島区南池袋3-18-32		○	○	
30	ブリティッシュスクール・イン・トウキョウ昭和	東京都	世田谷区太子堂1-7			○	
31	サンモール・インターナショナルスクール	神奈川県	横浜市中区山手町83	IB	○	○	1984年7月
32	横浜インターナショナルスクール	神奈川県	横浜市中区山手町258	IB, CIS	○	○	1984年10月
33	ホライゾン学園	神奈川県	横浜市鶴見区東寺尾1丁目38-27	IB, WASC	○	○	2013年6月
34	インターナショナル・カルバリー・アカデミー	神奈川県	神奈川県大和市上草柳6-1-15	ACSI			
35	加藤学園暁秀高等学校・中学校(※加藤学園暁秀高等学校)	静岡県	沼津市岡宮1361-1	IB			2000年1月
36	掛川インターナショナル・クリスチャンスクール	静岡県	掛川市富部625-1	ACSI			
37	名古屋国際学園	愛知県	名古屋市守山区中志段味南原2686	IB, WASC, CIS	○	○	2008年5月
38	インターナショナルクリスチャンアカデミー名古屋	愛知県	長久手市喜婦嶽205 ヴィラユーザン 1F	WASC, ACSI			
39	愛知インターナショナルスクール	愛知県	名古屋市名東区にじが丘3丁目4番地	WASC			
40	京都インターナショナルスクール	京都市	上京区葎屋町通中立売通下北儀町317	IB, WASC	○	○	2006年12月
41	京都インターナショナルスクールユニバーシティアカデミー	京都市	京田辺市草内一ノ坪1番1	ACSI		○	
42	立命館宇治中学校・高等学校(※立命館宇治中学校・高等)	京都市	宇治市広野町八軒屋谷33-1	IB			2009年9月
43	同志社国際学院	京都市	木津川市木津川台7丁目31-1	IB, WASC		○	2012年3月
44	関西学院大阪インターナショナルスクール	大阪府	箕面市小野原西4-4-16	IB, WASC	○	○	1990年10月
45	大阪YMCAインターナショナルスクール	大阪府	大阪市北区中津6-7-34	IB, WASC	○		2012年6月
46	チャーチ・オブ・プレイズ・インターナショナル	大阪府	池田市神田2丁目11-5	ACSI			
47	梅田インターナショナルスクール	大阪府	大阪市北区芝田2-8-31	ACSI			
48	カナディアン・アカデミー	兵庫県	神戸市東灘区向洋町中4-1	IB, WASC, CIS	○	○	1980年9月
49	神戸ドイツ学院	兵庫県	神戸市東灘区向洋町中3丁目2-8	IB			2006年6月
50	聖ミカエル・インターナショナルスクール	兵庫県	神戸市中央区中山手通り3-17-2	WASC, CIS	○		
51	マリスタ・インターナショナルスクール	兵庫県	神戸市須磨区千守町1-2-1	WASC	○	○	
52	関西クリスチャンスクール	奈良県	生駒郡平群町三里282	ACSI			
53	広島インターナショナルスクール	広島県	広島市安佐北区倉掛3丁目49-1	IB, CIS	○	○	2005年4月
54	AICJ中学・高等学校(※AICJ中学・高等学校ホームページ)	広島県	広島市安佐南区祇園2丁目33-16	IB			2009年6月
55	福岡インターナショナルスクール	福岡県	福岡市早良区百道3-18-50	IB, WASC	○	○	2007年4月
56	沖縄インターナショナルスクール	沖縄県	那覇市楚辺2丁目34-22	IB			2011年7月
57	沖縄クリスチャンスクール	沖縄県	読谷村字座喜味1835番地	WASC, ACSI		○	
58	ニューライフアカデミー	沖縄県	中頭郡中城村登々134-1	ACSI			
59	ワールドミッション・クリスチャンアカデミー	沖縄県	中頭郡中城村南上原572-2	ACSI			

(出典) IB、CIS、WASC、ACSI、JCIS、文部科学省ホームページを基に PwC 作成

図表 4-2-13. アジア各都市における外国人対応の教育施設

シンガポールにおける外国人対応の教育施設	
1	ACS (International), Singapore : IB、CIS認証。
2	Anglo-Chinese School (Independent) : IB認証。
3	Australian International School Singapore : IB、CIS認証。
4	Canadian International School : IB、CIS認証。
5	Canadian International School, Tanjong Katong Campus : IB認証。
6	Chatsworth International School - East Campus : IB認証。
7	Chatsworth International School, Singapore : IB認証。
8	Chinese International School : IB認証。
9	EtonHouse International Pre-School : IB認証。
10	EtonHouse International School : IB認証。
11	EtonHouse Preschool – Newton Road : IB認証。
12	German European School Singapore : IB、CIS認証。
13	Global Indian International School : IB、CIS認証。
14	Hwa Chong International School : IB認証。
15	International School of Singapore : IB、CIS認証。
16	International Community School : ACSI 認証。
17	NPS International School : IB認証。
18	Nexus International School : IB、CIS認証。
19	Odyssey The Global Preschool : IB認証。
20	One World International School : IB認証。
21	Overseas Family School : IB認証。
22	School of the Arts, Singapore : IB認証。
23	Singapore Sports School : IB認証。
24	St Joseph's Institution : IB認証。
25	St. Joseph's Institution International : IB認証。
26	Stamford American International School : IB、CIS認証。
27	Tanglin Trust School : IB、CIS認証。
28	United World College of S E Asia/Singapore : IB、CIS認証。
29	United World College of South East Asia East Campus : IB認証。

香港における外国人対応の教育施設	
1	Australian International School Hong Kong : IB認証。
2	Beacon Hill School : IB、CIS認証。
3	Bradbury School : IB、CIS認証。
4	Canadian International School of Hong Kong : IB、CIS認証。
5	Carmel School : IB認証。
6	Causeway Bay Victoria and International Kindergarten : IB認証。
7	Chinese International School : IB、CIS認証。
8	Clearwater Bay School : IB、CIS認証。
9	Creative Primary School : IB認証。
10	Creative Secondary School : IB認証。
11	Diocesan Boys' School : IB認証。
12	Discovery College : IB、CIS認証。
13	ESF Abacus International Kindergarten : IB認証。
14	French International School : IB認証。
15	German Swiss International School : IB認証。
16	Glenealy School : IB、CIS認証。
17	Hong Kong Academy : IB、CIS認証。
18	Hong Lok Yuen International School : IB、CIS認証。
19	International College Hong Kong : IB、CIS認証。
20	International Christian School : ACSI認証。
21	Island School : IB、CIS認証。
22	Japanese International School : IB認証。
23	Jockey Club Sarah Rose School : CIS認証。
24	Kennedy School : IB、CIS認証。
25	Kiangsu-Chekiang College, International Section : IB認証。
26	King George V School : IB、CIS認証。
27	Kingston International Kindergarten : IB認証。
28	Kingston International School : IB認証。
29	Kowloon Junior School, Perth Street Campus : IB、CIS認証。
30	Kowloon Junior School, Rose Street Campus : IB、CIS認証。
31	Li Po Chun United World College of Hong Kong : IB認証。
32	Parkview International Preschool : IB認証。
33	Peak School : IB、CIS認証。
34	Po Leung Kuk Choi Kai Yau School : IB認証。
35	Quarry Bay School : IB、CIS認証。
36	Renaissance College, Hong Kong : IB、CIS認証。
37	Sha Tin College : IB、CIS認証。
38	Sha Tin Junior School : IB、CIS認証。
39	Singapore International School (Hong Kong) : IB認証。
40	South Island School : IB、CIS認証。
41	St Paul's Co-educational College : IB認証。
42	The Hong Kong Chinese Christian Churches Union Logos Academy : IB認証。
43	The Independent Schools Foundation Academy : IB、CIS認証。
44	Think International School : IB認証。
45	Victoria (Homantin) International Nursery : IB認証。
46	Victoria Belcher Kindergarten : IB認証。
47	Victoria Shanghai Academy : IB、CIS認証。
48	West Island School : IB、CIS認証。
49	Yew Chung International School - Hong Kong : IB、CIS認証。
50	YMCA of Hong Kong Christian College : CIS認証。

上海における外国人対応の教育施設	
1	Dulwich College Shanghai: IB、CIS認証。
2	Fudan International School: IB認証。
3	High School Affiliated to Shanghai Jiao Tong University: IB認証。
4	Rainbow Bridge International School: IB認証。
5	Shanghai American School: IB認証。
6	Shanghai American School (Pudong Campus): IB認証。
7	Shanghai Community International School - Hongqiao Campus: IB認証。
8	Shanghai Community International School – Pudong Campus: IB認証。
9	Shanghai High School: IB認証。
10	Shanghai Jin Cai High School: IB認証。
11	Shanghai Pinghe School: IB認証。
12	Shanghai Shangde Experimental School: IB認証。
13	Shanghai Singapore International School: IB、CIS認証。
14	Shanghai United International School: IB認証。
15	Shanghai Victoria Kindergarten (Minhang): IB認証。
16	Shanghai Victoria Kindergarten (Pudong): IB認証。
17	Shanghai Victoria Kindergarten (Xin Zhuang): IB認証。
18	Shanghai Victoria Kindergarten (Xuhui): IB認証。
19	Shanghai Weiyu High School: IB認証。
20	Shanghai World Foreign Language Middle School: IB認証。
21	Shanghai World Foreign Language Primary School: IB認証。
22	The British International School of Shanghai (Puxi Campus): IB認証。
23	The British International School, Shanghai: IB認証。
24	Western International School of Shanghai: IB認証。
25	Yew Chung International School Shanghai: IB、CIS認証。
26	Yew Chung International School of Shanghai, Pudong: IB、CIS認証。
ソウルにおける外国人対応の教育施設	
1	Asia Pacific International School: ACSI認証。
2	Big Heart Christian School: ACSI認証。
3	Centennial Christian School: ACSI認証。
4	Chadwick International: IB認証。
5	Dulwich College Seoul: CIS認証。
6	Dwight International School Seoul: IB認証。
7	Global Christian Foreign School: ACSI認証。
8	Global Christian International School: ACSI認証。
9	Rainbow International School Seoul: CIS認証。
10	Seoul Foreign School: IB、ACSI、CIS認証。
11	Venja International School: ACSI認証。
12	Yohan Christian School: ACSI認証。

3. 調査対象都市以外の都市のシティセールス事例

本件調査実施の過程で明らかになった対象都市以外の都市におけるシティセールスの取組みについて、関連する事例を参考として紹介する。

(1) MIPIM(国際不動産見本市)におけるロンドン及びパリのシティセールス

本報告書第4章において紹介したMIPIM(国際不動産見本市)においては、世界の各都市が参加し、潜在投資家等に対してシティセールスを実施している。特にイギリス・ロンドンやフランス・パリといった大都市の自治体は出展ブース規模や支出費用からも分かる通り、非常に積極的な取組みを行っている。

図表 4-3-1. MIPIM における日本、ロンドン、パリの出展関連データ

	日本(2009年)	ロンドン(2013年)	パリ(2013年)
出展ブース面積	計88平米(ブースのみ)	計753平米 (533平米(独立型ブース)+220平米(ブース併設テラス))	計1422平米 (1,122平米(独立型ブース)+300平米(ブース併設テラス))
出展関連費用 (欄外注)	・出展諸費用:57,000ユーロ(約754万円) ・その他プロモーション関係費用:5,000ユーロ(約66万円)	・出展諸費用:411,000ユーロ(約5,430万円) ・その他プロモーション関係費用:6,000ユーロ(約80万円)	・出展諸費用:770,000ユーロ(約1億円) ・その他プロモーション関係費用:6,000ユーロ(約80万円)
出展内容	・日本の都市再生に関する支援や取組み状況、日本不動産市場の概観、都市開発プロジェクトおよび環境配慮型都市づくり等を紹介	・ロンドンの開発計画や都市デザイン等の紹介 ・また隣接ホテル会場にて都市開発現状等に関する市長講演等を実施	・パリ市内の新開発活動の紹介(ラ・デフォンス地区の建築プロジェクトやサクレー地区の開発、またその他パリの最新の地域開発状況) ・また出展会場及び隣接ホールにて都市開発現状等に関するプレゼンテーションを実施

(出典:MIPIM 事務局)

ロンドン及びパリは両市共にそれぞれのブースにおいて、都市ジオラマを設置し、来場者に対して両都市の全体像を具体的にイメージしてもらうような取組みを行っている。また広いブースを確保しテラスを設置するなど、集客のための工夫が見られる。

図表 4-3-2. MIPIM におけるロンドン市の出展ブースの様様



(出典:MIPIM 事務局)

図表 4-3-3. MIPIM におけるパリ市の出展ブースの様様



(出典:MIPIM 事務局)

(2) イギリス・リバプール市のシティセールスによる外国企業誘致事例

リバプール市は 20 世紀初めまではイギリス有数の工業都市・交易都市として栄えたが、戦後著しい衰退に陥る。だが近年ではその古い海港都市としての観光遺産を活かしながら都市の再開発に乗り出しており、官民双方の積極的な取り組みが見られる。結果現在ではイギリス内で最も成長率の高い都市と言われるまでに変貌している。同市は活性化策の一つとして外国投資の受け入れに積極的に取り組んでおり、特に歴史的関係の深い中国、そして姉妹都市である上海市との関係強化に取り組んでいる。その具体的な計画として挙げられるのが、後述の”Shanghai Tower”事業と”Peel International Trade Center”事業である。

① リバプール市によるインバウンド投資促進活動(リバプール・ビジョンについて)

都市及び地域再生を促進する地方開発庁(注:2012年に廃止)の支援(出資他)を受け、同市の都市再生戦略事業実施を目的とする、「リバプール・ビジョン(Liverpool Vision)」¹²⁹が 1999年に設立された。同組織は株式有限責任会社の形態をとっているが、リバプール市による出資(約78%)のほか、運営経費も同市他の公的資金によって賄われている。同組織は近年ではその活動範囲を拡大し、リバプール市の経済活性化のために幅広く活動を行っており、インバウンド投資促進もその活動目的の一つの柱となっている。

② 「上海タワー」計画の発表

2007年、不動産開発事業会社の Peel Group(後述)は、Liverpool Waters 事業(後述)の一環として、北西イングランド地方最大の高層タワー建設となる「上海タワー(Shanghai Tower)」計画を発表する¹³⁰。同タワーは 50 階から 60 階建て、総面積 9 万平米以上となることが計画されており、オフィス、高級ホテル、住居、レストラン他各種店舗、その他レジャー施設の入居が見

¹²⁹ <http://www.liverpoolvision.co.uk/>

¹³⁰

<http://www.liverpooldailypost.co.uk/liverpool-news/regional-news/2007/07/27/300million-to-wer-planned-for-liverpool-64375-19528805/>

込まれている。完成は 2025 年を予定しているが、地元政府の事業承認はまだ得られていない¹³¹。

図表 4-3-4. 上海タワーのイメージ



(出典) ガーディアン・ウェブサイト

<http://www.guardian.co.uk/artanddesign/2010/oct/04/liverpool-shanghai-tower-chinese-investors>

なおこの「上海タワー」の名称を考案したのは Peel Group の幹部であるが、リバプールは古くから中国系移民が多く¹³²(その最初の移民は上海からやってきた船員達であったとされる)、また 1999 年より両市が姉妹都市関係にあること、またこの Liverpool Waters 事業自体が上海のウォーターフロント「外灘 (Bund)」開発からイメージを得て進められているものであることが、この

¹³¹ ユネスコ世界文化遺産である同市の景観を損なうものとして市議会等では同計画に反対する声もある。

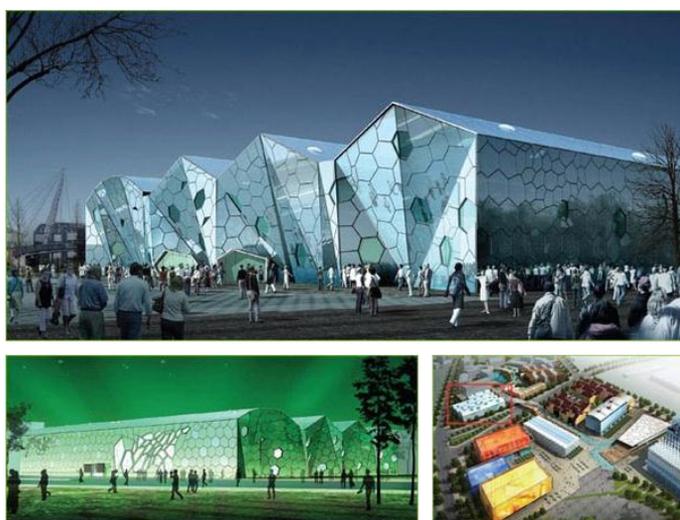
¹³² リバプール市総人口のうち中国系が占める割合は 2011 年現在 1.1%前後であり、イギリス全体 (0.8%) より若干多いことが分かる。(出典: <http://www.neighbourhood.statistics.gov.uk/dissemination/LeadTableView.do;jsessionid=ac1f930c30d8a16985ef68114fa49e5eaec858d6d6c1?a=7&b=276787&c=liverpool&d=13&e=13&g=359393&i=1001x1003x1004&m=0&r=1&s=1276282208148&enc=1&dsFamilyId=1812&nsjs=true&nsck=true&nssvg=false&nswid=1225>)

「上海タワー」の名付け理由とされている¹³³。上海市は同上海タワー計画へのサポートを行う意向であることを表明しており、また Peel Group 自身も同事業に対する中国系企業・金融機関の投融資への期待を表明している¹³⁴ものの、現段階では具体的な中国側の同事業への出資、中国系企業のオフィス入居計画等は明らかにされていない。

③ 上海万博におけるシティセールス

2010年の上海万博において、リバプール市は、中国人観光客、留学生、直接投資の増加のためのシティセールスを目的として、同市によるパビリオンの単独出展¹³⁵を実施したが、その推進役としては、前述のリバプール・ビジョンが中心的な役割を担った。

図表 4-3-5.上海万博におけるリバプール・パビリオンのイメージ



(出典)<http://www.expo2010china.hu/>

このリバプール市のパビリオン出展においてリード・スポンサーとなったのが、イギリスでも有数の不動産開発事業会社である、Peel Group (ピール・グループ)¹³⁶であった。Peel Group はリバ

¹³³ <http://liverpoolwaters.co.uk/content/news.php?id=233>

¹³⁴ <http://liverpoolwaters.co.uk/content/news.php?id=233>

¹³⁵ なおリバプール市と上海市は 1999 年に姉妹都市協定を締結している。

¹³⁶ <http://www.peel.co.uk/>

プールの再開発計画¹³⁷として進められている Liverpool Waters 事業や Wirral Waters 事業の潜在的投資家として中国資本による投資を望んでおり、上海万博のリバプール・パビリオン出展を通じて、その投資誘致を行う狙いがあったとされる。なお Peel Group はリード・スポンサーを務めた効果として「このスポンサー活動を通じて、新規ビジネスパートナーの獲得や既存パートナーとの関係強化を通じ、我々のビジネスに非常に良い影響があった」と述べている¹³⁸。

④ シティセールスの具体的成果(国際・トレード・センター計画)

上海万博のリバプール・パビリオンのリード・スポンサーを務めた Peel Group は、2011 年初めに総工費約 1 億ポンドの”Peel International Trade Center”のコンセプトを発表する。

図表 4-3-6. 国際・トレード・センターのイメージ



(出典) Peel International Trade Center

¹³⁷ Peel Group はこれらリバプールのウォーターフロント開発事業を通じ、「ドバイ、バンクーバー、ニューヨーク、上海等のライバル都市に並ぶような街づくりを目指し」ているとしている。(出典：<http://liverpoolwaters.co.uk/content/news.php?id=233>)

¹³⁸ リバプール・ビジョンがリバプール・パビリオンのスポンサーに聞き取りを行った結果による。

同センターは **Wirral Waters** 事業¹³⁹の一環として、常設型のトレードセンターとして、計画が進められているものである。さらに同施設の事業開発を **Peel Group** と共にジョイントベンチャーによって進めることになったのが、中国人女性実業家(及び中国政府高官である) **Stella Shui** 氏(注: 下記写真右側)が率いる **Sam Wa Group** である。なお **Sam Wa Group** は同事業に対し 25 百万ポンド(約 37 億円)の投資を行う予定とされている。

Liverpool Vision はこの事業提携発表にあたり、「**Stella Shiu** 氏は中国政府の高官であり、また彼女は多くの中国人を当地に連れてくると述べているところである。これは **Peel Group**、**Wirral Waters** 事業、そしてリバプール全体にとって良いニュースである」「この投資は上海万博の出展による明らかな **benefit** の一例である」¹⁴⁰と述べており、この提携が特に中国からの投資促進の観点から重要視されていること、またこの投資が上海万博におけるリバプールのパビリオン出展によってもたらされたことを示唆している。

図表 4-3-7. **Peel Group** と **Sam Wa Group** の協力関係締結



(出典) Peel International Trade Center

¹³⁹ **Wirral Waters** 事業は今後 30 年間で 2 万 7 千人の雇用創出が目されている。**Peel International Trade Center** はその中心事業と位置付けられている施設であり、同施設により 3 千人の地域雇用がもたらされると見積もられている。

¹⁴⁰

http://www.liverpoolvision.co.uk/News/max_steinberg_chinese_investment_will_spark_further_interest.aspx

23 万平米の総敷地面積の同施設では、中国、インド、韓国その他のエマージング市場の 1,000 以上の企業がイギリス及びヨーロッパ全域のマーケット展開¹⁴¹のための展示、販売、ディストリビューションを行うための設備が整備される計画である。合計 4 カ所に分散して建設される同施設は、今後 10 年間かけて段階的に整備を進められる予定である¹⁴²。

¹⁴¹ 報道記事で挙げられている同施設入居企業が扱う製品例としては、家電、衣服、キッチン用品、家具、建材など多岐に渡っている。

¹⁴²

<http://www.liverpooldailypost.co.uk/liverpool-news/regional-news/2011/06/02/international-trade-centre-can-kick-start-11bn-docklands-regeneration-99623-28805858/>

図表 4-3-8. インターナショナル・トレード・センターのイメージ



(出典) Liverpool Daily Post

Peel Group によれば、イギリスにおいてはこのような形態のトレードセンターは初めての試みであり、また欧州全域をみても最大級の卸向けトレードセンターになるとのことである。

図表 4-3-9. インターナショナル・トレード・センターのイメージ



(出典: Peel International Trade Center)

なお同施設の入居企業としては特に中国系企業を見込んでおり、Peel Group 及び Sam Wa Group は中国において同施設への中国企業誘致のためのプレゼンテーション活動を行っている。また中国からは数次にわたり官民の視察団がリバプールを訪問し、建設中の同施設を視察

するなどしている。同施設に入居する外国企業については、入居後 5 年間のカウンスル・タックスの減免措置が与えられることになっている¹⁴³。

なお同施設は MICE との連携も意識し、建設が進められていた。具体的には、2014 年 6・7 月にリバプールで開催予定の”International Festival for Business”¹⁴⁴において同施設も会場の一つとして利用される予定だった。しかし最近の報道によれば、工事作業の遅れ等により、早くても当初予定より一年後の 2015 年春まで同施設のオープンが延びるものと見込まれている。

¹⁴³ <http://peelc.co.uk/tenants/tenancy-costs>

¹⁴⁴ イギリスにとって初めて「ビジネス」をメインテーマにそえた国際フェスティバル。International Festival for Business の公式ホームページは、右リンク先参照 (<http://www.ifb2014.com/>)。

平成25年度 大都市圏の国際競争力と都市の魅力の情報発信等のあり方に係る調査
調査報告書

平成26年3月

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

調査実施者 プライスウォーターハウスクーパース株式会社

本件業務及び文書は、プライスウォーターハウスクーパース株式会社(以下、「PwC」という。)が国土交通省との間で締結した業務委託契約書に基づき作成したものです。

PwCの作業は、本報告書に記載された特定の手続や分析に限定されており、業務委託契約終了日までに入手した情報にのみ基づいて実施しております。従って、平成26年3月以降に環境や状況の変化があったとしても、本報告書に記載されている内容には反映されておられません。

また、PwCは、第三者に対していかなる契約上またはその他の責任を負うものではありません。

なお、PwCの業務は、日本公認会計士協会その他会計基準委員会によって制定された基準に従って監査、レビュー、証明、その他の保証をしたものではありません。